

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月21日

【事業年度】 第13期(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

【会社名】 日本郵政株式会社

【英訳名】 JAPAN POST HOLDINGS Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役兼代表執行役社長 長門正貢

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号

【電話番号】 03-3504-4411(日本郵政グループ代表番号)

【事務連絡者氏名】 専務執行役 市倉昇

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号

【電話番号】 03-3504-4245

【事務連絡者氏名】 執行役IR室長 鶴田信夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
経常収益 (百万円)	15,240,126	14,258,842	14,257,541	13,326,534	12,920,375
経常利益 (百万円)	1,103,603	1,115,823	966,240	795,237	916,144
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() (百万円)	479,071	482,682	425,972	28,976	460,623
包括利益 (百万円)	717,123	2,212,035	177,994	8,867	118,564
純資産額 (百万円)	13,388,650	15,301,561	15,176,088	14,954,581	14,743,234
総資産額 (百万円)	292,246,440	295,849,794	291,947,080	293,162,545	290,640,154
1株当たり純資産額 (円)	2,974.91	3,399.74	3,327.37	3,268.19	3,278.11
1株当たり当期純利益又は当期純損失() (円)	106.46	107.26	97.26	7.04	112.97
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	4.6	5.2	4.7	4.6	4.6
自己資本利益率 (%)	3.7	3.4	2.9	0.2	3.4
株価収益率 (倍)	-	-	15.4	-	11.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	18,831	1,204,555	787,989	991,123	2,337,394
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	11,180,189	15,521,777	11,612,051	6,300,698	99,012
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	40,405	42,101	62,051	225,199	292,041
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	21,529,671	35,805,379	48,141,158	53,225,675	50,694,528
従業員数 (人)	221,078	220,703	250,876	248,384	245,863
[外、平均臨時従業員数]	[150,737]	[158,540]	[173,951]	[167,417]	[165,215]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 第12期の親会社株主に帰属する当期純損失は、のれん及び商標権並びに有形固定資産の一部の減損損失の計上等によるものであります。
3. 第12期より株式給付信託を設定しており、当該信託が保有する当社株式を連結財務諸表において自己株式として計上しております。これに伴い、株式給付信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、普通株式の期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益又は当期純損失の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。
4. 当社は、平成27年8月1日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しております。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
6. 第9期及び第10期の株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。また、第12期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であったため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
営業収益 (百万円)	272,988	251,919	309,975	303,808	280,850
経常利益 (百万円)	147,837	149,298	232,919	228,831	219,729
当期純利益 (百万円)	155,090	131,181	94,311	207,015	196,232
資本金 (百万円)	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000
発行済株式総数 (千株)	150,000	150,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000
純資産額 (百万円)	8,719,384	8,744,456	8,057,703	8,057,856	7,950,122
総資産額 (百万円)	9,740,129	9,107,178	8,418,459	8,261,109	8,127,442
1株当たり純資産額 (円)	1,937.64	1,943.21	1,957.32	1,957.71	1,966.31
1株当たり配当額 (円)	290.00	334.00	25.00	50.00	57.00
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(25.00)	(25.00)
1株当たり当期純利益 (円)	34.46	29.15	21.53	50.29	48.13
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	89.5	96.0	95.7	97.5	97.8
自己資本利益率 (%)	1.8	1.5	1.1	2.6	2.5
株価収益率 (倍)	-	-	69.8	27.8	26.6
配当性向 (%)	28.0	38.2	116.1	99.4	118.4
従業員数 (人)	3,098	2,951	2,886	2,761	2,422
[外、平均臨時従業員数]	[3,595]	[3,555]	[3,401]	[3,176]	[2,982]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 第12期より株式給付信託を設定しており、当該信託が保有する当社株式を財務諸表において自己株式として計上しております。これに伴い、株式給付信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、普通株式の期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

3. 当社は、平成27年8月1日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

4. 第13期の1株当たり配当額57円には、特別配当7円を含んでおります。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

6. 第9期及び第10期の株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。

(参考)主たる子会社の経営指標等

参考として、主たる子会社の「主要な経営指標等の推移」を記載します。

日本郵便株式会社(連結)

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
営業収益 (百万円)	2,869,945	2,940,971	3,638,847	3,758,970	3,881,943
経常利益 (百万円)	56,555	22,871	42,336	52,221	85,459
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株 主に帰属する当期純損失 () (百万円)	36,081	22,174	47,247	385,235	58,476
包括利益 (百万円)	39,336	175,277	43,839	440,668	38,128
純資産額 (百万円)	701,189	1,287,101	1,244,984	794,244	831,253
総資産額 (百万円)	4,864,433	5,525,467	5,651,387	5,091,375	5,099,405
1株当たり純資産額 (円)	174,904.00	128,437.31	124,097.80	79,086.81	82,784.72
1株当たり 当期純利益又は 当期純損失() (円)	9,020.36	3,164.06	4,724.73	38,523.56	5,847.69
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	14.4	23.2	22.0	15.5	16.2
自己資本利益率 (%)	5.7	2.5	3.7	37.9	7.2
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	70,462	187,610	62,681	64,895	160,180
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	12,617	116,759	794,637	3,331	174,455
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	16,152	591,275	11,368	4,747	37,115
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	1,759,635	2,421,783	1,675,924	1,739,543	1,761,348
従業員数 [外、平均臨時従業員数] (人)	197,291 [137,723]	196,875 [145,586]	226,616 [159,437]	224,086 [153,667]	221,442 [152,178]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 営業外収益、営業外費用に含まれていた郵便局等の賃貸取引については、第9期より営業収益、営業原価並びに販売費及び一般管理費に含めて表示する方法に変更しております。

3. 第10期の親会社株主に帰属する当期純損失は、のれん及び商標権並びに有形固定資産の一部の減損損失の計上等によるものであります。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 株価収益率については、日本郵便株式会社株式が非上場であるため記載しておりません。

6. 日本郵便株式会社は非上場のため、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

株式会社ゆうちょ銀行(連結)

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
経常収益 (百万円)	-	-	-	-	2,044,940
経常利益 (百万円)	-	-	-	-	499,654
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	-	-	-	-	352,775
包括利益 (百万円)	-	-	-	-	80,426
純資産額 (百万円)	-	-	-	-	11,521,680
総資産額 (百万円)	-	-	-	-	210,629,821
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	-	3,073.20
1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	94.09
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	-	-	5.5
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	3.1
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	15.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	-	-	-	-	130,411
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	-	-	-	-	1,676,182
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	-	-	-	-	187,324
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	-	-	-	-	49,223,314
従業員数 [外、平均臨時従業員数] (人)	- [-]	- [-]	- [-]	- [-]	13,022 [4,613]

- (注) 1. 株式会社ゆうちょ銀行は、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。
2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため記載していません。
4. 株式会社ゆうちょ銀行は、株式給付信託を設定しており、当該信託が保有する同社株式を同社連結財務諸表において自己株式として計上しております。これに伴い、株式給付信託が保有する同社株式は、1株当たり純資産額の算定上、普通株式の期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。
5. 自己資本利益率は、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、親会社株主に帰属する当期純利益を、非支配株主持分控除後の期末連結純資産額で除して算出しております。

株式会社かんぽ生命保険(連結)

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
保険料等収入 (百万円)	5,911,643	5,956,716	5,413,862	5,041,868	4,236,461
資産運用収益 (百万円)	1,540,615	1,460,745	1,354,966	1,367,937	1,284,529
保険金等支払金 (百万円)	10,160,877	9,059,549	8,550,474	7,550,323	6,890,020
経常利益 (百万円)	462,748	492,625	411,504	279,755	309,233
契約者配当準備金繰入額 (百万円)	242,146	200,722	178,004	152,679	117,792
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	62,802	81,323	84,897	88,596	104,487
包括利益 (百万円)	91,810	457,932	68,218	4,342	185,868
純資産額 (百万円)	1,538,136	1,975,727	1,882,982	1,853,203	2,003,126
総資産額 (百万円)	87,092,800	84,915,012	81,545,182	80,336,760	76,831,261
1株当たり純資産額 (円)	2,563.56	3,292.88	3,138.30	3,089.81	3,339.65
1株当たり当期純利益 (円)	104.67	135.54	141.50	147.71	174.21
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	1.8	2.3	2.3	2.3	2.6
自己資本利益率 (%)	4.2	4.6	4.4	4.7	5.4
株価収益率 (倍)	-	-	18.4	17.3	14.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,751,139	2,888,489	2,922,978	2,090,939	2,398,486
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,718,522	3,448,761	2,596,907	1,629,012	1,967,525
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	23,195	17,322	25,080	34,622	36,620
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	1,670,837	2,213,786	1,862,636	1,366,086	898,504
従業員数 (人)	7,367	7,606	7,890	7,965	8,112
[外、平均臨時従業員数]	[3,165]	[3,122]	[3,165]	[3,071]	[2,897]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 株式会社かんぽ生命保険は、平成27年8月1日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 株式会社かんぽ生命保険は、第11期より株式給付信託を設定しておりますが、同社連結財務諸表の株主資本において自己株式として計上されている信託が保有する同社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第8期及び第9期の株価収益率については、株式会社かんぽ生命保険株式が非上場であったため記載しておりません。

2 【沿革】

(1) 設立経緯

明治4年、前島密により、郵便制度が創設されました。明治8年に郵便為替事業、郵便貯金事業が創業され、明治39年には郵便振替事業が創業されました。明治18年に逓信省が設立され、郵便事業、郵便為替事業及び郵便貯金事業が同省に移管され、大正5年に簡易生命保険事業、大正15年に郵便年金事業が創業されました。昭和24年には、郵政事業は逓信省から郵政省に引き継がれました。

郵政事業はこのように国の直営事業として実施されてきましたが、平成8年11月に発足した行政改革会議において、国の行政の役割を「官から民へ」、「国から地方へ」という基本的な視点から見直すこととされ、このような行政機能の減量、効率化の一環として、国の直営を改め「三事業一体として新たな公社」により実施することとされました。これを受け、平成13年1月、郵政省は自治省及び総務庁との統合により発足した総務省及び郵政事業の実施に関する機能を担う同省の外局として置かれた郵政事業庁に再編された後に、平成14年7月31日に郵政公社化関連4法が公布され、平成15年4月1日に日本郵政公社(以下「公社」といいます。)が発足することとなりました。

平成13年4月に小泉内閣が発足すると、財政改革、税制改革、規制改革、特殊法人改革、司法制度改革、地方分権推進等とともに、郵政事業の民営化が、「改革なくして成長なし」との基本理念のもとで進められた「聖域なき構造改革」における重要課題の一つとして位置づけられました。平成16年9月、公社の4機能(窓口サービス、郵便、郵便貯金及び簡易生命保険)をそれぞれ株式会社として独立させること、これらの株式会社を子会社とする純粋持株会社を設立すること等を主な内容とする「郵政民営化の基本方針」が閣議決定され、立案された郵政民営化関連6法案(郵政民営化法案、日本郵政株式会社法案、郵便事業株式会社法案、郵便局株式会社法案、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案)が、閣議決定、第162回通常国会への提出、両院郵政民営化に関する特別委員会における審議、衆議院における一部修正、参議院本会議における否決、衆議院解散・総選挙、再提出等を経て、平成17年10月、第163回特別国会において可決・成立しました。日本郵政株式会社(以下「当社」といいます。)は、平成18年1月、郵政民営化法及び日本郵政株式会社法に基づき、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有し、これらの経営管理及び業務の支援を行うことを目的とする株式会社として設立されました。平成18年9月には、当社の全額出資により、株式会社ゆうちょ(現 株式会社ゆうちょ銀行)及び株式会社かんぼ(現 株式会社かんぼ生命保険)が設立されました。

平成19年10月、郵政民営化(郵政民営化関連6法の施行)に伴い公社が解散すると、その業務その他の機能並びに権利及び義務は、5つの承継会社(当社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぼ生命保険)、郵便貯金及び簡易生命保険の適正かつ確実な管理等を行う独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「管理機構」といいます。)に引き継がれました。これにより、当社を持株会社とし、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぼ生命保険を中心とした日本郵政グループが発足いたしました。

(2) 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の公布

郵政民営化(平成19年10月1日)後、約4年半が経過した平成24年4月27日、第180回通常国会で郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案が可決・成立し、平成24年5月8日に公布されました。

これにより、郵便事業株式会社と郵便局株式会社は、郵便局株式会社を存続会社として合併し、社名を日本郵便株式会社に変更したことにより、日本郵政グループは5社体制から4社体制へと再編されました。

また、ユニバーサルサービス(郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的かつ将来にわたりあまねく全国において公平に利用できるようにすること。)の範囲が拡充され、これまでの郵便サービスのみならず、貯金、保険の基本的なサービスを郵便局で一体的に利用できる仕組みが確保されるようになりました。

当社が保有する株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぼ生命保険(以下「金融2社」といいます。)の株式は、その全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況、ユニバーサルサービス確保の責務の履行への影響を勘案しつつ、できる限り早期に処分することとされております。

なお、政府が保有する当社の株式については、政府は、平成23年11月30日、第179回臨時国会において可決・成立した東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により、復興債の償還費用の財源を確保するため、当社の経営状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分することとされております。

(3) 当社及び金融 2 社の株式上場

上記の法律上の要請に加え、金融 2 社株式についても、金融 2 社の経営の自由度確保のため早期の処分が必要であること、また、金融 2 社の株式価値を当社の株式価格に透明性を持って反映させることといった観点を総合的に勘案し、当社及び金融 2 社の上場はいずれも遅らせることなく、同時に行うことが最も望ましいと判断し、政府による当社の株式の売出し・上場に合わせ、金融 2 社株式につきましても、同時に売出し・上場を行うこととし、平成27年11月4日、当社及び金融 2 社は東京証券取引所市場第一部に同時上場いたしました。

(4) 沿革

年 月	沿革
平成18年 1 月	公社の全額出資により、郵政民営化に向けた準備を行う特殊会社として当社を設立
平成18年 9 月	当社の全額出資により、郵政民営化に向けた準備を行う会社として、株式会社ゆうちょ(現 株式会社ゆうちょ銀行)及び株式会社かんぽ(現 株式会社かんぽ生命保険)を設立
平成19年10月	郵政民営化に伴い、当社は、郵便事業株式会社、郵便局株式会社(現 日本郵便株式会社)、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の株式の総数を保有する持株会社に移行 公社の全額出資により郵便事業株式会社、郵便局株式会社を設立し、両社株式を承継 株式会社ゆうちょは商号を株式会社ゆうちょ銀行に、株式会社かんぽは商号を株式会社かんぽ生命保険に変更
平成19年12月	株式会社ゆうちょ銀行が新規業務(シンジケートローン(参加型)、貸出債権の取得又は譲渡等、金利スワップ取引等)の認可取得 株式会社かんぽ生命保険が新規業務(運用対象の自由化)の認可取得
平成20年 4 月	株式会社ゆうちょ銀行が新規業務(クレジットカード業務、変額個人年金保険の募集業務、住宅ローン等の媒介業務)の認可取得
平成21年 1 月	株式会社ゆうちょ銀行が全国銀行データ通信システムによる他の金融機関との内国為替取扱開始
平成24年10月	郵便局株式会社が商号を日本郵便株式会社に変更し、郵便事業株式会社と合併
平成26年 4 月	株式会社かんぽ生命保険が学資保険「はじめのかんぽ」の販売開始
平成26年 7 月	株式会社かんぽ生命保険がAmerican Family Life Assurance Company of Columbus(注1)のがん保険の受託販売等の取扱開始
平成27年 5 月	日本郵便株式会社が豪州物流企業Toll Holdings Limitedを子会社化
平成27年10月	株式会社かんぽ生命保険が養老保険「新フリープラン(短期払込型)」の販売開始
平成27年11月	当社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険が、それぞれ東京証券取引所市場第一部に株式を上場 株式会社かんぽ生命保険が法人向け商品(総合福祉団体定期保険等)の受託販売開始
平成28年 3 月	株式会社かんぽ生命保険が新規業務(再保険の引受け、付帯サービス)の認可取得 株式会社かんぽ生命保険が第一生命保険株式会社(注2)と業務提携
平成29年 6 月	株式会社ゆうちょ銀行が新規業務(口座貸越サービス、地域金融機関との連携に係る業務等、市場運用関係業務)の認可取得
平成29年10月	株式会社かんぽ生命保険が特約「医療特約 その日からプラス」、終身保険(低解約返戻金型)「新ながいきくん 低解約返戻金プラン」、長寿支援保険(低解約返戻金型)「長寿のしあわせ」の販売開始

- (注) 1. 米国法人の日本支店が日本法人化され、日本支店の事業については日本法人へ承継されたことにより、有価証券報告書提出日現在における契約先はアフラック生命保険株式会社となっております。
2. 業務提携先グループ内部における業務移管により、有価証券報告書提出日現在における業務提携先は第一生命ホールディングス株式会社となっております。

(参考)郵政事業創業から平成17年12月までの主な沿革

年 月	主な沿革
明治4年4月	郵便事業創業
明治5年7月	郵便制度を全国的に実施
明治6年4月	郵便料金の全国均一制を実施
明治8年1月	郵便為替事業創業、外国郵便の取扱いを開始
明治8年5月	郵便貯金事業創業
明治18年12月	逓信省発足
明治25年10月	小包郵便の取扱いを開始
明治39年3月	郵便振替事業創業
明治44年2月	速達郵便の取扱いを開始
大正5年10月	簡易生命保険事業創業
大正15年10月	郵便年金事業創業
昭和13年2月	東京逓信病院が診療を開始
昭和16年10月	定額郵便貯金制度を創設
昭和24年6月	二省分離に伴い郵政省発足
昭和24年12月	お年玉付郵便葉書の発行を開始
昭和37年4月	簡易生命保険加入者福祉施設(現 かんぼの宿等)の設置及び運営等を行う特殊法人として簡易保険福祉事業団が設立
昭和43年7月	郵便番号制の実施
昭和56年3月	郵便貯金自動預払機(ATM)による取扱いを開始
昭和61年3月	逓信病院の一般開放を実施
平成3年4月	新簡易保険制度の発足(郵便年金事業を簡易保険事業に統合)
平成11年1月	ATM・CD提携サービス、デビットカードサービスを開始
平成13年1月	省庁再編に伴い、郵政省と自治省、総務庁が統合した総務省と郵政事業庁に再編
平成13年4月	郵便貯金資金の全額自主運用を開始(資金運用部への全額預託義務が廃止)
平成13年10月	バイク自賠責保険の取扱いを開始
平成13年12月	地方公共団体からの受託事務の取扱いを開始
平成15年4月	公社発足(簡易保険福祉事業団を統合)
平成17年10月	投資信託の販売の取扱いを開始

3 【事業の内容】

(1) 当社グループの事業の内容

日本郵政グループ(以下「当社グループ」といいます。)は、当社、日本郵便株式会社(以下「日本郵便」といいます。)、株式会社ゆうちょ銀行(以下「ゆうちょ銀行」といいます。)及び株式会社かんぽ生命保険(以下「かんぽ生命保険」といい、日本郵便及びゆうちょ銀行と併せて「事業子会社」と総称します。)を中心に構成され、「郵便・物流事業」、「金融窓口事業」、「国際物流事業」、「銀行業」、「生命保険業」等の事業を営んでおります。当該5事業の区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に掲げるセグメントの区分と同一であり、報告セグメントに含まれていない事業を「その他」に区分しております。

各事業における事業の内容並びに当社及び関係会社の位置づけは次に記載のとおりであります。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当し、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

セグメントの名称	主な事業内容	関係会社等
郵便・物流事業	郵便の業務並びに郵便物の作成及び差出しに関する業務その他の附帯する業務等の郵便事業並びに物流事業等	日本郵便 日本郵便輸送株式会社 日本郵便デリバリー株式会社 日本郵便メンテナンス株式会社 株式会社J Pロジサービス J Pサンキュウグローバルロジスティクス株式会社 J Pビズメール株式会社 株式会社J Pメディアダイレクト 東京米油株式会社
金融窓口事業	郵便・物流事業に係る窓口業務、銀行窓口業務、保険窓口業務、物販事業、不動産事業、提携金融サービス等	日本郵便 株式会社郵便局物販サービス J Pビルマネジメント株式会社 J Pコミュニケーションズ株式会社 日本郵便オフィスサポート株式会社 J P損保サービス株式会社 株式会社J P三越マーチャンダイジング 株式会社ゆうゆうギフト J P東京特選会株式会社 セゾン投信株式会社 株式会社ジェイエイフーズおおいた リンベル株式会社
国際物流事業	豪州を中心としたグローバル市場におけるエクスプレス、フォワーディング及びロジスティクス事業等	Toll Holdings Limited 及び同社傘下の連結子会社235社 Toll Holdings Limited傘下の関連会社16社
銀行業	銀行業等	ゆうちょ銀行 JPインベストメント株式会社 及び同社傘下の連結子会社1社 J P投信株式会社 SDPセンター株式会社 日本ATMビジネスサービス株式会社
生命保険業	生命保険業等	かんぽ生命保険 かんぽシステムソリューションズ株式会社
その他	グループシェアード事業、病院事業、宿泊事業、投資事業等	当社 日本郵政スタッフ株式会社 ゆうせいチャレンジド株式会社 J Pホテルサービス株式会社 日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社 日本郵政キャピタル株式会社 J Pツーウェイコンタクト株式会社

(注) は連結子会社、 は持分法適用関連会社であります。

郵便・物流事業

当事業では、郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務並びに郵便物の作成及び差出しに関する業務その他の附帯する業務等の郵便事業並びに物流事業等を行っております。

(a) 郵便事業

郵便サービスを全国一律の料金であまねく公平に提供し、国内郵便に加え、万国郵便条約などの条約・国際取り決めに基づく国際郵便(通常・小包・EMS)を提供しております。

また、お客さまの郵便発送業務一括アウトソーシングのニーズにお応えするため、JPビズメール株式会社などの子会社において、郵便物などの企画・作成(印刷)から封入・封かん、発送までをワンストップで請け負うトータルサービスを提供しております。

その他、国からの委託による印紙の売りさばき、お年玉付郵便葉書の発行等の業務を行っております。

EMS = 国際スピード郵便(Express Mail Service)

(b) 物流事業

物流サービスとして、宅配便(ゆうパック等)及びメール便(ゆうメール等)の運送業務を行っており、eコマース市場の成長に伴う多様な顧客ニーズに的確に応えたサービスを提供いたします。一方、多様化・高度化する物流ニーズに対しては、お客さまに最適な物流戦略、物流システムの設計、提案、構築から運用までを行う3PLサービスの提供を、物流ソリューションセンターを中心として、株式会社JPロジサービス、株式会社JPメディアダイレクトなどとともに展開しております。

また、増大する日本と中国などアジアを中心とした物流のニーズに対応するため、JPサンキュウグローバルロジスティクス株式会社を中心に総合的な物流ソリューションを提供しております。

さらに、eコマースを中心とした小口荷物の国際宅配需要を獲得するため、平成26年に資本・業務提携した海外物流パートナーである、仏GeoPost S.A.(以下「ジオポスト」といいます。)及び香港Lenton Group Limited(以下「レントングループ」といいます。)との間で開発した国際宅配便サービスである「ゆうグローバルエクスプレス」により国際郵便で提供できない付加価値サービスに対応いたします。

3PL(サードパーティーロジスティクス)=サード・パーティー(=3PL事業者)が、荷主の物流業務全体又は一部を荷主から包括的に受託するサービスの形態。

(c) その他

(a)及び(b)の業務の他、以下の業務を行っております。

- ・カタログ等に掲載されている商品若しくは権利の販売又は役務の提供に係る申込みの受け付け、商品代金の回収等の業務
- ・地方公共団体からの委託を受けて高齢者等への生活状況の確認、日用品の注文・図書の貸出の受付、廃棄物等の不法投棄の見回り、また、外務員を活用した生活用品等の注文内容を記載した郵便物の集荷及びゆうパック等による注文品の配達、小学生等からの励ましのメッセージを記載した郵便物の定期的な配達、郵便物又はゆうパック等の配達時における励ましの声かけ等の業務(いわゆる「ひまわりサービス」)
- ・郵便等を利用した広告媒体を開発し、クライアントからの広告プロモーションを受注する広告業務を実施するとともに、広告プロモーションの改善等に係るコンサルティング等の業務

金融窓口事業

当事業では、お客さまにサービスを提供するための営業拠点として全国に設置した直営の郵便局(平成30年3月31日現在20,154局(内、営業中は20,086局))及び業務を委託した個人又は法人が運営する簡易郵便局(平成30年3月31日現在4,241局(内、営業中は3,947局))。ただし、銀行代理業務等に係る委託契約を締結しているのは3,927局(内、営業中は3,917局)、生命保険募集委託契約を締結しているのは580局(内、営業中は579局))において郵便・物流事業に係る窓口業務、銀行窓口業務等、保険窓口業務等、物販事業等を行っている他、不動産事業、提携金融サービスを行っております。

簡易郵便局法(昭和24年法律第213号)第3条に規定する日本郵便が郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務を委託する者が設ける施設であり、日本郵便と受託者との受委託契約により行う業務が異なります。

(a) 郵便・物流事業に係る窓口業務

郵便物の引受け・交付、郵便切手類の販売、ゆうパック等物流サービスの引受け、印紙の売りさばき等を行っております。

(b) 銀行窓口業務等

ゆうちょ銀行から委託を受け、通常貯金、定額貯金、定期貯金、送金・決済サービスの取扱い、公的年金などの支払い、国債や投資信託の窓口販売などを行っております。

(c) 保険窓口業務等

かんぽ生命保険から委託を受け、生命保険の募集や保険金の支払いなどを行っております。

(d) 物販事業

カタログ等を利用して行う商品又は権利の販売並びに商品の販売又は役務の提供に係る契約の取次ぎ及び当該契約に係る代金回収を行う業務等として、生産地特選品販売、年賀状印刷サービス、フレーム切手販売、文房具等の郵便等関連商品の陳列販売等を行うとともに、窓口、渉外社員による販売に加え、インターネット及びDMによる販売を行っております。

(e) 不動産事業

平成19年10月の郵政民営化に伴い公社から承継した不動産を基に高度商業地域に位置する旧東京中央郵便局敷地(現：JPタワー)などを開発し、事務所・商業施設・住宅等の賃貸・管理事業のほか、賃貸用建物の運営管理業務及び分譲事業等の不動産事業を行っております。

(f) 提携金融サービス

かんぽ生命保険以外の生命保険会社や損害保険会社などから委託を受け、変額年金保険、法人(経営者)向け生命保険、がん保険、引受条件緩和型医療保険、自動車保険等の販売を行っております。

(g) その他の事業

(a)～(f)の業務の他、以下の業務を行っております。

- ・地方公共団体の委託を受けて行う戸籍謄本や住民票の写し等の公的証明書の交付事務、ごみ処理券等の販売、バス利用券等の交付事務
- ・当せん金付証票(宝くじ)の発売等の事務に係る業務
- ・日本放送協会からの委託を受けて行う放送受信契約の締結・変更に関する業務
- ・郵便局等の店頭スペース等の活用、窓口ロビーへのパンフレット掲出等の広告業務
- ・会員向け生活支援サービス業務(郵便局のみまもりサービス)等

国際物流事業

当事業では、Toll Holdings Limited(以下「トール社」といいます。)及び同社傘下の子会社において、オーストラリア、ニュージーランド国内等におけるエクスプレス輸送と貨物輸送、アジアからの輸出を中心としたフルラインでの国際的貨物輸送及びアジア太平洋地域における3PLプロバイダーとしての輸送・倉庫管理や資源・政府分野の物流等のサービスを行っております。

トール社及び同社傘下の子会社は、下表の3部門で構成されており、不特定の顧客や小さな契約ベースの顧客を対象としたエクスプレス事業とフォワーディング事業、特定顧客のニーズを満たすために構築したロジスティクス事業を提供しております。

区分	部門名	サービス概要
エクスプレス事業	グローバルエクスプレス (Global Express)	オーストラリア、ニュージーランド国内等におけるエクスプレス輸送と貨物輸送サービスを提供
フォワーディング事業	グローバルフォワーディング (Global Forwarding)	アジアからの輸出を中心としたフルラインでの国際的貨物輸送サービス等を提供
ロジスティクス事業	グローバルロジスティクス (Global Logistics)	アジア太平洋地域における3PLプロバイダーとしての輸送・倉庫管理や資源・政府分野の物流等のサービスを提供

銀行業

当事業では、ゆうちょ銀行が、銀行法に基づき、預入限度額内の預金(貯金)業務、シンジケートローン等の貸出業務、有価証券投資業務、為替業務、国債、投資信託及び保険商品の窓口販売、住宅ローン等の媒介業務、クレジットカード業務などを営んでおります。また、日本郵便の郵便局ネットワークをメインチャンネルに、1.2億人規模のお客さまに生活・資産形成に貢献する金融サービスを提供し、お預りした貯金を有価証券で運用することを主な事業としております。

また、ゆうちょ銀行及びその関係会社は、銀行業務のほか、金融商品取引業務などを行っております。

(a) 資金運用

ゆうちょ銀行は、平成30年3月末現在、個人貯金が90%超を占める179.8兆円の貯金を、主として有価証券139.2兆円(内、国債62.7兆円、その他の証券(外国債券や主な投資対象が外国債券である投資信託等で構成)59.2兆円)で運用し、資金運用収益を中心に収益を確保しております。

具体的には、想定した市場環境のもと、負債の状況等を踏まえて国債等の運用資産・運用期間を適切に管理するとともに、収益源泉の多様化・リスク分散の観点から、国際分散投資の推進、オルタナティブ資産への投資など運用の高度化・多様化を図っているほか、地域経済活性化にも貢献すべく、従来からの地方公共団体向け資金供給の強化に加え、地域金融機関と連携し、地域活性化ファンドへの出資等に取り組んでおります。

こうした金融資産及び金融負債は、市場リスク(金利、為替、株式など様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。))の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク)や信用リスク(信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産を含む。))の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク)を伴うものであるため、デリバティブ取引等で一定のリスクをヘッジしつつ、安定的な収益確保に努めております。

(b) 資金調達、資産・負債総合管理

ゆうちょ銀行は、本支店その他の営業所、日本郵便が展開している郵便局ネットワークを通じて、お客さまから通常貯金、定額・定期貯金などの各種の貯金を預入限度額内でお預かりしております。

また、管理機構が、公社から承継した郵便貯金に相当する預り金を、特別貯金として受け入れております。

さらに、上記(a)の資金運用(資産)と市場取引も含めた資金調達(負債)について、金利リスクや流動性リスク(運用・調達期間の差異や資金流出により、必要な資金調達や通常の金利での資金調達が困難となるリスク)をマネージしつつ、国債運用等で安定的収益の確保を図る「ベース・ポートフォリオ」と、国際分散投資等を拡大し主に信用・市場リスクを取って収益の積上げを追求する「サテライト・ポートフォリオ」の枠組みのもとで、資産・負債を総合的に内部管理するALM(Asset Liability Management)を適切に展開し、中期的な安定的収益の確保に努めております。

なお、平成30年度からは、運用の高度化・多様化が進み、サテライト・ポートフォリオの残高が相応に積み上がったことを契機に、これまでのベース・ポートフォリオとサテライト・ポートフォリオという管理の枠組みをポートフォリオの特性に合わせ、7つのポートフォリオに細分化して管理する枠組みに移行いたします。

(c) 手数料ビジネス

ゆうちょ銀行は、本支店その他の営業所(直営店)・日本郵便の郵便局ネットワークを通じて、為替業務、国債・投資信託等の資産運用商品の販売、クレジットカード業務、住宅ローン等の媒介業務(直営店に限り取扱い)及び各金融機関と連携したATM提携サービスなどを提供し、手数料(役務取引等)収益を確保しております。

生命保険業

当事業では、かんぽ生命保険が、保険業法に基づく免許・認可を得て、生命保険の引受け及び有価証券投資、貸付等の資産運用業務を行っております。

また、日本郵便との間で生命保険募集・契約維持管理業務委託契約等を締結し、平成30年3月31日現在、20,115局(内、営業中は20,047局)の郵便局で生命保険募集等を行っております。

(a) 生命保険業

かんぽ生命保険は、生命保険業免許に基づき、次の～の保険引受業務及び～の資産運用業務を行っております。ただし、かんぽ生命保険には、他の生命保険会社にはない、業務を行うに当たっての郵政民営化法による制約があります。詳細は下記「(3) 事業に係る主な法律関連事項 (i)～(l)」をご参照ください。

業務の種類	内訳
保険引受業務	個人保険及び財形保険
	個人年金保険及び財形年金保険
	再保険(注)
資産運用業務	有価証券の取得
	不動産の取得
	金銭債権の取得
	金銭の貸付(コールローンを含む。)
	有価証券の貸付
	預金又は貯金
	金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託
	有価証券関連デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引又は先物外国為替取引
その他郵政民営化法第138条に定められた方法等	

(注) かんぽ生命保険と管理機構との間で再保険契約を締結し、郵政民営化法により公社から管理機構に承継された、簡易生命保険契約に基づく管理機構の保険責任のすべてをかんぽ生命保険が受再しております。

(b) 他の保険会社(外国保険業者を含む。)その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行

かんぽ生命保険は、次の保険会社の商品の受託販売等を行っております。

- ・ エヌエヌ生命保険株式会社
- ・ 住友生命保険相互会社
- ・ 第一生命保険株式会社
- ・ 東京海上日動あんしん生命保険株式会社
- ・ 日本生命保険相互会社
- ・ 三井住友海上あいおい生命保険株式会社
- ・ 明治安田生命保険相互会社
- ・ メットライフ生命保険株式会社
- ・ アフラック生命保険株式会社

(c) 管理機構から委託された簡易生命保険管理業務

かんぽ生命保険は、郵政民営化法により公社から管理機構に承継された、簡易生命保険契約の管理業務を、管理機構から受託しております。

その他

上記の各事業のほか、集約により効率性が高まる間接業務をグループ各社から受託するグループシェアード事業、公社から承継した病院及び宿泊施設の運営、成長性の高い企業に出資を行う投資事業等を行っております。

(a) グループシェアード事業

当社グループ各社が個別に実施するよりもグループ内で1カ所に集約したほうが効率的な実施が見込まれる間接業務(電気通信役務及び情報処理サービスの提供、人事及び経理に関する業務、福利厚生に関する業務、不動産の管理等に関する業務、人材派遣・紹介等の業務、コールセンターに関する業務、人材育成に関する業務及び健康管理業務など)を、事業子会社等から受託して実施することにより、業務を支援するとともに、経営効率の向上を図っております。

(b) 病院事業

当社グループの企業立病院として、通信病院を全国7カ所に設置しております。

(注) 通信病院設置数は平成30年3月31日現在のものであります。

(c) 宿泊事業

直営のかんぼの宿(50カ所)のほか「ホテル ラフレさいたま」等の経営、「ホテル メルパルク」(11カ所)等の賃貸借、管理を行っております。

(注) 宿泊事業における施設設置数は平成30年3月31日現在のものであります。

なお、かんぼの宿の施設数は休館中の2カ所を含みます。

(d) 投資事業

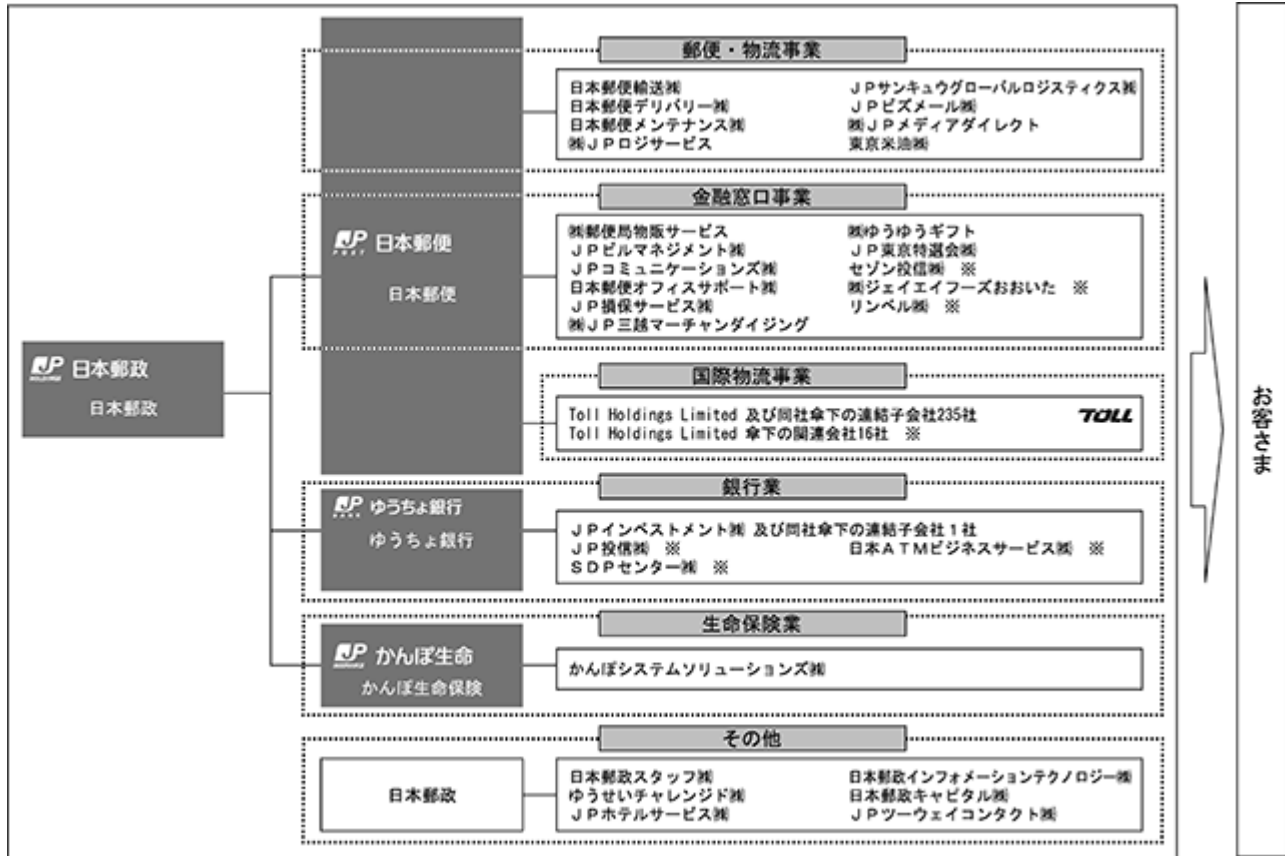
成長性の高い企業に出資を行うことにより、出資先企業と当社グループとの連携及び中長期的なグループ収益の拡大を図っております。

上記のほか、当社は、事業子会社等の経営の基本方針の策定及び実施の確保並びに株主としての権利の行使を行うこととしております。

また、平成30年4月2日付で、不動産事業を行う日本郵政不動産株式会社(出資比率は、当社100%)を設立しております。

(2) 当社グループの事業系統図

当社グループの事業系統図は、次のとおりであります。



※ 持分法適用関連会社

(注) 非連結子会社1社及び持分法非適用の関連会社1社は、記載を省略しております。

(3) 事業に係る主な法律関連事項

当社グループが行う事業に係る主な法律関連事項は、次のとおりであります。

日本郵政株式会社法

(a) 趣旨

当社の目的、業務の範囲等が定められております。当社は、本法により政府の規制を受けるとともに、商号の使用制限等の特例措置が講じられております。

(b) 会社の目的

当社は、日本郵便の発行済株式の総数を保有し、日本郵便の経営管理を行うこと及び日本郵便の業務の支援を行うことを目的とする株式会社とされております。(法第1条)

(c) 業務の範囲

当社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとされております。(法第4条第1項)

- イ. 日本郵便が発行する株式の引受け及び保有
- ロ. 日本郵便の経営の基本方針の策定及びその実施の確保
- ハ. 日本郵便の株主としての権利の行使等
- ニ. イ. からハ. に掲げる業務に附帯する業務

(d) 業務の制限

次に掲げる事項について、総務大臣の認可が必要とされております。

- イ. その目的を達成するために法第4条第1項に規定する業務のほかに行う必要な業務(法第4条第2項)
- ロ. 募集株式若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集、又は株式交換に際して行う株式若しくは新株予約権の交付(法第8条)
- ハ. 取締役の選任及び解任並びに監査役の選任及び解任の決議(法第9条)
- ニ. 毎事業年度の事業計画(法第10条)
- ホ. 定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分(損失の処理を除く。)、合併、会社分割及び解散の決議(法第11条)

(e) ユニバーサルサービスの提供

当社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有することとされております。(法第5条)

(f) 株式の保有

当社は、常時、日本郵便の発行済株式の総数を保有していなければならないこととされております。(法第6条)

(g) 株式の処分

政府は、保有義務のある3分の1超の株式を除き、その保有する当社の株式について、できる限り早期に処分するものとされております。(法附則第3条)

なお、政府は、当社の株式の売却収入を東日本大震災に係る復興債の償還費用の財源を確保するため、当社の経営の状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、当社の株式をできる限り早期に処分するものとされております。(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法附則第14条)

日本郵便株式会社法

(a) 趣旨

日本郵便の目的、業務の範囲等が定められております。同社は、本法により政府の規制を受けるとともに、商号の使用制限等の特例措置が講じられております。

(b) 会社の目的

日本郵便は、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とされております。(法第1条)

(c) 業務の範囲

イ. 日本郵便は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとされております。(法第4条)

郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務

銀行窓口業務

に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、銀行窓口業務契約の締結及び当該銀行窓口業務契約に基づいて行う関連銀行に対する権利の行使

保険窓口業務

に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、保険窓口業務契約の締結及び当該保険窓口業務契約に基づいて行う関連保険会社に対する権利の行使

国の委託を受けて行う印紙の売りさばき

から に掲げる業務に附帯する業務

ロ. 日本郵便は、イ. に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができるものとされております。

お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和24年法律第224号)第1条第1項に規定するお年玉付郵便葉書等及び同法第5条第1項に規定する寄附金付郵便葉書等の発行

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)第3条第5項に規定する事務取扱郵便局において行う同条第1項第1号に規定する郵便局取扱事務に係る業務

に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

から に掲げる業務に附帯する業務

ハ. 日本郵便は、イ. 及びロ. に規定する業務のほか、イ. 及びロ. に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、イ. 及びロ. に規定する業務以外の業務を営むことができるものとされております。

ニ. 日本郵便は、ロ. に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びにハ. に規定する業務を営もうとするときは、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならないものとされております。

金融2社は、現在、日本郵便が金融のユニバーサルサービス提供に係る責務を果たすために営む銀行代理業又は保険募集等に係る業務委託契約を日本郵便との間でそれぞれ締結しております。これらの契約を締結している銀行又は生命保険会社を、それぞれ関連銀行、関連保険会社といたします。

(d) 業務の制限

次に掲げる事項について、総務大臣の認可が必要とされております。

イ. 新株若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集、又は株式交換に際して行う株式若しくは新株予約権の交付(法第9条)

ロ. 毎事業年度の事業計画(法第10条)

ハ. 総務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするとき(法第11条)

ニ. 定款の変更、合併、会社分割及び解散の決議(法第12条)

(e) ユニバーサルサービスの提供

日本郵便は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有することとされております。(法第5条)

郵政民営化法

(a) 趣旨

郵政民営化の基本理念、基本方針等を定めるとともに、公社の解散に伴い、公社の機能を引き継がせる新たな株式会社(以下、本 において「新会社」といいます。)の設立、新会社の株式、新会社に関して講ずる措置、公社の業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要な事項が定められております。

平成24年5月8日公布の郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、郵政民営化法が改正され、郵便サービスのみならず、貯金、保険の基本的なサービスを郵便局で一体的に利用できるようにするユニバーサルサービスの確保が義務づけられ、また、当社が保有するゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の株式については、その株式の全部を処分することを目指し、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の経営状況、郵政事業に係る基本的な役務の確保の責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとされております。

(b) 株式の処分

当社の発行済株式の総数は政府が保有し、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の発行済株式の総数は当社が保有するものとされており、政府が保有する当社の株式がその発行済株式の総数に占める割合は、できる限り早期に減ずるものとされておりますが、その割合は、常時、3分の1を超えているものとされております。

また、当社が保有するゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の株式について、その株式の全部を処分することを目指し、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の経営状況、郵政事業に係る基本的な役務の確保の責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとされております。(法第5条、第7条及び第62条)

(c) ユニバーサルサービスの提供

当社及び日本郵便は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとし、郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするものとされております。(法第7条の2)

(d) 同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保

当社、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の業務については、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限を加えるとともに、ゆうちょ銀行について銀行法等の特例を適用しないこととする日又はかんぽ生命保険について保険業法等の特例を適用しないこととする日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日までの期間中に、郵政民営化に関する状況に応じ、これを緩和するものとされております。

また、日本郵便は、日本郵便株式会社法第4条第2項第3号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第3項に規定する業務(以下「届出業務」といいます。)を営むに当たっては、届出業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮しなければならないとされております。(法第8条及び第92条)

(e) ゆうちょ銀行における業務の制限

ゆうちょ銀行は、郵政民営化法により、郵政民営化時に認められていなかった業務(いわゆる新規業務)を行うときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を要するものとされております。(法第110条)

認可を要する業務の概要は、以下イ. からヘ. のとおりです。

また、内閣総理大臣及び総務大臣は、新規業務の認可や下記(g)(h)の規制に係る認可の申請があった場合、下記(f)の規制に係る政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合は、郵政民営化委員会の意見を聴かなければならないこととされております。

なお、当社がゆうちょ銀行の株式の2分の1以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、郵政民営化法第110条に係る認可は要しないものの、ゆうちょ銀行が各業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣への届出を要するとともに、業務を行うに当たっては、他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならないものとされております。(法第110条の2)

イ. 外貨預金の受入れ、譲渡性預金の受入れ

ロ. 資金の貸付け又は手形の割引(次の から に掲げる業務を除く)

預金者等に対する当該預金者等の預金等を担保とする資金の貸付け

国債証券等を担保とする資金の貸付け

地方公共団体に対する資金の貸付け

コール資金の貸付け

当社、日本郵便又はかんぽ生命保険に対する資金の貸付け

管理機構に対する資金の貸付け

ハ. 銀行業に付随する業務等のうち、次の から に掲げる業務

債務の保証又は手形の引受け

特定目的会社発行社債の引受け等

有価証券の私募の取扱い

地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

外国銀行の業務の代理又は媒介

デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

有価証券関連店頭デリバティブ取引

有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

投資助言業務

信託に係る事務に関する業務

地球温暖化防止の観点での算定割当量関連業務

ニ. 登録金融機関の業務(金融商品取引法第33条第2項の業務)(次の から に掲げる業務を除く)

投資の目的又は信託契約に基づく有価証券の売買・有価証券関連デリバティブ取引及び書面取次ぎ行為

国債等の募集の取扱い等

証券投資信託の募集の取扱い等

ホ. その他の法律の規定により銀行が営むことができる業務(次の から に掲げる業務を除く)

当せん金付証券の売りさばき等

国民年金基金の加入申出受理業務

かんぽ生命保険の一部の生命保険の募集

確定拠出年金(個人型)の加入申込受理業務

拠出年金運営管理業(個人型)

ヘ. その他内閣府令・総務省令で定める業務

ゆうちょ銀行は、「お客さま本位の良質な金融サービスの提供」「地域への資金の循環等」「運用の高度化・多様化」の3点を基軸に、ゆうちょ銀行の更なる企業価値の向上の観点から、平成29年6月19日付で、「口座貸越サービス」「地域金融機関との連携に係る業務等」「市場運用関係業務」を内容とする新規業務の認可を取得いたしました。

(f) ゆうちょ銀行における預入限度額

ゆうちょ銀行は、郵政民営化法により、当座預金に相当する振替貯金を除き、原則として一の預金者から、受入れをすることができる預金等の額が制限されております。(法第107条、郵政民営化法施行令第2条)

イ．通常貯金、定額貯金、定期貯金等(口.を除く)・・・あわせて1,300万円

ロ．財形定額貯金、財形年金定額貯金、財形住宅定額貯金・・・あわせて550万円

ただし、イ．及びロ．の限度額には、郵政民営化前に預入した郵便貯金(管理機構に引き継がれたもの)も含まれます。

(g) ゆうちょ銀行における子会社保有の制限

ゆうちょ銀行は、子会社対象金融機関等を子会社(銀行法第2条第8項に規定する子会社)としようとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならないものとされております。(法第111条第1項)

また、銀行(銀行法第16条の2第1項第1号、第2号又は第7号に掲げる会社)を子会社としてはならないものとされております。(法第111条第7項)

(h) ゆうちょ銀行における合併、会社分割、事業の譲渡、譲受けの認可

ゆうちょ銀行を当事者とする合併、会社分割、事業の譲渡、譲受けは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないとされております。(法第113条第1項、第3項及び第5項)

ただし、内閣総理大臣及び総務大臣は、金融機関(預金保険法第2条第1項各号に掲げる者)との合併その他一定の合併、会社分割、事業の譲渡、譲受けについては、上記認可をしてはならないものとされております。

(法第113条第2項、第4項及び第6項)

(i) かんぽ生命保険における業務の制限

かんぽ生命保険は、郵政民営化法により、政令で定めるもの以外の保険の種類別の保険の引受けを行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならないものとされております。(法第138条第1項)

また、保険業法第97条の規定により行う業務以外の業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならないとされております。(法第138条第3項)

なお、保険料として収受した金銭その他の資産を次に掲げる方法以外の方法により運用しようとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならないものとされております。(法第138条第2項)

イ．保険契約者に対する資金の貸付け

ロ．地方公共団体に対する資金の貸付け

ハ．コール資金の貸付け

ニ．当社又は日本郵便に対する資金の貸付け

ホ．管理機構に対する資金の貸付け

ヘ．その他内閣府令・総務省令で定める方法

当社がかんぽ生命保険の株式の2分の1以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、郵政民営化法第138条に係る認可は要しないものの、かんぽ生命保険が各業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣への届出を要するとともに、業務を行うに当たっては、他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならないものとされております。(法第138条の2)

かんぽ生命保険はこれまでに、他の保険会社の商品の受託販売等の新規業務、無配当疾病傷害入院特約や改定学資保険等の新商品、シンジケートローン、信託受益権の取得等による資産運用等について認可を取得しております。

(j) かんぽ生命保険における加入限度額

かんぽ生命保険の保険契約については、郵政民営化法及び関連法令により、被保険者1人について加入できる保険金額などの限度(加入限度額)が定められております。(法第137条、郵政民営化法施行令第6条、第7条及び第8条)

なお、被保険者が郵政民営化前の簡易生命保険契約に加入している場合には、加入限度額は、以下の金額から簡易生命保険契約の保険金額等を差し引いた額となります。

イ. 基本契約の保険金額の加入限度額

被保険者が満15歳以下のとき 700万円

被保険者が満16歳以上のとき 1,000万円(特定養老保険の保険金額は500万円、被保険者が満55歳以上の場合の特別養老保険の保険金額は、加入している普通定期保険とあわせて800万円)

ただし、被保険者が満20歳以上55歳以下の場合は、一定の条件(加入後4年以上経過した保険契約がある場合など)のもとに、累計で2,000万円まで

ロ. 年金額(介護割増年金額を除きます。)の加入限度額

年額90万円(初年度の基本年金額)(夫婦年金保険及び夫婦年金保険付夫婦保険の配偶者である被保険者に係る額を除きます。)

ハ. 特約保険金額の加入限度額

災害特約及び介護特約・・・あわせて1,000万円

入院特約(傷害入院特約、疾病入院特約、疾病傷害入院特約、無配当傷害入院特約、無配当疾病傷害入院特約)・・・あわせて1,000万円

ニ. 払込保険料総額の加入限度額

財形積立貯蓄保険及び財形住宅貯蓄保険・・・あわせて550万円(財形商品については、他に、関連法令による払込保険料総額等の制限があります。)

(k) かんぽ生命保険における子会社保有の制限

かんぽ生命保険は、子会社対象会社を子会社(保険業法第2条第12項に規定する子会社)としようとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならないものとされております。(法第139条第1項)

また、保険会社等(保険業法第106条第1項第1号から第2号の2まで又は第8号に掲げる会社)を子会社としてはならないものとされております。(法第139条第6項)

(l) かんぽ生命保険における保険契約の移転、合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可

かんぽ生命保険がする保険契約の移転、かんぽ生命保険を当事者とする合併、会社分割、事業の譲渡、譲受けは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないものとされております。(法第141条第1項、第3項、第5項及び第7項)

また、内閣総理大臣及び総務大臣は、当社又はかんぽ生命保険の子会社を移転先会社とする保険契約の移転、保険会社(保険業法第2条第2項に規定する保険会社)との合併その他一定の合併、会社分割、事業の譲渡、譲受けについては、上記認可をしてはならないものとされております。(法第141条第2項、第4項、第6項及び第8項)

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法

(a) 趣旨

管理機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。

(b) 概要

管理機構の目的は、公社から承継し政府による支払保証が継続された郵便貯金(積立郵便貯金、定額郵便貯金、定期郵便貯金等)及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することとされております。(法第3条)

管理機構は、郵便貯金管理業務(公社から承継した郵便貯金の管理に関する業務等)及び簡易生命保険管理業務(同簡易生命保険契約の管理に関する業務等)をその業務の範囲とし、郵便貯金管理業務の一部をゆうちょ銀行に、簡易生命保険管理業務の一部をかんぽ生命保険に、それぞれ委託しております。(法第13条、第15条及び第18条)

また、管理機構は、ゆうちょ銀行との間で郵便貯金資産(郵便貯金管理業務の経理を区分する郵便貯金勘定に属する資産)の運用のための預金に係る契約を、かんぽ生命保険との間で簡易生命保険契約の再保険の契約を、それぞれ締結しております。(法第15条及び第16条)

なお、平成30年6月1日、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律が国会で成立しました。これにより、平成31年4月1日に管理機構の名称が「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に変更されることになり、また、管理機構の目的として、「郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金を交付することにより、郵政事業に係る基本的な役務の提供の確保を図り、もって利用者の利便の確保及び国民生活の安定に寄与すること」が追加されることになりました。

郵便法

(a) 郵便の実施

郵便の業務については、日本郵便が行うことが郵便法に定められております。(法第2条)

また、日本郵便以外の何人も、郵便の業務を業とし、また、日本郵便が行う郵便の業務に従事する場合を除いて、郵便の業務に従事してはならないとされております。(法第4条)

(b) ユニバーサルサービスの提供

郵便法の目的が、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進することと規定されているとおり(法第1条)、日本郵便は郵便のユニバーサルサービスを提供することが義務付けられております。

(c) 業務の制限

イ．郵便約款

日本郵便は、郵便の役務に関する提供条件について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならないが、これを変更しようとするときも同様とされております。(法第68条)

ロ．郵便業務管理規程

日本郵便は、業務開始の際、郵便の業務の管理に関する規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならないが、これを変更しようとするときも同様とされております。(法第70条)

ハ．業務の委託

日本郵便は、郵便の業務の一部を委託しようとするときは、他の法律に別段の定めがある場合を除き、総務大臣の認可を受けなければならないとされております。(法第72条)

ニ．料金

日本郵便は、郵便に関する料金を定め、あらかじめ総務大臣に届け出なければならないが、これを変更するときも同様とされております。また、第三種郵便物及び第四種郵便物については、日本郵便が料金を定め、総務大臣の認可を受けなければならないが、これを変更しようとするときも同様とされております。(法第67条)

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の 兼任等	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社)									
日本郵便株式会社	東京都千代田区	400,000	郵便・物流事業、金融窓口事業	100.0	有(8人)		有	有	
日本郵便輸送株式会社	東京都港区	18,250	郵便・物流事業(貨物自動車運送事業)	100.0 (100.0)			有		
日本郵便デリバリー株式会社	東京都中央区	400	郵便・物流事業(ゆうパックの集配業務及び取集業務)	100.0 (100.0)			有		
日本郵便メンテナンス株式会社	東京都江東区	50	郵便・物流事業(自動車整備事業、機械保守事業、商品販売事業、車両保守管理業務)	100.0 (100.0)					
株式会社J Pロジサービス	大阪府大阪市中央区	34	郵便・物流事業(郵便物、宅配便及びメール便の作成並びに差出)	67.6 (67.6)					
J Pサンキュウグローバルロジスティクス株式会社	東京都中央区	300	郵便・物流事業(国際航空貨物運送に関する貨物利用運送事業)	60.0 (60.0)					
J Pビズメール株式会社	東京都足立区	100	郵便・物流事業(郵便物の作成及び差出)	58.5 (58.5)					
株式会社J Pメディアダイレクト	東京都港区	300	郵便・物流事業(ダイレクトメールの企画、開発、販売事業、商品発送代行事業)	51.0 (51.0)			有		
東京米油株式会社	東京都目黒区	22	郵便・物流事業(石油販売事業)	75.4 (75.4)			有		
株式会社郵便局物販サービス	東京都江東区	100	金融窓口事業(物販事業、物販業務受託事業)	100.0 (100.0)			有	有	
J Pビルマネジメント株式会社	東京都千代田区	150	金融窓口事業(賃貸用建物の運営管理)	100.0 (100.0)	有(2人)		有		
J Pコミュニケーションズ株式会社	東京都港区	350	金融窓口事業(郵便局等における広告の掲出等に関する業務)	100.0 (100.0)			有		
日本郵便オフィスサポート株式会社	東京都港区	100	金融窓口事業(物品販売事業、施設管理事業及び受託業務)	100.0 (100.0)			有		

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の 兼任等	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
J P 損保サービス株式会社	東京都千代田区	20	金融窓口事業 (各種損害保険及び自動車損害賠償責任保険の代理店事業)	70.0 (70.0)			有		
株式会社J P 三越マーチャンダイジング	東京都江東区	50	金融窓口事業 (通信販売業、卸売業等)	60.0 (60.0)			有		
株式会社ゆうゆうギフト	神奈川県横浜市西区	20	金融窓口事業 (カタログ販売業務、通信販売業務及び酒類の販売媒介)	51.0 (51.0)					
J P 東京特選会株式会社	東京都台東区	30	金融窓口事業 (カタログ販売業務、通信販売業務)	51.0 (51.0)					
Toll Holdings Limited	豪州メルボルン	百万豪ドル 2,978	国際物流事業 (フォワーディング事業、3PL事業、エクスプレス事業)	100.0 (100.0)	有(2人)				
株式会社ゆうちょ銀行	東京都千代田区	3,500,000	銀行業	89.0	有(3人)		有	有	
JPインベストメント株式会社	東京都千代田区	750	銀行業(有価証券等に関する投資運用業務)	75.0 (75.0) [25.0]			有	有	
株式会社かんぽ生命保険	東京都千代田区	500,000	生命保険業	89.0	有(3人)		有	有	
かんぽシステムソリューションズ株式会社	東京都品川区	500	生命保険業 (情報システムの設計、開発、保守及び運用業務の受託)	100.0 (100.0)	有(1人)				
日本郵政スタッフ株式会社	東京都港区	640	その他(人材派遣業、請負業)	100.0	有(2人)	有	有	有	
ゆうせいチャレンジド株式会社	東京都世田谷区	5	その他(ビル清掃業)	100.0	有(2人)		有		
J P ホテルサービス株式会社	埼玉県さいたま市中央区	39	その他(ホテルの運営受託)	100.0	有(2人)		有		
日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社	東京都新宿区	3,150	その他(通信ネットワークの維持・管理)	100.0	有(3人)	有	有	有	
日本郵政キャピタル株式会社	東京都千代田区	1,500	その他(投資業務、経営及び財務に関するコンサルティング業務)	100.0	有(2人)	有		有	

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の 兼任等	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
J P ツーウェイコンタクト 株式会社	大阪府 大阪市 西区	182	その他(テレ マーケティング サービス)	82.9 (82.9)	有(1人)				
他 236社									
(持分法適用関連会社)									
セゾン投信株式会社	東京都 豊島区	1,000	金融窓口事業 (第二種金融 商品取引業務 及び投信運用 業務等)	40.0 (40.0)					
株式会社ジェイエイフーズ おおい	大分県 杵築市	493	金融窓口事業 (果実・野菜 農産物の加工 及び販売等)	20.0 (20.0)					
リンベル株式会社	東京都 中央区	354	金融窓口事業 (カタログギ フトの企画・ 制作・販売 等)	20.0 (20.0)					
J P 投信株式会社	東京都 中央区	500	銀行業(投資 運用業、第二 種金融商品取 引業)	50.0 (50.0)					
S D P センター株式会社	東京都 中央区	2,000	銀行業(住宅 ローン等の事 務代行業)	45.0 (45.0)					
日本ATMビジネスサービ ス株式会社	東京都 港区	100	銀行業(現金 自動入出金機 等の現金装 填・回収・管 理業務)	35.0 (35.0)					
他 16社									

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称のほか、()内に該当する会社が営む事業の概要を記載しております。
2. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険であります。
3. 上記関係会社のうち、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険は有価証券報告書を提出しております。
4. 「議決権の所有割合(%)」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
5. 上記関係会社のうち、経常収益(連結会社相互間の内部経常収益を除く)の連結経常収益に占める割合が100分の10を超えている会社は、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険であり、日本郵便の主要な損益情報等については、以下のとおりであります。なお、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険については、有価証券報告書提出会社であるため記載を省略しております。

名称	主要な損益情報等(百万円)				
	営業収益	経常利益	当期純利益	純資産額	総資産額
日本郵便	3,034,391	79,031	59,218	601,701	4,636,468

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
郵便・物流事業	97,210 [109,065]
金融窓口事業	100,019 [35,085]
国際物流事業	24,213 [8,028]
銀行業	13,022 [4,613]
生命保険業	8,112 [2,897]
その他	3,287 [5,527]
合計	245,863 [165,215]

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員等)を含み、派遣社員を除く。)は年間の平均人員を[]内に外書きで記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成30年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
2,422 [2,982]	43.5	16.6	7,607

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員)を含み、派遣社員を除く。)は年間の平均人員を[]内に外書きで記載しております。
2. 当社の従業員はすべてその他に属しております。
3. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は、臨時従業員を除いております。
4. 平均勤続年数は、郵政省、郵政事業庁、公社等における勤続年数を含んでおります。
5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいては、日本郵政グループ労働組合等の労働組合が組織されております。
また、労使関係については概ね良好であり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、別段の記載がない限り、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループの経営理念及び経営方針

(a) グループ経営理念

郵政ネットワークの安心、信頼を礎として、民間企業としての創造性、効率性を最大限発揮しつつ、お客さま本位のサービスを提供し、地域のお客さまの生活を支援し、お客さまと社員の幸せを目指します。また、経営の透明性を自ら求め、規律を守り、社会と地域の発展に貢献します。

(b) グループ経営方針

- ・ お客さまの生活を最優先し、創造性を発揮しお客さまの人生のあらゆるステージで必要とされる商品・サービスを全国ネットワークで提供します。
- ・ 企業としてのガバナンス、監査・内部統制を確立しコンプライアンスを徹底します。
- ・ 適切な情報開示、グループ内取引の適正な推進などグループとしての経営の透明性を実現します。
- ・ グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。
- ・ 働く人、事業を支えるパートナー、社会と地域の人々、みんながお互い協力し、社員一人ひとりが成長できる機会を創出します。

当社グループの経営戦略等

当社グループは、平成30年5月に、平成30年度から平成32年度(2020年度)を計画期間とする「日本郵政グループ中期経営計画2020」(以下「新中期経営計画」といいます。)を発表いたしました。

新中期経営計画においては、お客さまの生活をトータルにサポートする事業の展開、安定的なグループ利益の確保、社員の力を最大限に発揮するための環境の整備、将来にわたる成長に向けた新たな事業展開の4点を中期的なグループ基本方針としています。

平成30年度からの3年間を、厳しい経営環境の中での安定的利益の確保と、持続的成長に向けたスタートを図る期間と位置づけ、郵便局ネットワークを中心にグループ一体となって、チームJPとして、ユニバーサルサービスを確保しつつ、トータル生活サポート企業グループを引き続き目指してまいります。

新中期経営計画の初年度となる平成30年度におきましても、郵便、貯金及び保険のユニバーサルサービスの確保並びに郵便局ネットワークの一層の活用・維持による安定的なサービスの提供等という目的が達成できるよう、グループ各社の経営の基本方針の策定及び実施の確保に努めてまいります。

また、必要に応じて、政府による当社の株式の処分を可能とするための所要の準備を行います。

そして、当社グループの企業価値向上を目指し、上記方針を踏まえたグループ各社の収益力強化策やさらなる経営効率化等が着実に進展するよう、グループ運営を行ってまいります。

あわせて、当社グループが抱える経営課題については、持株会社として、グループ各社と連携を深めながら必要な支援を行い、その解消に努めてまいります。

まず、業務の適正を確保するため、コーポレートガバナンスのさらなる強化に向け、引き続き、グループ全体の内部統制の強化を推進し、コンプライアンス水準の向上を重点課題として、グループ各社に必要な支援・指導を行います。

特に、不祥事再発防止等については、最重要課題の一つとして取組みを一層推進・管理していきます。

また、適正な事業運営に向けて、お客さま本位の業務運営の実践に努めていきます。

さらに、引き続き、グループ各社が提供するサービスの公益性及び公共性の確保や、お客さま満足度の向上に取り組むとともに、当社グループの社会的責任を踏まえたCSR活動や災害復興支援に、グループ各社とともに取り組んでまいります。

このほか、人的依存度の高いサービスを提供する当社グループにとって、人材は最も重要な経営資源との認識に立ち、働き方改革やダイバーシティ・マネジメントの推進に取り組めます。

金融2社株式の売却については、当社としましては、郵政民営化法に従い、最終的には当社が保有するすべての金融2社株式を売却する方針ですが、その前提として、金融2社株式の売却に伴う当社と金融2社との資本関係の変化が、金融2社の経営状況並びに当社及び日本郵便に課されているユニバーサルサービス確保の責務の履行に与える影響を見極める必要があります。そこで、当社としましては、まずは、金融2社の経営状況及びユニバーサルサービス確保の責務の履行への影響が軽微と考えられる、当社の保有割合が50%程度となるまで、段階的に売却を進めることとしております。なお、金融2社株式の2分の1以上を処分することにより、郵政民営化法により課せられている新規業務に係る規制が認可制から届出制へと緩和されることとなります。

また、政府も当社株式の売却収入を東日本大震災に係る復興債の償還費用の財源に充てることを目的として、当社株式の売却を段階的に進めていくことが予想されますが、当社及び金融2社の企業規模に鑑みれば、3社の時価総額は相当程度の規模になることが想定されるため、3社の株式を短期間で大規模に売却することは、株式市場の需給の観点からは容易ではないと考えられます。従って、当社としましては、金融2社株式をいつまでに売却するかを明確に示すことはできませんが、株式市場の動向等の条件が許す限り、まずは、保有割合が50%程度となるまで、段階的に売却を進めてまいります。

金融2社株式の売却に伴う手取金については、上場時の売却においては、その売却手取金を平成27年12月に実施した自己株式の取得の資金に充てましたが、今後の売却においては、その売却手取金を適切な投資機会に対して投下し、企業価値の向上を図るとともに、必要に応じ、自己株式の取得を行うことにより資本効率の維持・向上を図ります。

金融2社株式の売却を見据えた事業ポートフォリオ移行手段として、当社グループ・グループ各社の企業価値向上に資する幅広い分野での資本提携やM&Aも、投資判断基準等に照らして慎重に検討し、適切と判断したものを実施してまいります。

なお、当社グループは様々な異なる業種からなるグループであることから、一般的な評価指標である連結利益の水準を経営目標としております。新中期経営計画においては、政府による当社株式の売出しが進められている中で、国以外の一般の株主が増加していることを踏まえ、企業価値を評価する指標である1株当たり当期純利益を主要な経営目標として採用しています。

(2) 経営環境

当連結会計年度の国内経済は、個人消費の持ち直しが続くなか、輸出・生産が増加したことや雇用情勢の着実な改善などを背景に、緩やかな回復が続きました。

世界経済は、総じてみれば緩やかな成長が続きました。

金融資本市場では、国内の10年国債利回りは、北朝鮮情勢への警戒から、一時マイナス圏となったものの、量的・質的金融緩和政策のもと概ね0.0~0.1%で推移しました。日経平均株価は、北朝鮮情勢の緊迫化等があったものの、概ね20,000円前後で推移していましたが、平成29年10月以降、好調な企業業績等を受け上昇し、平成30年1月に約26年ぶりとなる24,000円台を回復しました。その後、世界的な株安や円高が進む中、下落に転じ、21,000円台を割る場面も見られました。

物流業界におきましては、eコマース市場の拡大に伴い、宅配便市場が拡大する一方、受取人の不在などによる再配達増加により、労働力不足への対応が必要となっているほか、サービス品質に対するお客さまニーズの高まりに対応し、各社がサービスの向上に努めるなど厳しい競争下にあります。郵便事業におきましては、インターネットの普及等により、引き続き郵便物の減少傾向が続いております。なお、労働市場の逼迫等を背景に、人件費単価の上昇等も進んでおります。

銀行業界におきましては、当連結会計年度は、全国の銀行における預金が対前期比増加となり、貸出金も7年連続で増加しました。金融システムは全体として安定性を維持しており、金融緩和の環境下で金融機関の資金調達に大きな問題は生じておりません。

生命保険業界におきましては、少子高齢化や単身世帯化の進展、ライフスタイルの変化等を背景としたお客さまニーズの多様化や選別志向の高まりなどが見られる中、それらに対応する販売チャネルの強化や商品の開発等を行うことで、お客さまの自助努力を支援するという当業界の役割は、ますます大きくなってきていると考えています。

(3) 対処すべき課題

各事業セグメント別の対処すべき課題は、以下のとおりであります。

郵便・物流事業

日本郵便の郵便・物流事業におきましては、次の収益力の強化及び生産性の向上・ネットワーク価値向上に向けた取組みを行います。

(a) 収益力の強化に向けた取組み

郵便・物流事業につきましては、年賀状をはじめとしたスマートフォン等を使ったSNS連携サービスや手紙の楽しさを伝える活動の展開等により、郵便の利用の維持・拡大を図るとともに、中小口のお客さまに対する営業の強化、お客さまの幅広いニーズに一元的に対応できる営業体制の構築に取り組めます。

平成31年用以降の年賀葉書の料金については、お客さまからのご意見や平成30年用年賀葉書の販売状況等を勘案し、通常葉書の料金と同じ62円に統一します。

また、eコマース市場が拡大し、個人のお客さまが宅配便を利用する機会が増えている中で、共働き世帯や単身世帯の増加などライフスタイルや社会の変化に対応するため、「身近で差し出し、身近で受け取り」をコンセプトに、Web決済型ゆうパックの導入や、指定場所配送サービス等、ゆうパックのサービス改善を実施します。

なお、過去5事業年度の郵便、ゆうメール及びゆうパックの取扱物数の推移は以下のとおりとなります。

(単位：百万通・百万個)

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
郵便	18,572	18,189	18,030	17,730	17,222
ゆうメール	3,324	3,320	3,416	3,498	3,637
ゆうパック	428	527	636	697	876

(注) ゆうメールに含めていたゆうパケットの物数については、平成28年10月より、ゆうパックに含めて表示する方法に変更しました。これに伴い、平成27年3月期については平成26年10月以降の物数に、平成28年3月期及び平成29年3月期については全ての期間の物数に当該変更を反映しております。

(b) 生産性の向上・ネットワーク価値向上に向けた取組み

郵便局の業務効率の向上を目指し、集配局の内務作業の集中・機械化や、集配業務の生産性の向上、輸送効率の向上に取り組むほか、業務運行に必要な労働力を確保できるよう、地域ごとの状況を踏まえた効果的な募集活動及び定着に向けた取組みを行います。

また、荷物の増加に対応した施設・輸送・集配の態勢の整備に取り組めます。

金融窓口事業

日本郵便の金融窓口事業におきましては、次の収益力の強化及び生産性の向上・ネットワーク価値向上に向けた取組みを行います。

(a) 収益力の強化に向けた取組み

銀行窓口業務及び保険窓口業務をはじめとする金融サービスにつきましては、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険と連携した研修を通じた社員の営業力強化や、投資信託の販売を通じ、金融預かり資産重視の営業スタイルのさらなる浸透や新契約拡大、新規利用顧客の拡大を図ります。

また、がん保険等の提携金融サービスにつきましても、研修等を通じ、社員の営業力強化に取り組めます。

加えて、物販事業につきましては、他社との提携等により、商品の拡充・開発を行うとともに、販売チャネルの多様化を推進します。

あわせて、不動産事業につきましては、JPタワー等による事務所、商業施設、住宅や保育施設などの賃貸事業等を推進します。

また、地域住民の利便性の向上に資することを目的とした「郵便局のみまもりサービス」を提供します。

(b) 生産性の向上・ネットワーク価値向上に向けた取り組み

郵便局ネットワークに関しては、郵便局の新規出店、店舗配置の見直し等を通じた郵便局ネットワークの最適化に引き続き取り組みます。また、郵便局の現金取扱いに関して、機器の増配備により資金管理体制の充実に図るとともに、郵便局への訪問支援や関連ツールの充実等による業務品質の向上に取り組みます。

国際物流事業

日本郵便の国際物流事業におきましては、トール社における経営改善策の確実な実施に努めているところですが、引き続き、成長分野への進出といった成長戦略のほか、日本郵便とトール社の連携強化により、アジア・太平洋地域の日系企業をはじめとした新規ビジネスの獲得等に取り組み、事業の拡大を図ります。

銀行業

ゆうちょ銀行は、低金利環境の継続等、厳しい経営環境が見込まれる中、安定的な収益を確保しつつ、新サービスの展開に向けた基盤を構築するため、以下の諸施策に注力します。

(a) お客さま本位の良質な金融サービスの提供

お客さま本位の業務運営のもと、資産形成のお役に立てるよう、お客さまのニーズや投資経験に応じた商品提案を通じ、投資信託等の資産運用商品を提供します。

資産運用コンサルタントの増員・育成やタブレット等の販売活動ツールを充実させるほか、「投資信託取扱局」の拡大により、コンサルティング営業を推進します。

また、お客さまのニーズに応じた商品ラインアップや「つみたてNISA」対象商品のご案内等により、多様な資産形成ニーズに応えます。

さらに、即時振替サービス等の既存のサービスの利用拡大に取り組みとともに、口座貸越サービス・スマートフォン決済等の新たな送金決済サービスの導入に向けて準備を進めます。

利便性が高い場所への小型ATMの設置拡大やATMの効果的配置を継続します。

加えて、電子マネーの現金チャージの提携を拡大するなどATMの機能向上に努めます。

(b) 運用の高度化・多様化

国内の低金利の長期化により、運用を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあるものの、資本の有効活用による国際分散投資の推進、リスク性資産への投資拡大、デリバティブ取引等の活用による収益性向上を通じて、安定的な収益の確保を目指します。

リスク性資産への投資では、外国証券投資とオルタナティブ投資を引き続き推進します。

オルタナティブ投資のうち、プライベートエクイティファンドへの投資では、JPインベストメント株式会社を通じた投資機会も活用し、国内産業へリスクマネーを供給することで、産業育成に貢献していきます。

運用の高度化・多様化を推進していく中で、国際金融規制の段階的な厳格化も加わり、自己資本比率の低下が見込まれますが、財務健全性の観点から必要十分な自己資本比率を確保し、安定的な収益と財務健全性を両立します。

また、ALM(資産・負債の総合管理)・運用業務においてリスクアペタイト・フレームワークを導入し、管理態勢を高度化します。

リスクアペタイト・フレームワークとは収益確保と財務健全性の両立のために必要となるリスクの種類・水準を明確化し、「執行(経営陣)」の説明責任と「監督(取締役会)」機能の実効性を高めることで、リスクガバナンスを強化する枠組みのことで、

(c) 地域への資金の循環

引き続き、地域金融機関との連携・協働により、地域経済の発展・成長に貢献します。

地域活性化ファンドへの出資を推し進めるとともに、ATMネットワークの活用や事務の共同化等を通じて、地域金融機関との協業関係を深めます。

さらなる貢献に向けて、案件選定・投資判断などを行うファンド運営(GP: General Partner)への参入を目指します。

(d) 経営管理態勢の強化

コーポレートガバナンスの強化に向けて、リスクガバナンスの中核となるリスクアペタイト・フレームワークを段階的に導入し、経営管理態勢の高度化を図ります。

コンプライアンス意識のさらなる浸透や資産運用商品販売におけるお客さま保護に引き続き努めるとともに、マネー・ローンダリング、テロ資金供与防止の対応を強化して、社会的責任を果たします。

また、投資信託の販売拡大、運用の高度化・多様化等の強化分野・成長分野を中心とした人材育成に注力します。

さらに、Fintech・デジタル技術を活用した業務効率化・生産性向上により、コストマネジメントを徹底します。

経営資源をトランザクション業務(窓口等における定型業務)からコンサルティング業務に再配分し、人的資源の有効活用等を進めることで、お客さまサービスの充実に努めます。

加えて、お客さまの利便性の向上のため、ゆうちょ銀行システムとゆうちょ銀行外のシステムとの連携強化に必要なシステム基盤(外部連携基盤：API)の整備・拡大等を進めます。

APIとは、Application Programming Interfaceの略語で、あるアプリケーションの機能や管理するデータ等を他のアプリケーションから呼び出して利用するための接続仕様・仕組みのことです。

生命保険業

かんぽ生命保険は、「お客さま本位の業務運営の徹底」、「持続的な成長の実現」、「事業経営における健全性の確保」を柱に、お客さま本位の募集活動を徹底しつつ、超低金利環境における販売・資産運用両面での収益向上と保有契約年換算保険料の反転・成長を目指します。

具体的には、以下の主要施策に取り組むこととしております。

(a) 保障重視の販売の強化、募集品質の向上、新たな顧客層の開拓、新商品開発、営業基盤の整備

お客さま本位の募集活動の徹底により、お客さまのご意向に適切にお応えし、真にお客さまにご満足いただける商品・サービスを提供してまいります。

募集人に対する研修等を通じて、お客さまの保障ニーズに対応した販売スキルの向上に取り組めます。あわせて、未加入者・青壮年層の開拓等を通じて、新契約を確保してまいります。

同時に、募集資料の分かりやすさの徹底、契約維持の評価の導入等による募集品質向上の総合的な対策に取り組めます。

加えて、第三分野など新商品開発による保障性商品の多様化、新営業用携帯端末の導入などの営業基盤の整備を通じて、引き続きお客さまニーズに沿った商品・サービスの提供に努めてまいります。

これらの取組みにより、保有契約年換算保険料の反転・成長を目指してまいります。

(b) ICT活用によるサービス向上・事務の効率化

ICT¹の活用により、お客さまにご満足いただける、質の高いサービスの提供に取り組んでまいります。

募集人が携行している営業用携帯端末による自動告知システムの導入や、Web等を通じた各種請求の受付など、さらなるお客さまサービスの向上を目指してまいります。

加えて、サービスセンターにおける紙ベースの帳票の電子化、RPA²の段階的導入等による入力作業の省力化等を進めることにより、事務量の削減に取り組んでまいります。

1 ICTとは、Information and Communication Technologyの略語で、情報・通信に関する技術の総称です。

2 RPAとは、Robotic Process Automationの略語で、ロボットによる業務の自動化のことです。

(c) 資産運用の多様化・リスク管理の高度化

ERMの推進により、財務の健全性を確保しつつ、適切なリスク管理の下で収益を向上させることで、ステークホルダーの皆さまの信頼と期待に応えてまいります。

ALMを基本としつつ、リスクバッファの範囲で収益追求資産のウェイトを向上させるとともに、外債運用・オルタナティブ運用の多様化や株式自家運用の拡大等を通じ、資産運用の多様化を推進してまいります。

加えて、リスク管理の高度化に取り組み、E R Mのフレームワークの下で、リスク対比リターンの向上を目指してまいります。

E R Mとは、Enterprise Risk Managementの略語で、統合的リスク管理のことです。

(参考)

過去の新契約、保有契約の件数の推移は下記ようになります。

(単位：万件)

契約の種類	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
新契約(個人保険)	223	238	239	244	173
簡易生命保険	2,319	1,995	1,697	1,441	1,248
かんぽ生命保険	1,166	1,353	1,535	1,715	1,792

(注) 平成19年10月1日の民営化時の簡易生命保険契約は5,517万件でした。

(4) 経営者の問題意識と今後の方針

当社は、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の経営の基本方針の策定及び実施の確保並びに株主としての権利の行使を行うとともに、グループ各社が個別に実施するよりもグループ内で1ヶ所に集約したほうが効率的な実施が見込まれる間接業務を事業子会社等から受託して実施することにより事業子会社等の業務を支援するほか、病院及び宿泊施設の運営等を行うことにより、郵政ネットワークの安心、信頼を礎として、民間企業としての創造性、効率性を最大限発揮しつつ、お客さま本位のサービスを提供し、地域のお客さまの生活を支援し、お客さまと社員の幸せを目指します。

また、経営の透明性を自ら求め、規律を守り、社会と地域の発展に貢献できるよう努めていくことを基本として会社経営を行っていきます。なお、その業務の運営に当たっては、日本郵政株式会社法第5条第1項に規定される、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を果たすとともに、郵便局ネットワークの一層の活用を図ってまいります。

2 【事業等のリスク】

以下において、当社及び当社グループの事業内容、経営成績、財政状態等に関する事項のうち投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主なリスクを例示しておりますが、これらに限定されるものではありません。

なお、文中の将来に関する事項は、別段の記載がない限り、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

．当社グループ全般に関するリスク

1．事業環境に関するリスク

(1) 経済情勢その他の事業環境の変動に伴うリスク

当社グループが行う事業のうち、郵便・物流事業、金融窓口事業、銀行業、生命保険業等は、その収益の多くが日本国内において生み出されるものであるため、主として国内における金利の動向、金融市場の変動、消費税増税、少子高齢化の進展、eコマース市場の動向、技術革新、賃金水準の変動、不動産価格の変動、預金水準等の影響を受けます。また、当社グループは、国際物流事業において、日本郵便の子会社であるトール社が、豪州を中心に、アジア太平洋地域等におけるフォワーディング、コントラクト物流(3PL)等の国際的な事業活動を行っており、各国・地域における経済情勢・金融市場その他事業環境の変動による影響を受けます。したがって、かかる国内外の経済情勢・金融市場その他事業環境の変動により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります(金利の動向に係るリスクについては、下記「 ．郵便・物流事業、金融窓口事業、国際物流事業に関するリスク (4) 国際物流事業に関するリスク 金利変動のリスク」、 「 ．銀行業に関するリスク (1) 市場リスク 金利リスク」及び「 ．生命保険業に関するリスク (2) 資産運用に関するリスク 国内金利に関する市場リスク」の記載を、郵便・物流事業における経営環境の変化に関するリスクについては、下記「 ．郵便・物流事業、金融窓口事業、国際物流事業に関するリスク (1) 郵便・物流事業における経営環境の変化に関するリスク」をそれぞれご参照ください。)

例えば、我が国においては、長期に亘る少子高齢化の影響を受け、生産年齢人口が減少し続けており、こうした状況のもと、貯蓄の減少、保険契約の減少、経済規模の縮小による郵便物数の減少等が生じた場合には、当社グループ全体の事業規模が縮小する可能性があります。これらの事情により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 他社との競合に関するリスク

当社グループが行う事業は、いずれも、激しい競争状況に置かれております。当社グループと競合関係にある同業他社は、IT技術の急速な進展・活用、その他の事業環境の変化・事業戦略の変更等で、当社グループより優れた商品構成、サービス、価格競争力、事業規模、シェア、ブランド価値、顧客基盤、資金調達手段、事業拠点、ATM・物流拠点その他のインフラ・ネットワーク等を有する可能性があります。

例えば、日本郵便が行っている郵便・物流事業については、信書便事業者や他の物流事業者等と競合関係にあり、他社の提供するサービスへの乗り換えが発生した場合、又は、競争激化により当社の事業、シェア若しくは収益の動向が当社グループの想定どおりに進捗しなかった場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、ゆうちょ銀行が行っている銀行業、及びかんぽ生命保険が行っている生命保険業も、同業他社等と競合関係にあります。今後、両社が金融サービスに対する顧客ニーズの変化や市場構造の変化等に適切に対応できなかった場合、又は、両社が競合他社に対して優位に立っていない場合等においては、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、近年では、国内外の各業界において統合や再編、業務提携が積極的に行われているほか、参入規制の緩和や業務範囲の拡大等の規制緩和が行われております。当社グループ各社が市場構造の変化に対応できなかった場合や規制緩和や新規参入が想定以上に進んだ場合は、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

例えば、当社グループの郵便事業と競合する一般信書便事業については、民間事業者による信書の送達に関する法律(以下「信書便法」といいます。))に基づき、一定の参入条件が課された許可制とされており、現時点において同事業に参入している民間事業者はありません。しかしながら、信書便法の改正等により、信書便事業の業務範囲の拡大や参入条件が変更されるなど参入規制が緩和された場合には、新規事業者の参入により競争が発生し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、平成27年6月に改正信書便法が成立し、特定信書便役務の範囲の拡大等の改正が行われております。

(3) 大規模災害等の発生に伴うリスク

当社グループは、日本全国にわたる幅広い事業活動に加えて、トール社が国際的な事業活動を行っており、各国・地域における地震、噴火、津波、台風、洪水、大雪、火災等の大規模自然災害、新型インフルエンザやエボラ出血熱等の感染症の大流行、戦争、テロリズム、武力衝突等の人的災害、水道、電気、ガス、通信・金融サービス等に係る社会的インフラの重大な障害や混乱等の発生、又は当社グループの店舗、その他の設備や施設の損壊その他正常な業務遂行を困難とする状況等が生じた場合、当社グループの業務の全部若しくは一部が停止し、又は、運営に支障をきたすおそれがあり、また、設備やインフラの回復、顧客等の損失の補償等のために長期の時間及び多額の費用を要する可能性があります。

また、かかる状況下において当社グループの業務が円滑に機能していたとしても、かかる状況の発生に伴う経済・社会活動の沈滞等の影響を受け、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

特に、当社グループは生命保険子会社としてかんぽ生命保険を保有していることから、大地震その他の大規模災害や新型インフルエンザのような感染症の大流行を原因として大量の死者が出た場合に、かんぽ生命保険による保険給付に関し、通常の想定を超える債務を負うリスクにさらされております。同社は、保険業法の基準に従って危険準備金を積み立てておりますが、予想を超える大規模災害等の発生により危険準備金を超えるような保険金・給付金の支払いが発生した場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 法的規制・法令遵守等に関するリスク

(1) 法的規制及びその変更に関するリスク

当社グループは業務を行うにあたり、以下のような各種の法的規制等の適用を受けております。

これらの規制により、当社グループは、同業他社に比して、新規事業の展開や既存事業の拡大、低収益分野からの撤退又は縮小が制約されるため、競争力を失い、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループに適用のある法令等の改正や新たな法的規制等により、当社グループの競争条件が悪化したり、事業活動の一部が制限又は変更を余儀なくされた場合は、新たな対応費用の増加、収益機会等の喪失等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

郵便法等に基づく規制

郵便法上、郵便事業は当社の連結子会社である日本郵便が独占的に行うこととされておりますが、郵便約款の変更や業務委託の認可制、全国一律料金制度、定形郵便物の料金制限、郵便料金の届出制(第三種郵便物及び第四種郵便物については認可制)といった、本事業特有の規制又は他の事業や他社とは異なる規制を受けております。

銀行法及び保険業法に基づく規制

当社グループの銀行業及び生命保険業においては、これらの事業に一般的に適用される銀行法及び保険業法といった金融業規制を受けております。

また、現在監督(規制)当局等において、自己資本規制の強化等、様々な金融規制の見直しが議論されており、これら規制の内容によっては、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(a) ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険に対する規制

銀行業を営む当社の連結子会社であるゆうちょ銀行及び生命保険業を営む当社の連結子会社であるかんぽ生命保険(両社について、以下「金融2社」と総称します。)は、それぞれ銀行法及び保険業法に基づき、金融庁の監督を受けており、内閣総理大臣からの委任を受けた金融庁長官による、法令違反等による免許取消し並びに業務の健全性かつ適切な運営を確保する等のために必要があると認めるときの業務停止及び立入検査等を含む広範な監督に服しております。

ゆうちょ銀行は、銀行法及び関連業規制に基づき、法令により定められた業務以外の業務を営むことができず、また、自己資本の充実度合いを図る基準である自己資本比率について、自己資本比率(国内基準)を4.0%以上に維持すること等が必要とされています。また、かんぽ生命保険は、保険業法及び関連業規制に基づき、法令に基づき定められた業務以外の業務を行うことができず、また、大災害や株価の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断する指標の一つで

あるソルベンシー・マージン比率を200%以上に維持すること等が必要とされています。平成30年3月31日現在、ゆうちょ銀行の連結自己資本比率は17.43%、かんぽ生命保険の連結ソルベンシー・マージン比率は1,131.8%であり、いずれも法令上の規制比率に比べ相当程度高い水準を確保しておりますが、近時の金融市場の状況に対応したリスク性資産の増加により、これらの比率は低下傾向にあることに加え、保有有価証券等の価値の低下、これらの比率の算出方法の変更、比率に係る規制の変更、新たな規制の導入等により、連結自己資本比率又は連結ソルベンシー・マージン比率が更に低下する可能性があり、当該比率が規制比率を下回るような場合には、規制当局から、報告又は資料の提出や、業務の縮小等を含む改善措置が求められる可能性があり、その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(b) 日本郵便に対する規制

日本郵便は、当社グループの金融窓口事業に関連して、ゆうちょ銀行を所属銀行とする銀行代理業者として、また、かんぽ生命保険を所属保険会社等とする生命保険募集人として、銀行法及び保険業法に基づき、金融庁の監督に服しております。

また、日本郵便は、銀行代理業者として、法令により定められた業務以外の業務を営むことができず、また、分別管理義務、銀行代理業務を行う際の顧客への説明義務、断定的判断の提供等の一定の禁止行為等の規制を受けております。また、生命保険募集人として、顧客に対する説明義務、虚偽説明等の一定の禁止行為等の規制を受けております。

日本郵便が上記規制に違反する等した場合には、規制当局から、許可又は登録の取消しや業務の一部又は全部の停止を命ぜられる可能性があり、その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(c) 当社に対する規制

当社自身も銀行持株会社及び保険持株会社として、銀行法及び保険業法に基づき金融庁の監督に服するとともに、当社の連結自己資本比率(国内基準)を4.0%以上に維持すること及び当社の連結ソルベンシー・マージン比率を200%以上に維持すること等が必要とされるほか、顧客の利益保護のための体制の整備や事業年度毎の規制当局に対する業務報告書等の提出の義務等を負っております。

なお、平成30年3月31日現在、当社の連結自己資本比率は19.11%、連結ソルベンシー・マージン比率は722.7%であり、いずれも法令上の規制比率に比べ相当程度高い水準を確保しておりますが、近時の金融市場の状況に対応したリスク性資産の増加により、これらの比率は低下傾向にあることに加え、保有有価証券等の価値の低下、これらの比率の算出方法の変更、比率に係る規制の変更等により、連結自己資本比率又は連結ソルベンシー・マージン比率が更に低下する可能性があり、当該比率が規制比率を下回るような場合には、規制当局から、報告又は資料の提出や、業務の縮小等を含む改善措置が求められる可能性があり、その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、国際的な監督規制では、システム上重要な金融グループに対する規制強化を図っているところですが、選定基準等、これらの規制を見直す動きがあり、その動向によっては、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(d) 事業の前提となる許認可

当社グループは、主として以下のような許認可等を受けております。

許認可等の名称	根拠条文	会社名	有効期限	許認可等の取消事由等
銀行持株会社の認可	銀行法第52条の17第1項	日本郵政株式会社	なし	同法第52条の34第1項
保険持株会社の認可	保険業法第271条の18第1項	日本郵政株式会社	なし	同法第271条の30第1項
銀行代理業の許可	銀行法第52条の36第1項	日本郵便株式会社	なし	同法第52条の56第1項
生命保険募集人の登録	保険業法第276条	日本郵便株式会社	なし	同法第307条第1項
銀行業の免許	銀行法第4条第1項	株式会社ゆうちょ銀行	なし	同法第26条第1項、第27条、第28条
生命保険業の免許	保険業法第3条第4項	株式会社かんぽ生命保険	なし	同法第132条第1項、第133条、第134条

上記許認可等が取消しとなるような事由の発生は認識しておりませんが、将来、何らかの理由により、各法が定める取消事由等に該当し、所管大臣より許認可の取消処分等を受けることとなった場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループ固有に適用される規制等

当社及び日本郵便は、郵政民営化法等に基づき、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が、利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに、将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持する法律上の義務を負っています(かかる義務に基づき郵便局ネットワークを通じて行われる役務提供を、以下「ユニバーサルサービス」といいます。)

ユニバーサルサービスについては、平成25年10月に、総務大臣が「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」について、その諮問機関である情報通信審議会郵政政策部会に諮問を行い、同審議会において、平成27年9月28日に答申が出されました。

答申において、ユニバーサルサービスの確保について、短期的には、「日本郵政及び日本郵便は自らの経営努力により現在のサービスの範囲・水準の維持が求められる」、「また、国は、ユニバーサルサービス確保に向けたインセンティブとなるような方策について検討することが必要である」、中長期的には、「郵政事業を取り巻く環境の変化やこれに応じた国民・利用者が郵政事業に期待するサービスの範囲・水準の変化も踏まえて、ユニバーサルサービスの確保の方策やコスト負担の在り方について継続的に検討していくことが必要」とされています。

答申を受けて実施される政府の施策の内容によっては、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、情報通信審議会は郵政事業のユニバーサルサービスコストの試算を行っておりますが、審議会が独自に試算したものであり、当社グループが作成したものではありません。

また、当社及び日本郵便は、それぞれ日本郵政株式会社法及び日本郵便株式会社法に基づき、新規業務、株式の募集、取締役の選解任(当社のみ)、事業計画の策定、定款の変更、合併、会社分割、解散等を行う場合には、総務大臣の認可(ただし、日本郵便の新規業務については総務大臣への届出)が必要とされています。また、金融2社は、銀行法又は保険業法に基づく規制に加え、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するため、郵政民営化法に基づき、新規業務、子会社対象金融機関等(ゆうちょ銀行)・子会社対象会社(かんぽ生命保険)の保有、合併、会社分割、事業の譲渡・譲受け等を行う場合には、内閣総理大臣及び総務大臣の認可が必要とされているほか、ゆうちょ銀行においては銀行を、かんぽ生命保険においては保険会社等を子会社として保有することはできません。さらに、郵政民営化委員会で見直しが議論されているところですが、銀行業における預入限度額規制、生命保険業における加入限度額規制が課される等、同業他社とは異なる規制が課されております(郵政民営化法に基づく規制の詳細については、上記「第1 企業の概況 3 事業の内容 (3) 事業に係る主な法律関連事項 郵政民営化法」をご参照ください。なお、金融2社におけるこれらの規制を、以下「郵政民営化法上の上乗せ規制」といいます。)

WTO(World Trade Organization:世界貿易機関)による政府調達ルール

公社を承継した機関として、当社、日本郵便、金融2社が政府調達協定その他の国際約束の適用を受ける物品等を調達する場合には、国際約束に定める手続の遵守が求められます。当社グループ各社の作為又は不作為により、かかるこれらのルールを遵守できなかった場合には、調達行為が成立しない、あるいは調達行為に遅れが発生する可能性があり、当初想定していた計画が実施できないなど、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 個人情報その他の機密情報の漏えいに関するリスク

当社グループは、郵便・物流事業、金融窓口事業、国際物流事業、銀行業、生命保険業等を営んでおり、多くの顧客や取引先等から様々な情報を取得しているほか、事業・人事などに関する多数の情報を保有しております。これらの情報については、郵便法、銀行法、保険業法、金融商品取引法等のほか、個人情報の保護に関する法律等に基づき適切に取り扱うことが求められております。

近年、企業・団体が保有する個人情報等の漏えいや不正なアクセス、サイバー攻撃等が多発しております。

当社グループが保有する個人情報その他の機密情報が外部に漏えいした場合には、損害賠償や当該事案に対応するための費用、行政処分、社会的信用の毀損による顧客の喪失等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 訴訟その他法的手続に関するリスク

当社グループは、事業の遂行に関して、訴訟、行政処分その他の法的手続が提起又は開始されるリスクを有しており、一部ではありますが人事処遇や勤務管理などの人事労務上の問題や職場の安全衛生管理上の問題等に関連する訴訟等を、当社グループの従業員等から提起されております。かかる訴訟等の解決には相当の時間及び費用を要する可能性があるとともに、社会的関心・影響の大きな訴訟等が発生した場合、当社グループに対して損害賠償の支払等が命じられる場合等不利な判断がなされた場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 不正・不祥事に関するリスク

当社グループは、法令その他諸規則等を遵守すべく、コンプライアンスの水準向上及び内部管理態勢の強化を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、グループ各社の役員・従業員に対して適切な指示、指導及びモニタリングを行う態勢を整備するとともに、不正行為等の防止のために予防策を講じておりますが、かかる態勢・予防策が常に十分な効果を発揮するという保証はなく、当社グループの役員・従業員による法令その他諸規則等の違反、社内規程・手続等の不遵守、不正行為、事故、不祥事等が生じる可能性があります。当社グループにおいては、平成21年度に従業員による顧客預金等の横領等不祥事が発覚し、監督当局から業務改善命令等の命令を受けましたが、不祥事の防止に向けた内部管理態勢の強化を図った結果、同命令に係る報告義務は解除されました。

平成29年度には郵便局の管理者による郵便料金の収納に係る不適正事案が発覚しており、このような事案を含め、不祥事等が発生した場合には、被害者等に対して損害賠償責任を負い、監督官庁からの行政上の処分等を受ける可能性があるほか、当社グループの社会的信用が毀損するおそれもあります。かかる場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 社会的信用の低下に関するリスク

当社グループは、あまねく全国に広がる郵便局ネットワークを通じて、多数の郵便物・荷物の配達や金融サービスの提供を行っております。

当社グループの商品、サービス、事業、従業員、提携先又は委託先企業に関連して、郵便物の管理上の不備・遅配・誤配及び破棄・紛失等、配達員による交通事故、銀行口座やクレジットカードの不正利用、キャッシュカードの盗難等の犯罪、サイバー攻撃等によるシステム・トラブルや個人情報その他の機密情報の漏えい、不正行為、顧客本位の業務運営(フィデューシャリ・デューティ)に反する行為、反社会的勢力との取引、労働問題、ハラスメント(業務の適正な範囲を超える言動等)、事故、業務上のトラブル、社内規程・手続違反、不祥事等が発生した場合には、当社グループ及び当社グループ各社が提供するサービスに対する社会的信用が低下し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループ又は当社グループが行っている事業全般に対する風評・風説が、報道機関・市場関係者への情報伝播、インターネット上の掲示板やSNSへの書き込み等により拡散した場合、また、報道機関により否定的報道が行われた場合には、仮にそれらが事実に基づかない場合であっても、当社グループが提供するサービスの公益性、事業規模、社会における認知度・注目度等を背景に、当社グループは、顧客や市場関係者等から、否定的理解・認識をされ、又は、強い批判がなされる可能性があり、それにより当社グループ、商品、サービス、事業のイメージ・社会的信用が毀損し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3. 事業運営に関するリスク

(1) 固定費負担に関するリスク

当社及び日本郵便は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が、利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに、将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持する法律上の義務を負っています(上記「2. 法的規制・法令遵守等に関するリスク (1) 法的規制及びその変更に関するリスク 当社グループ固有に適用される規制等」をご参照ください。)。当社及び日本郵便は、かかるユニバーサルサービス提供義務に基づき、郵便、銀行、保険の各サービスを、全国に広がる郵便局ネットワークを通じて全国の顧客に提供しております。そのため、当社グループの郵便・物流事業及び金融窓口事業においては、全国各地の郵便局及び配送拠点等に係る設備費、車両費等の多額の固定費に加え、多数の郵便局員その他の従業員の給与等の人件費が発生しており、労使交渉・労働法制の変更等を受けて従業員への給与等を増額した場合には、それが一人あたりは比較的小さな増額であっても、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、高齢化による社会保障負担の増大や厚生年金保険料率、雇用保険料率及び健康保険組合保険料率の引き上げなどによる福利厚生費の上昇も想定されます。

当社及び日本郵便は、今後、地方における過疎化の進展、企業活動又は個人の消費活動の縮小、電子メール等インターネットやウェブサイトを通じた通信手段、金融サービスの普及等を背景に、当社グループが郵便局を通じて提供するサービスの利用が減少した場合であっても(下記「. 郵便・物流事業、金融窓口事業、国際物流事業に関するリスク (2) 郵便物等の減少に関するリスク」をご参照ください。)、ユニバーサルサービスを維持する法的義務があり、収益性の低い事業又は拠点等を縮小する等の対応が制限されているため、かかる方法により固定費を削減することが困難となる可能性があります。従って、上記の事情等により当社グループが郵便局を通じて提供するサービスに対する需要が減少し、郵便物や荷物の取扱数量又は郵便局窓口での金融・保険商品の販売量が減少した場合、当社グループの提供する商品及びサービスの内容、対象若しくは対価を変更し若しくはその提供を中止し、又は、郵便局ネットワークを縮小するなどの対応ができず、又は、制約され、かかる固定費に見合った収益を上げられない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 郵便局等に係る設備の老朽化に関するリスク

日本郵便は、全国各地に所在する郵便局等多数の建物を保有しており、その中には老朽化の進んだ古い建物が多数含まれており、日本郵便はかかる設備等に対して、必要な老朽化対策工事を集中的に行っており、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、老朽化対策工事の対象となる日本郵便の建物の一部には、アスベストが使用されていることが判明しており、今後多くの建物でアスベストの存在が確認され、法令に基づく飛散防止措置としてアスベストの除去を行うことが必要となった場合には、多額のアスベスト除去費用及び関連の工事費用が生じる可能性があります。

(3) リスク管理方針及び手続の有効性に係るリスク

当社グループは、リスク管理に関する規程を定め、リスク管理態勢を整備し、リスク管理を実施しております。しかしながら、当社グループのリスク管理は、過去の経験・データに基づいて構築されているため、将来発生するリスクを正確に予測することができず、新しい業務分野への進出や外部環境の変化等によりリスク管理が有効に機能しない可能性があります。

また、当社グループがリスク管理の方針及び手続を策定する際、参考又は前提とした情報が真実性、正確性、完全性又は合理性に欠ける場合には、当社グループのリスク管理の有効性に悪影響を与える可能性があります。

さらに、当社グループの事業に内在するリスクを管理するためには、膨大な取引や事象の適切な記録、審査、調査等に係る方針及び手続の有効性や効率性等が重要ですが、かかる方針や手続が万全とは言えない可能性があります。

当社グループは、経営環境、リスクの状況等の変化に応じ、リスク管理態勢全般について随時見直しを行い、万全のリスク管理態勢を構築するよう努めておりますが、当社グループのリスク管理態勢が有効に機能しない場合や、欠陥が発生した場合等には、当社が予期していなかった損失を被る可能性や、当社グループ各社が行政処分を受ける可能性があり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの事業拡大に伴い、リスク管理態勢の増強も必要となりますが、事業の拡大に比してリスク管理態勢の拡充が十分ではない場合等においては、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 情報通信システムに関するリスク

当社グループの郵便・物流事業、金融窓口事業、国際物流事業、銀行業、生命保険業のそれぞれにおいて、コンピュータシステムは、顧客や各種決済機構等のシステムとサービスの提供に必要なネットワークで接続されるなど極めて重要な機能を担っております。これらについて、地震、噴火、津波、台風、洪水、大雪、火災等の自然災害やテロリズム等の外的要因に加えて、人的過失、事故、停電、ハッキング、コンピュータウィルスの感染、サイバー攻撃、システムの新規開発・更新における瑕疵、通信事業者等の第三者の役務提供の瑕疵等により重大なシステム障害や故障等が発生する可能性があります。こうしたシステムの障害、故障等が生じた場合に、業務の停止・混乱等及びそれに伴う損害賠償、行政処分、社会的信用の毀損、対応や対策に要する費用等が発生することにより、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、基幹ITシステムを含む当社グループのITシステムのアップグレードを行っており、かつ、新規のシステム投資を行うこともあります。かかる作業の遅延、失敗、多額の費用発生により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 人材の確保に関するリスク

当社グループにおいては、郵便・物流事業に従事する配達又は運送に係る車両の運転手を必要としておりますが、昨今の労働力不足により十分な数の運転手の確保が困難となる可能性があります。

また、当社グループは、銀行業務、保険業務、保険数理、資産運用、会計、金融業規制、法令遵守、IT等に係る資格、高度の専門性及び経験を有する有能な人材を必要としており、新規採用・中途採用を通じ、人材の確保に努めるとともに、かかる人材の育成にも努めております。併せて、女性の労働力確保を含め、ダイバーシティ・マネジメントを推進することとしており、多様な社員が個性や能力を十分に発揮し活躍できるよう、制度や環境の整備等に努めております。しかしながら、当社グループが魅力的な条件を提供できず、有資格者や有能で熟練した人材の採用若しくは育成及び定着を図ることができなかつた場合、又は、適切な育成環境を整備できない場合や、人事処遇や労務管理等の人事労務上の問題や職場の安全衛生管理上の問題等が発生した場合には、当社グループの事業の競争力若しくは業務運営の効率性が損なわれ、又は人材の適合性、多様性を確保することができず、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) グループ外の企業との資本・業務提携、外部委託及び企業買収に伴うリスク

当社グループは、当社グループ外の企業との間で、様々な業務に関し、資本提携、業務提携、外部委託を行っております。このようなグループ外の資本・業務提携先、外部委託先との間における、戦略上若しくは事業上の問題又は目標の変更や当社グループとの関係の変化等により、期待通りのシナジー効果が得られない可能性も否定できません。このような場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性や当社グループが行った投資を回収できない可能性があります。

また、資本・業務提携先、外部委託先において、業務遂行上の問題が生じ、商品・サービスの提供等に支障をきたす場合、顧客情報等の重要な情報が漏えいする等の事故、違法行為、不正行為、不祥事等が発生した場合等には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループが、他の企業を買収するに当たっては、買収先企業や買収先事業を効果的かつ効率的に当社グループの事業と統合できない可能性、買収先企業の重要な顧客、仕入先、その他関係者との良好な関係を維持できない可能性、買収資産の価値が毀損し、損失が発生する可能性などがあります。また、想定した事業環境と異なる状況が発生する可能性、経営陣を含む人材の流出・不足等の可能性などがあります。このような事象が発生した場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、トール社の買収に関するリスクについては、下記「[トール社の買収に関するリスク](#)」を参照してください。

(7) 業務範囲の拡大等に伴うリスク

当社及び金融2社は、新たな収益機会を得るために新規業務を行う場合、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を得る必要があるなど、当社グループによる新規事業の展開を含む業務範囲の拡大には一定の制約が伴います(上記「[2. 法的規制・法令遵守等に関するリスク](#) (1) 法的規制及びその変更に関するリスク [当社グループ固有に適用される規制等](#)」をご参照ください。)

例えば、金融2社は新商品又は新サービスの導入にあたって、郵政民営化法に基づく認可を取得する必要がありますが、当該認可が得られない可能性や認可取得のために各社の計画どおりの時期又は内容で新商品を投入又は新サービスを提供できない可能性があります。

また、当社グループが、業務範囲を拡大することができたとしても、限定的な経験しか有していない業務分野に進出した場合、競争の激しい分野に進出した場合や業務拡大により過度の人的・物的負担が生じた場合等において、業務範囲の拡大が功を奏する保証はなく、当初想定した成果をもたらさず、又は損失が発生する可能性があります。

さらに、日本郵便は、アジア市場への展開を中心に、国際的な物流事業を手掛ける総合物流事業者として、事業の収益性を高めるため、トール社の買収、ジオポスト及びレントングループとの事業提携による国際宅配事業への進出など国際的な事業展開を推進しております。しかしながら、当該地域及び関係する地域における法制度・税制、経済・政治情勢の悪化、市場成長性の鈍化、競争の激化、為替の変動、伝染病の流行による混乱、海外における業務提携先や取引先との関係の悪化、訴訟・規制当局による行政処分等、海外における事業展開には、これに内在する様々なリスクが存在します。かかるリスクが顕在化した場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、トール社の買収に関するリスクについては、下記「 . 郵便・物流事業、金融窓口事業、国際物流事業に関するリスク (4) 国際物流事業に関するリスク トール社の買収に関するリスク」をご参照ください。

(8) 中期経営計画に関するリスク

当社グループは新中期経営計画を策定し、郵便・物流事業、金融窓口事業、国際物流事業、銀行業、生命保険業等の業務に係る中期的な事業戦略・方針を定めております。

しかしながら、これらの施策については、当社グループの各事業における目標を達成できない可能性があるとともに、本「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載の各リスク等が内在しています。また、将来においても、当社グループによる上記施策の実施を阻害するリスクが高まったり新たなリスクが生じたりする可能性もあります。さらに、新中期経営計画は、国内外の市場金利、為替、株価、経営環境(現在予定されている消費税増税を含む。)、競争状況、営業費用等多くの前提に基づいて作成されております。当社グループの施策が奏功しなかった場合、又は、当社グループの採用した前提と異なる状況が生じた場合には、当該計画における目標を達成できない可能性があります。さらに、金融2社が保有する有価証券の評価損の資本直入から十分な配当可能額が確保できず、当該計画における目標を達成できない可能性もあります(有価証券の評価損に関しては、下記「 . 銀行業に関するリスク (1) 市場リスク」及び「 . 生命保険業に関するリスク (2) 資産運用に関するリスク」をご参照ください。)

また、当社は将来的な国際会計基準(IFRS)の適用を検討しており、その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4. 財務に関するリスク

(1) 固定資産の減損損失に関するリスク

当社グループは、郵便・物流事業、金融窓口事業及び国際物流事業を中心に、多額の固定資産を所有しております。経営環境の変化や収益性の低下等により投資額の回収が見込めなくなった場合には、減損損失を計上することが必要となり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産に関するリスク

当社グループは、現行の会計基準に従い、将来の課税所得見積りを合理的に行った上で、貸借対照表において繰延税金資産を計上しておりますが、将来の課税所得見積額の変更や税制改正に伴う税率の変更等により、繰延税金資産の全部又は一部に回収可能性がないと判断した場合、繰延税金資産が減額され、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 退職給付債務に関するリスク

当社グループの退職給付費用及び債務は、将来の退職給付債務算出に用いる年金数理上の前提条件に基づいて算出しておりますが、金利環境の急変等により、実際の結果が前提条件と異なる場合、又は、前提条件に変更があった場合には、退職給付費用及び債務が増加する可能性があります。また、当社グループにおいて退職給付制度を改定した場合にも、追加的負担が発生する可能性があります。その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、従業員の退職が一定期間に集中するような場合には、退職給付金の支払いのために多額の資金が必要となり、その結果、通常業務又は設備投資等への資金充当の柔軟性に制約が生じる可能性があります。

(4) 財務報告に係る内部統制に関するリスク

当社は、金融商品取引法に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、その結果を記載した内部統制報告書を提出すること及び監査法人による監査を受けることを義務付けられております。当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価及び報告に関する規程等を制定し、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備しております。また、評価の過程で発見された問題点等は速やかに改善するべく努力しております。しかしながら、財務報告に係る内部統制が有効でない場合には、当社グループの財務報告の適正性を確保できず、その信頼性に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 管理会計等に係る内部管理に関するリスク

本書には、日本の会計基準によらず外部監査を受けていない管理会計等に基づく数値・分析等が含まれております。当社は、これらについても正確性の確保に努めておりますが、有効でない場合等には、当該数値等の信頼性に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 格付けの低下に関するリスク

当社は、格付機関より信用格付を取得しておりますが、財務内容の悪化、日本国債の格下げ等により当社の信用格付が格下げとなった場合、著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

・郵便・物流事業、金融窓口事業、国際物流事業に関するリスク

(1) 郵便・物流事業における経営環境の変化に関するリスク

郵便・物流事業においては、近年のeコマース市場の拡大に伴う宅配便需要の急激な増加とこれによる労働力の不足といった経営環境の急激な変化が顕在化しており、他の主要な物流事業者等においては、基本運賃や大口顧客向け特約運賃の値上げを含む契約条件の改定、配達時間帯や再配達に係るサービス内容の見直し、労働環境又は労働条件の改善のための取組みを行っているものも見受けられます。当社グループがこのような経営環境の変化に適時かつ適切に対応できなかった場合、当社グループの競争力、収益性、人材の確保等に影響し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 郵便物等の減少に関するリスク

電子メール、SNSやスマートフォンの普及に加え、当社グループの顧客におけるコスト削減を目的とした、請求書や取引明細書等の電子メール送信・WEB閲覧の浸透等の影響により、郵便物数は年々減少を続けており、今後もかかる傾向は継続することが予想されます。また、当社グループの郵便・物流事業における重要な収益の柱となっている年賀状の配達数も年々減少傾向にあり、国民の生活様式や社会慣行の変化等の要因により、今後も減少傾向が進む可能性があります。また、日本郵便は、人件費単価の上昇や、大型の郵便物等の増加を背景とした持戻り・再配達の増加等に伴い、引き続き安定的なサービスの提供を維持するため、平成29年6月1日に第二種郵便物及び定形外郵便物の料金並びにゆうメールの運賃の改定を、平成30年3月1日にゆうパックの運賃の改定等をそれぞれ行いました。さらに、平成31年用年賀葉書から、平成29年6月1日の料金改定の際に据え置いた年賀葉書の料金を、通常葉書の料金と同額に改定することとしました。これら今般又は将来の郵便料金等の改定により、当社グループが取り扱う郵便物等の数に影響を及ぼす可能性があります。これらの事情により、当社グループの郵便・物流事業において取り扱う郵便物等の数が減少し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 金融2社からの金融窓口業務の受託に関するリスク

日本郵便が金融2社との間で締結している銀行窓口業務契約等及び保険窓口業務契約等に基づく平成30年3月期における各社からの受託手数料は、それぞれ5,981億円及び3,722億円であり、それぞれ当社グループの金融窓口事業セグメントにおける経常収益の約44%及び約27%を占めており、かかる受託手数料は今後も当社グループの金融窓口事業における収益の重要な部分を占めることとなるものと考えられます。受託手数料は、銀行法・保険業法に定められたアームズレングスルール等を遵守することが求められており、恣意的な変更が行われることは想定しておりませんが、今後、上記各窓口業務契約等が、合理的な理由に基づき受託手数料の額を減額する又は対象となる業務の範囲を限定する等、日本郵便にとって不利に改定された場合には、当社グループの金融窓口事業における収益に影響を与える可能性があります。また、特にゆうちょ銀行から受け取る受託手数料については、ゆうちょ銀行の直営店での業務コストをベースに、日本郵便での取扱実績に基づいて委託業務コストに見合う額が算出されるため、ゆうちょ銀行において業務コストの削減が行われた場合には、当社グループの金融窓口事業における収益に影響を与える可能性があります。さらに、これらの受託手数料の一定部分は、日本郵便において取り扱われた業務の量にかかわらず一定の計算方法により算定されるものとされていますが、今後仮に金融2社が日本郵便における業務量に比例する受託手数料の割合を高めようとする場合には、当社グループの金融窓口事業における収益に影響を与える可能性があります。

なお、平成30年6月1日、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律が成立しました(下記「第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等 参考2 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律の概要」をご参照ください。)。これによって、平成32年3月期から金融2社と日本郵便との間の委託手数料の一部が交付金・拠出金となることにより、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループとしては、今後も簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が、利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに、将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、日本郵便と金融2社との関係を引き続き強化していく所存であり、当社が金融2社の株式を処分したことにより当社による両社への影響力が低下・消滅した場合においてもこの関係は変わるものではないと当社としては考えております。しかし金融2社はユニバーサルサービスの提供に係る法的義務を負うものではなく(上記「 当社グループ全般に関するリスク 2 . 法的規制・法令遵守等に関するリスク (1) 法的規制及びその変更に関するリスク 当社グループ固有に適用される規制等」をご参照ください。)、金融2社が、郵便局ネットワークに代替する販売チャネル(例えば、ATMの相互利用、オンライン取引、グループ外の企業への委託を含みますがこれらに限られません。)をより重視するようになった場合等や、窓口業務の健全・適切な運営確保の観点から特段の事由が生じた場合等、銀行窓口業務契約等及び保険窓口業務契約等の解除が発生した場合には、当社グループの金融窓口事業の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 国際物流事業に関するリスク

トール社の買収に関するリスク

日本郵便が買収したトール社の業績が大きく悪化したことに伴い、当社の平成29年3月期の連結決算において、国際物流事業に係るのれん及び商標権の全額3,923億円並びに有形固定資産の一部80億円(合計4,003億円)の特別損失(減損損失)を計上いたしました。このような状況を受け、人員削減や部門の統廃合等によるコスト削減施策を中心としたトール社の業績回復・将来の成長への基盤を整えるための対策やトール社の高成長地域への集中及び高成長分野への進出等の成長戦略を講じているところですが、かかる経営改善策及び成長戦略が功を奏せず、トール社の業績が向上しない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、トール社はこれまで複数のM & Aを行い、事業統合を実施している過程にありますが、当社グループとの事業統合も含め統合が予定通り進捗しない場合には、複数のビジネス・ユニットによる取引先の競合やオペレーションの重複等が解消されないこと、複雑な業務及び設備、並びに異なる地理的エリアに存する多様な企業風土と異なる言語に基づく従業員を十分に管理できないこと、トール社と競合関係にある同業他社が、トール社より優れた革新的な商品、サービスを提供することで、トール社のマーケットシェア及び利益が低減すること、自然災害、事故等により、基幹ITシステム、主要な輸送手段、倉庫が損害等を受けること、更には、買収時に発見できなかった問題が発生すること等により、当社グループとして想定した買収効果を得ることができない可能性や当社グループ又はトール社の既存事業に負の効果や及ぼす可能性があり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、上記のとおり、平成29年3月期においてトール社の買収にかかるのれん及び商標権については全額減損損失を計上したことにより、のれん及び商標権に関して追加の減損損失が発生することはありませんが、今後トール社の業績が悪化した場合には、トール社の保有する物流設備その他の固定資産についても減損損失を計上し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、このような当社グループの国際的な事業展開に伴うリスクについては、上記「 . 当社グループ全般に関するリスク 3 . 事業運営に関するリスク (7) 業務範囲の拡大等に伴うリスク」もご参照ください。

資源価格の下落及び豪州経済の減速等に関するリスク

国際物流事業におけるトール社の事業は、エクスプレス事業、フォワーディング事業及びロジスティクス事業に区分されるところ、特に豪州国内物流を中心とするエクスプレス事業の業績は、資源価格を中心とする豪州経済による影響を大きく受けております。今後、資源価格が下落し、豪州経済が低迷した場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

トール社に適用される規制等

国際物流事業を担うトール社は、豪州を中心に、アジア太平洋地域等におけるフォワーディング、コントラクト物流(3PL)等の国際的な事業活動を行っており、関連する国・地域の事業許可や租税に係る法・規制、運送、貿易管理、贈収賄防止、独占禁止、為替規制、環境、各種安全確保等の法・規制の適用を受けております。法令等の改正や新たな法規制等により、当社グループの競争条件が悪化したり、事業活動の一部が制限又は変更を余儀なくされた場合は、新たな対応費用の増加、収益機会等の喪失等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

為替変動のリスク

国際物流事業を担うトール社の連結財務諸表は外貨建て(豪ドル)で作成されていることから、大幅な為替相場の変動が生じた場合、外貨建ての資産・負債等が当社の連結財務諸表作成のために円換算される際に為替相場の変動による影響を受けるため、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

金利変動のリスク

トール社は、継続的に設備投資等を行っており、投資にあたっては自己資金を投入しているほか、金融機関からの借入等に依存する割合も少なくありません。トール社による金融機関からの借入等の利息は、将来の金利動向によっては資金調達コストの上昇による影響を受け、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 不動産事業に関するリスク

当社グループは、金融窓口事業において、事務所・商業施設・住宅等の賃貸・管理事業のほか、分譲住宅事業等の不動産事業を営んでおり、営業・投資等を目的とする不動産を所有しております。しかし、国内外の景気又は特定地域の経済状況や人口、市場における需給等の変化により、不動産価格や賃貸料の下落、空室率の上昇、

建築資材の価格や工事労務費の高騰、たな卸資産の増加、さらに、法的規制の変更、大規模災害等の発生等の影響を受ける可能性があります。これらの事象により、当社グループの不動産事業の収益や費用に影響を及ぼしたり、減損損失や評価損が発生する可能性があります。また、その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

・銀行業に関するリスク

(1) 市場リスク

ゆうちょ銀行が保有する金融資産・負債の多くは、市場の変動による価値変化等を伴うものであります。ゆうちょ銀行では、中長期的に安定的収益の確保を図ることを目的に、資産・負債を総合管理するALM(Asset Liability Management)の他、ストレス・テストや損益シミュレーション等を実施することにより、市場リスク等を適切に管理するよう努めておりますが、大幅な市場変動等によりかかる管理が十分に機能しない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があり、また、中長期的な安定的収益の確保を目的とした外国証券、オルタナティブ投資等への運用の高度化・多様化が、目的に即した結果を生まない可能性もあります。

金利リスク

ゆうちょ銀行が保有する日本国債(平成30年3月末日現在、62.7兆円・ゆうちょ銀行の総資産額の29%)や外国証券(平成30年3月末日現在、その他の証券(外国債券や主な投資対象が外国債券である投資信託等で構成)は59.2兆円・ゆうちょ銀行の総資産額の28%)などの金融資産と、定額貯金を始めとする貯金や外貨を含む市場性調達負債の期間や金利更改サイクル等には、差異が存在します。このため、金利(長期や短期の金利)の変動は、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当連結会計年度末現在において、日本国債の一部の金利がマイナスとなる等市場金利は非常に低い水準にあり、さらに、今後の金融政策の動向によりかかる金利水準が長期に亘り継続し又は低下する場合、運用収益の減少に比して、相対的に貯金の調達コストが減少しないことにより、資金粗利鞘が減少し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、市場金利の変動は、ゆうちょ銀行の債券ポートフォリオ等の価値に影響を及ぼします。例えば、国内外の景気変動、中央銀行の金融政策、日本国政府の財政運営やその信認の変化等、様々な要因により市場金利が上昇した場合、保有する債券等の価値下落によって評価損・減損損失や売却損等が生じ、その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

加えて、定額貯金(平成30年3月末日現在、97.2兆円・総貯金額の54%)。預入から6か月経過後は払戻し自由、3年までは6か月ごとの段階金利、それ以降は固定金利の10年満期・複利貯金)について、急激な市場金利上昇等により、事前のリスク管理の想定を超える貯金流出や預け替えが発生した場合にも、計画以上の運用原資の減少や調達コストの上昇を通じて、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

為替リスク

ゆうちょ銀行は、収益源泉・リスクの分散を目的に、運用の高度化・多様化の一環として国際分散投資を進め、外国証券の保有が増加しておりますが、外貨建て資産の一部については為替リスクを軽減するヘッジを行わない、又は短期のヘッジを行うことがあります。その結果、大幅な為替相場の変動が発生した場合、ヘッジしていない部分に差損が発生し、又はヘッジコストが上昇すること等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

株式価格変動リスク

ゆうちょ銀行は、直接又は金銭の信託や投資信託を通じて間接的に、株式を保有することがあることから、国内外の経済状況又は市場環境の悪化や低迷等によって株価が下落する場合には、保有株式に評価損・減損損失や売却損等が発生し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 市場流動性リスク

経済状況の著しい悪化や金融市場の混乱、銀行・金融業界全体の社会的信用や信認が低下する場合等には、ゆうちょ銀行が国内外の市場で取引・決済ができなくなることや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされること等により、損失を被る可能性があります。その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 資金流動性リスク

ゆうちょ銀行の業績や財政状態の悪化、風評等の発生や、予期せぬ資金流出、運用と調達の間隔のミスマッチ(差異)等、また、ゆうちょ銀行の収益力・信用力の低下、日本国債の格下げ等の影響を受けたゆうちょ銀行の格付の引き下げにより、円貨・外貨の必要資金確保が困難になる、又は、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被る可能性があります。その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 信用リスク

ゆうちょ銀行が保有する社債等の有価証券の発行者や投資先、貸出先の債務者等において、国内外の経済情勢(景気・信用状況等)や特定の業種を取り巻く経営環境の変化、不祥事等の発生、その他不測の事態により、財政状態が悪化する可能性があります。その結果、ゆうちょ銀行の与信関係費用が増加、ゆうちょ銀行が保有する有価証券等の価値が下落すること等により、当社グループの事業、業績、財政状態及び自己資本の状況に影響を及ぼす可能性や、中長期的な安定的収益の確保を目的とした外国証券への運用、プライベート・エクイティその他のオルタナティブ投資等、運用の高度化・多様化が、目的に即した結果を生まない可能性があります。

(5) オペレーショナル・リスク等

ゆうちょ銀行の業務においては、事務リスク、システムリスク、情報資産リスク、訴訟等に係るリスク、人事リスク、レピュテーション・リスク、法令違反等(横領その他の犯罪行為、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、インサイダー取引規制等違反、お客さまの属性に照らし不適切な顧客説明や資産運用商品の販売等)に係るリスク、災害リスク等のオペレーショナル・リスクが存在します。ゆうちょ銀行が、これらのオペレーショナル・リスクを適切に管理できず、これらのリスクが顕在化した場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 代理店を通じた営業に係るリスク

ゆうちょ銀行は、銀行代理業務の委託契約等に基づき日本郵便に銀行代理業務等を委託しています。ゆうちょ銀行の店舗24,019店舗(平成30年3月31日現在)のうち23,785店舗が代理店(郵便局)となっており、ゆうちょ銀行の貯金残高の約9割が代理店で開設された口座への預入による等、ゆうちょ銀行の事業は、代理店である日本郵便の郵便局ネットワークによる営業に大きく依拠しています(下記「第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」をご参照ください。)

従って、コミュニケーション手段の多様化、競合するネットワークやサービスの利便性向上等により、ゆうちょ銀行の代理店である郵便局の利用者数や利用頻度が減少したり、代理店で取り扱うゆうちょ銀行の商品・サービスの種類や代理店数が減少した場合、また、ゆうちょ銀行の代理店業務に従事する従業員の確保やその教育が十分でない場合、郵便局で取り扱う競合商品との競争が激化する場合、日本郵便が人材等のリソースをゆうちょ銀行の商品・サービス以外に優先的に配分する場合等においては、ゆうちょ銀行の貯金等や新商品等の販売が伸びず、当社グループの銀行業における業務及び業績に影響を及ぼし、結果として当社グループの事業、業績及び財政状態にも影響を及ぼす可能性があります。

また、ゆうちょ銀行は、上記の銀行代理業務の委託契約等に基づき、相当額の委託手数料を日本郵便に対して支払っておりますが、当該委託手数料の算定方法その他の条件がゆうちょ銀行と日本郵便との間の合意により見直されたり、当該契約等が解除され代替委託先等を適時に確保できない場合、当社グループの銀行業における業

務及び業績に影響を及ぼし、結果として当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 事業環境等に係るリスク

ユニバーサルサービスの提供に係るリスク

ゆうちょ銀行は、日本郵便との間で銀行窓口業務契約を締結しており、日本郵便は全国の郵便局で、ゆうちょ銀行の基本的な商品・サービスを、日本郵便株式会社法に基づきいわゆるユニバーサルサービス提供に係る法的責務の履行として提供しています(下記「第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」をご参照ください。)。ゆうちょ銀行は、法令上この責務を直接負わないものの、郵便局で使用するATM・窓口端末機など銀行委託業務に係るITシステムの導入・運行コストとともに(なお、当該ITシステムはゆうちょ銀行が所有)、同業務に従事する日本郵便の従業員の指導・教育等を通じ、ユニバーサルサービス提供に係る一定のコストを負担しております。

なお、銀行窓口業務契約は、期限の定めがなく、また、本契約に定める特段の事由が生じた場合等を除き、当事者の合意がない限り、解除できないものと定めています。また、ゆうちょ銀行の定款には、日本郵便と銀行窓口業務契約を締結する旨規定しているため、当該契約を終了させる場合には、ゆうちょ銀行の定款の変更を要します。従って、日本郵便がユニバーサルサービスの提供責務を果たすために必要と考える限り、ゆうちょ銀行は、各郵便局でゆうちょ銀行の基本的な商品・サービスの提供を継続することとなり、その結果、より収益性の高い業務や地域への経営資源配分が制約されること等により、当社グループの銀行業における業務及び業績に影響を及ぼし、結果として当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、ユニバーサルサービスの確保に関する政府の施策、法令や規制等の改正等がなされた場合には、その内容によっては、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、平成30年6月1日、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律が成立しました(下記「第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等 参考2 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律の概要」をご参照ください。)。これによって、平成32年3月期から金融2社と日本郵便との間の委託手数料の一部が交付金・拠出金となることにより、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

経済・社会情勢、市場に係るリスク

ゆうちょ銀行が行う当社グループの銀行業は、その収益の多くが日本国内での貯金調達や国内外での有価証券運用によって得られており、国内外の景気・信用状況や人口動態等の経済・社会情勢、金利・為替等の市場の変動・悪化が、当社グループの銀行業における業績及び財政状態に影響を及ぼし、結果として当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。例えば、消費税率の引き上げによる家計の可処分所得の低下や、少子高齢化に伴い、日本の貯蓄率・預金水準が低下し、ゆうちょ銀行の貯金残高が減少する可能性があります。また、国内外の金融市場に混乱等が生じた場合、ゆうちょ銀行の事業の低迷や資産内容の悪化、資金調達力・資産流動性の低下等が生じる可能性があります。このような場合、中長期的な安定的収益の確保を目的とした運用の高度化・多様化が、目的に即した結果を生まない可能性もあります。

(8) 事業戦略・経営計画に係るリスク

ゆうちょ銀行は、「『やっぱり、ゆうちょ』と言われることを、もっと。」のローガンの下で、「お客さま本位の良質な金融サービスの提供」、「運用の高度化・多様化」、「地域への資金の循環」、「経営管理態勢の強化」に取り組むとともに、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする新たな中期経営計画で掲げた経常利益や当期純利益等の経営目標の達成を目指しております。

しかしながら、これらに向けたゆうちょ銀行の事業戦略・経営計画は、各種のリスクにより実施が困難となり、又は有効でなくなる可能性があります。また、事業戦略・経営計画の策定時に前提とした各種の想定が想定通りとならないこと等により、当初計画した成果が得られない可能性もあります。特に、市場(金利・為替等)・経済情勢(景気・信用状況等)等が計画策定時の想定通り安定推移しなかった場合、例えば、市場金利の低下による運用利回りの減少によって収益計画が達成できない可能性や、国際分散投資等の高度化・加速を継続していく中で、適切なポートフォリオ分散を達成できない可能性、より高いリスクを有する運用資産の増加によって価格変動リスクを受けやすくなり、ゆうちょ銀行の事業、業績及び財政状態に及ぼす影響が大きくなる可能性があります。さらに、平成29年3月期第2四半期以降に満期が集中している定額貯金の再預入や、投資信託の販売、運用・リスク管理・営業等の人材確保・育成が、想定通り進捗しなかった場合、総預かり資産の拡大等の計画が達成できなくなる可能性があります。また、有価証券の評価損の資本直入、減損損失、売却損の計上により十分な配当可能額が確保できない等、当該計画における目標を達成できない可能性があり、その結果、当社グループの

事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

・生命保険業に関するリスク

(1) ユニバーサルサービスの提供に関するリスク

上記「 1. 当社グループ全般に関するリスク 2. 法的規制・法令遵守等に関するリスク (1) 法的規制及びその変更に関するリスク 当社グループ固有に適用される規制等」のとおり、郵政民営化法上、当社及び日本郵便は、ユニバーサルサービスの提供義務を負っており、日本郵便は、郵政民営化法上のかかる規定を遵守するため、かんぽ生命保険と生命保険募集・契約維持管理業務委託契約及び保険窓口業務契約を締結してかんぽ生命保険の保険代理業務を受託し、全国の各郵便局において、かんぽ生命保険の商品及びサービスを提供しております(下記「第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」をご参照ください。)。特に、保険窓口業務契約は、期間の定めのない契約であり、特段の事情がない限りかんぽ生命保険から一方的に解除することはできないこととされております。また、かんぽ生命保険の定款上、かんぽ生命保険は日本郵便との間で、保険窓口業務契約を締結する旨の規定が存在し、当該契約を終了させる場合にはかんぽ生命保険の定款変更が必要となります。従って、かんぽ生命保険が日本郵便との間の保険窓口業務契約を終了させるには、これらの手続等を充足する必要があります。

このように、かんぽ生命保険が、ユニバーサルサービスの提供義務を負う日本郵便との間で、解除することが困難な保険窓口業務契約を締結することで、日本郵便がユニバーサルサービスを提供する上での関連保険会社としての地位を維持する契約上の義務を負うため、当社グループの生命保険事業における柔軟な事業展開が困難となり、結果として当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、ユニバーサルサービスの確保に関する政府の施策、法令や規制等の改正等がなされた場合には、その内容によっては、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、平成30年6月1日、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律が成立しました(下記「第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等 参考2 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律の概要」をご参照ください。)。これによって、平成32年3月期から金融2社と日本郵便との間の委託手数料の一部が交付金・拠出金となることにより、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 資産運用に関するリスク

国内金利に関する市場リスク

かんぽ生命保険では、保険契約の引受けによって生じる負債に見合った運用資産を適切に管理し、損益の安定を図る目的で、資産と負債のバランスを考慮してリスクコントロールを行う、A L M(Asset Liability Management: 資産・負債の総合的な管理)を行っております。かんぽ生命保険がA L Mを適切に行えなかった場合又はかんぽ生命保険のA L Mによって対処可能な程度を超えて市場環境が大きく変動した場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

特に、かんぽ生命保険の資産構成においては、円金利資産の割合が高く、かんぽ生命保険の契約者に対する債務のデュレーションが運用資産より長期であることから、資産と負債のデュレーションのミスマッチによる国内金利の変動リスクを有しております。

具体的には、平成28年2月の日本銀行によるマイナス金利政策導入以降、低金利環境が継続しておりますが、かんぽ生命保険が既に保有している保険契約の予定利率は変わらないことから、当初想定していた運用収益が確保できない、あるいは逆ざや(資産運用ポートフォリオの平均運用利回りが既契約の責任準備金の積立てに用いた予定利率を下回る現象)となる可能性があり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、国内金利が現在の水準より上昇した場合には、資産運用利回りが上昇することにより、利息収入などの収益が向上する一方、債券価格の下落等による評価損・減損損失や売却損等が発生する可能性があります。加えて、保険契約者がより高い収益を得られる別の金融商品へ資金を移動させることにより、保険契約の解約が増加する可能性があり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

以外の市場リスク

かんぽ生命保険の保有する外貨建資産に係る為替リスクがヘッジされていない部分について、為替相場の変動が発生した場合や、為替リスクをヘッジしていたとしても、国内外の金利差拡大によりヘッジコストが高ま

り、これまでの条件でロールによる為替予約ができなくなった場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、外国金利の変動により、かんぼ生命保険の保有する外国証券の価値が下落した場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、かんぼ生命保険において、国内外の経済状況又は市場環境の悪化や低迷等によって、保有している株式の価格が下落した場合には、保有株式に評価損・減損損失や売却損等が発生し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、オルタナティブ運用などの資産運用の多様化が、期待した結果を生まない可能性があります。

信用リスク

かんぼ生命保険の取引先・投資先・かんぼ生命保険が保有する有価証券の発行者において、国内外の景気動向や特定の業種を取り巻く経営環境の変化、不祥事の発生、国家間紛争等その他不測の事態により、財政状態が悪化した場合には、信用リスク及び与信関係費用が増加し、又はかんぼ生命保険が保有する有価証券の価値が下落すること等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、外債運用などの資産運用の多様化が、期待した結果を生まない可能性があります。

(3) 市場流動性・資金繰りに関するリスク

市場流動性リスク

金融市場の混乱等により、市場において正常に金融商品の取引・資金決済ができなくなった場合や、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることになった場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、国内外の金融市場及び経済状況の悪化等により、市場の流動性が減退した場合は、かんぼ生命保険の保有する資産の売却可能性や価値が減少する可能性があります。

資金繰りリスク

かんぼ生命保険の財務内容の悪化等による新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害に伴う保険金の大量支払による資金流出等により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被った場合には、当社グループの業務運営、事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 商品の集中に関するリスク

かんぼ生命保険の取り扱う商品は、個人向け生命保険に集中しております。個人向け生命保険については、国内の雇用水準及び家計所得水準、代替商品であるその他の商品に対する相対的魅力、保険会社の財務健全性、社会的信用に対する一般的な認識、出生率及び高齢化等日本の人口構成に影響を与える長期的な人口動態等の要因が、新規契約数や既存契約の解約率に影響を与え、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 日本の人口動態に関するリスク

昭和40年代半ば以降、日本の出生率は総じて徐々に低下する傾向にあり、現在は世界で最低の水準にあります。これらの結果、15歳から64歳までの人口は減少傾向が続いており、この傾向が、日本国内における生命保険の総保有契約数の減少の主要な要因であると考えております。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、15歳から64歳までの人口は、今後も減少し続けるであろうと予測しております。かんぼ生命保険の顧客基盤は中高年層に強みがありますが、もし、これらの傾向が続き、若年層における生命保険に対する需要が減少する場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 保険料設定に関するリスク

かんぼ生命保険は、保険の種類及び内容、契約時の被保険者の年齢、性別、保険金額等を考慮して、計算基礎率(予定死亡率、予定利率、予定事業費率)等に基づいて保険料を設定しておりますが、実際の死亡率が事前に設定した予定死亡率を超過した場合、実際の運用利回りが事前に設定した予定利率を下回った場合、実際の経費が事前に設定した予定事業費を超過した場合には、保険期間中の保険料等の受取総額を、保険金・経費等の支払総額が上回ることにより損失が発生し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

他方、かんぽ生命保険は、標準利率の引下げ等を受け、平成28年8月及び平成29年4月に商品の予定利率を引き下げ、保険料の値上げを実施しておりますが、今後も保険料の値上げを行う可能性があります。かかる保険料の値上げにより、かんぽ生命保険による新契約獲得数が減少する場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 責任準備金の積立に関するリスク

かんぽ生命保険は、日本の生命保険会社として、保険業法及び関連業規制に基づき、保険料収入の大部分を、責任準備金として将来の保険金等の支払いに備えて積み立てております。責任準備金は、かんぽ生命保険の負債の最も大きな部分を占めているものであり、各保険契約の保障対象となる事象の起こる頻度や時期、保険金等支払額、資産運用額等につき一定の前提を置き、これらに基づく見積りによって計算されるものであります。これらの前提と実際の結果が乖離した場合や環境の変化により将来乖離が見込まれる場合には、責任準備金の積増しが必要となる可能性があり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、責任準備金の積立水準に関するガイドラインや標準利率・標準生命表は、規制当局である金融庁等によって定められているものですが、これらに変更があった場合には、保険料見直しや責任準備金の積増しが必要となる可能性があり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 契約者配当準備金に関するリスク

かんぽ生命保険が確保すべき契約者配当準備金の繰入額は費用として扱われ、これにより各事業年度における純利益が減少します。かんぽ生命保険は契約者配当準備金の繰入額の決定について裁量を有しており、その水準については、かんぽ生命保険商品の競争力、業績、ソルベンシー・マージン比率等の様々な要素を考慮して判断しておりますが、その水準によっては、かんぽ生命保険株主への配当原資の額、事業、業績及び財政状態又はかんぽ生命保険の株式価値に影響を及ぼす可能性があります。

なお、かんぽ生命保険が管理機構から受再している簡易生命保険契約については、「旧簡易生命保険契約に基づく保険責任に係る再保険契約」において、かんぽ生命保険が引き受けた保険契約と区分してその収益及び費用を経理するものとし、簡易生命保険契約の再保険損益の8割を契約者配当準備金に繰り入れることとしております。また、再保険配当の計算方法の変更の必要性について、毎事業年度、管理機構とかんぽ生命保険間で協議することとされておりますが、本契約締結以降、当該計算方法が変更されたことはなく、当連結会計年度末現在において変更の予定もありません。

(9) 保険金の支払いに関するリスク

かんぽ生命保険は、正確・迅速な保険金等のお支払いが生命保険会社の根幹業務であるとの認識の下、支払管理態勢の強化、お客さまサポートの充実に取り組んでおりますが、何らかの理由により、規制当局又はかんぽ生命保険が支払管理態勢の強化が不十分であると判断した場合には、各種改善策を講じる可能性があり、当社グループの社会的信用、事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) オペレーショナルリスク

かんぽ生命保険の業務においては、事務リスク、システムリスク、情報漏えいリスク、コンプライアンス違反、不正・不祥事に関するリスク、従業員、代理店、業務委託先、保険契約者等の不正により損害を被るリスク等のオペレーショナルリスクが存在します。かんぽ生命保険がこれらのオペレーショナルリスクを適切に管理できず、これらのリスクが顕在化した場合には、当社グループの業務運営、社会的信用、事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、日本郵便及びかんぽ生命保険は、かんぽ生命保険の業務を行う日本郵便の従業員に対し、法令等の遵守についての指導・教育を行っておりますが、これらの指導・教育が十分行われず、又はその効果が発揮されないことにより、同社従業員による不適正な募集活動などの法令等の違反が発生した場合等には、同様の影響が及ぶ可能性があります。

(11) 生命保険契約者保護機構への負担金及び国内の他の生命保険会社の破綻に係るリスク

かんぽ生命保険は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)への負担金支払義務を負っております。保護機構は、破綻した生命保険会社の保険契約者を保護することを目的としており、破綻した生命保険会社から他の生命保険会社へ保険契約を移転する際に、資金援助を実施しております。保護機構への負担金額は保険料収入及び責任準備金の額などに応じて決められるため、かんぽ生命保険の保険料収入及び責任準備金の額が他の生命保険会社に比して増加した場合、負担金が増加する可能性があります。また、日本の他の生命保険会社の破綻は、日本の生命保険業界全体の評価にも悪影響を与え、保険契約者の生命保険業界全体に対する信用を損ない、これにより当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 格付けの低下に関するリスク

かんぽ生命保険は、格付会社より格付けを取得しておりますが、かんぽ生命保険の財務内容の悪化等により格付けが引き下げられた場合、新規契約の減少、既存契約の解約の増加等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

・ 宿泊事業・病院事業に関するリスク

当社の営む宿泊事業及び病院事業は、自然災害、事故、火災、食中毒、医療過誤等から生じる潜在的な損失の発生、損害賠償責任、行政処分等のリスクを内包しています。

また、少子高齢化に伴う近時の医療費削減の流れは、病院事業の収益性に影響を及ぼす可能性があります。

これらの事業では、近年継続して営業損失を計上していることから、個々の施設(又は病院)の状況を踏まえ、増収対策や経費削減による経営改善を進めていることに加え、宿泊事業においては施設配置の見直しも行ったところですが、今後も厳しい状況が続く可能性があります。

・ 投資事業に関するリスク

当社グループでは、平成29年11月1日に日本郵政キャピタル株式会社、平成30年2月9日にJPインベストメント株式会社を設立しました。これらの子会社等で行う投資事業では、国内外への投資や新たな事業領域への出資等を行っていますが、適正な収益や機会をもたらす保証はありません。

投資時点において投資先の価値や将来の成長性を正確に見極めることは容易ではなく、また、当社グループが投資時点において想定した通りに投資先が事業を展開できる保証はありません。投資先の事業環境の変化その他様々な理由により、投資先の業績又は財政状態が悪化した場合には、当社グループが投資した資金を回収できず、また、投資活動により取得・発生した株式などの金融資産やのれんに評価損・減損損失が発生するなど、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、当社グループの投資先が内部統制上の問題を抱えていたり、法令に違反する行為を行っている可能性があります。当社グループが投資後にそうした問題や行為を早期に是正できない場合、当社グループの信頼性や企業イメージが低下し、その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

・ 不動産事業(金融窓口事業に係るものを除く。)に関するリスク

当社グループは、事務所・商業施設・住宅等の賃貸・管理事業、分譲住宅事業等の不動産事業を営む日本郵政不動産株式会社を、平成30年4月2日に設立しております。当該子会社が行う事業については、国内外の景気又は特定地域の経済状況や人口、市場における需給等の変化により、不動産価格や賃貸料の下落、空室率の上昇、建築資材の価格や工事労務費の高騰、たな卸資産の増加、さらに、法的規制の変更、大規模災害等の発生等の影響を受ける可能性があります。これらの事象により、当社グループの不動産事業の収益や費用に影響を及ぼしたり、減損損失や評価損が発生する可能性があります。また、その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

・郵政民営化に関するリスク

当連結会計年度末現在において、日本国政府は当社の発行済株式の約57%(自己株式を除く議決権割合は約63%)を、当社はゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の発行済株式のそれぞれ約74%(自己株式を除く議決権割合は約89%)及び約89%を保有しています。

郵政民営化法に基づき、日本国政府が保有する当社の株式は、できる限り早期に処分するものとされており(ただし、日本国政府による当社株式の保有割合は常に3分の1を超えるものとされており)、また、当社が保有する金融2社の株式についても、金融2社の経営状況、ユニバーサルサービスの責務の履行への影響等を勘案しつつ、その全部をできる限り早期に処分するものとされており。当社では、上記趣旨に沿って、まずは、金融2社株式の保有割合が50%程度となるまで、段階的に売却することとしています。

以下では、かかる日本国政府による当社株式の売却と、当社による金融2社株式の売却に起因する当社グループの事業等のリスクのうち主要なものを記載しております。

(1) 持分の減少による連結業績への影響並びに事業の規模及び範囲の縮小に関するリスク

平成30年3月期におけるゆうちょ銀行の営む銀行業及びかんぽ生命保険の営む生命保険業におけるセグメント利益及びセグメント資産の各合計額は、当社グループのセグメント利益及びセグメント資産の各合計額(「その他」(宿泊事業、病院事業、関係会社受取配当金等)に区分されるものを除きます。)のそれぞれ約90%及び約98%を占めております。郵政民営化法に基づき、当社が金融2社の株式を処分した場合、当社の連結財務諸表の親会社株主に帰属する当期純利益及び非支配株主持分を除く純資産の額に反映される金融2社の純利益及び純資産の額が、減少することになります。金融2社の議決権の過半数を保有している間は連結対象となりますが、当面の処分方針に従い保有割合が50%程度となるまで売却し、金融2社の議決権の過半数を保有しないこととなった場合には、連結対象となるかについて他の要件とも併せて検討することとなります。なお、金融2社が連結対象から外れた場合、連結貸借対照表上、金融2社の資産、負債を合算しなくなるため、当社グループの資産、負債の規模が減少することになります。さらに、金融2社が持分法適用関連会社からも外れた場合は、金融2社株式は「其他有価証券」となり毎期末で評価することになり、原則として評価差額は「其他有価証券評価差額金」として純資産に計上することになります。

なお、当社の連結財務諸表に対する金融2社の収益・利益が与える影響については、以下のとおりと想定しております。

金融2社持分比率が50%を超える場合、及び金融2社持分比率が40%～50%で当社連結対象となる場合
金融2社の収益が当社連結収益に寄与します。また、金融2社の利益が持分比率に応じて当社連結利益に寄与します。

金融2社持分比率が20%～50%で持分法適用となる場合
金融2社の利益が持分比率に応じて当社連結利益に寄与します。

金融2社持分比率が20%未満の場合
金融2社からの配当収入があれば、当該収入が当社連結収益・利益に寄与します。

また、上記のとおり、当社が保有する金融2社の株式は、金融2社の経営状況、ユニバーサルサービスの責務の履行への影響等を勘案しつつ、その全部をできる限り早期に処分するものとされているところ、当社が金融2社の株式を処分しその持分が低下するにつれて、当社グループの事業は、金融2社以外の事業に集中することになり、当該各事業における収益の悪化が、当社グループの事業、業績及び財政状態に、より影響を及ぼすこととなります。また、金融2社に対する持分が低下又は消滅することにより、当社グループの財務の健全性又はキャッシュ・フローが悪化し、当社グループの資金調達能力が制限される可能性があります。

当社は、金融2社株式の売却手取金を有効に活用し企業価値の向上に努める所存ですが、金融2社からの配当収入に代わる利益を得られない場合には、当社の配当原資が確保できないおそれがあり、また上記の金融2社の当社連結利益への影響の低下を通じて当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 議決権割合の減少による影響力の低下、少数株主との利益相反及び子会社からの配当収入の減少に関するリスク

当社は、平成27年11月4日の金融2社株式の売出しの実施後においても、金融2社の議決権を保有する親会社であり、当社の利益とその他の少数株主の利益は相反する可能性があります。会社法上、取締役及び執行役は、会社及び少数株主を含む総株主の利益のために業務を行う義務を負っているため、金融2社における意思決定は、常に当社の意向に沿った、又は、当社グループの利益に資するものとなるとは限りません。また、当社が金融2社の株式の2分の1以上又は3分の1超を処分した場合には、株主総会における普通決議又は特別決議を要する事項につき、当社が金融2社の議案を単独で可決することができなくなる可能性があります。

また、当社の金融2社の株式処分により、金融2社に対する議決権割合が減少した場合には、当社が金融2社の意思決定に及ぼしうる影響はその処分割合に応じて限定的となり、金融2社の意思決定は、当社グループの意向に沿った、又は、当社グループの利益に資するものとはならない可能性があります。

さらに、当社は、安定的な配当を目指してまいりますが(下記「第4 提出会社の状況 3 配当政策」をご参照ください。)、当社の配当の原資は金融2社からの配当収入に依存しており、当社の金融2社の株式処分により金融2社の意思決定に及ぼす影響力が低下した場合、金融2社が新中期経営計画の利益目標を達成できない場合等においては、当社は金融2社から当社の期待する配当収入を得られる保証はありません。

(3) 日本国政府との関係が希薄化することに関するリスク

金融2社は、その唯一の株主を当社、当社の唯一の株主を日本国政府とする上場前の状態にあっても、日本国政府その他の公的機関から何らの保証その他の信用補完を受けていたわけではありませんが、当社が金融2社の親会社ではなくなることに伴い、金融2社と日本国政府との関係が弱まった場合には、顧客等が、金融2社の経済的信用力が低下した、又は、ゆうちょ銀行の貯金及びかんぽ生命保険の商品のリスクが上昇したという誤認や錯誤を有することとなる可能性があります。実際の金融2社の経済的信用力等とは無関係であるにも関わらず、かかる誤認や錯誤が社会に広く伝播した場合等においては、顧客等によるゆうちょ銀行の既存貯金の引き出し又は貯金の減少、かんぽ生命保険との新規契約の差し控えや既存契約の解約、その他金融2社との取引量の低下を招き、その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 日本国政府との利益相反に関するリスク

当連結会計年度の末日現在において、日本国政府は当社株式の議決権(自己株式を除く。)の約63%を保有しており、日本国政府は当社の株主総会において、普通決議事項について、単独で可決することが可能です。また、当社及び日本郵便は、日本郵政株式会社法及び日本郵便株式会社法に基づき、新規業務、株式の募集、取締役の選解任(当社のみ)、事業計画の策定、定款の変更、合併、会社分割、解散等を行う場合には、総務大臣の認可(ただし、日本郵便の新規業務については総務大臣への届出)が必要とされています。また、金融2社は、郵政民営化法上の上乗せ規制が適用されます。

当社グループの事業その他に関する日本国政府の利益は、当社のその他の株主の利益と相反する可能性があります。日本国政府が、株主としての経済的利益よりも公共政策上の判断等を優先した場合等には、当社グループのその他の株主の利益に反する支配権又は影響力の行使がなされる可能性があります。なお、郵政民営化法により、日本国政府は当社株式をできる限り早期に処分することが規定されておりますが、その具体的な時期及び処分割合を予想することは困難であり、また、同法により当社株式の発行済株式総数の3分の1超に相当する株式については日本国政府が引き続き保有することが規定されていることから、日本国政府による当社株式の処分完了後も日本国政府は3分の1超の当社株式保有者として引き続き当社に重要な影響を及ぼしうることになります。

(5) 当社による金融 2 社株式の売却時期に関するリスク

郵政民営化法に基づき、当社は金融 2 社の株式の全部を処分することが規定されております。金融 2 社株式の処分時期について、具体的な期限の定めはないものの、その処分には、金融 2 社の経営状況、ユニバーサルサービスの責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分することとされています。金融 2 社株式の処分時期については、かかる要素を勘案して当社取締役会において決定しますが、現時点において、決まっておらず、その時期によっては当社の株主全体の利益とは一致しない可能性があります。従って、当社は、金融 2 社株式の処分を、適切な時期に適切な条件で実行することができない可能性があります。

郵政民営化法上の上乗せ規制については、当社が金融 2 社の株式を 2 分の 1 以上処分した場合には、金融 2 社に対する新規業務に係る規制は認可制から届出制へと緩和されます。さらに、当社が金融 2 社の株式を全部処分した場合又は 2 分の 1 以上を処分した旨を総務大臣が内閣総理大臣に通知した日以後に、内閣総理大臣及び総務大臣が他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認め、その旨が決定した場合には、金融 2 社に対する新規業務に係る規制、子会社保有、合併、会社分割、事業の譲渡・譲受け等を行う場合の規制、銀行業における預入限度額規制、生命保険業における加入限度額規制等の適用は廃止されることとなります。しかしながら、金融 2 社の上場後における当社による金融 2 社株式の売却の時期及び売却の規模は未確定であり、また、金融 2 社株式の処分に係る郵政民営化法の定めの変更、株式市場の動向等により、金融 2 社の株式の処分が予定通りに進まない場合には、かかる上乗せ規制の撤廃が行われず、当社の期待する金融 2 社の経営の自由度の拡大等が実現しない可能性があります。

(6) 金融 2 社株式の売却損失の発生に関するリスク

金融 2 社株式の売却収入が、売却に係る当社が保有する金融 2 社株式の帳簿価額を下回った場合には、売却される株式の帳簿価額と売却収入の差額について、当社の損益計算書に売却損失として計上する必要があり、その結果、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、平成30年3月31日現在、当社が保有するゆうちょ銀行株式の帳簿価額は5,780,141百万円、かんぽ生命保険株式の帳簿価額は890,039百万円です。

一方、連結財務諸表においては、金融 2 社株式の売却収入が、売却による当社の持分の減少額を下回った場合には、売却による当社の持分の減少額と売却収入の差額を、連結貸借対照表の資本剰余金から減少させる必要があります。その結果、当社グループの財政状態に影響を与える可能性があります。また、金融 2 社が持分法適用関連会社となり、金融 2 社株式の売却収入が、売却による当社の持分の減少額を下回った場合には、売却による当社の持分の減少額と売却収入の差額について、連結損益計算書に売却損失として計上する必要があります。さらに、金融 2 社が子会社及び持分法適用関連会社ではなくなり、金融 2 社株式の売却収入が、売却に係る当社が保有する金融 2 社株式の帳簿価額を下回った場合には、売却される株式の帳簿価額と売却収入の差額について、連結損益計算書に売却損失として計上する必要があります。以上の結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、平成27年11月4日の金融 2 社株式の売出しにおいては、ゆうちょ銀行株式の売却に伴い、当社の損益計算書における関係会社株式売却損126,236百万円及び当社の連結貸借対照表における資本剰余金351,922百万円の減少が発生し、かんぽ生命保険株式の売却に伴い、当社の損益計算書における関係会社株式売却益32,796百万円及び当社の連結貸借対照表における資本剰余金17,754百万円の減少が発生しております。

(7) 当社の商標等の金融 2 社による継続使用に関するリスク

当社及び事業子会社等が締結した、「日本郵政グループ運営に関する契約」等(以下「グループ運営契約」といいます。グループ運営契約の詳細は、下記「第 2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」をご参照ください。)に基づき、事業子会社等は、当社による金融 2 社株式の処分後も、引き続き「日本郵政」ブランド及び関連商標の使用を継続する予定です。

そのため、金融 2 社株式の売却後も、金融 2 社における業績の低迷、従業員の不祥事その他の理由により金融 2 社の社会的信用が毀損された場合には、当社グループの社会的信用及び「日本郵政」のブランド・イメージに悪影響を及ぼす可能性があり、また、当社グループのコンプライアンス又は内部統制の十分性又は有効性に疑義があるものと受け止める可能性があり、かかる場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、グループ運営契約に基づき、金融 2 社から、当社グループに属することによる利益の対価としてブランド価値使用料を受け取っており、当社による金融 2 社株式の保有割合にかかわらず、金融 2 社がそれぞれ日本郵便株式会社法第 2 条第 2 項に定める関連銀行又は同条第 3 項に定める関連保険会社である限り、収受することを想定しております。しかしながら、金融 2 社が関連銀行又は関連保険会社に該当しないこととなりグループ運営契約そのものを適用しないこととなった場合、若しくは重大な経済情勢の変化等に起因してブランド価値使用料の算定方法が変更された場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

金融 2 社との関係について

(1) 当社と金融 2 社との関係について

当社グループにおける金融 2 社の位置づけ

ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の金融 2 社は、現在、日本郵便が金融のユニバーサルサービス提供に係る責務を果たすために営む銀行代理業又は保険募集等に係る業務委託契約を日本郵便との間でそれぞれ締結しており、それぞれ当社グループにおいて、日本郵便株式会社法第 2 条第 2 項に定める関連銀行として銀行業セグメント又は同条第 3 項に定める関連保険会社として生命保険業セグメントを担っております。

グループ会社として相互に連携・協力し、シナジー効果を発揮するため、当社及び金融 2 社は、「日本郵政グループ協定」及び「日本郵政グループ運営に関する契約」(いずれも平成27年 4 月 1 日発効。以下「グループ協定等」といいます。)を締結しており、その存続期間は、金融 2 社が日本郵便と締結している上記の業務委託契約が解除されるまでとしております。なお、これらの契約の解除は、当社による金融 2 社の株式売却と連動しておりません。

金融 2 社とのグループ協定等

当社は、金融 2 社を含む事業子会社等との間で、グループ協定等を締結し、グループ共通の理念、方針、その他グループ運営に係る基本的事項について合意しております(グループ協定等の詳細については下記「第 2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」をご参照ください。)

グループ協定等に基づき、事業子会社等に関するグループ運営は、当社が中心となって行っておりますが、金融 2 社の独立性を確保する観点から、金融 2 社については事前承認ルールを採用せず、グループ運営を適切・円滑に行うために必要な事項や法令等に基づき管理等が必要となる事項について、事前協議又は報告を求めています。

金融 2 社との人的関係

本書提出日現在において、当社の役員 1 名(長門正真)が、グループ経営体制の強化、及び金融 2 社のトップマネジメント強化のため、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の役員(非常勤)を兼任しております。また、ゆうちょ銀行の役員 1 名(池田憲人)及びかんぽ生命保険の役員 1 名(植平光彦)がグループ経営体制の強化のため、ゆうちょ銀行の役員 1 名(田中進)及びかんぽ生命保険の役員 1 名(加藤進康)が、国が資本金の 2 分の 1 以上を出資している法人である当社として国会において各子会社に関する専門的な質問への答弁対応の必要があると考えているため、当社の役員(非常勤)を兼任しております(当社の役員の状況については下記「第 4 提出会社の状況 5 役員の状況」をご参照ください。)

金融 2 社との取引等

当社と金融 2 社との平成30年 3 月期における主な取引等は以下のとおりであります。

取引等内容	取引等先	金額 (百万円)	取引等条件の決定方法等
ブランド価値使用料	ゆうちょ銀行	4,123	「4 経営上の重要な契約等 (1) 日本郵政グループ協定等」をご覧ください。
システム利用料 ()	ゆうちょ銀行	17,870	システムの提供にかかる必要経費に一定の利益率を乗じた金額を、日本郵便及び金融 2 社が、利用状況等に応じて負担する。
貯金旧勘定 交付金	ゆうちょ銀行	5,679	郵政民営化法第122条の規定により、ゆうちょ銀行が当社に対して金銭の交付(貯金旧勘定交付金)を行うもの。
配当金	ゆうちょ銀行	166,851	将来に向けた安定的な企業成長を実現するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた利益還元を株主である当社に対して行うもの。 なお、ゆうちょ銀行は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うこととしている。
ブランド価値使用料	かんぽ生命保険	3,194	「4 経営上の重要な契約等 (1) 日本郵政グループ協定等」をご覧ください。
システム利用料 ()	かんぽ生命保険	1,815	システムの提供にかかる必要経費に一定の利益率を乗じた金額を、日本郵便及び金融 2 社が、利用状況等に応じて負担する。
配当金	かんぽ生命保険	32,040	将来に向けた安定的な企業成長を実現するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた利益還元を株主である当社に対して行うもの。 なお、かんぽ生命保険は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うこととしている。

() PNETサービス、情報系共用システムサービス及び人事関係システムサービスの利用料(日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社との取引を含む。)

(2) 日本郵便と金融 2 社との関係について

当社の子会社である日本郵便は、ゆうちょ銀行から銀行窓口業務等の委託、また、かんぽ生命保険から保険窓口業務等の委託を受けており、これらの業務は金融窓口事業セグメントの収益の大部分を占めることから、両社の経営方針に変更が生じた場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、平成30年3月期末現在の日本郵便に対する金融 2 社の関係につきましては、次のとおりであります。

人的関係

日本郵便では、銀行窓口業務及び保険窓口業務における営業施策の企画・立案、推進管理を金融 2 社と協力して行うとともに、両社から販売支援・業務指導を受けるなど、一体的な営業体制を構築することを目的として、人事交流を行っております。

取引関係

日本郵便と金融 2 社との平成30年3月期における主な取引は、以下のとおりであります。

取引内容	取引先	金額 (百万円)	取引条件等の決定方法等
銀行代理業の業務に係る受託手数料の受取	ゆうちょ銀行	598,116	銀行代理業等の委託業務に関連して発生する原価を基準に決定
保険代理業務の業務に係る受託手数料の受取	かんぽ生命保険	372,265	募集手数料については、代理店方式を採用している他の生命保険会社の例に準じて設定。維持・集金手数料については、業務量に応じた計算により額を設定
郵便料金等の受取	ゆうちょ銀行	17,963	一般の利用者の料金と同一の条件で取引
	かんぽ生命保険	6,607	
土地・建物等の賃貸 (1)	ゆうちょ銀行	7,422	不動産鑑定評価の考え方に基づき決定
	かんぽ生命保険	2,690	
シェアードサービス 利用料の受取 (2)	ゆうちょ銀行	3,022	必要経費に加え、利用状況、他企業における平均的な利益率を勘案し両社交渉により手数料率等を決定
	かんぽ生命保険	1,463	

(1) 営業店等の施設の賃貸、社員用社宅関連業務の提供等

(2) グループ内物流業務の提供等

当社は、上記のような当社及び日本郵便と金融 2 社との契約関係・人的関係・取引関係に基づき、金融 2 社を含む当社グループの企業価値を最大化していく方針ですが、金融 2 社と当社及び日本郵便とのシナジー効果を実現できない可能性があり、また、金融 2 社と当社及び日本郵便との利益相反を適切に管理できない可能性があります。さらに、将来の金融 2 社株式の追加処分などによって、かかる関係に変更が生じる又はかかる関係による当社グループの企業価値の最大化がさらに困難となる可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、別段の記載がない限り、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態の状況及び分析・検討

当連結会計年度末の資産、負債及び純資産の状況は以下のとおりであります。

資産の部合計は、前連結会計年度末比2,522,390百万円減の290,640,154百万円となりました。

主な要因は、運用の多様化をすすめた結果等により、銀行業及び生命保険業における貸出金1,647,661百万円の増、銀行業及び生命保険業における金銭の信託1,111,447百万円の増の一方、銀行業及び生命保険業等における有価証券2,957,513百万円の減、現金預け金2,531,117百万円の減によるものです。

負債の部合計は、前連結会計年度末比2,311,043百万円減の275,896,920百万円となりました。

主な要因は、運用の多様化をすすめた結果等により、銀行業における売現先勘定1,024,348百万円の増、銀行業における貯金484,716百万円の増の一方、生命保険業における責任準備金2,397,936百万円の減、銀行業及び生命保険業における債券貸借取引受入担保金1,107,689百万円の減によるものです。

純資産の部合計は、前連結会計年度末比211,347百万円減の14,743,234百万円となりました。

主な要因は、利益剰余金256,923百万円の増、銀行業及び生命保険業等における繰延ヘッジ損益106,575百万円の増の一方、銀行業及び生命保険業等におけるその他有価証券評価差額金416,943百万円の減によるものです。

各事業セグメント別の資産の状況は以下のとおりであります。

郵便・物流事業

当連結会計年度末のセグメント資産は、前連結会計年度末比3,565百万円増の1,971,534百万円となりました。

主な要因は、次世代郵便情報システムの減価償却等によりソフトウェアが10,638百万円減少した一方、現金預け金が7,170百万円増加したほか、ゆうパック・ゆうパケットの引受の増加に伴う営業未収入金(その他資産)が増加したことによるものです。

金融窓口事業

当連結会計年度末のセグメント資産は、前連結会計年度末比16,098百万円減の2,692,432百万円となりました。

主な要因は、現金預け金が12,379百万円増加したほか、現金自動入出金機の減価償却の進捗等に伴い工具、器具及び備品(その他の有形固定資産)が減少したことによるものです。

国際物流事業

当連結会計年度末のセグメント資産は、前連結会計年度末比20,428百万円増の441,941百万円となりました。

主な要因は、財務管理システムをはじめとするITシステムの統合に向けた投資に伴いソフトウェアが10,565百万円増加、現金預け金が2,285百万円増加したことによるものです。

銀行業

当連結会計年度末のセグメント資産は、前連結会計年度末比1,060,888百万円増の210,629,793百万円となりました。

主な要因は、運用の高度化・多様化をすすめた結果等により、貸出金が2,081,417百万円増加、金銭の信託が423,616百万円増加した一方、現金預け金が1,993,607百万円減少したことによるものです。

生命保険業

当連結会計年度末のセグメント資産は、前連結会計年度末比3,505,498百万円減の76,831,261百万円となりました。

主な要因は、保有契約の減少に伴い有価証券が3,354,379百万円減少したことによるものです。

(2) 経営成績の状況及び分析・検討

当連結会計年度、当社グループは、平成27年度から平成29年度を計画期間とする「日本郵政グループ中期経営計画～新郵政ネットワーク創造プラン2017～」(以下「前中期経営計画」といいます。)の総仕上げの年であり、トータル生活サポート企業を目指して、次なる持続的成長・発展への道筋を描く年と位置付け、上場企業グループとしての適切なコーポレートガバナンスを土台として、前中期経営計画の達成、お客さまサービスの拡大・高度化、社員の力が最大限に発揮される職場作りを中心に取り組んでまいりました。

当社におきましては、持株会社として、当社グループの企業価値向上を目指し、グループ各社の収益拡大や経営効率化等が着実に推進するとともに、郵便、貯金及び保険のユニバーサルサービスの確保並びに郵便局ネットワークの維持・活用による安定的なサービスの提供等という目的が達成できるようグループ運営に取り組んでまいりました。また、グループ各社のコンプライアンス・プログラムの策定・推進の状況及び各社の内部監査態勢・監査状況を的確に把握し、必要となる支援・指導を行う等、業務の適正を確保するため、グループとして内部統制及びコーポレートガバナンスの強化の推進に努めました。加えて、集約により効率性が高まる間接業務をグループ各社から受託して実施するほか、病院及び宿泊事業の経営改善を進めました。また、お客さま本位の業務運営のさらなる推進に向け「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」を公表いたしました。

さらに、グループ各社が提供するサービスの公益性及び公共性の確保やお客さま満足度の向上に取り組むとともに、当社グループの社会的責任を踏まえたCSR活動や災害復興支援にも、当社グループが一丸となって取り組んでまいりました。

これらの取組みの結果、当連結会計年度における連結経常収益は12,920,375百万円(前期比406,158百万円減)、連結経常利益は916,144百万円(前期比120,907百万円増)となりました。連結経常利益に、価格変動準備金繰入額等による特別損失、契約者配当準備金繰入額等を加減した親会社株主に帰属する当期純利益は460,623百万円(前期は28,976百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となり、前連結会計年度はのれん及び商標権の全額並びに有形固定資産の一部の減損損失を特別損失として計上したこと等により親会社株主に帰属する当期純損失であったこともあり、当連結会計年度は増益となりました。

各事業セグメント別の事業の経過及び成果は、以下のとおりであります。

郵便・物流事業

郵便・物流事業につきましては、収益力の強化に向けた取組みとして、年賀状をはじめとしたスマートフォン等を使ったSNS連携サービスや手紙の楽しさを伝える活動等により、郵便の利用の維持・拡大を図るとともに、受取利便性の高いサービスの推進、中小口のお客さまに対する営業の強化、お客さまの幅広いニーズに一元的に対応できる営業体制の構築に取り組みました。

また、郵便物の減少が続く中、機械化等による生産性向上や各種コスト削減に取り組んでいるものの、近年の人件費単価の上昇等により郵便事業の収支が悪化している状況を踏まえ、今後も安定的なサービスの提供を維持するため、平成29年6月に郵便料金等の一部を改定しました。

ゆうパックについて、平成30年3月より、初回配達前に受取日時や場所の指定ができるサービスを開始するとともに、基本運賃の改定等を行いました。また、eコマース市場の拡大により荷物需要が増加する中、業務運行を確保しつつ、ゆうパック等の拡大に対応しました。

さらに、デジタルメッセージサービス(「MyPost(マイポスト)」)については、利用定着を図るとともに、平成29年7月より、政府の進めるマイナポータルと連携したほか、ワンストップサービスにも取り組みました。

生産性の向上・ネットワーク価値向上に向けた取組みとしては、ネットワークの最適化・高度化を目指し、集配局の内務作業の集中・機械化処理を行うため、新たに地域区分郵便局を9局開局する等、郵便・物流ネットワーク再編を推進しました。また、郵便局の業務効率の向上を目指し、引き続き、集配業務の生産性の向上、輸送効率の向上に取り組んだほか、業務運行に必要な労働力を確保できるよう、地域ごとの状況を踏まえた効果的な募集活動及び定着に向けた取組みを行いました。

また、日本郵便(単体)における当事業年度の総取扱物数は郵便物が172億2,211万通(前期比2.9%減)、ゆうメールが36億3,743万個(前期比4.0%増)、ゆうパック・ゆうポケットが8億7,588万個(前期比25.6%増)となりました。

これらの取組みの結果、当連結会計年度、郵便・物流事業におきましては、eコマース市場拡大によりゆうパック・ゆうポケットの取扱数量が増加したことに加え、普通郵便の料金改定の影響などにより営業収益が増加しました。一方、ゆうパック・ゆうポケットの取扱数量の増加や一時金(賞与)の引上げなどにより営業費用は増加したものの、営業収益の増加の範囲内となりました。その結果、経常収益は2,025,536百万円(前期比92,449百万円増)、経常利益は43,736百万円(前期比29,411百万円増)となりました。なお、日本郵便の当連結会計年度における郵便・物流事業の営業収益は2,022,526百万円(前期比92,598百万円増)、営業利益は41,903百万円(前期比29,850百万円増)となりました。

ゆうメールに含めていたゆうポケットの物数については、平成28年10月より、ゆうパックに含めて表示する方法に変更しました。これに伴い、ゆうメール及びゆうパックの総取扱物数の前期比は、当該変更を期首より反映した前事業年度の物数との比較で算出しております。

引受郵便物等の状況

区分	前事業年度		当事業年度	
	物数(千通・千個)	対前期比(%)	物数(千通・千個)	対前期比(%)
総数	21,925,689	0.7	21,735,420	0.9
郵便物	17,730,418	1.7	17,222,112	2.9
内国	17,683,959	1.7	17,174,899	2.9
普通	17,193,956	1.3	16,684,269	3.0
第一種	8,411,787	0.6	8,098,339	3.7
第二種	6,276,453	0.6	6,217,934	0.9
第三種	211,316	4.1	203,713	3.6
第四種	17,728	5.7	16,689	5.9
年賀	2,236,551	4.9	2,097,787	6.2
選挙	40,121	29.4	49,807	24.1
特殊	490,003	11.7	490,630	0.1
国際(差立)	46,459	4.9	47,213	1.6
通常	26,942	8.1	28,996	7.6
小包	4,116	13.5	4,069	1.1
国際スピード郵便	15,400	19.7	14,148	8.1
荷物	4,195,272	3.5	4,513,308	7.6
ゆうパック	697,266	9.6	875,883	25.6
ゆうメール	3,498,005	2.4	3,637,425	4.0

(注) 1. 第一種郵便物、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物の概要 / 特徴は、以下のとおりであります。

- | 種類 | 概要 / 特徴 |
|--------|---|
| 第一種郵便物 | お客さまがよく利用される「手紙」(封書)のことであります。一定の重量及び大きさの定形郵便物とそれ以外の定形外郵便物に分かれます。また、郵便書簡(ミニレター)、特定封筒(レターパックライト)及び小型特定封筒(スマートレター)も含まれております。 |
| 第二種郵便物 | お客さまがよく利用される「はがき」のことであります。通常はがき及び往復はがきの2種類があります。年賀郵便物の取扱期間(12/15～1/7)以外に差し出された年賀はがきを含んでおります。 |
| 第三種郵便物 | 新聞、雑誌など年4回以上定期的に発行する刊行物で、日本郵便の承認を受けたものを内容とするものであります。 |
| 第四種郵便物 | 公共の福祉の増進を目的として、郵便料金を低料又は無料としているものであります。通信教育用郵便物、点字郵便物、特定録音物等郵便物、植物種子等郵便物、学術刊行物郵便物があります。 |
2. 年賀は、年賀郵便物(年賀特別郵便(取扱期間12/15～12/28)及び12/29～1/7に差し出された年賀はがきで消印を省略したもの)の物数であります。
 3. 選挙は、公職選挙法に基づき、公職の候補者又は候補者届出政党から選挙運動のために差し出された通常はがきの物数であります。別掲で示しております。
 4. 特殊は、速達、書留、特定記録、本人限定受取等の特殊取扱(オプションサービス)を行った郵便物の物数の合計であります。交付記録郵便物用特定封筒(レターパックプラス)及び電子郵便(レタックス、Webゆうびん、e内容証明)を含んでおります。
 5. ゆうパックは、一般貨物法制の規制を受けて行っている宅配便の愛称であります。配送中は、追跡システムにより管理をしております。なお、ゆうメールに含めていたゆうパケットの物数については、平成28年10月より、ゆうパックに含めて表示する方法に変更しました。これに伴い、当事業年度の対前期比については、当該変更を期首より反映した前事業年度の物数との比較で算出しております。また、前事業年度の対前期比についても、当該変更を期首より反映した前々事業年度の物数との比較で算出しております。
 6. ゆうメールは、一般貨物法制の規制を受けて行っている3kgまでの荷物の愛称であります。主に冊子とした印刷物やCD・DVDなどをお届けするもので、ゆうパックより安値でポスト投函も可能な商品であります。

金融窓口事業

金融窓口事業につきましては、収益力の強化に向けた取組みとして、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険と連携した研修を通じた社員の営業力強化や、投資信託の販売を通じ、金融預かり資産重視の営業スタイルのさらなる浸透や新契約拡大、新規利用顧客の拡大を図りました。また、がん保険等の提携金融サービスについても、研修等を通じ、社員の営業力強化に取り組みました。加えて、物販事業については、商品の拡充・開発を行うとともに、お客さまのニーズに対応するため、販売チャネルの多様化を推進しました。あわせて、不動産事業については、ＪＰタワー等による事務所、商業施設、住宅や保育施設などの賃貸事業等を推進しました。

主なプロジェクトの概要は以下のとおりです。

名称	土地面積 (千㎡)	延床面積 (千㎡)	簿価 (百万円)		持分シェア	
			土地等	建物他		
ＪＰタワー	約11	約212	305,873	227,783	78,089	共同事業 メジャーシェア
大宮ＪＰビルディング	約6	約45	11,488	3,903	7,585	単独事業
ＪＰタワー名古屋	約12	約180	48,810	10,945	37,864	共同事業 メジャーシェア
ＫＩＴＴＥ博多	約5	約64	23,001	7,385	15,615	単独事業

(注) 平成30年3月31日時点

また、ネットワーク価値向上に向けた取組みとして、郵便局の新規出店、店舗配置の見直し等を通じた郵便局ネットワークの最適化に引き続き取り組みました。郵便局の現金取扱いに関して、機器の増配備により資金管理体制の充実を図るとともに、郵便局への訪問支援や関連ツールの充実等による業務品質の向上に取り組みました。

そのほか、地域住民の利便性の向上に資することを目的とした「郵便局のみまもりサービス」について、平成29年10月より、全国でのサービス提供を開始しました。

これらの取組みの結果、当連結会計年度、金融窓口事業におきましては、提携金融事業が好調を維持し、不動産事業についても堅調であったものの、銀行・保険受託手数料がいずれも減少したことにより営業収益は減少しました。一方、かんぽ生命保険の新契約の減少や各種効率化施策により人件費が減少し、経費抑制に努めたものの、営業費用全体では前期並みとなりました。その結果、経常収益は1,360,676百万円(前期比27,281百万円減)、経常利益は40,983百万円(前期比23,183百万円減)となりました。なお、日本郵便の当連結会計年度における金融窓口事業の営業収益は1,358,798百万円(前期比27,657百万円減)、営業利益は39,771百万円(前期比23,562百万円減)となりました。

郵便局数

支社名	営業中の郵便局(局)							
	前事業年度末				当事業年度末			
	直営の郵便局		簡易郵便局	計	直営の郵便局		簡易郵便局	計
	郵便局	分室			郵便局	分室		
北海道	1,208	1	278	1,487	1,208	1	275	1,484
東北	1,886	1	619	2,506	1,890	1	622	2,513
関東	2,394	0	179	2,573	2,396	0	178	2,574
東京	1,478	0	6	1,484	1,475	0	6	1,481
南関東	954	0	78	1,032	954	0	77	1,031
信越	977	0	329	1,306	977	0	327	1,304
北陸	672	0	178	850	668	0	177	845
東海	2,050	2	328	2,380	2,050	2	327	2,379
近畿	3,096	6	334	3,436	3,094	6	332	3,432
中国	1,752	2	476	2,230	1,752	2	467	2,221
四国	932	0	224	1,156	931	0	222	1,153
九州	2,503	2	925	3,430	2,504	0	914	3,418
沖縄	175	0	24	199	175	0	23	198
全国計	20,077	14	3,978	24,069	20,074	12	3,947	24,033

なお、日本郵便におきましては、「コンプライアンスは経営上の最重要課題」との基本的な考え方に基づき、部内犯罪・重大事故の防止、顧客情報保護、その他不適正事案の抑止及び社会的な要請への対応に委託元会社とも連携して取り組みました。その取組みの一環として、料金不適正収納事案についても、適正収納対策本部の設置など、その根絶に取り組みました。

国際物流事業

国際物流事業につきましては、引き続き、日本郵便の子会社であるツール社をグローバル展開のための中核と位置づけ、グループの企業価値向上に資するよう、部門の統合・簡素化といった組織体制の見直しや、それに伴う人員削減といった経営改善策を進めたほか、ヘルスケア等の高成長分野における物流ニーズを獲得するといった成長戦略を進める等、業績向上に取り組みました。

これらの取組みの結果、当連結会計年度、国際物流事業におきましては、ロジスティクス事業の収益拡大及び増益、エクスプレス事業・フォワーディング事業の赤字幅の改善により、経常収益は704,890百万円(前期比59,911百万円増)、経常利益は6,544百万円(前期は414百万円の経常損失)となりました。なお、日本郵便の当連結会計年度における国際物流事業については、営業収益は704,302百万円(前期比59,886百万円増)、営業利益は10,254百万円(前期比4,611百万円増)となりました。

銀行業

銀行業につきましては、ゆうちょ銀行において、「お客さま基盤の確保と手数料ビジネスの強化」、「運用の高度化・多様化」、「経営基盤の強化」に取り組みました。

「お客さま基盤の確保と手数料ビジネスの強化」については、お客さまの資産形成のサポートとして、お客さま本位の業務運営の実践により、お客さまのライフスタイルやニーズに応じたコンサルティング営業、郵便局ネットワークを活用した資産運用商品販売を展開しました。また、ATMネットワーク・スマートフォン向けサービスの拡充の取組みとして、引き続き、16言語対応の小型ATMを全国のファミリーマート店舗等へ設置したほか、「ゆうちょ銀行ATM検索アプリ」や「ゆうちょダイレクト残高照会アプリ」といったスマートフォン向けアプリの提供を開始しました。加えて、平成29年7月からピリングシステム株式会社が提供するスマートフォン決済アプリ「PayB(ペイビー)」において、ゆうちょ銀行口座からのお支払いが可能となったほか、即時振替サービスを活用した証券会社等との連携拡大等、決済機能の拡充に努めました。

「運用の高度化・多様化」については、国内の低金利環境が継続する中、海外の投資適格債を中心とした外国証券投資を拡大しました。また、成長が見込まれる未上場企業等へ投資するプライベートエクイティファンド、不動産ファンド、ヘッジファンドなどのオルタナティブ投資の着実な積上げを進めました。加えて、プライベートエクイティ投資によるさらなる収益拡大を図るためかんぽ生命保険と協力し、平成30年2月にJPインベストメント株式会社を設立いたしました。そのほか、お客さまの大切な資金を地域に循環させていくために、引き続き、地域金融機関との連携を通じて、事業承継や起業・創業の支援等を目的として、複数の地域活性化ファンドに参加いたしました。また、運用の高度化・多様化にあわせて、外貨資金の安定的な確保に努めるとともに、外部からの専門的人材の登用・内部人材の育成により、運用態勢の強化に取り組みました。さらに、オルタナティブ投資を始めとする投資対象の拡大に対応し、モニタリングの高度化等により、リスク管理態勢の強化に取り組みました。

「経営基盤の強化」については、「コンプライアンスなくして会社は存続し得ない」との強い信念のもと、各種研修等を通じたコンプライアンス意識のさらなる浸透や、資産運用商品販売におけるお客さま保護など、企業価値向上に向けた内部管理態勢の強化に取り組んだほか、平成29年6月に、「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」を公表し、その定着・推進に努めました。

平成29年6月19日、「お客さま本位の良質な金融サービスの提供」、「地域への資金の循環等」、「資金運用の高度化・多様化」の3点を基軸に、さらなる企業価値の向上の観点から、口座貸越サービス、地域金融機関との連携に係る業務等、市場運用関係業務に関し、認可を取得いたしました。

これらの取組みの結果、当連結会計年度、銀行業におきましては、資金利益が国債利息の減少を主因に減少した一方、その他業務利益は、外国為替売買損益の増加等により増加しました。金利が低位で推移するなど厳しい経営環境下にあるものの、経常収益は2,044,929百万円(前期比147,636百万円増)、経常利益は499,642百万円(前期比57,525百万円増)となりました。

なお、ゆうちょ銀行における損益の概要などの詳細な状況については、下記「(参考1) 銀行業を行う当社の子会社であるゆうちょ銀行(単体)の状況」「(参考2) 自己資本比率の状況」「(参考3) 資産の査定」に記載のとおりであります。

(参考1) 銀行業を行う当社の子会社であるゆうちょ銀行(単体)の状況

(a) 損益の概要

当事業年度の業務粗利益は、前事業年度比52,110百万円増加の1,462,367百万円となりました。このうち、資金利益は、国債利息の減少を主因に、前事業年度比47,854百万円の減少となりました。一方、役務取引等利益は、前事業年度比9,828百万円の増加となりました。その他業務利益は、外国為替売買損益の増加等により、前事業年度比90,136百万円の増加となりました。

経費は、前事業年度比11,122百万円減少の1,045,046百万円となりました。

金利が低位で推移するなど厳しい経営環境下にあるものの、業務純益は前事業年度比63,233百万円増加の417,320百万円となりました。

臨時損益は金銭の信託運用損益の減少等により、前事業年度比5,627百万円減少し、経常利益は前事業年度比57,583百万円増加の499,669百万円となりました。当期純利益は352,745百万円、前事業年度比40,480百万円の増益となりました。

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	1,410,256	1,462,367	52,110
資金利益	1,223,546	1,175,691	47,854
役務取引等利益	86,619	96,448	9,828
その他業務利益	100,091	190,227	90,136
うち外国為替売買損益	99,395	194,930	95,534
うち国債等債券損益	2,454	6,473	4,019
経費(除く臨時処理分)	1,056,168	1,045,046	11,122
人件費	125,328	128,658	3,330
物件費	854,369	838,925	15,444
税金	76,470	77,462	991
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	354,087	417,320	63,233
一般貸倒引当金繰入額	10	11	21
業務純益	354,098	417,309	63,211
臨時損益	87,987	82,359	5,627
うち株式等関係損益	88	21,265	21,354
うち金銭の信託運用損益	82,930	50,933	31,997
うち睡眠貯金関係損益	7,654	60,205	52,550
経常利益	442,085	499,669	57,583
特別損益	1,488	731	757
固定資産処分損益	529	713	183
減損損失	958	17	941
税引前当期純利益	440,596	498,937	58,341
法人税、住民税及び事業税	133,287	174,218	40,931
法人税等調整額	4,954	28,025	23,070
法人税等合計	128,332	146,192	17,860
当期純利益	312,264	352,745	40,480

- (注) 1. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
2. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4. 国債等債券損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却
5. 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却
6. 金額が損失又は費用には を付しております。

(参考) 与信関係費用

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)

与信関係費用	0	11	11
一般貸倒引当金繰入額	0	11	11
貸出金償却	-	-	-
個別貸倒引当金繰入額	-	-	-
償却債権取立益	-	-	-

(注) 1. 金融再生法開示債権に係る費用を計上しております。
2. 金額が損失又は費用には を付しております。

(b) 国内・国際別の資金利益等

国内業務部門・国際業務部門別の資金利益等は次のとおりとなりました。

当事業年度は、国内業務部門においては、資金利益は665,752百万円、役務取引等利益は95,747百万円、その他業務利益は1,404百万円となりました。

国際業務部門においては、資金利益は509,938百万円、役務取引等利益は700百万円、その他業務利益は188,822百万円となりました。

この結果、国内業務部門、国際業務部門の相殺消去後の合計は、資金利益は1,175,691百万円、役務取引等利益は96,448百万円、その他業務利益は190,227百万円となりました。

イ. 国内業務部門

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
資金利益	804,038	665,752	138,285
資金運用収益	1,046,541	852,033	194,507
うち国債利息	793,325	611,847	181,477
資金調達費用	242,503	186,280	56,222
役務取引等利益	85,883	95,747	9,864
役務取引等収益	118,688	129,292	10,604
役務取引等費用	32,805	33,545	739
その他業務利益	688	1,404	715
その他業務収益	2,453	7,423	4,970
その他業務費用	1,764	6,018	4,254

(注) 「国内業務部門」は円建取引であります。

ロ. 国際業務部門

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
資金利益	419,508	509,938	90,430
資金運用収益	596,691	732,171	135,479
うち外国証券利息	595,384	730,365	134,981
資金調達費用	177,183	222,232	45,049
役務取引等利益	736	700	35
役務取引等収益	776	748	27
役務取引等費用	40	48	8
その他業務利益	99,402	188,822	89,420
その他業務収益	111,918	204,204	92,286
その他業務費用	12,516	15,381	2,865

(注) 「国際業務部門」は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引については、「国際業務部門」に含めております。

八．合計

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
資金利益	1,223,546	1,175,691	47,854
資金運用収益	1,567,512	1,502,747	64,765
資金調達費用	343,966	327,056	16,910
役務取引等利益	86,619	96,448	9,828
役務取引等収益	119,465	130,041	10,576
役務取引等費用	32,845	33,593	747
その他業務利益	100,091	190,227	90,136
その他業務収益	114,371	211,627	97,256
その他業務費用	14,280	21,400	7,119

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前事業年度4,779百万円、当事業年度4,725百万円)を控除しております。

2. 「国内業務部門」「国際業務部門」間の内部取引による相殺消去額は下表のとおりであります。

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
国内業務部門・資金運用収益	75,719	81,456
国際業務部門・資金調達費用	75,719	81,456

(c) 国内・国際別資金運用 / 調達の状況

当事業年度の資金運用勘定の平均残高は201,467,351百万円、利回りは0.74%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は191,901,004百万円、利回りは0.17%となりました。

国内・国際別に見ますと、国内業務部門の資金運用勘定の平均残高は195,014,321百万円、利回りは0.43%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は186,524,351百万円、利回りは0.09%となりました。

国際業務部門の資金運用勘定の平均残高は54,248,055百万円、利回りは1.34%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は53,171,677百万円、利回りは0.41%となりました。

イ．国内業務部門

種類	前事業年度			当事業年度			増減
	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	利回り (%) (A)	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	利回り (%) (B)	利回り (%) (B) - (A)
資金運用勘定	193,991,919	1,046,541	0.53	195,014,321	852,033	0.43	0.10
うち貸出金	3,081,133	17,741	0.57	4,765,201	14,008	0.29	0.28
うち有価証券	92,901,349	926,690	0.99	82,402,056	730,011	0.88	0.11
うち債券貸借取引 支払保証金	8,318,619	1,471	0.01	8,414,660	1,417	0.01	0.00
うち預け金等	47,723,014	24,916	0.05	51,583,059	25,115	0.04	0.00
資金調達勘定	184,991,156	242,503	0.13	186,524,351	186,280	0.09	0.03
うち貯金	179,251,855	200,373	0.11	180,316,482	145,129	0.08	0.03
うち債券貸借取引 受入担保金	8,385,284	844	0.01	8,903,813	1,285	0.01	0.00

(注) 1. 「国内業務部門」は円建取引であります。

2. 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、資金運用勘定は金銭の信託の平均残高(前事業年度2,646,066百万円、当事業年度2,727,088百万円)を控除し、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前事業年度2,646,066百万円、当事業年度2,727,088百万円)及び利息(前事業年度4,778百万円、当事業年度4,534百万円)を控除しております。

3. 預け金等は、譲渡性預け金、日銀預け金、コールローン、買入金銭債権であります。「ロ．国際業務部門」「八．合計」においても同様であります。

4. 貯金は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。「ロ．国際業務部門」「八．合計」においても同様であります。

□．国際業務部門

種類	前事業年度			当事業年度			増減
	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	利回り (%) (A)	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	利回り (%) (B)	利回り (%) (B) - (A)
資金運用勘定	48,252,687	596,691	1.23	54,248,055	732,171	1.34	0.11
うち貸出金	2,151	7	0.35	2,534	10	0.40	0.05
うち有価証券	48,099,311	595,384	1.23	54,067,069	730,365	1.35	0.11
うち債券貸借取引 支払保証金	-	-	-	-	-	-	-
うち預け金等	81,553	968	1.18	68,461	1,019	1.48	0.30
資金調達勘定	47,375,519	177,183	0.37	53,171,677	222,232	0.41	0.04
うち貯金	-	-	-	-	-	-	-
うち債券貸借取引 受入担保金	4,674,255	40,697	0.87	3,995,938	53,987	1.35	0.48

(注) 1. 「国際業務部門」は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引については、「国際業務部門」に含めております。

2. ゆうちょ銀行は、海外店及び海外子会社を有しておりません。

3. 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、資金運用勘定は金銭の信託の平均残高(前事業年度184百万円、当事業年度45,768百万円)を控除し、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前事業年度184百万円、当事業年度45,768百万円)及び利息(前事業年度0百万円、当事業年度191百万円)を控除しております。

八．合計

種類	前事業年度			当事業年度			増減
	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	利回り (%) (A)	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	利回り (%) (B)	利回り (%) (B) - (A)
資金運用勘定	200,321,045	1,567,512	0.78	201,467,351	1,502,747	0.74	0.03
うち貸出金	3,083,285	17,748	0.57	4,767,735	14,019	0.29	0.28
うち有価証券	141,000,661	1,522,075	1.07	136,469,126	1,460,377	1.07	0.00
うち債券貸借取引 支払保証金	8,318,619	1,471	0.01	8,414,660	1,417	0.01	0.00
うち預け金等	47,804,568	25,885	0.05	51,651,521	26,135	0.05	0.00
資金調達勘定	190,443,114	343,966	0.18	191,901,004	327,056	0.17	0.01
うち貯金	179,251,855	200,373	0.11	180,316,482	145,129	0.08	0.03
うち債券貸借取引 受入担保金	13,059,539	41,542	0.31	12,899,752	55,272	0.42	0.11

(注) 1. 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、資金運用勘定は金銭の信託の平均残高(前事業年度2,646,250百万円、当事業年度2,772,856百万円)を控除し、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前事業年度2,646,250百万円、当事業年度2,772,856百万円)及び利息(前事業年度4,779百万円、当事業年度4,725百万円)を控除しております。

2. 「国内業務部門」「国際業務部門」間の内部取引による相殺消去額は下表のとおりであります。

	前事業年度		当事業年度	
	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)
国内業務部門・資金運用勘定	41,923,561	75,719	47,795,025	81,456
国際業務部門・資金調達勘定	41,923,561	75,719	47,795,025	81,456

(d) 役務取引等利益の状況

当事業年度の役務取引等利益は、投資信託の販売金額が増加したことや、A T Mの設置を拡大したこと等により、前事業年度比9,828百万円増加の96,448百万円となりました。

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
役務取引等利益	86,619	96,448	9,828
為替・決済関連手数料	59,142	59,170	28
A T M関連手数料	7,287	9,210	1,922
投資信託関連手数料	10,549	19,036	8,487
その他	9,640	9,030	609

(参考) 投資信託の取扱状況(約定ベース)

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
販売金額	544,399	737,878	193,478
純資産残高	1,310,151	1,642,301	332,149

(e) 預金残高の状況

当事業年度末の貯金残高は、安定的に推移し、前事業年度末比448,073百万円増加の179,882,759百万円となりました。

預金の種類別残高(末残・構成比)

種類	前事業年度		当事業年度		増減 金額(百万円) (B) - (A)
	金額(百万円) (A)	構成比(%)	金額(百万円) (B)	構成比(%)	
預金合計	179,434,686	100.00	179,882,759	100.00	448,073
流動性預金	67,994,923	37.89	73,765,405	41.00	5,770,482
振替貯金	13,052,115	7.27	14,437,576	8.02	1,385,461
通常貯金等	54,550,845	30.40	58,931,564	32.76	4,380,719
貯蓄貯金	391,963	0.21	396,265	0.22	4,301
定期性預金	111,280,733	62.01	105,989,336	58.92	5,291,396
うち定期貯金	10,065,156	5.60	8,696,122	4.83	1,369,033
うち定額貯金等	101,215,576	56.40	97,293,213	54.08	3,922,363
その他の預金	159,029	0.08	128,017	0.07	31,012
譲渡性預金	-	-	-	-	-
総合計	179,434,686	100.00	179,882,759	100.00	448,073

預金の種類別残高(平残・構成比)

種類	前事業年度		当事業年度		増減
	金額(百万円) (A)	構成比(%)	金額(百万円) (B)	構成比(%)	金額(百万円) (B) - (A)
預金合計	179,251,855	100.00	180,316,482	100.00	1,064,627
流動性預金	65,952,601	36.79	71,585,050	39.69	5,632,448
振替貯金	13,133,438	7.32	13,748,320	7.62	614,881
通常貯金等	52,429,547	29.24	57,442,722	31.85	5,013,175
貯蓄貯金	389,616	0.21	394,007	0.21	4,391
定期性預金	113,138,020	63.11	108,562,006	60.20	4,576,014
うち定期貯金	10,752,770	5.99	9,455,067	5.24	1,297,703
うち定額貯金等	102,384,806	57.11	99,106,938	54.96	3,277,868
その他の預金	161,233	0.08	169,425	0.09	8,192
譲渡性預金	-	-	-	-	-
総合計	179,251,855	100.00	180,316,482	100.00	1,064,627

- (注) 1. 「流動性預金」 = 振替貯金 + 通常貯金等 + 貯蓄貯金
 「通常貯金等」 = 通常貯金 + 特別貯金(通常郵便貯金相当)
2. 「定期性預金」 = 定期貯金 + 定額貯金等 + 特別貯金(教育積立郵便貯金相当)
 「定額貯金等」 = 定額貯金 + 特別貯金(定額郵便貯金相当)
3. 貯金は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。「振替貯金」は「当座預金」、「通常貯金」は「普通預金」、「貯蓄貯金」は「貯蓄預金」、「定期貯金」は「定期預金」に相当するものであります。「定額貯金」は「その他の預金」に相当するものであります。「定期性預金」に含めておりません。
4. 特別貯金は管理機構からの預り金で、管理機構が公社から承継した郵便貯金に相当するものであります。
5. 特別貯金(通常郵便貯金相当)は管理機構からの預り金のうち、管理機構が公社から承継した定期郵便貯金、定額郵便貯金、積立郵便貯金、住宅積立郵便貯金、教育積立郵便貯金に相当する郵便貯金で満期となったものなどであります。

(f) 資産運用の状況(未残・構成比)

当事業年度末の運用資産のうち、国債は62,749,725百万円、その他の証券は59,298,846百万円となりました。

種類	前事業年度		当事業年度		増減
	金額(百万円) (A)	構成比(%)	金額(百万円) (B)	構成比(%)	金額(百万円) (B) - (A)
預け金等	51,213,391	24.71	49,314,634	23.73	1,898,757
コールローン	470,000	0.22	480,000	0.23	10,000
債券貸借取引支払保証金	8,718,905	4.20	8,224,153	3.95	494,752
金銭の信託	3,817,908	1.84	4,241,524	2.04	423,616
うち国内株式	2,079,290	1.00	2,286,148	1.10	206,858
うち国内債券	1,274,178	0.61	1,256,039	0.60	18,139
有価証券	138,792,448	66.98	139,201,254	67.00	408,806
国債	68,804,989	33.20	62,749,725	30.20	6,055,264
地方債	6,082,225	2.93	6,405,190	3.08	322,964
短期社債	233,998	0.11	229,998	0.11	4,000
社債	10,752,831	5.18	10,486,327	5.04	266,504
株式	1,390	0.00	31,167	0.01	29,777
その他の証券	52,917,013	25.53	59,298,846	28.54	6,381,833
うち外国債券	20,143,467	9.72	20,244,358	9.74	100,890
うち投資信託	32,726,722	15.79	39,042,659	18.79	6,315,936
貸出金	4,064,120	1.96	6,145,537	2.95	2,081,417
その他	116,718	0.05	126,472	0.06	9,753
合計	207,193,492	100.00	207,733,576	100.00	540,084

(注) 「預け金等」は譲渡性預け金、日銀預け金、買入金銭債権であります。

(g) 評価損益の状況(未残)

当事業年度末の評価損益(その他目的)は、ヘッジ考慮後で3,774,473百万円(税効果前)となりました。

	前事業年度(A)		当事業年度(B)		増減(B)-(A)	
	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価損益 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価損益 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価損益 (百万円)
満期保有目的の債券	38,316,923	1,456,549	31,458,923	1,003,574	6,857,999	452,974

	前事業年度(A)		当事業年度(B)		増減(B)-(A)	
	貸借対照表 計上額 /想定元本 (百万円)	評価損益 /ネット繰延 損益 (百万円)	貸借対照表 計上額 /想定元本 (百万円)	評価損益 /ネット繰延 損益 (百万円)	貸借対照表 計上額 /想定元本 (百万円)	評価損益 /ネット繰延 損益 (百万円)
その他目的	104,609,262	4,566,173	112,245,771	3,769,977	7,636,509	796,196
有価証券	100,791,353	3,282,169	108,083,520	1,912,022	7,292,166	1,370,147
国債	33,487,558	1,320,778	33,645,763	1,129,996	158,205	190,782
外国債券	20,078,556	1,335,157	20,211,925	375,390	133,368	959,766
投資信託	32,726,722	435,050	39,042,659	265,830	6,315,936	169,220
その他	14,498,515	191,183	15,183,171	140,805	684,656	50,378
時価ヘッジ効果額		185,342		568,753		383,410
金銭の信託	3,817,908	1,098,661	4,162,251	1,289,201	344,342	190,540
国内株式	2,079,290	1,058,661	2,286,148	1,262,041	206,858	203,380
その他	1,738,617	40,000	1,876,102	27,160	137,484	12,839
デリバティブ取引 (繰延ヘッジ適用分)	7,553,302	168,039	11,326,565	4,495	3,773,263	172,535
評価損益合計 + + +		4,398,134		3,774,473		623,661

(注) 「有価証券」には、有価証券のほか、現金預け金中の譲渡性預け金、買入金銭債権を含んでおります。

(h) 業種別貸出金残高の状況(未残・構成比)

業種別	前事業年度		当事業年度		増減
	金額(百万円) (A)	構成比(%)	金額(百万円) (B)	構成比(%)	金額(百万円) (B) - (A)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	4,064,120	100.00	6,140,537	100.00	2,076,417
農業、林業、漁業、鉱業	-	-	-	-	-
製造業	-	-	15,524	0.25	15,524
電気・ガス等、情報通信業、運輸業	75,811	1.86	92,162	1.50	16,351
卸売業、小売業	10,518	0.25	25,094	0.40	14,576
金融・保険業	1,311,274	32.26	1,121,062	18.25	190,212
建設業、不動産業	14,062	0.34	24,013	0.39	9,950
各種サービス業、物品賃貸業	23,044	0.56	22,837	0.37	206
国、地方公共団体	2,440,005	60.03	4,667,184	76.00	2,227,179
その他	189,404	4.66	172,658	2.81	16,746
国際及び特別国際金融取引勘定分	-	-	5,000	100.00	5,000
政府等	-	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-	-
その他	-	-	5,000	100.00	5,000
合計	4,064,120		6,145,537		2,081,417

- (注) 1. 「国内」とは本邦居住者に対する貸出、「国際」とは非居住者に対する貸出であります。
2. ゆうちょ銀行は、海外店及び海外子会社を有していません。
3. 「金融・保険業」のうち管理機構向け貸出金は、前事業年度末951,200百万円、当事業年度末829,243百万円
であります。

(参考) リスク管理債権(未残)

	前事業年度 (億円)(A)	当事業年度 (億円)(B)	増減(億円) (B) - (A)
破綻先債権	-	-	-
延滞債権	-	0	0
3カ月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	-	-	-
合計	-	0	0

(参考2) 自己資本比率の状況

ゆうちょ銀行の自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、ゆうちょ銀行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	平成30年3月31日
1. 連結自己資本比率(2 / 3)	17.43
2. 連結における自己資本の額	87,788
3. リスク・アセット等の額	503,422
4. 連結総所要自己資本額	20,136

(注) 連結総所要自己資本額は、上記3.に記載しているリスク・アセット等の額に4%を乗じた額であります。

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	平成30年3月31日
1. 自己資本比率(2 / 3)	17.42
2. 単体における自己資本の額	87,720
3. リスク・アセット等の額	503,435
4. 単体総所要自己資本額	20,137

(注) 単体総所要自己資本額は、上記3.に記載しているリスク・アセット等の額に4%を乗じた額であります。

(参考3) 資産の査定

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、ゆうちょ銀行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

(a) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

(b) 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

(c) 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

(d) 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記(1)から(3)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成29年3月31日	平成30年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		
危険債権		0
要管理債権		
正常債権	41,454	62,375

生命保険業

生命保険業につきましては、かんぽ生命保険において、簡易生命保険の「簡易な手続きで、国民の基礎的生活手段を保障する。」という社会的使命を受け継ぎつつ、「いつでもそばにいる。どこにいても支える。すべての人生を守り続けたい。」との経営理念を掲げ、簡易で小口な商品とかんぽつながる安心活動等を通じてあたたかいお客さまサービスの提供に取り組みました。当連結会計年度においては、以下の施策を中心に取り組みました。

お客さまニーズに対応した商品開発については、平成29年10月に、医療技術の進歩、低金利環境の継続、長寿化の進展といった環境の変化やお客さまニーズにお応えするため、入院時の初期費用や外来手術も保障対象とした医療特約、保険料払込期間中の解約等の解約返戻金を低く設定することにより保障内容はそのまま保険料の負担を抑えた終身保険及び長生きするほど年金受取総額が大きくなる年金保険の販売を開始いたしました。

販売チャネルの営業力強化については、かんぽつながる安心活動やライフプラン相談会、キャンペーン等の各種施策の活用を通じて、より多くのお客さまとお会いする機会を増やす販売活動に取り組みました。また、お客さまのライフプランやニーズを的確に把握し、お客さまにご満足いただける商品をご提案できるよう各種研修や保障性商品の販売スキルの向上に取り組んだ結果、保障性商品を確実に販売することができました。

ご高齢のお客さまへのサービスの充実については、お客さまとのすべての接点をご高齢のお客さま目線で業務改革し、安心感、信頼感のあるご高齢のお客さまに優しいサービスをご提供する「かんぽプラチナライフサービス」を推進しました。加えて、平成29年4月に公表した「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」に基づき、保険金等の請求手続きを簡素化するなど、お客さま目線で改善し、分かりやすさと品質の向上に取り組みました。

引受から支払まで簡易・迅速・正確に行う態勢整備については、IBM Watsonの導入により保険金支払審査業務の品質向上、お支払いの早期化に取り組んだことに加え、平成29年4月にコールセンター業務に導入し、お客さまサービスの向上と当社の成長に繋がる事務・システム基盤の構築に取り組みました。

運用収益力の向上については、継続的な低金利環境を受け、安定的な利ざやを確保するために、ALMを基本としつつ、リスクバッファの範囲で外国債券・株式等を中心に収益追求資産への投資を拡大いたしました。ヘッジファンドや不動産等のオルタナティブ投資も本格的に開始し、資産運用の多様化を着実に推進しております。加えて、プライベートエクイティ投資によるさらなる収益拡大を図るためゆうちょ銀行と協力し、平成30年2月にJPインベストメント株式会社を設立いたしました。

内部管理態勢の強化については、コンプライアンスを推進するための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、各種施策や研修等を通じて社員のコンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。また、募集品質向上の総合的な対策として、満70歳以上のお客さまを契約者とするお申し込みについて、ご家族にご同席いただくなどした上で、「ご契約内容確認書」等を使用して、商品内容等に関し丁寧に説明しております。特に、満80歳以上のお客さまは、ご家族に保険契約のお申し込みにご同意していただくことを必要としております。

加えて、統合的リスク管理態勢の高度化を進めており、財務の健全性の維持と資本効率の向上を図りつつ、安定的な利益の確保、持続的な企業価値の向上に取り組んでおります。

これらの取組みの結果、当連結会計年度、生命保険業におきましては、個人保険173万9千件、金額5,464,124百万円の新契約を獲得しましたが、保有契約の減少等により、経常収益は7,952,951百万円(前期比706,493百万円減)となりました。一方、資産運用費用の減少等により、経常利益は309,233百万円(前期比29,456百万円増)となりました。

ALMとは、Asset Liability Managementの略語で、資産負債の総合管理のことです。

なお、かんぽ生命保険における保険引受及び資産運用の状況などの詳細な状況については、下記「(参考)生命保険業を行う当社の子会社であるかんぽ生命保険の状況」に記載のとおりであります。

(参考)生命保険業を行う当社の子会社であるかんぽ生命保険の状況

(下表(a)イ.～ニ.の個人保険及び個人年金保険には、かんぽ生命保険が管理機構から受再している簡易生命保険契約を含みません。)

(a) 保険引受及び資産運用の状況

イ. 保有契約高細表

区分	前事業年度末		当事業年度末	
	件数(千件)	金額(百万円)	件数(千件)	金額(百万円)
個人保険	17,150	50,097,987	17,921	52,359,711
個人年金保険	1,363	3,131,186	1,333	2,742,555

(注) 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額を合計したものであります。

ロ. 新契約高細表

区分	前事業年度		当事業年度	
	件数(千件)	金額(百万円)	件数(千件)	金額(百万円)
個人保険	2,441	7,847,481	1,739	5,464,124
個人年金保険	10	39,797	0	3,002

(注) 個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資であります。

ハ. 保有契約年換算保険料明細表

(単位：百万円)

区分	前事業年度末	当事業年度末
個人保険	3,207,988	3,367,381
個人年金保険	569,359	491,191
合計	3,777,348	3,858,573
うち医療保障・生前給付保障等	333,857	382,107

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額であります(一時払契約等は、保険料を保険期間等で除した金額。)

2. 医療保障・生前給付保障等には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障がい事由とするものは除きます。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む。)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

二．新契約年換算保険料明細表

(単位：百万円)

区分	前事業年度	当事業年度
個人保険	507,988	376,237
個人年金保険	19,429	264
合計	527,417	376,502
うち医療保障・生前給付保障等	55,739	59,205

- (注) 1．年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額であります(一時払契約等は、保険料を保険期間等で除した金額。)
2．医療保障・生前給付保障等には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障がい事由とするものは除きます。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む。)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

(参考)かんぽ生命保険が管理機構から受再している簡易生命保険契約の状況

(1) 保有契約高

区分	前事業年度末		当事業年度末	
	件数 (千件)	保険金額・年金額 (百万円)	件数 (千件)	保険金額・年金額 (百万円)
保険	14,412	38,605,449	12,484	33,077,177
年金保険	2,235	799,116	1,940	682,804

(注) 計数は、管理機構における公表基準によるものであります。

(2) 保有契約年換算保険料

(単位：百万円)

区分	前事業年度末	当事業年度末
保険	1,771,625	1,492,160
年金保険	762,884	656,195
合計	2,534,509	2,148,356
うち医療保障・生前給付保障等	402,322	368,845

(注) かんぽ生命保険が管理機構から受再している簡易生命保険契約について、上記八．に記載しております個人保険及び個人年金保険の保有契約年換算保険料と同様の計算方法により、かんぽ生命保険が算出した金額であります。

ホ．一般勘定資産の構成

区分	前事業年度末		当事業年度末	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
現預金・コールローン	1,510,137	1.9	1,159,191	1.5
買現先勘定				
債券貸借取引支払保証金	3,520,722	4.4	3,296,222	4.3
買入金銭債権	27,561	0.0	176,069	0.2
商品有価証券				
金銭の信託	2,127,042	2.6	2,814,873	3.7
有価証券	63,486,273	79.0	60,131,893	78.3
公社債	57,658,115	71.8	53,576,426	69.7
株式	59,305	0.1	196,379	0.3
外国証券	4,351,731	5.4	4,347,564	5.7
公社債	4,346,732	5.4	4,235,485	5.5
株式等	4,998	0.0	112,079	0.1
その他の証券	1,417,122	1.8	2,011,524	2.6
貸付金	8,060,902	10.0	7,627,147	9.9
保険約款貸付	118,141	0.1	135,314	0.2
一般貸付	873,720	1.1	919,051	1.2
機構貸付	7,069,040	8.8	6,572,781	8.6
不動産	119,011	0.1	83,920	0.1
うち投資用不動産				
繰延税金資産	852,263	1.1	954,136	1.2
その他	633,157	0.8	589,747	0.8
貸倒引当金	658	0.0	695	0.0
合計	80,336,414	100.0	76,832,508	100.0
うち外貨建資産	4,753,649	5.9	4,748,512	6.2

(注) 1. 機構貸付とは、管理機構(簡易生命保険勘定)への貸付であります。

2. 不動産については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しております。

ヘ．一般勘定資産の資産別運用利回り

(単位：%)

区分	前事業年度	当事業年度
現預金・コールローン	0.00	0.00
買現先勘定		
債券貸借取引支払保証金		
買入金銭債権	0.23	0.91
商品有価証券		
金銭の信託	3.49	4.75
有価証券	1.52	1.48
うち公社債	1.59	1.54
うち株式	5.23	6.68
うち外国証券	0.61	0.85
貸付金	2.10	2.04
うち一般貸付	1.30	1.26
不動産		
一般勘定計	1.50	1.51
うち海外投融資	0.82	1.01

(注) 1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益 - 資産運用費用として算出した利回りであります。

2. 一般勘定計には、有価証券信託に係る資産を含めております。

3. 海外投融資とは、外貨建資産と円建資産の合計であります。

(b) 基礎利益

基礎利益は、保険料等収入、保険金等支払金、事業費等の保険関係の収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を表す指標であります。

かんぽ生命保険の当事業年度における基礎利益は、386,199百万円となりました。

(経常利益等の明細(基礎利益))

(単位：百万円)

項目	前事業年度	当事業年度
基礎利益 (A)	390,070	386,199
キャピタル収益	141,677	131,942
金銭の信託運用益	56,535	95,189
売買目的有価証券運用益		
有価証券売却益	85,142	36,468
金融派生商品収益		
為替差益		284
その他キャピタル収益		
キャピタル費用	192,860	151,046
金銭の信託運用損		
売買目的有価証券運用損		
有価証券売却損	124,734	65,733
有価証券評価損		
金融派生商品費用	20,599	30,301
為替差損	3,362	
その他キャピタル費用	44,163	55,010
キャピタル損益 (B)	51,182	19,103
キャピタル損益含み基礎利益 (A) + (B)	338,887	367,096
臨時収益	120,819	139,678
再保険収入		
危険準備金戻入額	120,819	139,678
個別貸倒引当金戻入額		
その他臨時収益		
臨時費用	180,359	197,929
再保険料		
危険準備金繰入額		
個別貸倒引当金繰入額		
特定海外債権引当勘定繰入額		
貸付金償却		
その他臨時費用	180,359	197,929
臨時損益 (C)	59,539	58,250
経常利益 (A) + (B) + (C)	279,347	308,845

- (注) 1. 金銭の信託に係るインカム・ゲインに相当する額(前事業年度：44,130百万円、当事業年度：55,010百万円)を「その他キャピタル費用」に計上し、基礎利益に含めております。
2. 金融派生商品に係るインカム・ゲインに相当する額(前事業年度：33百万円)を「その他キャピタル費用」に計上し、基礎利益に含めております。
3. 「その他臨時費用」には、保険業法施行規則第69条第5項の規定により責任準備金を追加して積み立てた額(前事業年度：180,359百万円、当事業年度：197,929百万円)を記載しております。

(c) かんぽ生命保険の連結ソルベンシー・マージン比率

生命保険会社は将来の保険金等の支払いに備えて責任準備金を積み立てており、通常予測できる範囲のリスクについては責任準備金の範囲内で対応できます。

ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株価の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つであります。

この比率が200%を下回った場合は、規制当局によって早期是正措置がとられます。逆にこの比率が200%以上であれば、健全性の一つの基準を満たしていることになります。

当連結会計年度末におけるかんぽ生命保険の連結ソルベンシー・マージン比率は1,131.8%と高い健全性を維持しております。

(単位：百万円)

項目	前連結会計年度末	当連結会計年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	5,425,821	5,595,880
資本金等	1,490,882	1,554,624
価格変動準備金	788,712	916,743
危険準備金	2,254,027	2,114,348
異常危険準備金		
一般貸倒引当金	59	60
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	399,297	501,809
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	103	2,896
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	6,064	5,218
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	486,674	506,467
負債性資本調達手段等		
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		
控除項目		495
その他		
リスクの合計額		
$\{ \{ (R_1^2 + R_5^2)^{1/2} + R_8 + R_9 \}^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2 \}^{1/2} + R_4 + R_6$ (B)	840,767	988,803
保険リスク相当額 R_1	153,070	147,403
一般保険リスク相当額 R_5		
巨大災害リスク相当額 R_6		
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	69,104	63,087
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R_9		
予定利率リスク相当額 R_2	158,838	150,450
最低保証リスク相当額 R_7		
資産運用リスク相当額 R_3	631,036	792,075
経営管理リスク相当額 R_4	20,240	23,060
ソルベンシー・マージン比率 (A) / { (1 / 2) × (B) } × 100	1,290.6%	1,131.8%

(注) 保険業法施行規則第86条の2、第88条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しております。

(d) かんぽ生命保険のE V

イ. E Vの概要

E Vについて

エンベディッド・バリュー(以下「E V」といいます。)は対象事業に割り当てられた、資産及び負債から生じる株主への分配可能な利益の価値の見積りであります。ただし、将来の新契約から生じる価値は含みません。この価値は、修正純資産及び保有契約価値で構成されるものであります。

修正純資産は株主に帰属すると考えられる純資産(時価)であり、必要資本とフリー・サープラスで構成されるものであります。

保有契約価値は、保有契約及び保有契約に係る資産から将来発生すると見込まれる株主への分配可能な利益の評価日時点の現在価値であり、必要資本を維持するための費用等を控除したものであります。

生命保険契約は、一般に販売時に多くのコストが発生するため、一時的には損失が発生するものの、契約が継続することで、将来にわたり生み出される利益によりそのコストを回収することが期待される収支構造となっております。現行の法定会計では、このような収支構造をそのまま各年度の損益として把握しておりますが、E Vは、全保険期間を通じた損益を現在価値で評価することとなるため、現行の法定会計による財務情報では不足する情報を補うことができる指標の一つと考えております。

E E Vについて

E Vの開示に関する一貫性と透明性の改善を図る目的で、平成16年5月にヨーロッパの主要保険会社のC F O(最高財務責任者)の集まりである、C F Oフォーラムが、ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー(以下「E E V」といいます。)原則及び指針(ガイダンス)を制定いたしました。

平成28年5月には、C F OフォーラムによってE E V原則の改正が公表され、E Vに平成28年1月から施行された欧州ソルベンシー 等の計算で用いた計算手法及び前提の使用が許容されるようになりました。

E E Vの計算手法

今回のE E Vの計算には、市場整合的手法を用いております。この手法は、資産又は負債から発生するキャッシュ・フローを市場で取引されている金融商品と整合的に評価するものであります。

ロ. 簡易生命保険契約について

かんぽ生命保険は、郵政民営化法に基づき、平成19年10月1日に発足しました。また、平成19年9月末までに契約された簡易生命保険契約は、管理機構に承継されるとともに、管理機構が負う保険責任のすべてについて、かんぽ生命保険が受再しております。

かんぽ生命保険は、管理機構との再保険契約において、簡易生命保険契約を他の保険契約と区分して管理すること(簡易生命保険契約に係る危険準備金及び価格変動準備金も区分して管理すること)、簡易生命保険契約から生じた利益(危険準備金及び価格変動準備金の戻入による利益も含んでおります。)も区分して管理すること、及び管理機構が簡易生命保険契約に対して既に約款で約束している確定配当所要額と再保険損益(確定配当所要額及び法人税等を除いたこの区分における利益)の8割の合計額を、管理機構へ再保険配当をすることを定めております。E E Vの計算においては、この管理機構への再保険配当を差し引いた後の利益を反映しております。

このように管理機構への再保険配当の原資に、簡易生命保険契約に係る危険準備金及び価格変動準備金の戻入による利益が含まれることから、簡易生命保険契約に係る危険準備金及び価格変動準備金は修正純資産には含めておらず、将来において戻入する前提で保有契約価値に含めて計算しております。

八．E E Vの計算結果

かんぽ生命保険のE E Vは以下のとおりであります。

(単位：億円)

	前事業年度末	当事業年度末	増減
E E V	33,556	37,433	3,876
修正純資産	19,652	21,364	1,712
保有契約価値	13,904	16,068	2,164

	前事業年度	当事業年度	増減
新契約価値	368	2,267	1,898

修正純資産

修正純資産は、資産の市場価値のうち、契約者に対する負債及びその他の負債の価値を超過する部分であり、株主に帰属すると考えられる価値であります。当期純利益による増加と負債中の内部留保(価格変動準備金及び危険準備金の合計)の積増しを主な理由として、当事業年度末における修正純資産は前事業年度末から増加しております。修正純資産の内訳は以下のとおりであります。

(単位：億円)

	前事業年度末	当事業年度末	増減
修正純資産	19,652	21,364	1,712
純資産の部計 ^(注1)	15,274	15,958	684
価格変動準備金 ^(注2)	1,402	2,512	1,109
危険準備金 ^(注2)	4,152	4,492	340
その他 ^(注3)	526	503	22
上記項目に係る税効果	1,703	2,102	399

- (注) 1．計算対象に子会社を含めているため、かんぽ生命保険の連結貸借対照表の純資産の部合計を計上しております。ただし、その他の包括利益累計額合計を除いております。また、自己株式に計上している株式給付信託が保有するかんぽ生命保険の株式の帳簿価額を加えております。
- 2．簡易生命保険契約に係る部分を除いております。
- 3．保険契約に係らない有価証券、貸付金及び不動産の含み損益、一般貸倒引当金並びに退職給付の未積立債務(未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異)を計上しております。

当事業年度末の修正純資産を計算する際に除いた保険契約に係る部分は以下のとおりであります。

(単位：億円)

	会社合計	保険契約に係る部分	修正純資産
修正純資産	97,998	76,633	21,364
純資産の部計 ^(注1)	15,958		15,958
価格変動準備金 ^(注2)	9,167	6,655	2,512
危険準備金 ^(注2)	21,143	16,650	4,492
その他 ^(注3)	83,584	83,080	503
上記項目に係る税効果	31,855	29,753	2,102

- (注) 1. かんば生命保険の連結貸借対照表の純資産の部合計を計上しております。ただし、その他の包括利益累計額合計を除いております。また、自己株式に計上している株式給付信託が保有するかんば生命保険の株式の帳簿価額を加えております。
2. 保険契約に係る部分()は、簡易生命保険契約に係る部分のみとなります。「ロ.簡易生命保険契約について」をご参照ください。
3. 有価証券、貸付金及び不動産の含み損益、一般貸倒引当金並びに退職給付の未積立債務(未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異)を計上しております。

保有契約価値

保有契約価値は、保有契約の評価日時点における価値を表したもので、保有契約及び保有契約に係る資産から将来発生すると見込まれる株主への分配可能な利益を現在価値に割り引いております。新契約の獲得を主な理由として、当事業年度末における保有契約価値は前事業年度末から増加しております。保有契約価値の内訳は以下のとおりであります。

将来利益の計算において保険契約に係る資産は簿価評価しております。また、簡易生命保険契約に係る危険準備金及び価格変動準備金が将来において戻入する前提で、その戻入による利益を含めて計算しております。「ロ.簡易生命保険契約について」をご参照ください。

(単位：億円)

	前事業年度末	当事業年度末	増減
保有契約価値	13,904	16,068	2,164
確実性等価将来利益現価	19,601	21,055	1,453
オプションと保証の時間価値	4,082	3,537	544
必要資本を維持するための費用	0	0	0
ヘッジ不能リスクに係る費用	1,614	1,448	166

新契約価値

新契約価値は、当期間に獲得した新契約(医療特約の切替加入契約については正味増加分のみ)の契約獲得時点における価値を表したものであります。評価に用いられた金利の上昇及び保険料の改定を主な理由として、当事業年度における新契約価値は前事業年度から増加しております。新契約価値の内訳は以下のとおりであります。

(単位：億円)

	前事業年度	当事業年度	増減
新契約価値	368	2,267	1,898
確実性等価将来利益現価	970	2,463	1,493
オプションと保証の時間価値	417	141	276
必要資本を維持するための費用	0		0
ヘッジ不能リスクに係る費用	183	54	129

なお、新契約マージン(新契約価値の保険料収入現価に対する比率)は以下のとおりであります。

(単位：億円)

	前事業年度	当事業年度	増減
新契約価値	368	2,267	1,898
保険料収入現価 ^(注)	60,587	41,507	19,080
新契約マージン	0.61%	5.46%	4.85ポイント

(注) 将来の収入保険料を、新契約価値の計算に用いたリスク・フリー・レートで割り引いております。

二．前事業年度末 E E V からの変動要因

(単位：億円)

	修正純資産	保有契約価値	E E V
前事業年度末 E E V	19,652	13,904	33,556
前事業年度末 E E V の調整	360		360
前事業年度末 E E V (調整後)	19,292	13,904	33,196
当事業年度新契約価値		2,267	2,267
期待収益(リスク・フリー・レート分)	38	898	860
期待収益(超過収益分)	12	252	264
保有契約価値からの移管	1,435	1,435	
うち前事業年度末保有契約	1,629	1,629	
うち当事業年度新契約	194	194	
前提条件(非経済前提)と実績の差異	30	105	75
前提条件(非経済前提)の変更		17	17
前提条件(経済前提)と実績の差異	632	303	935
当事業年度末 E E V	21,364	16,068	37,433

前事業年度末 E E V の調整

かんば生命保険は当事業年度において360億円の株主配当金を支払っており、修正純資産がその分減少しております。

当事業年度新契約価値

新契約価値は、当事業年度に新契約を獲得したことによる契約獲得時点における価値を表わしたものであり、契約獲得に係る費用を控除した後の金額が反映されております。

期待収益(リスク・フリー・レート分)

保有契約価値の計算にあたっては、将来の期待収益をリスク・フリー・レートで割り引いておりますので、時間の経過とともに割引の影響が解放されます。これには、オプションと保証の時間価値、必要資本を維持するための費用及びヘッジ不能リスクに係る費用のうち当事業年度分の解放を含んでおります。修正純資産からは、対応する資産からリスク・フリー・レート分(0.254%)に相当する収益が発生しております。

期待収益(超過収益分)

E E V の計算にあたっては、将来の期待収益としてリスク・フリー・レートを用いておりますが、実際の会社はリスク・フリー・レートを超過する利回りを期待しております。この項目は、その期待される超過収益を表しております。

保有契約価値からの移管

当事業年度に実現が期待されていた利益が、保有契約価値から修正純資産に移管されます。これには、前事業年度末の保有契約から期待される当事業年度の利益と、当事業年度に獲得した新契約からの、契約獲得に係る費用を含めた当事業年度の損益が含まれております。

これらは保有契約価値から修正純資産への振替えであり、E E V の金額には影響しません。

前提条件(非経済前提)と実績の差異

前事業年度末の保有契約価値の計算に用いた前提条件(非経済前提)と、当事業年度の実績の差額であります。

前提条件(非経済前提)の変更

前提条件(非経済前提)を更新したことにより、翌事業年度以降の収支が変化することによる影響であります。

前提条件(経済前提)と実績の差異

市場金利やインプライド・ボラティリティ等の経済前提が、前事業年度末 E E V 計算に用いたものと異なることによる影響であります。当該影響は、当事業年度の実績及び翌事業年度以降の見積もりの変更を含んでおります。

主に土地等に係る固定資産等処分益により、修正純資産は632億円増加しております。

金利は低下したものの、主にインプライド・ボラティリティの減少及び株価の上昇により、保有契約価値は303億円増加しております。

ホ．感応度(センシティブティ)

前提条件を変更した場合のE E Vの感応度は以下のとおりであります。感応度は、一度に1つの前提のみを変化させることとしており、同時に2つの前提を変化させた場合の感応度は、それぞれの感応度の合計とはならないことにご注意ください。

(単位：億円)

前提条件	E E V	増減額
当事業年度末E E V	37,433	
感応度1：リスク・フリー・レート50bp上昇	39,171	1,738
感応度2：リスク・フリー・レート50bp低下	35,075	2,357
感応度3：リスク・フリー・レート50bp低下(低下後の下限なし)	34,028	3,404
感応度4：株式・不動産価値10%下落	36,409	1,023
感応度5：事業費率(維持費)10%減少	39,174	1,741
感応度6：解約失効率10%減少	37,886	453
感応度7：保険事故発生率(死亡保険)5%低下	38,597	1,164
感応度8：保険事故発生率(年金保険)5%低下	36,214	1,218
感応度9：必要資本を法定最低水準に変更	37,433	0
感応度10：株式・不動産のインプライド・ボラティリティ25%上昇	36,726	706
感応度11：金利スワップションのインプライド・ボラティリティ25%上昇	36,454	978

感応度1から4について、修正純資産の変動額は以下のとおりであります。また、感応度5から11については、保有契約価値のみの変動額となります。

(単位：億円)

前提条件	増減額	(参考) 会社合計の増減額
感応度1：リスク・フリー・レート50bp上昇	689	25,300
感応度2：リスク・フリー・レート50bp低下	145	12,218
感応度3：リスク・フリー・レート50bp低下(低下後の下限なし)	728	27,514
感応度4：株式・不動産価値10%下落	52	1,910

(注) 参考値として、会社合計の資産の含み損益の増減額(税引後に換算)を示しております。なお、E E Vの計算にあたって、保険契約に係る部分の資産の含み損益については、修正純資産ではなく、保有契約価値の計算に含めて評価しております。

新契約価値の感応度

(単位：億円)

前提条件	新契約価値	増減額
当事業年度新契約価値	2,267	
感応度1：リスク・フリー・レート50bp上昇	2,773	505
感応度2：リスク・フリー・レート50bp低下	1,824	442
感応度3：リスク・フリー・レート50bp低下(低下後の下限なし)	1,547	719
感応度4：株式・不動産価値10%下落	2,267	
感応度5：事業費率(維持費)10%減少	2,397	129
感応度6：解約失効率10%減少	2,427	159
感応度7：保険事故発生率(死亡保険)5%低下	2,379	112
感応度8：保険事故発生率(年金保険)5%低下	2,267	0
感応度9：必要資本を法定最低水準に変更	2,267	
感応度10：株式・不動産のインプライド・ボラティリティ25%上昇	2,262	4
感応度11：金利スワップションのインプライド・ボラティリティ25%上昇	2,265	2

感応度1：リスク・フリー・レート50bp上昇

()リスク・フリー・レート(フォワード・レート)が各年限とも50bp上昇した場合の影響を表しております。債券・貸付金等、金利の変動により時価が変動する資産を再評価するとともに、将来の運用利回りや割引率を変動させて保有契約価値を再計算しております。

()リスク・フリー・レートについては、補外開始年度以降は終局金利を変えずに補外しております。

感応度2：リスク・フリー・レート50bp低下

()リスク・フリー・レート(フォワード・レート)が各年限とも50bp低下した場合の影響を表しております。なお、リスク・フリー・レートが0%を下回る場合は0%としております。ただし、50bp低下前のリスク・フリー・レートが0%を下回る場合はその値をそのまま使用しております。

()リスク・フリー・レートについては、補外開始年度以降は終局金利を変えずに補外しております。

感応度3：リスク・フリー・レート50bp低下(低下後の下限なし)

()リスク・フリー・レート(フォワード・レート)が各年限とも50bp低下した場合の影響を表しております。なお、感応度2と異なり、リスク・フリー・レートの正負を判定せず、下限を設けずに50bp低下させております。

()リスク・フリー・レートについては、補外開始年度以降は終局金利を変えずに補外しております。

感応度4：株式・不動産価値10%下落

株式及び不動産の評価日時点の価格が10%下落した場合の影響を表しております。

感応度5：事業費率(維持費)10%減少

事業費率(契約維持に係るもの)が10%減少した場合の影響を表しております。

感応度6：解約失効率10%減少

解約失効率が10%減少(基本となる解約失効率に90%を乗じた水準した場合の影響を表しております)。

感応度7：保険事故発生率(死亡保険)5%低下

死亡保険について、保険事故発生率(死亡率・罹患率)が5%低下(基本となる保険事故発生率に95%を乗じた水準)した場合の影響を表しております。

感応度8：保険事故発生率(年金保険)5%低下

年金保険について、保険事故発生率が5%低下(基本となる保険事故発生率に95%を乗じた水準)した場合の影響を表しております。

感応度9：必要資本を法定最低水準に変更

必要資本を法定最低水準(ソルベンシー・マージン比率200%水準)に変更した場合の影響を表しております。

感応度10：株式・不動産のインプライド・ボラティリティ25%上昇

オプションと保証の時間価値の計算に使用する、株式オプションのインプライド・ボラティリティが25%上昇した場合の影響を表しております。

感応度11：金利スワップションのインプライド・ボラティリティ25%上昇

オプションと保証の時間価値の計算に使用する、金利スワップションのインプライド・ボラティリティが25%上昇した場合の影響を表しております。

へ．注意事項

EEVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ多くの前提条件を使用し、それらの多くは個別会社の管理能力を超えた領域に属するものであります。また、将来の実績がEEVの計算に使用した前提条件と大きく異なる場合もあり得ます。

これらの理由により、本EEV開示は、EEV計算に用いられた将来の税引後利益が達成されることを表明するものではなく、使用にあたっては、十分な注意を払っていただく必要があります。

ト．その他の特記事項

かんぽ生命保険では、保険数理に関する専門知識を有する第三者機関（アクチュアリー・ファーム）に、E E Vについて検証を依頼し、意見書を受領しております。

その他

上記各報告セグメントにおける事業のほか、病院事業については、地域医療機関との連携や救急患者の受入の強化等による増収対策、調達の効率化等による経費削減、また、経営改善が見込めない逓信病院（3カ所）を譲渡する等、個々の病院の状況を踏まえた経営改善を進めているところであり、営業収益18,733百万円（前期比2,511百万円減）、営業損失4,879百万円（前期は5,581百万円の営業損失）となりました。今後も引き続き上記増収対策や経費削減等、個々の病院の状況を踏まえた経営改善に取り組みます。

また、宿泊事業については、営業推進態勢の強化やサービス水準向上による魅力ある宿づくりを継続的に進めるとともに、費用管理による経費削減等の経営改善に取り組んでいるところですが、重油価格の高騰や人件費の増加等の影響もあり、営業収益26,514百万円（前期比244百万円増）、営業損失2,976百万円（前期は2,477百万円の営業損失）となりました。今後も、増加傾向にあるインバウンド需要への対応や外部のWebサイトの活用強化等による増収施策、食材等原価管理の徹底、業務フローの効率化等の生産性向上施策を着実に実施することにより、経営改善に取り組みます。

平成29年4月 札幌逓信病院、横浜逓信病院、徳島逓信病院

(3) キャッシュ・フローの状況及び分析・検討

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は当期首から2,531,147百万円減少し、50,694,528百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

税金等調整前当期純利益が709,134百万円と前連結会計年度と比べ538,246百万円の増益となりましたが、銀行業における資金の運用や調達、生命保険業における保険料の収入や保険金の支払等の結果、営業活動においては、2,337,394百万円の支出（前期比1,346,271百万円の支出増）となりました。

主な要因として、運用の多様化をすすめた結果等により、利息及び配当金の受取額1,179,552百万円の収入、責任準備金の減少2,397,936百万円や貸出金の増加2,083,094百万円の支出があげられます。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動においては、銀行業及び生命保険業における有価証券の売却、償還による収入等及び有価証券の取得による支出等の結果、99,012百万円の収入（前期比6,201,685百万円の収入減）となりました。

主な要因として、運用の多様化をすすめた結果等により、有価証券の償還による26,568,676百万円や有価証券の売却による4,623,202百万円の収入、有価証券の取得による支出29,433,620百万円があげられます。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動においては、当社の配当金の支払等の結果、292,041百万円の支出（前期比66,842百万円の支出増）となりました。

主な要因として、借入れによる収入103,644百万円、配当金の支払額203,633百万円や株主還元の強化及び政府保有株式売却に係る株式需給への影響を緩和する観点による自己株式の取得による99,999百万円の支出があげられます。

資本の財源及び資金の流動性に係る情報

新中期経営計画において、お客さま満足向上、営業力向上、業務効率化など経営基盤強化に資するインフラ整備を推進するため、郵便・物流事業や金融窓口事業における局舎等工事、金融窓口事業における不動産開発、国際物流事業における船舶更改、銀行業における総合情報システムの開発、生命保険業における基幹システムの開発等への投資を計画しております。

また、上記の他に、「トータル生活サポート企業グループ」としてグループの成長につながるよう、当社グループ・グループ各社の企業価値向上に資する幅広い分野での資本提携やM&Aも、投資判断基準等に照らして慎重に検討し、適切と判断したものを実施することとしております。その財源は、既存のキャッシュ・フローのほか、潤沢な借入余力を活かした借入金や金融2社株式を売却した場合の売却手取金を想定しています。

なお、現在予定している設備の新設計画としては、「第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画
(1) 重要な設備等の新設等」の記載をご参照ください。

(4) 連結自己資本比率の状況

銀行持株会社としての当社の連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第20号)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

当連結会計年度末における連結自己資本比率は、19.11%となりました。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	当連結会計年度末
1. 連結自己資本比率(2 / 3)	19.11
2. 連結における自己資本の額	106,873
3. リスク・アセット等の額	559,136
4. 連結総所要自己資本額	22,365

(注) 連結総所要自己資本額は、上記3.に記載しているリスク・アセット等の額に4%を乗じた額であります。

(5) 連結ソルベンシー・マージン比率の状況

保険持株会社としての当社の連結ソルベンシー・マージン比率は、保険業法施行規則第210条の11の3、第210条の11の4及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しております。

ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株価の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つであります。

この比率が200%を下回った場合は、規制当局によって早期是正措置がとられます。逆にこの比率が200%以上であれば、健全性の一つの基準を満たしていることになります。

当連結会計年度末における連結ソルベンシー・マージン比率は、722.7%となりました。

項目	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
連結ソルベンシー・マージン総額 (A)	19,375,176	19,026,975
資本金又は基金等	11,580,137	11,696,279
価格変動準備金	788,712	916,743
危険準備金	2,254,027	2,114,348
異常危険準備金		
一般貸倒引当金	376	399
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	3,817,559	3,414,011
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	108,968	80,067
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	338,720	298,658
負債性資本調達手段、保険料積立金等余剰部分	486,674	506,467
保険料積立金等余剰部分	486,674	506,467
負債性資本調達手段等		
不算入額		
少額短期保険業者に係るマージン総額		
控除項目		
その他		
連結リスクの合計額 〔{(R ₁ ² +R ₅ ²) ^{1/2} +R ₈ +R ₉ } ² +(R ₂ +R ₃ +R ₇) ²] ^{1/2} +R ₄ +R ₆ (B)	4,202,494	5,265,094
保険リスク相当額 R ₁	153,070	147,403
一般保険リスク相当額 R ₅		
巨大災害リスク相当額 R ₆		
第三分野保険の保険リスク相当額 R ₈	69,104	63,087
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R ₉		
予定利率リスク相当額 R ₂	158,838	150,450
最低保証リスク相当額 R ₇		
資産運用リスク相当額 R ₃	3,711,234	4,802,912
経営管理リスク相当額 R ₄	326,050	307,261
連結ソルベンシー・マージン比率 (A) / {(1/2) × (B)} × 100	922.0%	722.7%

(注) 保険業法施行規則第210条の11の3、第210条の11の4及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しております。

(6) 目標とする経営指標の達成状況等

当社グループにおいては、前中期経営計画にて、平成30年3月期の連結経営目標とした連結当期純利益(非支配株主に帰属する当期純利益を含む。)4,500億円に対し、平成30年3月期においては連結当期純利益(非支配株主に帰属する当期純利益を含む。)5,120億円と連結経営目標を達成しました。その内容について、以下の通り分析しております。

日本郵便におきましては、郵便・物流事業セグメントにおいて、eコマース市場の拡大による荷物量の増加基調や、ゆうパックなどのコンビニ受取や「はこぼす」の設置拡大などの受取利便性向上施策が奏功し、平成30年3月期でゆうパック個数は8.8億個となり、目標としていた6.8億個を達成しました。

金融窓口事業セグメントにおいて、提携金融サービスではがん保険の取扱局を2万局に拡大させ、また、物販事業では商品ラインナップを拡充し、順調に収益を拡大させました。不動産事業においては、JPタワーやJPタワー名古屋等の順調な稼働により、目標としていた営業収益250億円を達成しました。

国際物流事業セグメントにおいて、トール社をプラットフォームとした国際物流事業の拡大を目指し、平成27年5月にトール社を子会社化しましたが、資源価格の下落並びに中国経済及び豪州経済の減速等を受けて、トール社の業績が大きく悪化したことに伴い、平成29年3月期の決算において、国際物流事業に係るのれん等の減損を実施いたしました。平成30年3月期は、部門の統合・簡素化といった組織体制の見直しや、それに伴う人員削減といった経営改善策を進めたほか、ヘルスケア等の高成長分野における物流ニーズを獲得するといった成長戦略を進める等、業績向上の取組みにより、ロジスティクス事業は収益拡大及び増益となり、エクスプレス事業・フォワーディング事業は赤字幅が改善しました。

結果、日本郵便の連結営業収益が平成30年3月期の経営目標3.1兆円に対し3.88兆円(国際物流事業セグメントを除くと3.17兆円)、連結経常利益が平成30年3月期の経営目標350億円に対し854億円、連結当期純利益が平成30年3月期の経営目標300億円に対し584億円となりました。

ゆうちょ銀行におきましては、投資信託等の資産運用商品の商品・サービスの充実により、販売額及び残高を拡大させるとともに、AT設置を拡大したことにより、役務取引等収支を拡大させました。また、お客さまサービスの向上やゆうちょ銀行の成長に資する分野への投資は積極的に行う一方で、既定経費の削減やBPR(業務プロセスの変革による生産性の向上)を推進するなど、経費の効率的使用に取り組み、前中期経営計画の経営目標としていた物件費削減については、平成27年3月期対比785億円削減となり、目標(500億円削減)を上回りました。加えて、安定的な収益を確保するため、適切なりスク管理の下、運用の高度化・多様化に取り組みました。

結果、ゆうちょ銀行(単体)の経常利益が平成30年3月期の経営目標4,800億円に対し4,996億円、当期純利益が平成30年3月期の経営目標3,300億円に対し3,527億円となりました。

かんぽ生命保険におきましては、かんぽ生命保険が成長するために必要となる経営基盤を確立するとともに、かんぽ生命保険の強みをさらに強固にする商品・サービスをご提供することで、本格的な成長軌道への転換に道筋をつけることとしており、「お客さまニーズに対応した商品開発」、「販売チャネルの営業力強化」、「ご高齢のお客さまへのサービスの充実」、「引受けから支払いまで簡易・迅速・正確に行う態勢整備」、「運用収益力の向上」、「内部管理態勢の強化」、「人材育成の強化」の各戦略に取り組みました。新契約月額保険料(個人保険)については、平成28年3月期に510億円、平成29年3月期に553億円まで拡大し、500億円台の目標を1年前倒しで達成することができました。平成30年3月期においては、保険料改定に伴い保障重視の販売強化への本格的な転換により、新契約月額保険料(個人保険)については414億円となりましたが、商品収益性は大きく改善しました。

結果、かんぽ生命保険(単体)の当期純利益が平成30年3月期の経営目標800億円に対し1,044億円となりました。

(7) 生産、受注及び販売の状況

当社グループは、郵便・物流事業、金融窓口事業、国際物流事業、銀行業及び生命保険業を中心とした広範囲な事業を営んでおり、生産、受注といった区分による表示が困難であることから、「生産、受注及び販売の状況」については、上記「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営成績の状況及び分析・検討」におけるセグメントの業績に関連付けて示しております。

4 【経営上の重要な契約等】

当社グループの経営上の重要な契約等は、次のとおりであります。

(1) 日本郵政グループ協定等

日本郵政グループ協定等の締結について

当社は、事業子会社等との間で、グループ協定等を締結しております。

グループ協定等において、当社及び事業子会社等が、グループ共通の理念、方針その他のグループ運営(グループ全体の企業価値の維持・向上のための諸施策の策定及びその遂行をいいます。)に係る基本的事項について合意することにより、金融2社の上場後においても、引き続きグループ会社が相互に連携・協力し、シナジー効果を発揮する体制を維持しております。グループ協定等の締結は、グループ会社、ひいてはグループ全体の企業価値の維持・向上に寄与していると考えております。

ブランド価値使用料について

グループ協定等に基づき、当社は、事業子会社等からブランド価値使用料を受け取っております。ブランド価値使用料は、当社グループに属することにより、当社グループが持つブランド力を自社の事業活動に活用できる利益の対価、すなわち、郵政ブランドに対するロイヤリティの性格を有するものです。

ブランド価値使用料は、当社グループに属することによる利益が事業子会社等の業績に反映されていることを前提とし、事業子会社等が享受する利益が直接的に反映される指標を業績指標として採用し、業績指標に一定の料率を掛けて額を算定することとしており、平成30年3月期のブランド価値使用料の総額は135億円です。

なお、主要な子会社のブランド価値使用料の具体的な算定方法及び平成30年3月期の金額は次のとおりです。

日本郵便

算定方法：連結営業収益(トール社連結分を除く。)(前年度)×0.20%

金額：62億円

ゆうちょ銀行

算定方法：貯金残高(前年度平均残高)×0.0023%

金額：41億円

かんぽ生命保険

算定方法：保有保険契約高(前年度末)×0.0036%

金額：31億円

この算定方法は、重大な経済情勢の変化等、特段の事情が生じない限り変更しないこととしております。

金融2社株式の処分後のグループ協定等について

郵政民営化法第7条第2項の規定により、当社が保有する金融2社の株式は、その全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況、ユニバーサルサービス提供に係る責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分することとされていますが、当社による金融2社の議決権所有割合にかかわらず、金融2社は、それぞれ日本郵便株式会社法第2条第2項に定める関連銀行又は同条第3項に定める関連保険会社である限り、グループ協定等を維持するものと考えております。

(2) 銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約(期間の定めのない契約)

日本郵便は、日本郵便株式会社法第5条の責務として、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにするユニバーサルサービス義務を果たすために、ゆうちょ銀行との間で、銀行窓口業務契約を締結(平成24年10月1日)するとともに、かんぽ生命保険との間で、保険窓口業務契約を締結(平成24年10月1日)しております。

銀行窓口業務契約では、日本郵便が、ゆうちょ銀行を関連銀行として、通常貯金、定額貯金、定期貯金の受入れ及び普通為替、定額小為替、通常払込み、電信振替の取引を内容とする銀行窓口業務を営むこととしております。

保険窓口業務契約では、日本郵便が、かんぽ生命保険を関連保険会社として、普通終身保険、特別終身保険、普通養老保険及び特別養老保険の募集並びにこれらの保険契約に係る満期保険金及び生存保険金の支払の請求の受理の業務を営むこととしております。

なお、本契約は、期限の定めのない契約であり、特段の事由が生じた場合等を除き、当事者の合意がない限り解除することはできないものと定めております。

(3) 銀行代理業に係る業務の委託契約及び金融商品仲介業に係る業務の委託契約並びに生命保険募集・契約維持管理業務委託契約

銀行代理業に係る業務の委託契約及び金融商品仲介業に係る業務の委託契約(期間の定めのない契約)

日本郵便は、ゆうちょ銀行との間で、銀行代理業に係る業務の委託契約(平成19年9月12日(締結)、平成20年4月22日(変更)、平成24年10月1日(変更))、金融商品仲介業に係る業務の委託契約(平成19年9月12日(締結)、平成24年10月1日(変更))を締結しております。

日本郵便が、銀行代理業に係る業務の委託契約に基づいて行う業務は、上記(2)の銀行窓口業務契約で定めた業務を含め、銀行代理業務、手形交換業務、告知事項確認業務等であります。

日本郵便が、金融商品仲介業に係る業務の委託契約に基づいて行う業務は、金融商品仲介業務、本人確認事務等であります。

なお、本契約は、期限の定めのない契約であり、契約当事者のいずれか一方から、6カ月前までに、本契約を解除する旨の協議を申し入れることができ、書面による通知により解除することができるものと定めております。銀行窓口業務に該当する業務については、上記(2)の契約に定めがある場合を除くほかは、本契約の定めるところによります。

生命保険募集・契約維持管理業務委託契約(期間の定めのない契約)

日本郵便は、かんぽ生命保険との間で、生命保険募集・契約維持管理業務の委託契約を締結(平成19年9月12日(締結)、平成24年10月1日(変更)、平成26年9月30日(変更)、平成28年3月31日(変更))しております。

日本郵便が、生命保険募集・契約維持管理業務の委託契約に基づいて行う業務は、上記(2)の保険窓口業務契約で定めた業務を含め、保険契約の締結の媒介、保険金、年金、返戻金、貸付金及び契約者配当金等の支払等であります。

なお、本契約は、期限の定めのない契約であり、契約当事者のいずれか一方から、6カ月前までに、本契約を解除する旨の協議を申し入れることができ、書面による通知により解除することができるものと定めております。保険窓口業務に該当する業務については、上記(2)の契約に定めがある場合を除くほかは、本契約の定めるところによります。

(4) 郵便貯金管理業務委託契約及び簡易生命保険管理業務委託契約等(期間の定めのない契約)

ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険は、管理機構の業務である郵便貯金管理業務(公社から承継した郵便貯金の管理に関する業務等)及び簡易生命保険管理業務(同簡易生命保険契約の管理に関する業務等)の一部(払戻し、利息支払等)について、管理機構とそれぞれ郵便貯金管理業務委託契約、簡易生命保険管理業務委託契約を締結し委託を受けております。

また、ゆうちょ銀行は管理機構との間で郵便貯金資産(郵便貯金管理業務の経理を区分する郵便貯金勘定に属する資産)の運用のための貯金に係る契約を、かんぽ生命保険は管理機構との間で簡易生命保険契約の再保険に係る契約をそれぞれ締結しております。

さらに、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険は、管理機構との間で管理機構が保有する郵便貯金の預金者、簡易生命保険の契約者及び地方公共団体に対する貸付金の総額に相当する額について、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険からの借入金として管理機構がそれぞれ債務を負うものとする契約を締結しております。

なお、郵便貯金管理業務委託契約、簡易生命保険管理業務委託契約及び簡易生命保険契約の再保険に係る契約の変更又は解除は、総務大臣の認可が必要とされております。

(5) 郵便貯金管理業務の再委託契約及び簡易生命保険管理業務再委託契約

郵便貯金管理業務の再委託契約(期間の定めのない契約)

ゆうちょ銀行は、日本郵便との間で、ゆうちょ銀行が管理機構から受託している郵便貯金管理業務について、日本郵便が郵便貯金管理業務の一部を営むこととする郵便貯金管理業務の再委託契約(平成19年9月12日(締結)、平成20年9月30日(変更)、平成24年10月1日(変更))を締結しております。

なお、本契約は、期間の定めのない契約であり、契約当事者のいずれか一方から、6カ月前までに、本契約を解除する旨の協議を申し入れることができ、書面により本契約の解除を通知することができるものと定めております。

簡易生命保険管理業務再委託契約(期間の定めのない契約)

かんぽ生命保険は、日本郵便との間で、かんぽ生命保険が管理機構から受託している簡易生命保険管理業務について、日本郵便が簡易生命保険管理業務の一部を営むこととする簡易生命保険管理業務再委託契約(平成19年9月12日(締結)、平成24年10月1日(変更))を締結しております。

なお、本契約は、期間の定めのない契約であり、契約当事者のいずれか一方から、6カ月前までに、事業運営上の合理的な理由により本契約を解約する旨、書面による通知を行い、解約することができるものと定めております。

(6) 総括代理店委託契約(1年ごとの自動更新)

かんぽ生命保険は、かんぽ生命保険を保険者とする生命保険契約の募集を行う簡易郵便局に対する指導・教育等について、日本郵便と総括代理店契約(平成19年9月12日(締結)、平成24年10月1日(変更))を締結しております。

なお、本契約は、契約当事者のいずれか一方から、6カ月前までに、事業運営上の合理的な理由により本契約を解約する旨、書面による通知を行い、解約することができるものと定められております。また、生命保険募集・契約維持管理業務委託契約(上記(3))が解除された場合は、予告なしに解除することができるものと定められております。

(参考1) ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険からの委託手数料

日本郵便は、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険との間で、上記(2)、(3)、(5)、(6)に係る業務の対価としての委託手数料の算定方法を定めております。

ゆうちょ銀行とは、委託手数料支払要領を締結しており、ゆうちょ銀行直営店での業務コストをベースに、日本郵便での取扱実績に基づいて委託業務コストに見合う額を算出し、郵便局維持に係る「窓口基本手数料」、平均貯金残高に応じて支払われる「貯金の預払事務等」、送金決済取扱件数に応じて支払われる「送金決済その他役務の提供事務等」、資産運用商品の販売額及び平均投信残高に応じて支払われる「資産運用商品の販売事務等」の手数を設定しています。

これに一定基準以上の実績の確保や事務品質の向上のため、成果に見合った「営業・事務報奨」を合わせた手数料となっています。

かんぽ生命保険とは、代理店手数料規程等を定めており、募集した新契約に応じて支払われる「募集手数料」、簡易生命保険契約の継続に応じて支払われる「継続手数料」、保有契約件数等に応じて支払われる「維持・集金手数料」、総括代理店契約業務に対して支払われる「総括代理店手数料」が設定されています。

また、一定基準以上の実績の確保や契約維持管理のための活動促進等のため、成果に見合った「ボーナス手数料」等のインセンティブ手数料が設定されています。

なお、募集手数料は複数年の分割払いとなっております。また、継続手数料は最長10年の分割払いとなっておりますので、継続手数料の支払いは平成30年3月期をもって終了しております。維持・集金手数料に設定されている単価は、実地調査に基づく所要時間や、これに係る人件費等を基に算出されており、原則3年ごとに改正を実施しております。

過去5年間の手数料推移は以下のとおりです。

(単位：億円)

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
ゆうちょ銀行	6,072	6,024	6,094	6,124	5,981
かんぽ生命保険	3,671	3,603	3,783	3,927	3,722

(注) かんぽ生命保険の平成28年3月期以前の手数料額合計には営業支援金を含んでいるため、かんぽ生命保険が有価証券報告書提出日と同日付で提出する有価証券報告書に記載されている手数料額と一致しません。

なお、営業支援金とは、保険商品の募集促進を目的として覚書に基づきかんぽ生命保険から日本郵便に提供(金額は両社の協議により決定)されるものであり、日本郵便はその用途についてはかんぽ生命保険に報告します。

(参考2) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律の概要

平成30年6月1日、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律が国会で成立しました。これにより、平成31年4月1日に管理機構の名称が「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に変更されることになり、また、管理機構の目的として、「郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金を交付することにより、郵政事業に係る基本的な役務の提供の確保を図り、もって利用者の利便の確保及び国民生活の安定に寄与すること」が追加されることになりました。

本法に基づき、平成32年3月期から、管理機構から日本郵便に対し、下記 から を控除して得た額の交付金が交付されます。また、管理機構は、郵便局ネットワーク支援業務に要する費用に充てるため、関連銀行・関連保険会社から下記 の額の拠出金を徴収します。

郵便局ネットワークの維持に要する基礎的費用 の額

の按分して得た額のうち日本郵便に係る額

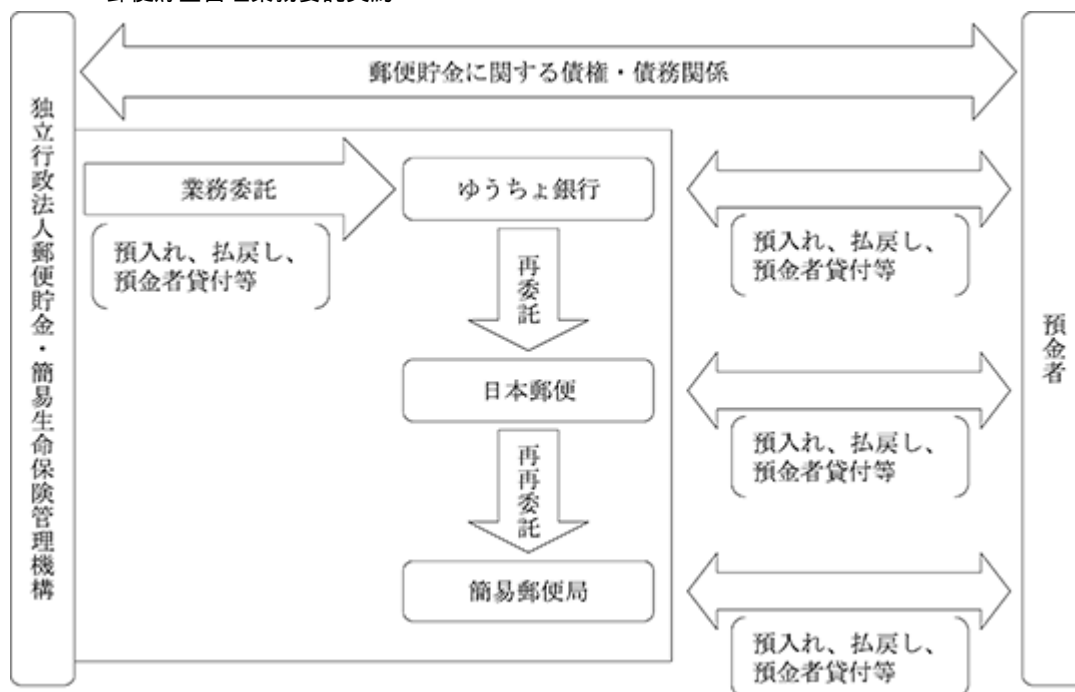
の額及び管理機構の郵便局ネットワーク支援業務に関する事務費相当額の合計額を、日本郵便・関連銀行・関連保険会社の各業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の割合に応じて按分して得た額のうち、関連銀行・関連保険会社に係る額

基礎的費用とは、郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、あまねく全国において郵便局で、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用として総務省令で定める方法により算定した額をいう。

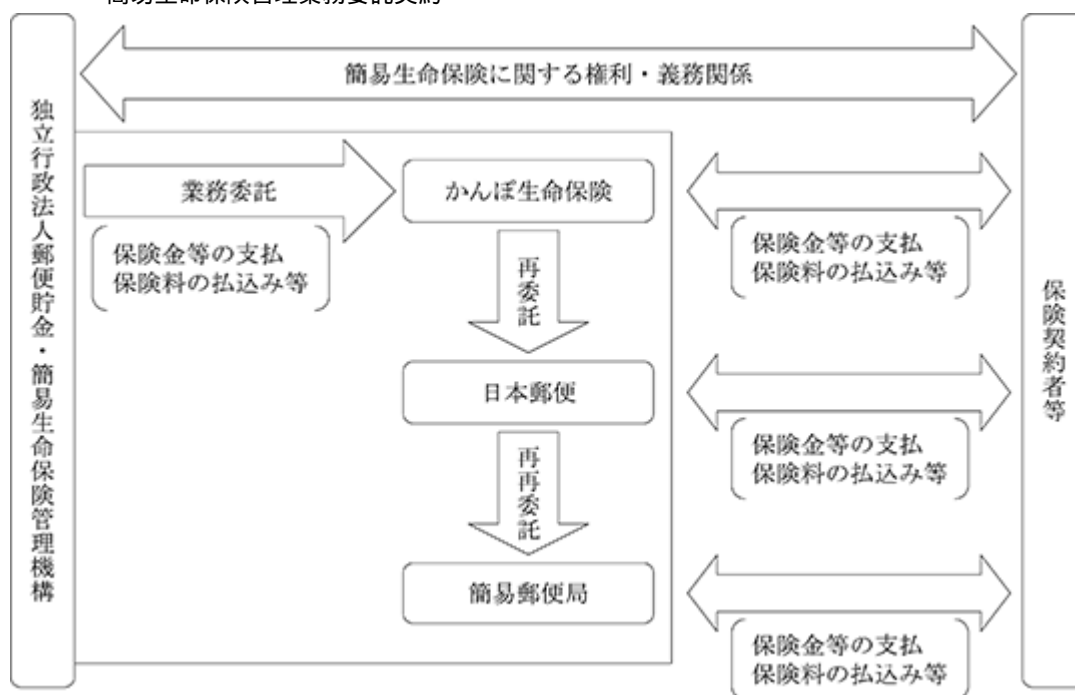
郵便局ネットワークの維持に要する費用は、従来、日本郵便と関連銀行・関連保険会社との間の契約に基づく委託手数料等により賄われていましたが、本法の施行により、当該費用のうち日本郵便が負担すべき額を除く基礎的費用は、この「交付金・拠出金」制度で賄われることとなります。なお、当該基礎的費用等の詳細については、現時点では確定しておりません。

(参考3) 管理機構と契約している業務委託契約の関係は以下のとおりになります。

郵便貯金管理業務委託契約



簡易生命保険管理業務委託契約



(7) 郵便局局舎の賃貸借契約

日本郵便は、日本郵便の営業所である郵便局を関係法令に適合するように設置するため、15,325局の郵便局局舎(平成30年3月31日現在)について賃貸借契約を締結しております。このうち従業員等との間で賃貸借契約を締結している局舎の数が4,929局となっておりますが、これは明治初期の国家財政基盤が不安定な時代にあって、予算的な制約を乗り越え、郵便を早期に全国に普及させるため、地域の有力者が業務を請け負い、郵便局の局舎として自宅を無償提供したことが起源となっているものです。また、昭和23年4月に従業員の局舎提供義務が廃止されたことに伴い、すべての郵便局局舎について賃貸借契約を締結することといたしました。その後、郵便局の新規出店、店舗配置の見直し等を通じた郵便局ネットワークの最適化を推進しており、賃貸借契約についても必要に応じて見直しを行い、現在に至っております。

郵便局局舎の賃借料については、従業員等との賃貸借契約を含め、積算法又は賃貸事例比較法に基づき算定しており、定期的に不動産鑑定士による検証等の見直しを実施しています。最近5年間の賃借料総額の実績は、平成25年度分613億円、平成26年度分600億円、平成27年度分600億円、平成28年度分597億円、平成29年度分595億円になっています。

一部の郵便局局舎の賃貸借契約については、日本郵便の都合で、その全部又は一部を解約した場合で、貸主が当該建物を他の用途に転用することが出来ず損失を被ることが回避な場合には、貸主から補償を求めることが出来る旨を契約書に記載しております。解約補償額は、貸主が郵便局局舎に対して投資した総額のうち、解約時における未回収投資額を基礎に算出することとしておりますが、平成30年3月31日現在、発生する可能性のある解約補償額は80,929百万円です。なお、日本郵便の都合により解約した場合であっても、局舎を他用途へ転用する等のときは補償額を減額することから、全額が補償対象とはなりません。

賃貸借契約の契約期間は、平成22年6月までに締結した契約については1年間の自動更新となっておりますが、これまで郵便局局舎は長期間、使用しているという実態を踏まえ経済合理性の観点から、長期賃貸を前提とした契約内容に見直しを行ったため、平成22年7月以降に締結する契約については、税法上の耐用年数に10年を加えた年数としております。

(8) 簡易郵便局の郵便窓口業務等委託契約

日本郵便は、簡易郵便局受託者(平成30年3月31日現在、3,854者)との間で、郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託契約、荷物の運送の取扱いに関する業務の委託契約、銀行代理業に係る業務の再委託契約、郵便貯金管理業務の再再委託契約、生命保険契約維持管理業務の再委託契約、簡易生命保険管理業務の再再委託契約及びカタログ販売等業務に係る委託契約(受託者によっては各契約の一部)を締結しております。なお、簡易郵便局の郵便窓口業務等委託契約の期間は3年間であります。

また、かんぽ生命保険は、簡易郵便局受託者(平成30年3月31日現在、580者)との間で、生命保険募集委託契約を締結しております。

(参考) 簡易郵便局受託者の資格については、簡易郵便局法の規定により、禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの等を除く、以下の者でなければならないと定められております。

地方公共団体

農業協同組合

漁業協同組合

消費生活協同組合(職域による消費生活協同組合を除く。)

から までの者のほか、十分な社会的信用を有し、かつ、郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務を適正に行うために必要な能力を有する者

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループでは、当連結会計年度において、郵便局施設・設備の改修、業務基幹系システムの更改等、お客さまサービスと業務効率化に資する経営基盤強化のための投資を行いました。

当連結会計年度における設備投資の内訳は、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額 (百万円)	摘要
郵便・物流事業	84,615	郵便局施設・設備の改修(38,832百万円)、郵便・物流ネットワーク再編(33,077百万円)等
金融窓口事業	24,618	郵便局施設・設備の改修(15,785百万円)等
国際物流事業	50,902	
銀行業	58,835	ゆうちょ総合情報システムにかかる開発(26,610百万円)、紙幣硬貨入出金機の購入(10,586百万円)等
生命保険業	34,637	
その他	21,622	
計	275,231	
消去又は全社	5,062	
合計	270,169	

- (注) 1. 上記の金額には消費税及び地方消費税を含んでおりません。
2. 所要資金については、自己資金及び借入金で充当しております。
3. 設備投資には、無形固定資産の取得に係る投資を含んでおります。

また、かんぽ生命保険は、平成30年2月2日、資産の有効活用と維持管理コストの削減を図るため、かんぽ生命保険が保有していた次の固定資産を譲渡いたしました。

セグメントの名称	資産の名称及び所在地	土地	建物	譲渡益
生命保険業	旧東京サービスセンター (東京都港区)	26,808.85 m ²	43,440.70 m ²	85,034百万円

(注) 譲渡益は、譲渡価額から帳簿価額及び譲渡に係る諸費用を控除した金額であります。

なお、上記以外に、重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他		合計
東京通信病院 ほか6カ所 (東京都ほか)	その他	診療施設	1,999	12	11,854 (45)		1,933	15,800	1,141 [413]
かんぼの宿 小樽 ほか63カ所 (北海道ほか)	その他	宿泊施設	18,843	1,555	29,902 (1,530)		355	50,656	306 [2,387]
本社等 その他の施設 (東京都ほか)	その他	その他	10,299	44	56,114 (171)		34,915	101,374	975 [182]

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品と建設仮勘定であります。なお、上記の金額には消費税及び地方消費税は含んでおりません。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員)を含み、派遣社員を除く。)は年間の平均人員を[]内に外書きで記載しております。
3. 上記には、当社の連結会社以外の者に賃貸しているメルパルク東京等の設備(33,906百万円)が含まれております。
4. 上記のほか、当社の連結会社以外の者から賃借している主要な設備はありません。
5. 組織改編により、健康管理業務を当社からグループ会社である日本郵政スタッフ株式会社に業務移管しております。そのため、前事業年度に診療施設に含めて記載しておりました健康管理事務センター等は、その他の施設に含めて記載しております。

(2) 主要な連結子会社の状況

平成30年3月31日現在

会社名	事業所名	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他		合計
日本郵便	本社・支社 (14カ所)	郵便・物流 事業	荷扱所等	589,582	41,615	660,066 (4,830)	14,851	26,276	1,332,392	94,417 [106,229]
	郵便局 (20,086局)	金融窓口 事業	店舗、郵便局 施設等	420,530	1,683	593,552 (4,019)	262	52,851	1,068,880	99,493 [32,669]
	その他 (22カ所)	合計		1,010,113	43,299	1,253,618 (8,850)	15,113	79,128	2,401,273	193,910 [138,898]
ゆうちょ 銀行	本社及び エリア本部 (14カ所) 支店及び 出張所 (234カ所) その他 (68カ所)	銀行業	店舗、事務 センター等	67,890	518	67,628 (213)		54,061	190,098	13,009 [4,612]
かんぼ生命 保険	本社及び エリア本部 (14カ所) 支店 (82カ所)	生命保険業	店舗、本社等	32,705	83	43,066 (94)	2,161	22,551	100,568	7,490 [2,872]

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品と建設仮勘定であります。なお、上記の金額には消費税及び地方消費税を含んでおりません。
2. 日本郵便における本社・支社、郵便局及びその他の設備の数は重複しておりません。また、帳簿価額はそれぞれのセグメントの区分に応じて分けて記載しております。
3. 日本郵便における郵便局数には閉鎖中の郵便局は含まれませんが、帳簿価額には含まれております。
4. 上記のほか、当社の連結会社以外の者から賃借している設備があります。日本郵便(年間賃借料68,582百万円)、ゆうちょ銀行(年間賃借料4,294百万円)、かんぼ生命保険(年間賃借料6,777百万円)であり、主要なもの日本郵便における郵便局施設となります。
5. 上記には、日本郵便が賃貸しているJ Pタワー等の設備(406,303百万円)が含まれております。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員)を含み、派遣社員を除く。)は年間の平均人員を[]内に外書きで記載しております。

(3) 主要な在外子会社の状況

平成30年3月31日現在

会社名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他	合計	
トール社 及び 同社傘下 の子会社	LOYANG, SINGAPORE	国際物流 事業	ロジスティ クス施設	27,865	399				28,264	97 []
	TUAS, SINGAPORE	国際物流 事業	ロジスティ クス施設	13,671	101				13,772	250 []
	QUEENSLAND, AUSTRALIA	国際物流 事業	物流関連 施設	551	4,601			97	5,250	613 [131]

- (注) 1. トール社及び同社傘下の子会社の所有する設備のうち、主要なものを記載しております。
2. 上記のほか、当社の連結会社以外の者から賃借している土地・建物等の年間賃借料は25,617百万円であります。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は3月末の人員数を[]内に外書きで記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備等の新設等

平成30年3月31日現在

セグメント の名称	設備の内容	投資予定額 (百万円)	資金調達方法	着手及び完了予定年月	
				着手	完了
郵便・物流 事業	郵便局施設・設備の改修 (注3)	35,187	自己資金	平成26年4月	平成31年度
金融窓口 事業	郵便局施設・設備の改修 (注3)	15,058	自己資金	平成26年4月	平成31年度
国際物流 事業	貨物船の建造	百万豪ドル 211	借入金	平成28年7月	平成30年度
	財務管理システムの開発	百万豪ドル 89	借入金	平成29年9月	平成31年度
	貨物ターミナルの建造	百万豪ドル 64	借入金	平成29年12月	平成31年度
	車両等の購入	百万豪ドル 130	借入金		平成30年度
銀行業	A T (平成29～30年度)	10,947	自己資金	平成29年4月	平成30年度
	A T (平成31～35年度)	23,486	自己資金		平成35年度
	大手町再開発ビル(注4)	19,078	自己資金	平成26年5月	平成30年度
	紙幣硬貨入出金機	27,267	自己資金	平成28年4月	平成33年度
	ゆうちょ総合情報システム (平成30年度)(注5)	11,361	自己資金	平成28年6月	平成30年度
	名古屋貯金事務センター	6,850	自己資金	平成29年9月	平成31年度
生命保険業	大手町再開発ビル(注4)	15,648	自己資金	平成26年6月	平成30年度
	次期オープン系システム構築 (共通基盤)	26,435	自己資金	平成29年10月	平成32年度
	新営業用携帯端末の導入	11,867	自己資金	平成29年11月	平成31年度
その他	大手町再開発ビル(注4)	16,343	自己資金	平成26年3月	平成30年度
	グループ共用端末の更改	36,214	自己資金	平成29年5月	平成31年度
	システム関連施設の建設	8,739	自己資金	平成29年8月	平成31年度

- (注) 1. 上記の金額には消費税及び地方消費税を含んでおりません。
2. 投資予定額については、当連結会計年度末に計画されている投資予定額の総額から既支払額を差し引いた金額を記載しております。
3. 郵便局施設・設備の改修については、計画の見直し等により、投資予定額の総額及び完了予定年月を変更しております。
4. 当社、日本郵便、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険は東京都千代田区大手町二丁目(逓信ビル及び旧東京国際郵便局等が所在していた土地)において市街地再開発事業により建設中のビル(以下「大手町再開発ビル」といいます。)に平成30年度に本社機能を移転する予定であります。
当社、日本郵便、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の投資総額は約1,316億円となります。上記のほか、当社は権利変換・資産交換(約429億円)、日本郵便は権利変換(約72億円)により大手町再開発ビルの床を取得いたします。なお、権利変換・資産交換を含めた投資総額は約1,818億円を予定しております。
5. 第12期第1四半期報告書より記載の「対外接続システムの開発等」については、平成30年度完成予定の部分を「ゆうちょ総合情報システム(平成30年度)」に含めて記載しております。
6. 上記のほか、新中期経営計画に記載している投資計画については、各案件の投資額等を更に検討した上で、順次具体化していきます。

(2) 重要な設備の除売却等

経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,000,000,000
計	18,000,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成30年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年6月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,500,000,000	4,500,000,000	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式で、単元株式数は 100株であります。
計	4,500,000,000	4,500,000,000		

(注) 発行済株式のうち、4,320,000,000株(平成27年8月1日付で実施した普通株式1株につき30株の割合の株式分割を反映した株式数)は、現物出資(平成19年10月1日の株式数は144,000,000株であり、郵政民営化法第38条の規定に基づき会社から出資(承継)された財産7,703,856百万円)によるものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年12月1日 (注)1		150,000,000		3,500,000	3,628,856	875,000
平成27年8月1日 (注)2	4,350,000,000	4,500,000,000		3,500,000		875,000

(注) 1. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

2. 平成27年8月1日付で実施した、普通株式1株につき30株の割合の株式分割によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	230	70	6,220	636	569	712,934	720,660	
所有株式数(単元)	25,595,247	2,514,469	672,345	743,249	4,165,186	15,040	11,294,010	44,999,546	45,400
所有株式数の割合(%)	56.87	5.58	1.49	1.65	9.25	0.03	25.09	100.00	

(注) 1. 自己株式456,139,201株は、「個人その他」に4,561,392単元、「単元未満株式の状況」に1株含まれております。

2. 株式給付信託が保有する当社株式698,100株は、「金融機関」に6,981単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関3丁目1-1	2,559,524	63.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	64,897	1.60
日本郵政社員持株会	東京都千代田区霞が関1丁目3-2	53,482	1.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	48,946	1.21
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	28,562	0.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	20,721	0.51
JP MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	17,866	0.44
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	15,932	0.39
STATE STREET BANK - WEST PENSION FUND CLIENTS - EXEMPT 505233 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	15,745	0.38
THE BANK OF NEW YORK 133524 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	RUE MONTROYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	15,645	0.38
計	-	2,841,325	70.26

(注) 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合につきましては、自己株式(456,139千株)を控除して計算しております。なお、自己株式には株式給付信託が保有する当社株式(698千株)を含めておりません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 456,139,200		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,043,815,400	40,438,154	同上
単元未満株式	普通株式 45,400		同上
発行済株式総数	4,500,000,000		
総株主の議決権		40,438,154	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式給付信託が保有する当社株式698,100株(議決権6,981個)が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式1株が含まれております。

【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 日本郵政株式会社	東京都千代田区霞が関 1丁目3-2	456,139,200		456,139,200	10.13
計		456,139,200		456,139,200	10.13

(注) 上記自己名義所有株式数には、株式給付信託が保有する当社株式(698,100株)を含めておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

業績連動型株式報酬制度の概要

当社は、平成27年12月21日開催の当社報酬委員会において、当社の執行役並びに日本郵便の取締役(業務を執行していない取締役を除く。)及び執行役員(以下、併せて「本制度対象役員」といいます。)に対し、信託を活用した業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を新たに導入することを決定し、平成28年4月26日開催の同委員会の決議において詳細を決定いたしました。

本制度の概要

当社及び日本郵便の業務執行を担う役員等の報酬と株式価値との連動性を明確にし、役員等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することにより、当社及び日本郵便の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に対する役員等の貢献意識を一層高めることを目的とするものであります。

本制度は、株式給付信託と称される仕組みを採用します。株式給付信託とは、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託を通じて株式市場から取得され、本制度対象役員に対して、予め定める株式給付規程に従って、当社株式及び一定割合の当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であり、本制度対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社の執行役又は日本郵便の取締役若しくは執行役員を退任した時とします。

当社は、平成28年3月末日で終了する事業年度から平成30年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度(以下「当初対象期間」といいます。)に関し、本制度対象役員への給付を行うための株式の取得資金として、平成28年5月16日に1,180百万円を本信託に拠出したしました。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として3事業年度ごとに、以後の3事業年度に関し、本制度に基づく本制度対象役員への給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。

なお、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権は、行使しないものとします。

本制度対象役員に給付される当社株式の総数

上限 741,300株(信託期間3年間)

本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

本制度対象役員を退任した者のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(平成29年9月11日)での決議状況 (取得期間平成29年9月13日～平成29年9月22日)	100,000,000	100,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	72,833,200	99,999
残存決議株式の総数及び価額の総額	27,166,800	0
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	27.1	0.0
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	27.1	0.0

(注) 1. 東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による取得であります。

2. 当該決議による自己株式の取得は、平成29年9月13日をもって終了しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	1	0
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、平成30年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	456,139,201		456,139,201	

(注) 1. 当期間における保有自己株式数には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増しによる株式は含まれておりません。

2. 保有自己株式数には、株式給付信託が保有する当社株式698,100株は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続して安定的に行うことを基本方針としております。

剰余金の配当につきましては、これまでは、内部留保の充実に留意しつつ、資本効率を意識し、着実な株主への利益還元を実現するため、平成30年3月期末までの間は連結配当性向50%以上を目安に、安定的な1株当たり配当を目指してまいりました。

当社の剰余金の配当の決定機関は、経営の機動的な運営を確保するため、定款において取締役会と定めております。また、毎年3月31日、9月30日を基準日として、剰余金の配当をすることができる旨を定めております。

基準日が平成30年3月期に属する剰余金の配当につきましては、業績等を総合的に判断した結果、普通株式の年間配当は、日本郵政グループ10周年を踏まえた特別配当7円を含む1株当たり57円(うち中間配当25円)といたしました。

今後は、内部留保の充実に留意しつつ、資本効率を意識し、着実な株主への利益還元を実現するため、安定的な1株当たり配当を目指してまいります。

内部留保資金につきましては、企業価値の向上を目指すべく、成長機会獲得のための投資や資本効率を意識した資本政策などに活用してまいります。

なお、日本郵政株式会社法第11条に基づき、当社の剰余金の配当その他の剰余金の処分(損失の処理を除く。)については、総務大臣の認可を受けなければその効力を生じません。

基準日が平成30年3月期に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額
平成29年11月14日 取締役会決議	101,096	25.00円
平成30年5月15日 取締役会決議	129,403	32.00円

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
最高(円)			1,999	1,596	1,443
最低(円)			1,215	1,170	1,232

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 当社普通株式は、平成27年11月4日から東京証券取引所市場第一部に上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年10月	11月	12月	平成30年1月	2月	3月
最高(円)	1,317	1,310	1,310	1,341	1,320	1,335
最低(円)	1,292	1,232	1,260	1,296	1,255	1,265

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性37名 女性5名(役員のうち女性の比率11.9%)

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (代表執行役 社長)	指名委員会 委員 報酬委員会 委員	長門 正貢	昭和23年11月18日	昭和47年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成12年6月 同 執行役員 平成13年6月 同 常務執行役員 平成14年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 平成15年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 常務執行役員 平成18年6月 富士重工業株式会社専務執行役員 平成19年6月 同 取締役兼専務執行役員 平成22年6月 同 代表取締役副社長 平成23年6月 シティバンク銀行株式会社取締役 副会長 平成24年1月 同 取締役会長 平成27年5月 株式会社ゆうちょ銀行取締役兼代 表執行役社長 平成27年6月 当社取締役 平成28年4月 同 取締役兼代表執行役社長(現 職) 日本郵便株式会社取締役(現職) 株式会社ゆうちょ銀行取締役(現 職) 平成28年6月 株式会社かんぽ生命保険取締役 (現職)	(注) 2	2,400
取締役 (代表執行役 上級副社長)	社長補佐 内部統制 総括	鈴木 康雄	昭和25年4月23日	昭和48年4月 郵政省入省 平成17年5月 総務省郵政行政局長 平成18年7月 同 情報通信政策局長 平成19年7月 同 総務審議官(郵政・通信担当) 平成21年7月 同 総務事務次官 平成22年1月 同 顧問 平成22年10月 株式会社損害保険ジャパン(現 損害保険ジャパン日本興亜株式会 社)顧問 平成25年6月 当社取締役兼代表執行役副社長 日本郵便株式会社取締役(現職) 平成27年6月 当社取締役兼代表執行役上級副社 長(現職)	(注) 2	6,900
取締役		池田 憲人	昭和22年12月9日	昭和45年4月 株式会社横浜銀行入行 平成8年6月 同 取締役 平成13年4月 同 代表取締役 平成15年6月 同 取締役 横浜キャピタル株式会社代表取締 役会長 平成15年12月 株式会社足利銀行頭取(代表取締 役) 平成16年6月 同 頭取(代表執行役) 平成20年9月 A.T.カーニー特別顧問 平成24年2月 株式会社東日本大震災事業者再生 支援機構代表取締役社長 平成28年4月 株式会社ゆうちょ銀行代表執行役 社長 平成28年6月 同 取締役兼代表執行役社長(現 職) 当社取締役(現職)	(注) 2	600

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		横山 邦男	昭和31年8月4日	昭和56年4月 株式会社住友銀行入行 平成18年2月 当社執行役員 平成19年10月 当社専務執行役 平成21年10月 株式会社三井住友銀行執行役員 平成23年4月 同 常務執行役員 平成25年5月 三井住友アセットマネジメント株式会社副社長執行役員 平成25年6月 同 取締役副社長兼副社長執行役員 平成26年4月 同 代表取締役社長兼CEO 平成28年6月 日本郵便株式会社代表取締役社長兼執行役員社長(現職) 当社取締役(現職)	(注)2	1,400
取締役		植平 光彦	昭和31年2月19日	昭和54年4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成24年6月 東京海上ホールディングス株式会社執行役員 平成25年6月 株式会社かんぽ生命保険常務執行役員 平成27年6月 同 専務執行役員 平成29年6月 同 取締役兼代表執行役社長(現職) 当社取締役(現職)	(注)2	200
取締役	監査委員会 委員	向井 理希	昭和31年10月1日	昭和56年4月 住友信託銀行株式会社入社 平成18年6月 当社入社 平成19年4月 日本郵政公社執行役員 平成19年10月 株式会社ゆうちょ銀行常務執行役員 平成29年6月 当社取締役(現職)	(注)2	600
取締役	監査委員会 委員	野間 光輪子	昭和23年7月13日	昭和46年4月 安藤建設株式会社入社 昭和48年4月 株式会社根津建築事務所入社 昭和54年2月 野間建築設計事務所設立 昭和64年1月 株式会社野間建築設計事務所(現 日本ぐらし株式会社)代表取締役(現職) 平成25年6月 当社取締役(現職)	(注)2	3,400
取締役	指名委員会 委員長	三村 明夫	昭和15年11月2日	昭和38年4月 富士製鐵株式会社(現 新日鐵住金株式会社)入社 平成5年6月 同 取締役 平成9年4月 同 常務取締役 平成12年4月 同 代表取締役副社長 平成15年4月 同 代表取締役社長 平成20年4月 同 代表取締役会長 平成24年10月 同 取締役相談役 平成25年6月 当社取締役(現職) 新日鐵住金株式会社相談役 平成25年11月 東京商工会議所会頭(現職) 日本商工会議所会頭(現職) 新日鐵住金株式会社相談役名誉会長(現職)	(注)2	
取締役	監査委員会 委員長 報酬委員会 委員	八木 征	昭和23年1月2日	昭和46年4月 社団法人共同通信社(現 一般社団法人共同通信社)入社 平成20年1月 同 名古屋支社長(理事待遇) 平成22年6月 同 常務監事 平成24年6月 同 特別顧問 平成25年6月 当社取締役(現職) 株式会社共同通信会館常勤監査役 株式会社共同通信社監査役 平成27年6月 株式会社共同通信社顧問(現職) 平成28年6月	(注)2	3,400

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	指名委員会 委員	石原 邦夫	昭和18年10月17日	昭和41年4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成7年6月 同 取締役 平成10年6月 同 常務取締役 平成12年6月 同 専務取締役 平成13年6月 同 取締役社長 平成14年4月 株式会社ミレアホールディングス 取締役社長 平成16年10月 東京海上日動火災保険株式会社取 締役社長 平成19年6月 同 取締役会長 株式会社ミレアホールディングス 取締役会長 平成20年7月 東京海上ホールディングス株式会 社取締役会長 平成25年6月 東京海上日動火災保険株式会社相 談役(現職) 平成27年6月 当社取締役(現職)	(注) 2	4,300
取締役		チャールズ・ デイトマース・ レイク二世	昭和37年1月8日	平成4年8月 米国通商代表部(USTR)日本部 長 平成5年7月 同 日本部長兼次席通商代表付法 律顧問 平成7年1月 デューイ・バレンタイン法律事務 所米国弁護士 平成11年6月 アメリカンファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オ ブ コロンバス(アメリカンファ ミリー生命保険会社)日本支社執 行役員・法律顧問 平成13年7月 同 副社長 平成15年1月 同 日本における代表者・社長 平成17年4月 同 日本における代表者・副会長 平成20年7月 同 日本における代表者・会長 平成26年1月 アフラック・インターナショナル・インコーポレーテッド取締役 社長(現職) 平成28年6月 当社取締役(現職) 平成30年4月 アフラック生命保険株式会社代表 取締役会長(現職)	(注) 2	
取締役		広野 道子 (藤井 道子)	昭和36年3月18日	平成元年2月 株式会社ベンチャーリンク入社 平成5年7月 株式会社ブラザクリエイト入社 平成9年5月 株式会社ボッカクリエイト専務取 締役 平成10年7月 株式会社エムヴィシー上級副社長 タリーズコーヒージャパン株式会 社取締役副社長 平成12年3月 21LADY株式会社設立 代表 取締役社長(現職) 平成14年6月 株式会社洋菓子のヒロタ代表取締 役 平成22年3月 株式会社イルムスジャパン代表取 締役社長(現職) 平成23年11月 株式会社洋菓子のヒロタ代表取締 役会長兼社長(現職) 平成26年6月 日本郵便株式会社社外取締役 平成28年6月 当社取締役(現職) 平成29年6月 NEC ネットエスアイ株式会社社 外取締役(現職)	(注) 2	1,300
取締役	監査委員会 委員	宗像 紀夫	昭和17年1月12日	昭和43年4月 東京地方検察庁検事 平成5年7月 東京地方検察庁特別捜査部長 平成12年11月 最高検察庁刑事部長 平成13年7月 高松高等検察庁検事長 平成15年2月 名古屋高等検察庁検事長 平成16年2月 弁護士登録(現職) 平成16年4月 中央大学法科大学院教授 平成28年6月 当社取締役(現職)	(注) 2	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	報酬委員会 委員長	岡本 毅	昭和22年9月23日	昭和45年4月 東京ガス株式会社入社 平成14年6月 同 執行役員 平成16年4月 同 常務執行役員 平成16年6月 同 取締役常務執行役員 平成19年4月 同 代表取締役副社長執行役員 平成22年4月 同 代表取締役社長執行役員 平成26年4月 同 取締役会長 平成28年6月 株式会社ゆつちよ銀行社外取締役 平成30年4月 東京ガス株式会社取締役相談役 (現職) 平成30年6月 当社取締役(現職)	(注) 2	
取締役	監査委員会 委員	肥塚 見春	昭和30年9月2日	昭和54年4月 株式会社高島屋入社 平成19年5月 同 執行役員 平成21年3月 同 上席執行役員 平成22年2月 株式会社岡山高島屋代表取締役社長 平成25年5月 株式会社高島屋取締役 平成25年9月 同 代表取締役専務 株式会社岡山高島屋取締役(現職) 平成28年3月 株式会社高島屋取締役 平成28年5月 同 顧問(現職) 平成28年10月 Dear Mayuko株式会社代表取締役社長 平成30年3月 同 顧問(現職) 平成30年6月 当社取締役(現職)	(注) 2	
計						24,500

(注) 1. 取締役 野間 光輪子、三村 明夫、八木 柁、石原 邦夫、チャールズ・デイトマース・レイク二世、広野 道子、宗像 紀夫、岡本 毅、肥塚 見春は、社外取締役であります。

2. 平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

(2) 取締役を兼務しない執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表執行役 副社長	社長補佐 システム 部門	小松 敏秀	昭和27年4月18日	昭和50年4月 株式会社日立製作所入社 平成23年4月 株式会社日立ソリューションズ取締役専務執行役員 平成25年4月 同 取締役副社長執行役員 平成25年9月 当社執行役副社長 平成26年6月 同 取締役兼代表執行役副社長 平成28年6月 同 代表執行役副社長(現職)	(注)	7,400
代表執行役 副社長	社長補佐 不動産部門	岩崎 芳史	昭和18年3月28日	昭和45年7月 三井不動産株式会社入社 平成7年6月 同 取締役 平成10年6月 三井不動産販売株式会社(現 三井不動産リアルティ株式会社)代表取締役副社長 平成15年4月 同 代表取締役社長 三井不動産株式会社グループ上席執行役員 平成19年4月 三井不動産販売株式会社代表取締役会長 平成21年4月 同 相談役 平成21年6月 日本放送協会経営委員会委員長職務代行者兼監査委員 平成26年6月 株式会社ゆうちよ銀行取締役 平成28年6月 当社代表執行役副社長(現職)	(注)	4,100

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
専務執行役	経理・財務 部門	市倉 昇	昭和33年 6月10日	昭和58年 4月 日本専売公社(現 日本たばこ産 業株式会社)入社 平成18年 6月 当社プロジェクトマネジメント チーム部長 平成19年10月 同 上場準備室次長 平成20年 6月 同 上場準備室長 平成21年 6月 同 執行役 上場準備室長 平成21年 8月 同 執行役 上場準備室長兼経営 企画部付部長 平成22年 1月 同 執行役 経営企画部付部長 平成22年10月 同 執行役 平成25年 9月 同 執行役 経理部長 平成25年11月 同 執行役 平成26年 6月 同 常務執行役 平成28年 6月 同 専務執行役(現職)	(注)	3,400
専務執行役	総務・人事 部門	衣川 和秀	昭和32年 5月 3日	昭和55年 4月 郵政省入省 平成19年10月 株式会社かんぽ生命保険執行役 人事部長 平成22年10月 同 常務執行役 人事部長 平成23年 4月 同 常務執行役 平成25年 2月 同 常務執行役 人事部長 平成25年 7月 同 常務執行役 平成26年 7月 同 専務執行役 平成28年 6月 当社専務執行役(現職)	(注)	1,300
専務執行役	監査部門	池田 篤彦	昭和32年12月12日	昭和55年 4月 大蔵省入省 平成22年 7月 財務省理財局次長 平成23年 7月 東海財務局長 平成24年 1月 近畿財務局長 平成25年 9月 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 理事 平成27年10月 東京国税局長 平成28年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株 式会社顧問 平成29年 6月 当社専務執行役(現職)	(注)	200
専務執行役	コンプライ アンス部門 経営企画 部門 総務・人事 部門	稲澤 徹	昭和33年 3月16日	昭和58年 4月 郵政省入省 平成19年10月 郵便事業株式会社オペレーション 本部輸送部長 平成22年 1月 同 宅配便統合準備室企画役 平成22年 6月 同 執行役員 平成24年 2月 同 執行役員 新東京支店長 平成24年10月 日本郵便株式会社執行役員 新東 京郵便局長 平成25年 6月 同 常務執行役員 平成27年 4月 同 専務執行役員 平成27年 6月 当社常務執行役 平成29年 6月 同 専務執行役(現職)	(注)	6,400
専務執行役	特命	千田 哲也	昭和35年 4月22日	昭和59年 4月 郵政省入省 平成19年10月 株式会社かんぽ生命保険CS推進 部長 平成20年10月 同 東京サービスセンター所長 平成22年 4月 同 事務企画部企画役 平成22年 7月 同 事務指導部長 平成22年10月 同 お客さまサービス本部事務指 導部長 平成23年 4月 同 経営企画部長 平成23年 7月 同 執行役 経営企画部長 平成25年 6月 当社常務執行役 平成25年 7月 株式会社かんぽ生命保険常務執行 役 平成28年 6月 同 専務執行役 平成29年11月 当社専務執行役(現職)	(注)	900
常務執行役	事業部門 経営企画 部門	福本 謙二	昭和26年 3月 6日	昭和50年 4月 郵政省入省 平成22年10月 当社経営企画部付部長 平成25年 6月 同 常務執行役(現職)	(注)	3,400

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役	不動産部門	奥 公彦	昭和32年 6月18日	昭和56年 4月 郵政省入省 平成19年10月 郵便事業株式会社四国支社長 平成21年 4月 同 地域営業本部企画役 平成22年 4月 同 国内営業統括本部営業企画本部長 平成22年 6月 同 執行役員 営業企画本部長 平成22年10月 当社執行役 平成22年12月 郵便局株式会社(現 日本郵便株式会社)執行役員 平成28年 6月 当社常務執行役(現職)	(注)	2,200
常務執行役	不動産部門	宮崎 良治	昭和29年 8月 5日	昭和54年 4月 郵政省入省 平成19年10月 郵便事業株式会社財務部門経理部担当部長 平成21年 8月 当社ファシリティマネジメント部次長 平成22年 4月 同 施設部付部長 平成22年10月 同 不動産戦略部長 平成25年 9月 同 執行役 不動産戦略部長 平成28年 6月 同 常務執行役(現職) 日本郵便株式会社常務執行役員(現職)	(注)	1,400
常務執行役	経営企画部門	河本 泰彰	昭和34年 7月18日	昭和57年 4月 住友信託銀行株式会社入行 平成20年 6月 東京ベンチャーギア株式会社専務執行役員 平成20年11月 郵便局株式会社(現 日本郵便株式会社)コンプライアンス統括部担当部長 平成22年 4月 同 コンプライアンス統括部情報管理室長 平成23年 3月 同 コンプライアンス統括部長 平成24年10月 日本郵便株式会社郵便局総本部コンプライアンス統括部長 平成25年 4月 同 郵便局総本部物販ビジネス部長 平成25年 6月 同 執行役員 平成28年 4月 同 常務執行役員 平成30年 4月 当社常務執行役(現職)	(注)	1,000
常務執行役	経営企画部門 秘書室長	小方 憲治	昭和42年 5月 4日	平成 2年 4月 郵政省入省 平成24年 2月 当社経営企画部次長 平成25年 9月 同 経営企画部長 平成27年 4月 同 経営企画部長兼 I R 準備室長 平成28年 6月 同 執行役 経営企画部長 平成29年 9月 同 執行役 秘書室長 平成30年 4月 同 常務執行役 秘書室長(現職)	(注)	1,200
常務執行役	特命	諫山 親	昭和33年 6月 7日	昭和57年 4月 郵政省入省 平成19年10月 郵便事業株式会社管理部門法務・コンプライアンス部長 平成21年 4月 同 コンプライアンス部門法務・コンプライアンス部長 平成22年 4月 同 経営企画部門経営企画部長 平成22年 6月 同 執行役員 平成24年 2月 同 常務執行役員 平成24年10月 日本郵便株式会社常務執行役員 平成24年10月 当社常務執行役 平成25年 4月 日本郵便株式会社専務執行役員 平成27年 4月 同 執行役員副社長(現職) 平成29年 4月 当社常務執行役(現職)	(注)	200
常務執行役	特命	谷垣 邦夫	昭和34年 8月26日	昭和59年 4月 郵政省入省 平成18年 1月 当社部長(実施計画担当) 平成19年10月 同 総務・人事部長 平成20年 6月 同 執行役 経営企画部長 平成21年 6月 同 常務執行役 経営企画部長 平成25年 1月 同 専務執行役 平成28年 6月 株式会社かんぽ生命保険執行役員副社長 平成29年 1月 日本郵便株式会社執行役員副社長(現職) 平成30年 4月 当社常務執行役(現職)	(注)	5,800

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役	特命	田中 進	昭和34年 8月23日	昭和57年 4月 郵政省入省 平成19年10月 株式会社ゆうちょ銀行執行役 平成21年 6月 同 常務執行役 平成22年10月 当社常務執行役(現職) 平成24年 4月 株式会社ゆうちょ銀行専務執行役 平成25年 6月 同 取締役兼執行役副社長 平成27年 3月 同 取締役兼代表執行役副社長 (現職)	(注)	1,000
常務執行役	特命	加藤 進康	昭和40年 2月17日	昭和62年 4月 郵政省入省 平成19年10月 株式会社かんぽ生命保険経営企画 部長 平成23年 4月 同 人事部長 平成25年 2月 同 支払管理部長兼支払サー ビス室長 平成25年 4月 同 執行役 支払管理部長兼支払 サービス室長 平成25年10月 同 執行役 支払管理部長 平成27年 9月 同 執行役 保険金部長 平成28年 6月 同 常務執行役(現職) 平成29年 6月 当社常務執行役(現職)	(注)	100
執行役	事業部門	櫻井 誠	昭和37年 5月 5日	昭和61年 4月 株式会社三和銀行入行 平成19年 1月 当社総務部担当部長 平成21年10月 同 秘書室長 秘書役 平成25年 1月 同 執行役 経営企画部長 平成25年 9月 同 執行役(現職)	(注)	3,400
執行役	システム 部門 グループ IT統括部 情報セキュ リティ室長	正村 勉	昭和34年12月10日	昭和55年 4月 日立ソフトウェアエンジニアリン グ株式会社(現 株式会社日立ソ リューションズ)入社 平成22年 4月 同 技術開発本部長 平成22年10月 株式会社日立ソリューションズ 技術開発統括本部技術開発本部長 平成24年 4月 同 理事 技術統括本部副統括本 部長 平成25年 4月 同 理事 プラットフォームソ リューション事業本部サービスビ ジネス事業部長 平成25年11月 当社グループIT統括部付部長 平成26年 1月 同 執行役 平成27年 6月 同 執行役 グループIT企画部 長 平成28年 4月 同 執行役 グループIT統括部 情報セキュリティ室長(現職)	(注)	200
執行役	総務・人事 部門 総務部長	泉 真美子	昭和33年11月30日	昭和54年 4月 郵政省入省 平成25年 4月 当社総務・人事部担当部長 平成26年 4月 同 総務部長 平成26年 6月 同 執行役 総務部長(現職)	(注)	2,500
執行役	事業部門	出西 信治	昭和35年12月15日	昭和60年 4月 郵政省入省 平成20年 4月 当社財務部長 平成25年 4月 同 病院管理部長 平成27年 6月 同 執行役(現職)	(注)	1,000
執行役	経営企画 部門 広報部長	木下 範子	昭和39年 7月30日	平成元年 4月 郵政省入省 平成23年10月 郵便局株式会社(現 日本郵便株 式会社)店舗部簡易郵便局企画室 長 平成25年 4月 日本郵便株式会社営業部営業基盤 室長 平成25年12月 同 南関東支社長 平成28年 4月 当社執行役 平成29年 4月 同 執行役 広報部長(現職)	(注)	300
執行役	総務・人事 部門 郵政大学 校長	佐藤 克彦	昭和35年 3月17日	昭和58年 4月 郵政省入省 平成25年 8月 日本郵便株式会社リスク管理統括 室企画役 平成26年 4月 同 リスク管理統括室長 平成27年 4月 同 執行役員 平成29年 6月 当社執行役(現職)	(注)	2,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
執行役	システム部門	雪野 誠二	昭和31年9月21日	昭和55年4月 郵政省入省 平成22年6月 当社経営企画部次長 平成23年4月 同 経理部次長 平成23年7月 同 システム開発管理部長 平成23年11月 日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社システム開発本部副本部長 平成23年12月 同 執行役員 システム開発本部副本部長 平成24年2月 当社グループIT戦略部長 平成24年4月 同 グループIT統括部長 平成28年4月 日本郵便株式会社北陸支社長 平成29年4月 当社グループIT統括部長 平成29年6月 同 執行役 グループIT統括部長 平成29年7月 同 執行役(現職)	(注)	2,600
執行役	総務・人事部門 人事部長	志摩 俊臣	昭和36年4月30日	昭和61年4月 郵政省入省 平成20年7月 当社総務・人事部次長 平成23年4月 同 総務・人事部付部長 平成25年8月 同 総務・人事部長 平成26年4月 同 人事部長 平成29年6月 同 執行役 人事部長(現職)	(注)	2,600
執行役	不動産部門	大高 光三	昭和37年2月15日	昭和60年4月 郵政省入省 平成18年7月 総務省郵政行政局検査監理官 平成19年10月 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構保険部長 平成22年7月 同 総務部長 平成24年7月 日本郵政株式会社施設部企画役 平成27年4月 同 施設部付部長 平成30年4月 同 執行役(現職)	(注)	
執行役	経営企画部門 IR室長	鶴田 信夫	昭和40年3月23日	昭和62年4月 郵政省入省 平成22年7月 郵便事業株式会社国内営業統括本部ゆうパック事業部長 平成24年4月 同 東京支社副支社長 平成24年10月 日本郵便株式会社東京支社副支社長 平成25年4月 同 人事部長 平成25年5月 同 郵便事業総本部経営管理部長 平成25年6月 同 執行役員 平成30年4月 当社執行役 IR室長(現職)	(注)	1,700
執行役	経営企画部門 経営企画部長	風祭 亮	昭和43年3月1日	平成3年4月 郵政省入省 当社法務部長 平成27年4月 日本郵便株式会社総務部企画役 当社IR室長 平成28年12月 同 経営企画部長 平成29年9月 同 執行役員 平成30年4月 同 執行役 経営企画部長(現職)	(注)	2,900
計						59,200

(注) 平成30年3月期に係る定時株主総会後最初に開催された取締役会の終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社グループは、当社グループ各社がコーポレートガバナンス体制を構築するとともに、当社が持株会社として以下の体制でグループ経営に臨むことにより、当社グループ全体としても適切なガバナンスの実現を図っています。

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出のため、次の考え方を基本として当社グループのコーポレートガバナンス体制を構築してまいります。

- (a) 郵便局ネットワークを通じて当社グループの主要3事業のユニバーサルサービスを提供することにより、安定的な価値を創出するとともに、お客さまにとっての新しい利便性を絶え間なく創造し、質の高いサービスの提供を追求し続けます。
- (b) 株主のみなさまに対する受託者責任を十分認識し、株主のみなさまの権利及び平等性が適切に確保されるよう配慮してまいります。
- (c) お客さま、株主を含むすべてのステークホルダーのみなさまとの対話を重視し、適切な協働・持続的な共生を目指します。そのため、経営の透明性を確保し、適切な情報の開示・提供に努めます。
- (d) 経済・社会等の環境変化に迅速に対応し、すべてのステークホルダーのみなさまの期待に応えるため、取締役会による実効性の高い監督のもと、迅速・果断な意思決定・業務執行を行ってまいります。

また、当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み、運営に関する「日本郵政株式会社コーポレートガバナンスに関する基本方針」を定め、コーポレートガバナンス体制を構築しております。

企業統治の体制等

(a) 企業統治の体制の概要

当社は指名委員会等設置会社であり、代表執行役社長が業務執行に関する迅速な意思決定を行い、取締役会がその状況を適切に監督し、社外取締役が過半数を占める指名委員会、報酬委員会及び監査委員会は、それぞれ、株主総会に提出する取締役選任議案の決定、取締役及び執行役の個人別報酬の決定、取締役及び執行役の職務執行の監査などを行っております。

また、当社は、代表執行役社長の諮問機関として経営会議及び投資委員会を設置し、重要な業務執行について協議・報告を行っております。さらに、コンプライアンス委員会、CSR委員会及び情報開示委員会の専門委員会を経営会議の諮問機関として設置し、これらの委員会が専門的な事項につき審議を行い、その結果を経営会議に報告することにより、経営全体として課題解決に取り組んでおります。

(b) 当該体制を採用する理由

当社は、以下の観点から「指名委員会等設置会社」を選択しております。

- イ．経営の基本方針の策定等の重要な意思決定及び監督とその決定に基づく業務執行とを分離し、経営の機動性を高めるとともに、取締役会による当社グループの経営監督体制を構築する。
- ロ．独立役員を中心とした取締役会並びに指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の3委員会の機能発揮により、社外の視点を経営に十分に活用するとともに、経営の意思決定の透明性及び公正性を確保する。
- ハ．すべてのステークホルダーのみなさまに対して、適切に説明責任を果たし得るコーポレートガバナンス体制を実現する。

(c) 会社の機関の概要

イ. 監督機能

取締役会

取締役15名(うち社外取締役9名)で構成し、経営の基本方針等、法令で定められた事項のほか、特に重要な業務執行に関する事項等を決定するとともに、取締役及び執行役の職務の執行の監督を行っております。

指名委員会

取締役3名(うち社外取締役2名)で構成し、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定しております。

なお、日本郵政株式会社法の規定により、当社の取締役の選任及び解任の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととされております。

〔委員長〕三村 明夫(社外取締役)

〔委員〕石原 邦夫(社外取締役)、長門 正貢(取締役兼代表執行役社長)

報酬委員会

取締役3名(うち社外取締役2名)で構成し、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定め、同方針に基づき、個人別の報酬等の内容を決定しております。

〔委員長〕岡本 毅(社外取締役)

〔委員〕八木 証(社外取締役)、長門 正貢(取締役兼代表執行役社長)

監査委員会

取締役5名(うち社外取締役4名)で構成し、取締役及び執行役の職務執行の監査、監査報告の作成等を行い、また、会計監査人の職務遂行の状況等を総合的に勘案し、必要と判断したときは、会計監査人の解任又は再任しないことに関する株主総会提出議案の内容を決定することとしております。

なお、監査委員向井理希氏は、ゆうちょ銀行において、常務執行役等を歴任し、その経歴を通じて培った財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

〔委員長〕八木 証(社外取締役、常勤)

〔委員〕野間 光輪子(社外取締役)、宗像 紀夫(社外取締役)、肥塚 見春(社外取締役)、向井 理希(取締役、常勤)

ロ. 執行機能

執行役社長

執行役社長は、取締役会から委任を受けた重要な業務の執行を決定し、また、重要な業務を執行します。

執行役社長以外の執行役

執行役社長以外の執行役は、取締役会が定める職務分掌における担当分野において、取締役会から委任を受けた業務の執行を決定し、また、業務を執行します。

経営会議

執行役社長の諮問機関として、執行役社長が指定する執行役で構成し、原則として、取締役会決議事項、執行役社長の権限事項等の協議を行うほか、グループの重要な経営状況等の報告を行っております。

投資委員会

執行役社長の諮問機関として、執行役社長が指定する執行役で構成し、原則として、高度な機密性を有する子会社等の新設、子会社等の株式の取得及び処分並びに他の会社への資本参加等の案件について協議を行っております。

コンプライアンス委員会

経営会議の諮問機関として、以下の者で構成し、当社及び当社グループのコンプライアンスに係る事項について審議を行い、その結果を経営会議に報告しております。

- ・コンプライアンス部門、監査部門、経営企画部門及び総務・人事部門を担当する執行役
- ・コンプライアンス統括部長、監査部長、経営企画部長及び人事部長

C S R委員会

経営会議の諮問機関として、以下の者で構成し、当社及び当社グループのC S Rに係る事項について審議を行い、その結果を経営会議に報告しております。

- ・経営企画部門のC S Rを担当する執行役
- ・監査部門、コンプライアンス部門、経理・財務部門、総務・人事部門、システム部門、不動産部門及び事業部門を担当する執行役
- ・経営企画部門及び総務・人事部門のC S Rを担当する部長

情報開示委員会

経営会議の諮問機関として、以下の者で構成し、当社の情報開示及び株主との対話に係る事項について審議を行い、その結果を経営会議に報告しております。

- ・経営企画部門、コンプライアンス部門、経理・財務部門を担当する執行役

八. グループ・ガバナンス体制

グループ協定等の締結

当社は、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険とグループ協定等を締結し、グループ共通の理念、方針、その他のグループ運営に係る基本的事項について合意しており、これによりグループ各社が相互に連携・協力し、シナジー効果を発揮する体制を構築しております。

また、グループ全体に重大な影響を与える事項や経営の透明度確保に必要な事項については、当社が個別の承認・協議又は報告を求めることにより、グループ・ガバナンスを確保しております。

グループ運営会議

日本郵政グループ協定に基づき、効率的かつ効果的なグループ運営を推進するため、グループ経営に関する重要事項を課題ごとに議論し、グループ会社の経営陣の認識の共有を図る場として、以下の者で構成するグループ運営会議を設置しております。

- ・日本郵政株式会社の執行役社長と執行役副社長若干名
- ・日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の社長

(d) 内部統制システムの整備の状況

当社は、当社グループの経営方針に則り、業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備に係る「日本郵政株式会社内部統制システムの構築に係る基本方針」を定めるとともに、コンプライアンス、内部監査、リスク管理、情報セキュリティなどの内部統制について、グループ協定等を締結することにより当社グループ各社に態勢の整備を求めています。

また、当社グループ各社から報告を求めることにより、適切な運営が行われているかを常にモニタリングし、必要に応じて改善のための指導を行っています。運用状況は以下のとおりです。

イ．内部統制システム全般

- ・当社グループの内部統制及びコーポレートガバナンスの更なる強化を目的として、「内部統制等総括会議」を設置し、内部統制又はコーポレートガバナンスに関する必要な事項について審議しております。
- ・「内部統制システムの構築に係る基本方針」の運用状況について、四半期ごとに内部統制等総括会議及び取締役会等(取締役会、監査委員会及び経営会議をいいます。以下同じ。)に報告することにより、内部統制システムが有効に機能しているか確認しております。

ロ．グループ運営体制

- ・当社は、事業子会社との間で日本郵政グループ協定、日本郵政グループ運営に関する契約及びグループ運営覚書を締結し、グループ共通の理念、方針その他のグループ運営に係る基本的事項について合意しており、グループ運営を適切かつ円滑に実施するために必要な事項等について、承認・協議を行う又は報告を求める体制を構築しております。
- ・グループ運営覚書に基づき、事業子会社から重要なグループ内取引等について報告等を受け、当社において点検を行い、グループ内取引が適正に行われていることを確認しております。

ハ．コンプライアンス体制

- ・当社グループでは、コンプライアンスが経営の最重要課題のひとつであることを認識し、コンプライアンス委員会及び業務推進部署から独立したコンプライアンス統括部署の設置等、実効性のあるコンプライアンス態勢を整備しております。
- ・コンプライアンス推進の具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定し、その取組状況を四半期ごとにコンプライアンス委員会及び取締役会等に報告しております。
- ・「コンプライアンス・ハンドブック」の作成・配布、研修の実施等により役員及び社員のコンプライアンス意識向上に取り組んでおります。
- ・コンプライアンス違反等が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、内部通報窓口を社内外に設置し、その利用について研修等により役員及び社員へ周知しております。

ニ．反社会的勢力排除体制

- ・当社グループは、「日本郵政グループ行動憲章」、「経営トップの宣言」や「反社会的勢力に対する基本方針」をグループ各社のホームページに掲載する等により、社内外に向けて反社会的勢力との関係を遮断し被害を防止することを宣言しております。
- ・反社会的勢力との対応については、反社会的勢力との対応を統括する部署を設置し、関連情報の一元的管理、対応マニュアルの整備、契約書等への暴力団排除条項の導入指導等を行うとともにグループ各社や外部専門機関とも連携して、組織全体として関係遮断・排除に取り組んでおります。

ホ．リスク管理体制

- ・リスク管理基本方針に基づき、グループ及び当社のリスク管理の状況について、四半期ごとに取締役会等に報告しております。
- ・グループ運営覚書において定められた危機管理態勢及び危機対応策等に関するルールに基づき、各社の危機管理体制の有効性の確認、災害発生時の報告・情報共有の実施、緊急時における情報伝達体制の確認等を行い、危機管理態勢の整備状況、訓練の実施状況について日本郵政グループ危機管理委員会へ報告しております。

ヘ．内部監査体制

- ・監査計画に基づき内部監査を実施し、その結果を取締役会等に報告しております。
- ・内部監査発見事項の是正・改善状況を四半期ごとに確認し、その結果を取締役会等に報告しております。
- ・事業子会社の監査活動状況等を四半期ごとに把握・評価し、取締役会等に報告しております。

ト．財務報告に係る体制

- ・当社は、金融商品取引法に基づき、当社グループの財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」(企業会計審議会)に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を実施しております。また、年度評価計画、進捗状況、当社及び当社グループにおける財務報告に係る内部統制の有効性の判断結果等を取締役会等に報告しております。

チ．情報保存管理体制

- ・文書管理規程において各種情報の保存及び管理の方法等を明確化しております。
- ・本社における業務執行等の意思決定手続きの迅速化、内部統制の高度化を目的に、決裁手続きを電子化するために導入した「統合文書管理システム」を適切に運用しております。また、電子文書の保管機能拡充のため、新たな保管システム「グループ共有フォルダ」の運用を開始しました。
- ・経営会議議事録については、正確に記録・作成し、情報の保存及び管理を適切に行っております。

リ．効率的職務執行体制

- ・経営会議を原則として毎週開催し、取締役会から委任を受けた事項及び取締役会付議事項について審議しております。また、定期的にグループ運営会議を開催し、グループ経営に関する重要事項の課題等を議論しております。
- ・組織規程及び職務権限規程を定め、各組織の分掌並びに執行役の職務権限及び責任を明確化し、執行役の職務執行の効率化を図っております。

ヌ．監査委員会関連体制

- ・内部監査部門及びコンプライアンス部門等、内部統制部門を所管する執行役は監査委員会に定期的に報告を行うとともに、役員及び社員は監査委員会の監査に必要な情報を随時報告しております。
- ・監査委員会の職務を補助するため、執行部門から独立した事務局を設置し、必要な人員を配置しております。また、監査委員会の職務の執行に必要な費用については、必要額を予算計上等し、監査委員会の活動が制約なく行われるようにしております。
- ・代表執行役と監査委員会は、経営上の重要事項について定期的に意見交換を行い、相互認識を深めるよう努めております。監査委員会は、会計監査人及び事業子会社の監査委員会又は監査役と定期的に意見交換を行うなどして連携を図っております。

また、「内部統制システムの構築に係る基本方針」は、以下のとおり取締役会において決議しております。

〔日本郵政株式会社内部統制システムの構築に係る基本方針〕

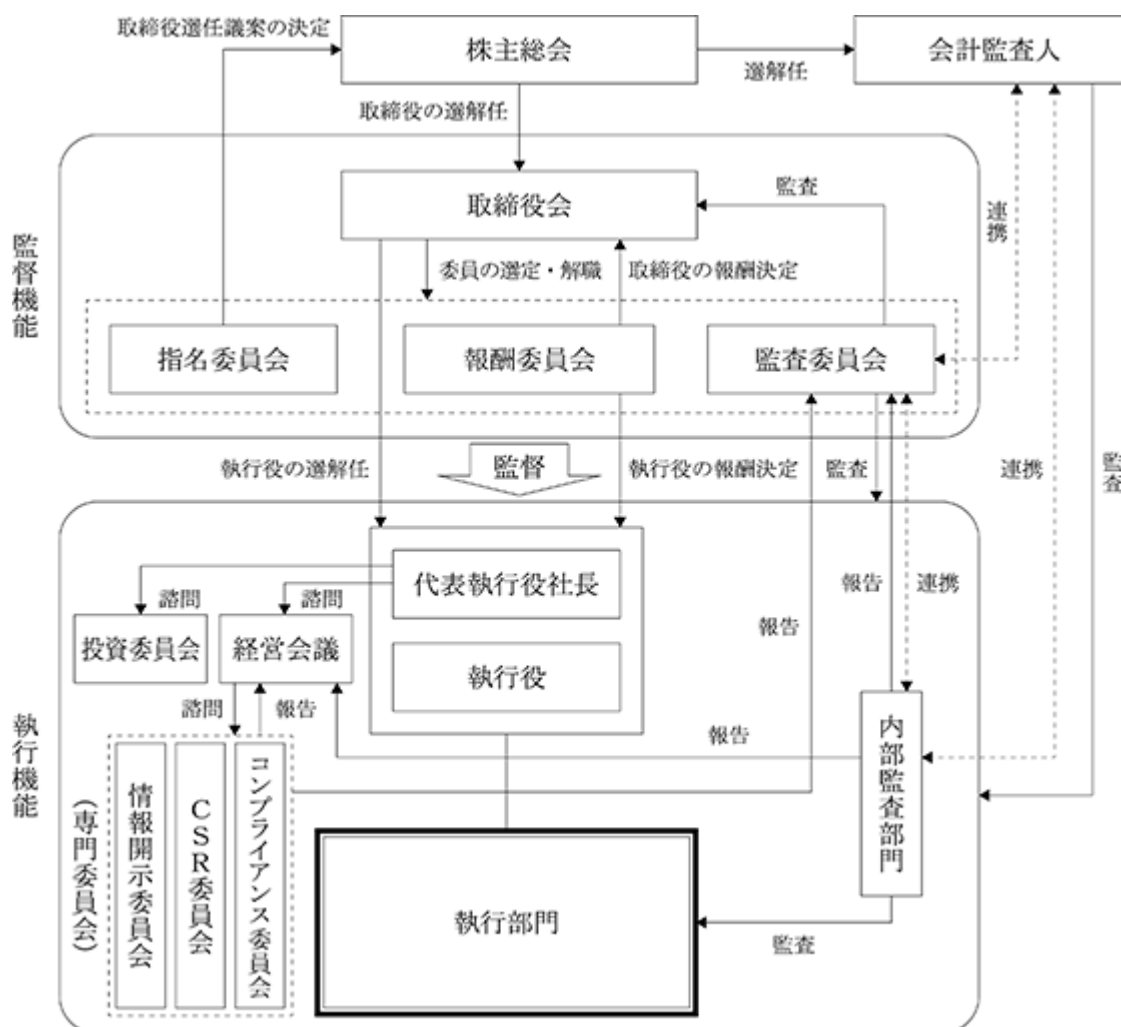
- 1 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険(以下「3事業会社」という。)との間で日本郵政グループ協定、日本郵政グループ運営に関する契約及びグループ運営のルールに関する覚書(以下「グループ運営覚書」という。)を締結し、グループ運営を適切かつ円滑に実施するために必要な事項等について、事前承認申請又は報告(株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険にあつては事前協議又は報告)を求める。
 - (2) グループ内取引が適正に行われ、グループ各社の健全性に重大な影響を及ぼすことのないよう、グループ運営覚書において、グループ内取引に関する基本方針及びグループ各社が遵守すべき事項等について定める。
- 2 当社の執行役及び使用人並びに子会社の取締役、執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) グループの経営理念、経営方針及び行動憲章を定め、グループ各社の役職員が、事業活動のあらゆる局面において法令等を遵守するよう周知徹底を図る。また、グループ運営覚書において、コンプライアンス態勢の基本的枠組みを構築する。
 - (2) グループのコンプライアンスを統括する部署を設置し、コンプライアンスの推進に努めるとともに、コンプライアンス委員会を設置し、グループの経営上のコンプライアンスに係る方針、具体的な運用、諸問題への対応等について審議し、重要な事項を経営会議及び監査委員会に報告する。
 - (3) 当社の企業活動に関連する法令等に関する解説等を記載したコンプライアンス・マニュアルを作成するとともに、役職員が遵守すべき法令及び社内規則等に関する研修を実施することなどにより、コンプライアンスの徹底を図る。また、グループ運営覚書において、3事業会社にコンプライアンス・マニュアルの作成、研修の実施などによるコンプライアンスの徹底を求める。
 - (4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、グループの行動憲章に基づき、グループ全体として断固対決する姿勢を持ち、反社会的勢力との一切の関係を遮断し排除する。また、平素からグループ各社及び警察等の外部専門機関と連携をとり、違法行為や不当要求行為等には毅然と対応する。
 - (5) グループの財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、グループ運営覚書において、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び報告に関するルールを定める。また、財務報告に係る内部統制の整備等を統括する部署及び財務報告に係る内部統制の独立的評価を実施する部署を設置し、グループの財務報告の信頼性の確保に努めるとともに、重要な事項を必要に応じて経営会議及び監査委員会に報告する。
 - (6) 法令又は社内規則の違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に内部通報窓口を設け、その利用につき役職員に周知する。
 - (7) 被監査部門から独立した内部監査部門により、法令等遵守状況を含め実効性ある内部監査を実施する。また、グループ運営覚書において、3事業会社に実効性のある内部監査を求めるとともに、内部監査の実施状況や内部監査態勢の状況等のモニタリングを行い、その結果を経営会議及び監査委員会に報告する。
- 3 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) グループリスク管理における基本方針として、リスク管理の基本原則、管理対象リスクなどリスク管理に当たって遵守すべき基本事項をグループ運営覚書に定める。
 - (2) グループのリスク管理を統括する部署を設置し、グループが抱えるリスクの状況を把握し、分析・管理を行うとともに、発生リスクへの対処方法や管理手法の是正を行う。また、グループのリスク管理の実施状況を、経営会議に報告する。
 - (3) 当社のリスク管理について、管理方針及び管理規程により、リスクの区分、管理方法、管理態勢等を定めて実施する。また、リスク管理に係る重要な事項は経営会議において審議する。
 - (4) 経営に重大な影響を与えるリスクが顕在化した場合に、迅速かつ適切に対処し、是正手段をとるため、グループ運営覚書において、危機管理態勢及び危機対応策等に関するルールを定める。

- 4 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
経営会議規則及び文書管理規程等において、経営会議議事録、稟議書をはじめとする執行役の職務執行に係る各種情報の保存及び管理の方法並びに体制を明確化し、適切な保存及び管理を図るとともに、監査委員会及び内部監査部門の求めに応じ、請求のあった文書を閲覧又は謄写に供する。
- 5 当社の執行役並びに子会社の取締役及び執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 執行役で構成する経営会議を原則として毎週開催し、取締役会から委任を受けた事項及び取締役会付議事項について審議する。また、経営会議の諮問機関として、必要に応じて専門委員会を設置する。
 - (2) 組織規程及び職務権限規程を定め、各組織の分掌並びに執行役の職務権限及び責任を明確化し、執行役の職務執行の効率化を図る。
 - (3) 効率的かつ効果的なグループ経営を推進するため、グループ経営に関する重要事項を課題ごとに議論し、認識の共有を図るためにグループ運営会議を設置する。
- 6 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、監査委員会の職務を補助するのに必要な知識・能力を有する専属の使用人を配置する。
- 7 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性に関する事項
監査委員会事務局の使用人に係る採用、異動、人事評価、懲戒処分は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の同意を得た上で行う。
- 8 監査委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査委員会事務局の使用人は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の指揮命令に従い、調査を行い報告を受ける等の業務を実施する。
- 9 監査委員会への報告に関する体制
 - (1) 内部統制を所管する執行役は、監査委員会に定期的にグループの内部統制に係る業務の執行状況を報告する。
 - (2) 内部監査部門を所管する執行役は、グループの内部監査の実施状況及び結果について定期的に監査委員会に報告し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項については速やかに監査委員に報告する。
 - (3) コンプライアンス部門を所管する執行役は、グループのコンプライアンス推進状況及びコンプライアンス違反の発生状況等について、定期的に監査委員会に報告する。
また、内部通報等により発覚したグループの重大なコンプライアンス違反事案(そのおそれのある事案を含む。)については、速やかに監査委員に報告する。
 - (4) 執行役及び使用人は、グループの経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項について、速やかに監査委員に報告する。
 - (5) 執行役及び使用人は、監査委員会の求めに応じて、グループの業務執行に関する事項を報告する。
 - (6) 監査委員会又は監査委員に報告を行った者に対し、当該報告等を行ったことを理由として不利益な取扱いを行ってはならないものとする。
- 10 監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
執行役及び使用人は、監査委員が監査委員会の職務の執行として弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を会社に対して請求したときは、当該請求に係る費用が監査委員会の職務の執行に必要なでないことを会社が証明した場合を除き、これを拒むことができないものとする。
- 11 その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 代表執行役は、当社の経営の基本方針、対処すべき課題、内部統制システムの機能状況等の経営上の重要事項について、監査委員会と定期的に意見交換を行い、相互認識を深めるよう努める。
 - (2) 監査委員会は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、定期的に監査実施報告を受けるほか、会計監査上の重要なポイント等を常に把握するため、必要に応じて意見交換を行うなどの連携を図る。
 - (3) 監査委員会は、その職務の執行に当たり、3事業会社の監査委員会又は監査役と定期的に意見交換を行うなど連携を図る。

(e) 当社のコーポレートガバナンス体制

当社のコーポレートガバナンス体制図は、次のとおりであります。

[模式図(参考資料)]



(f) 取締役との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(同項に定める非業務執行取締役等であるものに限る。)との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、当社と当該取締役との間で当該契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項各号に掲げる金額の合計額としております。

内部監査及び監査委員会監査の状況

当社は、被監査部門から独立した組織として監査部門を設置しており、監査部に26名(平成30年3月末現在)配置しております。

当社の内部監査は、当社グループの健全かつ適正な業務の運営に資するため、「グループ運営覚書」及び「日本郵政株式会社内部監査規程」等に基づき、当社グループの経営諸活動の遂行状況及び内部管理態勢等を適切性、有効性の観点から検証・評価しております。また、内部監査の実施に当たっては、監査委員会及び会計監査人と緊密な連携を保ち、効率的かつ実効性ある内部監査の実現に努めております。

監査委員会は、取締役会の監督機能の一翼を担い、取締役・執行役の職務執行の監査、計算書類等についての監査などを主な役割としており、監査方針・監査計画を定め、会計監査人・内部監査部門等と連携するとともに、経営会議等の重要会議に出席するなどの方法により監査を実施しております。取締役会決議に基づき整備されている内部統制システムについては、取締役・執行役等からその構築・運用の状況について定期的に報告を受け、経理・財務部門、コンプライアンス部門、リスク管理所管部門など内部統制機能を所管する部門からも定期的に報告を受けております。

子会社については、子会社の取締役、監査委員、監査役と情報の交換等を図り、必要に応じ、事業の報告を受けております。

更に、監査委員会は、会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視・検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況の報告、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」の整備に関する通知を受けるなどして、計算書類等について検討しております。

また、監査委員会の下に、その職務を補助する組織として監査委員会事務局を設置し、専属の使用人を配置して、監査委員会が行う監査に関する補助等、監査委員会に関する事務を行っております。

社外取締役

当社の社外取締役は、9名であります。社外取締役は、企業経営者や弁護士等、多様なバックグラウンドを有しており、それぞれの専門分野における豊富な経験や知見を活かし意見を述べていただくことで、取締役会及び指名・報酬・監査の各委員会の議論が多角化、活性化していると考えております。これらの社外取締役としての活動は、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等において重要な役割を果たしており、当社として社外取締役の選任状況は適切であると認識しております。

また、社外取締役の兼職する主な他の法人等及び選任の理由は以下のとおりであり、取締役チャールズ・ディトマス・レイク二世が代表取締役会長を務めるアフラック生命保険株式会社と当社とは包括業務提携契約を締結し、業務提携を行っております。上記「5 役員 の状況」の「所有株式数」の欄に記載しております当社株式の保有を除き、その他の各社外取締役と当社との人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

なお、社外取締役9名は全員、当社が定める「日本郵政株式会社独立役員指定基準」を充足しており、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。

氏名	兼職する主な他の法人等	社外取締役の選任の理由及び当社との関係
野間 光輪子	日本ぐらし株式会社代表取締役 株式会社望月代表取締役	同氏は、京都市の日本ぐらし株式会社において、代表取締役として長年にわたり株式会社の経営に携るとともに、地域の活性化に尽力しており、その豊富な経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できることから、社外取締役として就任いただいております。 同氏は、当社が定める「日本郵政株式会社独立役員指定基準」(「参考」欄をご参照)を充足しており、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。
三村 明夫	新日鐵住金株式会社相談役名誉会長 日本商工会議所会頭 東京商工会議所会頭 株式会社日本政策投資銀行社外取締役 株式会社産業革新機構社外取締役 東京海上ホールディングス株式会社社外取締役 株式会社日清製粉グループ本社社外取締役	同氏は、新日鐵住金株式会社において、代表取締役社長、会長等を歴任し、長年にわたり株式会社の経営に携っており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できることから、社外取締役として就任いただいております。 同氏は、当社が定める「日本郵政株式会社独立役員指定基準」(「参考」欄をご参照)を充足しており、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。

氏名	兼職する主な他の法人等	社外取締役の選任の理由及び当社との関係
八木 証	株式会社共同通信社顧問	<p>同氏は、一般社団法人共同通信社において、名古屋支社長、常務監事等を歴任し、広く政治、経済等、企業経営を取り巻く事象についての深い知見を有しており、その豊富な経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できることから、社外取締役として就任いただいております。</p> <p>同氏は、当社が定める「日本郵政株式会社独立役員指定基準」(「参考」欄をご参照)を充足しており、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。</p>
石原 邦夫	東京海上日動火災保険株式会社 相談役 東京急行電鉄株式会社社外監査役 株式会社ニコン社外取締役	<p>同氏は、東京海上日動火災保険株式会社等において、取締役社長、会長等を歴任し、長年にわたり株式会社の経営に携っており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できることから、社外取締役として就任いただいております。</p> <p>同氏は、当社が定める「日本郵政株式会社独立役員指定基準」(「参考」欄をご参照)を充足しており、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。</p>
チャールズ・デイトマース・レイク二世	アフラック生命保険株式会社代表取締役会長 アフラック・インターナショナル・インコーポレーテッド取締役社長 東京エレクトロン株式会社社外取締役	<p>同氏は、アフラック生命保険株式会社代表取締役会長等を歴任し、長年にわたり会社の経営に携っており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できることから、社外取締役として就任いただいております。</p> <p>同氏は、当社が定める「日本郵政株式会社独立役員指定基準」(「参考」欄をご参照)を充足しており、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。</p>
広野 道子 (藤井 道子)	21LADY株式会社代表取締役社長 株式会社イルムスジャパン代表取締役社長 株式会社洋菓子のヒロタ代表取締役会長兼社長 NEC ネットエスアイ株式会社社外取締役	<p>同氏は、21LADY株式会社等において、代表取締役社長等を歴任し、長年にわたり株式会社の経営に携っており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できることから、社外取締役として就任いただいております。</p> <p>同氏は、当社が定める「日本郵政株式会社独立役員指定基準」(「参考」欄をご参照)を充足しており、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。</p>
宗像 紀夫	弁護士 内閣官房参与	<p>同氏は、名古屋高等検察庁検事長を務めるなど長年にわたり法曹の職にあり、その経歴を通じて培った法律の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できることから、社外取締役として就任いただいております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断いたしました。</p> <p>同氏は、当社が定める「日本郵政株式会社独立役員指定基準」(「参考」欄をご参照)を充足しており、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。</p>
岡本 毅	東京ガス株式会社取締役相談役	<p>同氏は、東京ガス株式会社において、代表取締役社長、会長等を歴任し、長年にわたり株式会社の経営に携っており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できることから、社外取締役として就任いただいております。</p> <p>同氏は、当社が定める「日本郵政株式会社独立役員指定基準」(「参考」欄をご参照)を充足しており、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。</p>
肥塚 見春	株式会社高島屋顧問 株式会社岡山高島屋取締役 Dear Mayuko株式会社顧問	<p>同氏は、株式会社高島屋等において、代表取締役専務等を歴任し、長年にわたり株式会社の経営に携っており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できることから、社外取締役として就任いただいております。</p> <p>同氏は、当社が定める「日本郵政株式会社独立役員指定基準」(「参考」欄をご参照)を充足しており、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。</p>

<参考：「日本郵政株式会社独立役員指定基準」>

当社は、次のいずれにも該当しない社外取締役の中から、東京証券取引所の定める独立役員を指定する。

1. 過去に当社グループの業務執行者であった者
2. 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者等
3. 当社グループの主要な取引先である者又はその業務執行者等
4. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得、又は得ていたコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者又は過去に所属していた者)
5. 当社の主要株主(法人(国を除く。))である場合には、当該法人の業務執行者等)
6. 次に掲げる者(重要でない者を除く。)の配偶者又は二親等内の親族
 - (1) 前記1から5までに掲げる者
 - (2) 当社の子会社の業務執行者
7. 当社グループの業務執行者等が社外役員に就任している当該他の会社の業務執行者等
8. 当社グループから多額の寄付を受けている者(当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者等又はそれに相当する者)

別記

1. 本基準における用語の意義は、次に定めるところによる。

当社グループ	当社及び当社の子会社
業務執行者	会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者
業務執行者等	業務執行者又は過去に業務執行者であった者
当社グループを主要な取引先とする者	過去3事業年度における当社グループからその者への支払の年間平均額が、その者の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の2%以上である者
当社グループの主要な取引先である者	過去3事業年度におけるその者から当社グループへの支払の年間平均額が、当社の過去3事業年度の年間平均連結経常収益の2%以上である者
多額の金銭	過去3事業年度において年間平均1,000万円以上の金銭
主要株主	金融商品取引法第163条第1項に規定する主要株主
多額の寄付	過去3事業年度において年間平均1,000万円以上の寄付

2. 独立役員の属性情報に関し、独立役員に係る取引又は寄付が次に定める軽微基準を充足する場合は、当該独立役員の独立性に与える影響がないと判断し、独立役員の属性情報の記載を省略する。

(1) 取引

過去3事業年度における当社グループから当該取引先への支払の年間平均額が、当該取引先の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の1%未満

過去3事業年度における当該取引先から当社グループへの支払の年間平均額が、当社の過去3事業年度の年間平均連結経常収益の1%未満

(2) 寄付

当社グループからの寄付が、過去3事業年度において年間平均500万円未満

役員報酬の内容

(a) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動型 株式報酬	
取締役(社外取締役を除く。)	21	21	-	1
執行役	732	578	153	30
社外役員	82	82	-	10

- (注) 1. 取締役と執行役の兼務者に対しては、取締役としての報酬等は支給していません。
 2. 取締役4名は、主要な連結子会社の取締役及び執行役(員)を兼務しており、主要な連結子会社に属し専ら主要な連結子会社の業務執行を行った期間について、当社取締役としての報酬等は支給していません。なお、主要な連結子会社から受け取る4名の報酬総額は118百万円となります。
 3. 執行役9名は、主要な連結子会社の取締役又は執行役(員)を兼務し、うち8名は主要な連結子会社に属し専ら主要な連結子会社の業務執行を行った期間について、当社執行役としての報酬等は支給していません。なお、主要な連結子会社から受け取る8名の報酬総額は175百万円となります。
 4. 業績連動型株式報酬には、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。

(b) 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

(c) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の取締役及び執行役の報酬等につきましては、報酬委員会が「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を以下のように定め、この方針に則って報酬等の額を決定しております。

イ. 報酬体系

取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬を支給する。

当社の取締役が受ける報酬については、経営等に対する責任の範囲・大きさを踏まえ、職責に応じた確定金額報酬を支給するものとする。

当社の執行役が受ける報酬については、職責に応じた基本報酬(確定金額報酬)及び業績連動型の株式報酬を支給するものとし、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する仕組みとする。

ロ. 取締役の報酬

取締役の報酬については、経営の監督という主たる役割を踏まえ、職責に応じた一定水準の確定金額報酬を支給し、その水準については取締役としての職責の大きさ並びに当社の現況を考慮して相応な程度とする。

ハ. 執行役の報酬

執行役の報酬については、役位によって異なる責任の違い等を踏まえ、その職責に応じた一定水準の基本報酬(確定金額報酬)及び経営計画の達成状況等を反映させた業績連動型の株式報酬を支給する。

基本報酬の水準については執行役の職責の大きさと当社の現況を考慮して相応な程度とする。ただし、特別な業務知識・技能が必要な分野を担当する執行役であって、その職責に応じた報酬によっては他社において当該分野を担当する役員が一般に受ける報酬水準を著しく下回る者となる者については、職責に応じた報酬に代え、他社の報酬水準を参考とした報酬を基本報酬とすることができる。

株式報酬については、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの観点から、職責に応じた基本ポイント及び個人別評価に基づく評価ポイントに経営計画の達成状況等に応じて変動する係数を乗じて算出されるポイントを毎年付与し、退任時に累積されたポイントに応じた株式及び一定割合の株式を換価して得られる金銭を給付するものとする。

なお、国家公務員からの出向者が執行役に就任した場合にあっては、当該執行役の退任時(退任後、引き続いて国家公務員となる場合を除く。)に国家公務員としての在職期間を通算の上、社員の退職手当規程を準用して算出された退職慰労金を支給できるものとする。

二．その他

当社の取締役又は執行役であってグループ会社の取締役、監査役、執行役又は執行役員を兼職する場合は、当該取締役又は執行役が主たる業務執行を行う会社においてその報酬を支給する。

株式の保有状況

(a) 当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)である株式会社かんぽ生命保険の株式の保有状況については以下のとおりです。

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 1銘柄

貸借対照表計上額の合計額 4,239百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度及び当事業年度において、該当事項はありません。

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式

区分	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)			
	貸借対照表 計上額	貸借対照表 計上額	受取配当金	売却損益	評価損益
非上場株式					
非上場株式以外の株式	54,081	190,659	3,637	3,540	10,274

ニ．当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

ホ．当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

(b) 当社の株式の保有状況については以下のとおりです。

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 1銘柄

貸借対照表計上額の合計額 3百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度及び当事業年度において、該当事項はありません。

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式

前事業年度及び当事業年度において、該当事項はありません。

ニ．当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

ホ．当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人との間で、監査契約を締結し、会計監査を受けております。当期において、業務を執行した公認会計士は、薊和彦氏(継続監査年数2年)、小澤陽一氏(同2年)、富山貴広氏(同2年)であります。

また、監査業務に係る補助者の構成は公認会計士9名、その他16名であります。

取締役の定数

当社に、20名以内の取締役を置く旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

また、取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨及び補欠取締役の任期は、他の取締役の任期の満了の時までとする旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める旨を定款で定めております。

なお、日本郵政株式会社法第11条の規定により、剰余金の配当その他の剰余金の処分(損失の処理を除く。)の決議は、総務大臣の認可を受けなければその効力を生じません。

取締役及び執行役の責任免除

取締役及び執行役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)及び執行役(執行役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。

支配株主との取引を行う際における少数株主保護の方策

支配株主との取引を行う場合には、取引の必然性を慎重に検討のうえ一般の取引条件と同様の適切な条件とすることとし、少数株主の利益を害することのないよう、適切に対応してまいります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	230	56	234	35
連結子会社	597	93	607	31
計	828	150	841	66

【その他重要な報酬の内容】

(a) 前連結会計年度

当社の一部の連結子会社は、当社の監査公認会計士等である有限責任 あずさ監査法人与同一のネットワークに属しているKPMGメンバーファームに対して、監査証明業務及び非監査業務に係る報酬を支払っております。

(b) 当連結会計年度

当社の一部の連結子会社は、当社の監査公認会計士等である有限責任 あずさ監査法人与同一のネットワークに属しているKPMGメンバーファームに対して、監査証明業務及び非監査業務に係る報酬を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(a) 前連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)のアドバイザリー業務であり、内部監査研修に関するアドバイザリー業務等であります。

(b) 当連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)のアドバイザリー業務であり、グループ資金管理に関するアドバイザリー業務等であります。

【監査報酬の決定方針】

監査報酬については、監査人の監査計画・監査内容、監査に要する時間、監査体制、前事業年度の報酬水準等を考慮し、法令に従い監査委員会の同意を得て、決定しております。

第5 【経理の状況】

1. 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)及び「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)に基づいて作成しております。
2. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
4. 当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、公益財団法人財務会計基準機構に加入し情報を入手するとともに、外部団体による研修に参加することにより会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての確に対応できる体制の整備を行っております。
また、適正な連結財務諸表等を作成するための基本方針、社内規程、マニュアル等の整備を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
現金預け金	4 53,313,498	4 50,782,381
コールローン	620,000	745,000
債券貸借取引支払保証金	12,239,627	11,520,376
買入金銭債権	279,776	454,635
商品有価証券	9	32
金銭の信託	5,944,951	1 7,056,398
有価証券	1, 2, 4, 5 202,320,530	1, 2, 4, 5 199,363,017
貸出金	3, 6 12,125,022	3, 6 13,772,684
外国為替	78,646	87,487
その他資産	4 1,792,201	4 2,365,569
有形固定資産	7, 8 3,206,394	7, 8 3,154,613
建物	1,178,216	1,195,097
土地	1,567,222	1,544,016
建設仮勘定	123,214	83,165
その他の有形固定資産	337,742	332,333
無形固定資産	345,889	329,880
ソフトウェア	325,700	309,572
のれん	3,053	2,885
その他の無形固定資産	17,136	17,421
退職給付に係る資産	35,697	43,694
繰延税金資産	868,118	970,601
貸倒引当金	7,819	6,217
資産の部合計	293,162,545	290,640,154

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)		当連結会計年度 (平成30年3月31日)	
負債の部				
貯金	4, 13	178,004,318	4, 13	178,489,035
コールマネー		45,436		-
売現先勘定	4	960,937	4	1,985,285
保険契約準備金		72,525,176		69,948,383
支払備金	10	577,376	10	548,196
責任準備金	10, 12	70,175,234	10, 12	67,777,297
契約者配当準備金	9	1,772,565	9	1,622,889
債券貸借取引受入担保金	4	18,583,361	4	17,475,671
コマーシャル・ペーパー		40,324		191,481
外国為替		407		309
その他負債		3,587,312	4	3,350,756
賞与引当金		101,979		126,869
退職給付に係る負債		2,279,156		2,256,418
従業員株式給付引当金		-		809
役員株式給付引当金		253		727
睡眠貯金払戻損失引当金		2,096		86,114
特別法上の準備金		788,712		916,743
価格変動準備金	12	788,712	12	916,743
繰延税金負債		1,288,491		1,068,313
負債の部合計		278,207,964		275,896,920
純資産の部				
資本金		3,500,000		3,500,000
資本剰余金		4,135,414		4,135,462
利益剰余金		3,294,130		3,551,054
自己株式		731,992		831,945
株主資本合計		10,197,552		10,354,570
その他有価証券評価差額金		3,105,162		2,688,219
繰延ヘッジ損益		103,790		2,784
為替換算調整勘定		80,730		85,870
退職給付に係る調整累計額		333,571		294,238
その他の包括利益累計額合計		3,254,213		2,899,371
非支配株主持分		1,502,815		1,489,292
純資産の部合計		14,954,581		14,743,234
負債及び純資産の部合計		293,162,545		290,640,154

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
経常収益	13,326,534	12,920,375
郵便事業収益	2,524,315	2,676,204
銀行事業収益	³ 1,895,552	³ 2,042,980
生命保険事業収益	8,659,363	7,952,894
その他経常収益	247,302	248,296
経常費用	12,531,297	12,004,230
業務費	9,672,884	8,971,688
人件費	2,594,617	2,629,701
減価償却費	249,717	279,165
その他経常費用	³ 14,078	³ 123,674
経常利益	795,237	916,144
特別利益	10,268	92,141
固定資産処分益	958	⁴ 88,182
負ののれん発生益	-	568
移転補償金	1,329	190
受取補償金	66	176
受取和解金	4,041	1,001
事業譲渡益	3,653	2,005
その他の特別利益	219	15
特別損失	481,938	181,358
固定資産処分損	5,757	4,762
減損損失	⁶ 419,479	17,964
特別法上の準備金繰入額	6,444	128,031
価格変動準備金繰入額	6,444	⁵ 128,031
老朽化対策工事に係る損失	² 20,309	² 25,213
その他の特別損失	29,947	5,387
契約者配当準備金繰入額	¹ 152,679	¹ 117,792
税金等調整前当期純利益	170,887	709,134
法人税、住民税及び事業税	279,057	357,503
法人税等調整額	123,960	160,395
法人税等合計	155,097	197,107
当期純利益	15,790	512,027
非支配株主に帰属する当期純利益	44,767	51,404
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	28,976	460,623

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
当期純利益	15,790	512,027
その他の包括利益	1 6,923	1 393,462
その他有価証券評価差額金	239,357	468,530
繰延ヘッジ損益	302,793	119,718
為替換算調整勘定	23,918	5,111
退職給付に係る調整額	46,444	39,544
持分法適用会社に対する持分相当額	3	5
包括利益	8,867	118,564
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	42,684	105,804
非支配株主に係る包括利益	51,551	12,759

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,500,000	4,134,853	3,525,932	730,964	10,429,821
当期変動額					
剰余金の配当			205,834		205,834
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失()			28,976		28,976
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		560			560
自己株式の取得				1,042	1,042
自己株式の処分				13	13
連結範囲の変動			3,009		3,009
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	560	231,801	1,028	232,269
当期末残高	3,500,000	4,135,414	3,294,130	731,992	10,197,552

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	3,318,181	373,232	56,856	379,835	3,267,928	1,478,338	15,176,088
当期変動額							
剰余金の配当							205,834
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失()							28,976
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							560
自己株式の取得							1,042
自己株式の処分							13
連結範囲の変動							3,009
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	213,018	269,442	23,873	46,264	13,714	24,476	10,762
当期変動額合計	213,018	269,442	23,873	46,264	13,714	24,476	221,506
当期末残高	3,105,162	103,790	80,730	333,571	3,254,213	1,502,815	14,954,581

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,500,000	4,135,414	3,294,130	731,992	10,197,552
当期変動額					
剰余金の配当			204,013		204,013
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失()			460,623		460,623
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		47			47
自己株式の取得				99,999	99,999
自己株式の処分				46	46
連結範囲の変動			314		314
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	47	256,923	99,953	157,018
当期末残高	3,500,000	4,135,462	3,551,054	831,945	10,354,570

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	3,105,162	103,790	80,730	333,571	3,254,213	1,502,815	14,954,581
当期変動額							
剰余金の配当							204,013
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失()							460,623
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							47
自己株式の取得							99,999
自己株式の処分							46
連結範囲の変動							314
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	416,943	106,575	5,140	39,333	354,842	13,522	368,365
当期変動額合計	416,943	106,575	5,140	39,333	354,842	13,522	211,347
当期末残高	2,688,219	2,784	85,870	294,238	2,899,371	1,489,292	14,743,234

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	170,887	709,134
減価償却費	249,717	279,165
減損損失	419,479	17,964
のれん償却額	20,720	167
持分法による投資損益(は益)	1,670	348
負ののれん発生益	-	568
支払備金の増減額(は減少)	57,790	29,180
責任準備金の増減額(は減少)	2,187,268	2,397,936
契約者配当準備金積立利息繰入額	25	7
契約者配当準備金繰入額(は戻入額)	152,679	117,792
貸倒引当金の増減()	599	1,491
賞与引当金の増減額(は減少)	1,826	25,138
退職給付に係る資産及び負債の増減額	10,585	30,736
従業員株式給付引当金の増減額(は減少)	-	809
役員株式給付引当金の増減額(は減少)	253	473
睡眠貯金払戻損失引当金の増減額(は減少)	2,096	84,018
価格変動準備金の増減額(は減少)	6,444	128,031
受取利息及び受取配当金	1,227,083	1,153,170
支払利息	9,267	6,409
資金運用収益	1,567,512	1,502,747
資金調達費用	348,720	331,781
有価証券関係損益()	50,948	62,931
金銭の信託の運用損益(は運用益)	139,465	146,122
為替差損益(は益)	76,337	14,473
固定資産処分損益(は益)	4,760	83,462
貸出金の純増()減	1,523,548	2,083,094
貯金の純増減()	1,914,130	484,716
譲渡性預け金の純増()減	20,000	-
借入金の純増減()	-	2,400
コールローン等の純増()減	433,886	36,222
債券貸借取引支払保証金の純増()減	795,676	494,752
コールマネー等の純増減()	429,316	978,911
コマーシャル・ペーパーの純増減()	40,324	151,156
債券貸借取引受入担保金の純増減()	570,736	117,829
外国為替(資産)の純増()減	53,318	8,840
外国為替(負債)の純増減()	68	97
資金運用による収入	1,616,246	1,556,245
資金調達による支出	449,749	823,888
その他	47,529	234,571
小計	1,678,052	2,968,166
利息及び配当金の受取額	1,316,965	1,179,552
利息の支払額	8,833	5,589
契約者配当金の支払額	316,351	267,178
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	308,743	277,031
その他	3,892	1,018
営業活動によるキャッシュ・フロー	991,123	2,337,394

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
コールローンの取得による支出	26,495,000	8,090,000
コールローンの償還による収入	26,705,000	7,975,000
買入金銭債権の取得による支出	1,616,999	429,999
買入金銭債権の売却・償還による収入	2,018,804	281,242
債券貸借取引支払保証金の純増減額（は増加）	512,131	224,499
債券貸借取引受入担保金の純増減額（は減少）	1,240,587	1,225,519
有価証券の取得による支出	29,585,329	29,433,620
有価証券の売却による収入	4,108,365	4,623,202
有価証券の償還による収入	30,029,745	26,568,676
金銭の信託の増加による支出	229,645	726,363
金銭の信託の減少による収入	54,947	78,158
貸付けによる支出	1,065,652	911,162
貸付金の回収による収入	1,982,971	1,343,823
有形固定資産の取得による支出	239,415	204,687
有形固定資産の売却による収入	4,140	122,726
無形固定資産の取得による支出	87,467	82,949
関係会社株式の売却による収入	44	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	425
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	65	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	611	-
その他	12,815	13,588
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,300,698	99,012
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	123,633	103,644
借入金の返済による支出	80,643	64,360
社債の償還による支出	33,827	-
自己株式の取得による支出	1,042	99,999
子会社の自己株式の取得による支出	956	449
子会社の自己株式の処分による収入	0	25
配当金の支払額	205,626	203,633
非支配株主への配当金の支払額	25,293	25,589
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	132
その他	1,443	1,545
財務活動によるキャッシュ・フロー	225,199	292,041
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,425	944
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	5,082,949	2,531,367
現金及び現金同等物の期首残高	48,141,158	53,225,675
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,567	220
現金及び現金同等物の期末残高	1 53,225,675	1 50,694,528

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 264社

主要な会社名 日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険

なお、日本郵政キャピタル株式会社及びJ P インベストメント株式会社他1社は新規設立により、非連結子会社であった東京米油株式会社は重要性が増したことにより、ToII Holdings Limited(以下「トール社」)傘下の関連会社1社は株式追加取得により子会社となったことにより、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。また、トール社傘下の連結子会社15社は清算したため、当連結会計年度から連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社 1社

不動産投資に関する匿名組合1社

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 22社

株式会社ジェイエイフーズおおいた、リンベル株式会社、セゾン投信株式会社、SDPセンター株式会社、日本ATMビジネスサービス株式会社、JP投信株式会社、トール社傘下の関連会社

なお、トール社傘下の関連会社1社は株式追加取得により子会社となったことにより、また、トール社傘下の関連会社1社は売却により、当連結会計年度から持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社

不動産投資に関する匿名組合1社

(4) 持分法非適用の関連会社 1社

BPO.MP COMPANY LIMITED

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日

6月末日 4社

12月末日 29社

3月末日 231社

(2) 12月末日を決算日とする連結子会社のうち28社と、6月末日を決算日とする連結子会社については、仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

なお、12月末日を決算日とするその他の連結子会社については、設立日から連結決算日である平成30年3月末日までに決算日をむかえていないため、設立日の貸借対照表のみを連結しております。

連結決算日と上記の設立日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式(及び出資金)並びに関連会社株式(及び出資金)については移動平均法による原価法、その他有価証券は原則として、株式については連結決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額(為替変動による評価差額を含む。ただし、為替変動リスクをヘッジするために時価ヘッジを適用している場合を除く。)については、全部純資産直入法により処理しております。

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、その他の金銭の信託は、上記と同様の方法によっております。

なお、その他の金銭の信託の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年 ~ 50年

その他 2年 ~ 75年

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当社及び連結子会社(銀行子会社及び保険子会社を除く。)の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

銀行子会社における貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、予想損失率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

銀行子会社におけるすべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

保険子会社における貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づき算定した額及び個別に見積もった回収不能額を計上しております。

保険子会社におけるすべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先（破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいう。）及び実質破綻先（実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。）に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、前連結会計年度214百万円、当連結会計年度65百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 従業員株式給付引当金の計上基準

従業員株式給付引当金は、一部の連結子会社が、各社の定める規程に基づき、従業員に対する自社の株式の給付に備えるため、株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(8) 役員株式給付引当金の計上基準

役員株式給付引当金は、当社及び一部の連結子会社が、各社の定める規程に基づき、執行役等に対する自社の株式等の給付に備えるため、株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(9) 睡眠貯金払戻損失引当金の計上基準

睡眠貯金払戻損失引当金は、負債計上を中止した貯金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(7年～14年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(7年～14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

退職共済年金負担に要する費用のうち、逓信省及び郵政省(郵政事業に従事)に勤務し昭和34年1月以降に退職した者の昭和33年12月以前の勤務期間に係る年金給付に要する費用(以下「整理資源」という。)の負担について、当該整理資源に係る負担額を算定し「退職給付に係る資産」に含めて計上しております。

なお、当社は退職給付信託を設定しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数(9年)による定額法により費用処理しております。

退職共済年金負担に要する費用のうち、逓信省及び郵政省(郵政事業に従事)に勤務し昭和33年12月以前に退職した者の恩給給付に要する費用(以下「恩給負担金」という。)の負担について、当該恩給負担金に係る負担額を算定し「退職給付に係る負債」に含めて計上しております。

なお、当社は退職給付信託を設定しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジによっております。

ヘッジの有効性評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が金利スワップの特例処理の要件とほぼ同一となるヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の評価に代えております。また、一部の金融資産・負債から生じる金利リスクをヘッジする目的で、金利スワップの特例処理を適用しております。

なお、銀行子会社において、小口多数の金銭債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジを適用しております。ヘッジの有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貯金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建有価証券の為替相場の変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ、時価ヘッジ又は振当処理を適用しております。

外貨建有価証券において、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在すること等を条件に包括ヘッジとしております。

ヘッジの有効性評価は、個別ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の評価に代えております。

(13) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、発生原因に応じて20年以内での均等償却を行っております。ただし、その金額に重要性が乏しい場合には、発生年度に一括償却しております。

(14) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(15) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価額の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資（銀行子会社における「現金預け金」のうち、譲渡性預け金を除く。）及び資金管理において現金同等物と同様に利用されている当座借越（負の現金同等物）であります。

(16) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、当社を連結親法人として、連結納税制度を適用しております。

責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

(a) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)

(b) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、平成22年度より、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構からの受再保険の一部を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により責任準備金を10年間にわたり追加して積み立てることとしております。これに伴い積み立てた額は、前連結会計年度180,359百万円、当連結会計年度180,903百万円であります。

また、当連結会計年度においては、一時払年金保険契約を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により責任準備金を追加して積み立てることとしております。これに伴い積み立てた額は、17,025百万円であり、その結果、積み立てを行わなかった場合と比べて、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ同額減少しております。

(未適用の会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

2. 適用予定日

当社は、当該会計基準等を平成33年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

(会計上の見積りの変更)

従来、当社の従業員の退職給付に係る数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数を8年としておりましたが、従業員の平均残存勤務期間が短縮したため、当連結会計年度より費用処理年数を7年に変更しております。

この変更により、当連結会計年度の経常費用が341百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益が同額増加しております。

また、従来、当社の整理資源に係る負担額の数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数を10年としておりましたが、対象者の平均残余支給期間が短縮したため、当連結会計年度より費用処理年数を9年に変更しております。

この変更により、当連結会計年度の経常費用が6,187百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益が同額増加しております。

(追加情報)

(当社グループの役員等に信託を通じて自社の株式等を給付する取引)

当社及び当社の連結子会社である日本郵便株式会社は、当社の執行役並びに日本郵便株式会社の取締役(業務を執行していない取締役を除く。)及び執行役員(以下、併せて「本制度対象役員」という。)に対し、信託を活用した業績連動型株式報酬制度を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しております。

1. 取引の概要

本制度は、株式給付規程に基づき、本制度対象役員に対し当社株式等を給付する仕組みであり、連結会計年度における業績達成度を勘案して定まる数のポイントを付与します。本制度対象役員の退任時には、当該付与ポイントに相当する当社株式及び一定割合の当社株式を退任時の時価で換算した金額相当の金銭につき、本信託から給付を行います。

本制度対象役員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度1,028百万円、731千株、当連結会計年度981百万円、698千株であります。

なお、当社の連結子会社である株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険においても信託を活用した株式給付制度を導入しております。

(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
株 式	16,889百万円	15,369百万円
出資金	- "	8,163 "

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券及び有担保の消費貸借契約(代用有価証券担保付債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債等に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
	157,014百万円	1,911,005百万円

無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
(再)担保に差し入れている有価証券	- 百万円	131,681百万円
連結会計年度末に当該処分をせずに 所有している有価証券	12,415,331 "	11,903,620 "

3. 貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
破綻先債権額	- 百万円	- 百万円
延滞債権額	- "	0 "
3カ月以上延滞債権額	- "	- "
貸出条件緩和債権額	- "	- "
合計額	- "	0 "

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	30,128,061百万円	19,887,925百万円
担保資産に対応する債務		
貯金	11,150,781 "	1,982,813 "
売現先勘定	960,937 "	1,932,490 "
債券貸借取引受入担保金	18,583,361 "	17,396,513 "
その他負債	- "	2,400 "

上記のほか、日銀当座貸越取引、為替決済、デリバティブ取引等の担保、先物取引証拠金の代用等として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
現金預け金	61百万円	30百万円
有価証券	697,785 "	682,296 "

また、その他資産には、先物取引差入証拠金、保証金、中央清算機関差入証拠金及び金融商品等差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
先物取引差入証拠金	124,102百万円	139,092百万円
保証金	15,180 "	15,703 "
中央清算機関差入証拠金	125,475 "	511,672 "
金融商品等差入担保金	38,062 "	38,953 "

5. 責任準備金対応債券に係る連結貸借対照表計上額及び時価並びにリスク管理方針の概要

(1) 責任準備金対応債券に係る連結貸借対照表計上額及び時価は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
連結貸借対照表計上額	12,517,334百万円	10,676,330百万円
時価	13,697,410 "	11,769,615 "

(2) 責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

保険子会社は、資産・負債の金利リスクを管理するために、保険契約の特性に応じて以下に掲げる小区分を設定し、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションを一定幅の中で一致させる運用方針を採っております。また、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションについては、定期的に確認しております。

簡易生命保険契約商品区分（残存年数20年以内の保険契約）

かんば生命保険契約(一般)商品区分（すべての保険契約）

かんば生命保険契約(一時払年金)商品区分（一部の保険種類を除く）

6. 銀行子会社における当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。契約に係る融資未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
融資未実行残高	19,548百万円	19,364百万円
うち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可能な もの	- "	- "

なお、契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも銀行子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。契約には必要に応じて、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、銀行子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶ができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も予め定めている銀行子会社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

また、保険子会社における貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
融資未実行残高	- 百万円	3,000百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
減価償却累計額	1,269,215百万円	1,335,371百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
圧縮記帳額	63,071百万円	63,221百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(152 ")	(150 ")

9. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
期首残高	1,936,494百万円	1,772,565百万円
契約者配当金支払額	316,351 "	267,178 "
利息による増加等	25 "	7 "
年金買増しによる減少	283 "	297 "
契約者配当準備金繰入額	152,679 "	117,792 "
期末残高	1,772,565 "	1,622,889 "

10. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
	399百万円	515百万円

また、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
	768百万円	946百万円

11. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する保険子会社の今後の負担見積額は、次のとおりであります。

なお、当該負担金は抛出した連結会計年度の業務費として処理しております。

前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
28,868百万円	31,569百万円

12. 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構からの受再保険に係る責任準備金(危険準備金を除く。)は、当該再保険に関する再保険契約により、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成17年法律第101号)による簡易生命保険責任準備金の算出方法書に基づき算出された額を下回らないよう、保険子会社の保険料及び責任準備金の算出方法書に基づき算出された額を積み立てております。当該積み立てを行った金額及び受再保険に係る区分を源泉とする危険準備金、価格変動準備金の積立額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
責任準備金(危険準備金を除く)	42,010,637百万円	38,351,137百万円
危険準備金	1,838,804 "	1,665,082 "
価格変動準備金	648,432 "	665,523 "

13. 連結貸借対照表中、「貯金」は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。

14. システムに係る役務提供契約(ハード・ソフト・通信サービス・保守等を一体として利用する複合契約)で契約により今後の支払いが見込まれる金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
1年内	589百万円	790百万円
1年超	624 "	662 "

15. 偶発債務に関する事項

連結子会社の一部の借入郵便局局舎の賃貸借契約については、その全部又は一部を解約した場合において、貸主から解約補償を求められることができる旨を契約書に記載しております。解約補償額は、貸主が郵便局局舎に対して投資した総額のうち、解約時における未回収投資額を基礎に算出することとしておりますが、発生する可能性のある解約補償額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
87,418百万円	80,929百万円

なお、連結子会社の都合により解約した場合であっても、局舎を他用途へ転用する等のときは補償額を減額することから、全額が補償対象とはなりません。

(連結損益計算書関係)

1. 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構からの受再保険に関する再保険契約により、受再保険に係る区分で発生した損益等に基づき、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構のため、契約者配当準備金に繰り入れた金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
契約者配当準備金繰入額	137,061百万円	96,174百万円

2. これまでの投資不足による設備等の老朽化の改善のため、経済実態的に利用可能な耐用年数を超過している設備等や耐震改修を要する借入郵便局局舎に対して、緊急に必要な工事を実施することとしております。

これに伴い、特別損失として、「老朽化対策工事に係る損失」を計上しております。

3. 「銀行事業収益」に銀行子会社における睡眠貯金の収益計上額が、「その他経常費用」に銀行子会社における睡眠貯金払戻損失引当金繰入額が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
睡眠貯金の収益計上額	9,751百万円	144,679百万円
睡眠貯金払戻損失引当金繰入額	2,096 "	84,473 "

4. 当連結会計年度の「固定資産処分益」には、保険子会社における旧東京サービスセンター譲渡に係る固定資産処分益85,034百万円を含んでおります。

5. 当連結会計年度の「価格変動準備金繰入額」には、保険子会社において計上した固定資産処分益86,053百万円に相当する金額を含んでおります。

6. 前連結会計年度の「減損損失」には、連結子会社であるトール社に係るのれん及び商標権(以下「のれん等」という。)並びに有形固定資産の一部の減損損失400,328百万円(のれん368,213百万円、商標権24,113百万円、有形固定資産8,002百万円)を含んでおります。当社グループでは、内部管理上独立した業績報告が行われる単位を基礎として、資産のグルーピングを行っております。

豪州経済の減速等を受け、トール社の業績は前年実績を下回る水準で推移しており、今後の業績見直しを見直した結果、将来キャッシュ・フローが大幅に減少する見込みとなったことから、のれん等及び有形固定資産の一部の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、将来キャッシュ・フローを8.2~19.3%で割り引いて算出した使用価値を正味売却価額が上回ることから、正味売却価額によっております。なお、正味売却価額は鑑定評価額に基づいて算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	34,968百万円	346,783百万円
組替調整額	308,439 "	334,051 "
税効果調整前	343,407 "	680,834 "
税効果額	104,050 "	212,303 "
その他有価証券評価差額金	239,357 "	468,530 "
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	275,011 "	12,406 "
組替調整額	161,112 "	186,236 "
資産の取得原価調整額	44 "	1,275 "
税効果調整前	436,168 "	172,554 "
税効果額	133,374 "	52,836 "
繰延ヘッジ損益	302,793 "	119,718 "
為替換算調整勘定：		
当期発生額	23,918 "	5,412 "
組替調整額	- "	300 "
税効果調整前	23,918 "	5,111 "
税効果額	- "	- "
為替換算調整勘定	23,918 "	5,111 "
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	842 "	12,495 "
組替調整額	46,294 "	52,852 "
税効果調整前	47,137 "	40,357 "
税効果額	693 "	813 "
退職給付に係る調整額	46,444 "	39,544 "
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	3 "	5 "
その他の包括利益合計	6,923 "	393,462 "

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	4,500,000			4,500,000	

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	383,306	741	9	384,037	(注)1、2

(注)1. 当連結会計年度期首の自己株式(普通株式)には、株式給付信託が保有する当社株式は含まれておりません。当連結会計年度末の自己株式(普通株式)には、株式給付信託が保有する当社株式731千株が含まれております。

2. 自己株式(普通株式)の株式数の増加741千株は、株式給付信託による取得によるものであります。また、自己株式(普通株式)の株式数の減少9千株は、株式給付信託による給付によるものであります。

3. 配当に関する事項

剰余金の配当は、日本郵政株式会社法第11条の規定により、総務大臣の認可事項となっております。

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月13日 取締役会	普通株式	102,917	25.00	平成28年3月31日	平成28年6月24日
平成28年11月14日 取締役会	普通株式	102,917	25.00	平成28年9月30日	平成28年12月6日

(注)平成28年11月14日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金18百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月15日 取締役会	普通株式	102,917	利益剰余金	25.00	平成29年3月31日	平成29年6月23日

(注)配当金の総額には、株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金18百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	4,500,000			4,500,000	

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	384,037	72,833	33	456,837	(注)1、2

(注)1. 当連結会計年度期首の自己株式(普通株式)には、株式給付信託が保有する当社株式731千株が含まれております。当連結会計年度末の自己株式(普通株式)には、株式給付信託が保有する当社株式698千株が含まれております。

2. 自己株式(普通株式)の株式数の増加72,833千株は、平成29年9月11日開催の取締役会決議に基づき自己株式を取得したことによる増加72,833千株と単元未満株式の買取りによる増加0千株によるものであります。また、自己株式(普通株式)の株式数の減少33千株は、株式給付信託による給付によるものであります。

3. 配当に関する事項

剰余金の配当は、日本郵政株式会社法第11条の規定により、総務大臣の認可事項となっております。

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月15日 取締役会	普通株式	102,917	25.00	平成29年3月31日	平成29年6月23日
平成29年11月14日 取締役会	普通株式	101,096	25.00	平成29年9月30日	平成29年12月6日

(注) 1. 平成29年5月15日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金18百万円が含まれております。

2. 平成29年11月14日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金17百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年5月15日 取締役会	普通株式	129,403	利益剰余金	32.00	平成30年3月31日	平成30年6月21日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当22百万円が含まれております。

また、1株当たり配当額には特別配当7.00円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金預け金勘定	53,313,498百万円	50,782,381百万円
現金預け金勘定に含まれる		
銀行子会社における譲渡性預け金	65,000 "	65,000 "
有価証券勘定に含まれる譲渡性預け金	10,000 "	10,000 "
預入期間が3カ月を超える預け金	125 "	165 "
その他負債勘定に含まれる当座借越	32,698 "	32,688 "
現金及び現金同等物	53,225,675 "	50,694,528 "

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として建物であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として動産であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
1年内	29,895	31,470
1年超	123,289	143,065
合計	153,185	174,536

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
1年内	14,451	16,781
1年超	47,346	63,219
合計	61,798	80,001

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループにおいて、銀行子会社及び保険子会社の保有する金融資産及び金融負債の多くは市場変動による価値変化等を伴うものであるため、将来の金利・為替変動により安定的な期間損益の確保が損なわれる等の不利な影響が生じないように管理していく必要があります。

このため、両社それぞれにおいて、資産・負債の総合管理(A L M)を実施して収益及びリスクの適切な管理に努めており、その一環として、金利スワップ、通貨スワップ、為替予約取引等のデリバティブ取引も行っております。

デリバティブ取引は運用資産の金利・為替変動リスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、原則としてヘッジ目的の利用に限定し、投機目的には利用しないこととしております。

また、両社とも、収益向上の観点から、リスク管理態勢の強化に努めつつ、許容可能な範囲でリスク資産への運用にも取り組んでおります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループにおいて、銀行子会社及び保険子会社が保有する金融資産の主なものは、国債を中心とする国内債券や外国債券等の有価証券、貸付や金銭の信託を通じた株式への投資などであり、これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク等に晒されております。

A L Mの観点から、金利関連取引については、金利変動に伴う有価証券、貸出金、定期性預金等の将来の経済価値変動リスク・金利リスクを回避するためのヘッジ手段として、金利スワップ取引を行っております。

また、通貨関連取引については、銀行子会社及び保険子会社が保有する外貨建資産の為替評価額及び償還金・利金の円貨換算額の為替変動リスクを回避するためのヘッジ手段等として、通貨スワップ又は為替予約取引を行っております。

なお、デリバティブ取引でヘッジを行う際には、財務会計への影響を一定の範囲にとどめるため、所定の要件を満たすものについてはヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

グループリスク管理における基本方針として、リスク管理の基本原則、日本郵政グループ各社が管理対象とするべきリスク区分などリスク管理に当たって遵守すべき基本事項を事業子会社各社との間の「グループ運営のルールに関する覚書」に定め、グループのリスク管理を実施しております。

さらに、グループ各社のリスク管理の状況を定期的に経営会議に報告するとともに、グループリスク管理の方針やグループリスク管理態勢などの協議を行っております。

市場リスク・信用リスク等のリスクについては、それぞれの会社において計量化するリスクを特定し、客観性・適切性を確保した統一的な尺度であるV a R(バリュー・アット・リスク：一定の確率のもとで被る可能性がある予想最大損失額)等により計測しております。当社は個々の会社ごとに計測されたリスク量が各社の資本量に対して適正な範囲に収まることを確認することによりリスクを管理しております。

信用リスクの管理

銀行子会社及び保険子会社は、それぞれ信用リスク管理に関する諸規程に基づき、V a Rにより信用リスク量を定量的に計測・管理しております。また、与信集中リスクを抑えるために、個社及び企業グループごとに「与信限度」等を定め、期中の管理等を行っております。

市場リスクの管理

(a) 銀行子会社

銀行子会社は、A L Mに関する方針のもとで、バンキング業務として国内外の債券や株式等への投資を行っており、金利、為替、株価等の変動の影響を受けるものであることから、市場リスク管理に関する諸規程に基づき、統計的な手法であるV a Rにより市場リスク量を定量的に計測し、自己資本等の経営体力を勘案して定めた資本配賦額の範囲内に市場リスク量が収まるよう、市場リスク限度枠や損失額等の上限を設定しモニタリング・管理等を実施しております。

主要な市場リスクに係るリスク変数(金利、為替、株価)の変動の影響を受ける主たる金融商品は、「コールローン」、「買入金銭債権」、「金銭の信託」、「有価証券」、「貸出金」、「貯金」、「デリバティブ取引」であります。

銀行子会社ではVaRの算定に当たって、ヒストリカル・シミュレーション法(保有期間240営業日(1年相当)、片側99%の信頼水準、観測期間1,200営業日(5年相当))を採用しております。なお、負債側については、内部モデルを用いて計測しております。また、当連結会計年度より、市場VaRの信用スプレッド変動のリスク計測方法について見直しております。前連結会計年度末(平成29年3月31日)現在での市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で2,413,737百万円であります。当連結会計年度末(平成30年3月31日)現在での市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で3,542,833百万円であります。なお、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測するものであることから、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクについて捕捉できない場合があります。このリスクに備えるため、さまざまなシナリオを用いたストレス・テストを実施しております。

市場リスク管理態勢の整備・運営に関する事項及び市場リスク管理の実施に関する事項については、定期的にリスク管理委員会・ALM委員会・経営会議を開催し、協議・報告を行っております。

また、市場運用(国債等)中心の資産、定額貯金中心の負債という特徴を踏まえ、金利リスクの重要性についても十分認識した上で、ALMにより、さまざまなシナリオによる損益シミュレーションを実施するなど、多面的に金利リスクの管理を行っており、リスクをコントロールしております。

ALMに関する方針については、経営会議で協議した上で決定し、その実施状況等について、ALM委員会・経営会議に報告を行っております。

なお、デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブに関する諸規程に基づき実施しております。

(b) 保険子会社

保険子会社は、市場リスクを、金利リスク及び価格変動リスクに区分して管理しております。保険子会社の金利リスクは、ユニバーサルサービス対象商品である養老保険・終身保険を提供する使命を負う保険会社として、資産と負債のマッチングに一定の限界を有する中で、円金利の変動により、円金利資産及び保険負債の価値が変動し損失を被るリスクです。価格変動リスクは、金利リスク以外の市場リスクです。

保険子会社は、市場リスクを含む会社全体のリスクのうち定量化が可能なリスクを特定し、それらのリスク量に基づき算出した会社全体の統合リスク量と資本量を対比することにより、会社全体のリスクを管理しております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

銀行子会社及び保険子会社は、それぞれ資金繰りに関する指標等を設定し、資金流動性リスクの管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

前連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	53,313,498	53,313,498	
(2) コールローン	620,000	620,000	
(3) 債券貸借取引支払保証金	12,239,627	12,239,627	
(4) 買入金銭債権	279,776	279,776	
(5) 商品有価証券			
売買目的有価証券	9	9	
(6) 金銭の信託	5,930,309	5,930,309	
(7) 有価証券			
満期保有目的の債券	78,773,920	86,295,819	7,521,898
責任準備金対応債券	12,517,334	13,697,410	1,180,075
其他有価証券	110,881,565	110,881,565	
(8) 貸出金	12,125,022		
貸倒引当金(*1)	174		
	12,124,848	12,877,313	752,464
資産計	286,680,892	296,135,330	9,454,438
(1) 貯金	178,004,318	178,301,521	297,203
(2) コールマネー	45,436	45,436	
(3) 売現先勘定	960,937	960,937	
(4) 債券貸借取引受入担保金	18,583,361	18,583,361	
(5) コマーシャル・ペーパー	40,324	40,324	
負債計	197,634,378	197,931,581	297,203
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3,728	3,728	
ヘッジ会計が適用されているもの	(223,448)	(223,448)	
デリバティブ取引計	(219,719)	(219,719)	

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。なお、金利スワップの特例処理及び為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金及び有価証券と一体として処理されているため、その時価は当該貸出金及び有価証券の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	50,782,381	50,782,381	
(2) コールローン	745,000	745,000	
(3) 債券貸借取引支払保証金	11,520,376	11,520,376	
(4) 買入金銭債権	454,635	454,635	
(5) 商品有価証券 売買目的有価証券	32	32	
(6) 金銭の信託	6,897,503	6,897,503	
(7) 有価証券 満期保有目的の債券	69,949,024	77,062,931	7,113,906
責任準備金対応債券	10,676,330	11,769,615	1,093,285
その他有価証券	118,242,806	118,242,806	
(8) 貸出金 貸倒引当金(*1)	13,772,684 181		
	13,772,503	14,396,369	623,866
資産計	283,040,593	291,871,652	8,831,058
(1) 貯金	178,489,035	178,631,158	142,123
(2) コールマネー			
(3) 売現先勘定	1,985,285	1,985,285	
(4) 債券貸借取引受入担保金	17,475,671	17,475,671	
(5) コマーシャル・ペーパー	191,481	191,481	
負債計	198,141,473	198,283,596	142,123
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	6,230	6,230	
ヘッジ会計が適用されているもの	(19,770)	(19,770)	
デリバティブ取引計	(13,540)	(13,540)	

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。なお、金利スワップの特例処理及び為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金及び有価証券と一体として処理されているため、その時価は当該貸出金及び有価証券の時価に含めて記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン、(3) 債券貸借取引支払保証金

これらは、短期間(1年以内)で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 買入金銭債権

ブローカー等から提示された価格を時価としております。

(5) 商品有価証券

日本銀行の買取価格を時価としております。

(6) 金銭の信託

金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所等の価格、債券は日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値によっております。また、デリバティブ取引については、情報ベンダー等が提供する価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(7) 有価証券

債券については、取引所の価格、日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値、比準価格方式により算定された価額又はブローカー等から提示された価格等を時価としており、株式については、取引所等の価格を時価としております。また、投資信託は基準価額等によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(8) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 貯金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フロー発生見込額を割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に適用する利率を用いております。

(2) コールマネー、(3) 売現先勘定、(4) 債券貸借取引受入担保金、(5) コマーシャル・ペーパー

これらは、短期間(1年以内)で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利先物、金利スワップ)、通貨関連取引(為替予約、通貨スワップ等)、株式関連取引(株式指数先物)、債券関連取引(債券先物)、クレジット・デリバティブ取引(クレジット・デフォルト・スワップ)であり、取引所の価格、割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(6)金銭の信託」及び「資産(7)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
金銭の信託 (* 1)	14,641	158,895
有価証券		
非上場株式 (* 2)	23,289	25,843
投資信託 (* 3)	122,477	457,183
組合出資金 (* 4)	1,942	11,828
合計	162,350	653,751

(* 1) 金銭の信託のうち、信託財産構成物が私募リートなど時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(* 2) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(* 3) 投資信託のうち、信託財産構成物が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(* 4) 組合出資金については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	52,339,927					
コールローン	620,000					
債券貸借取引支払保証金	12,239,627					
買入金銭債権	22,437	59,793	45,683	10,706	25,310	112,829
有価証券	22,117,940	33,997,924	30,708,943	29,378,530	13,624,335	35,467,021
満期保有目的の債券	10,305,359	14,840,900	12,022,926	13,509,462	3,213,436	24,331,730
うち国債	8,062,330	11,170,045	9,369,700	11,130,800	2,720,900	22,776,200
地方債	833,436	1,762,530	2,060,555	1,395,134	413,322	1,037,670
社債	1,377,114	1,875,892	494,671	983,528	79,214	517,860
その他	32,478	32,433	98,000			
責任準備金対応債券	2,863,055	1,762,786	1,444,146	1,732,837	947,316	3,638,100
うち国債	2,844,400	1,653,400	1,355,800	1,507,200	848,800	3,533,100
地方債	18,655	86,149	64,313	189,515	77,899	77,200
社債		23,237	24,033	36,122	20,617	27,800
その他有価証券のうち満期があるもの	8,949,524	17,394,238	17,241,869	14,136,230	9,463,583	7,497,191
うち国債	3,672,816	5,847,002	7,084,521	9,395,284	3,673,622	2,828,700
地方債	664,118	2,072,610	1,988,059	993,006	1,377,562	27,412
短期社債	234,000					
社債	1,351,965	3,133,882	2,344,062	872,763	1,244,381	1,835,087
その他	3,026,624	6,340,742	5,825,226	2,875,176	3,168,017	2,805,992
貸出金	3,394,340	2,751,707	1,834,316	1,406,407	1,417,208	1,318,884
合計	90,734,274	36,809,426	32,588,942	30,795,645	15,066,854	36,898,735

当連結会計年度(平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	49,855,011					
コールローン	745,000					
債券貸借取引支払保証金	11,520,376					
買入金銭債権	178,784	21,471	36,533	30,696	39,746	144,633
有価証券	17,697,566	32,318,753	34,941,735	16,436,338	16,782,137	37,600,450
満期保有目的の債券	9,210,676	9,832,998	17,864,830	4,472,581	4,977,522	23,072,436
うち国債	6,833,245	7,139,400	15,435,000	2,769,500	4,587,400	21,118,900
地方債	1,045,003	1,830,429	1,639,609	1,096,602	59,400	1,170,076
社債	1,332,428	732,736	790,221	606,479	330,722	783,460
その他		130,433				
責任準備金対応債券	584,069	1,595,580	1,832,354	1,363,681	668,200	4,386,900
うち国債	533,500	1,496,900	1,664,200	1,159,600	667,800	4,118,400
地方債	31,738	79,500	122,873	183,364	400	142,300
社債	18,831	19,180	45,281	20,717		126,200
その他有価証券のうち満期があるもの	7,902,820	20,890,174	15,244,550	10,600,075	11,136,415	10,141,113
うち国債	2,042,669	8,614,117	7,342,930	4,605,766	5,679,154	4,382,100
地方債	933,965	2,441,830	1,497,087	1,039,530	1,445,217	25,314
短期社債	230,000					
社債	1,524,495	3,150,466	2,072,094	1,036,044	1,312,145	1,897,330
その他	3,171,689	6,683,760	4,332,438	3,918,734	2,699,898	3,836,369
貸出金	5,871,059	2,568,324	1,733,846	1,271,215	1,127,008	1,194,429
合計	85,867,797	34,908,549	36,712,115	17,738,250	17,948,892	38,939,514

(注4) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
貯金(*)	90,622,931	19,724,134	25,644,654	13,861,706	28,150,891	
コールマネー	45,436					
売現先勘定	960,937					
債券貸借取引受入担保金	18,583,361					
コマーシャル・ペーパー	40,388					
合計	110,253,055	19,724,134	25,644,654	13,861,706	28,150,891	

(*) 貯金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
貯金(*)	94,122,785	18,879,576	16,367,000	15,024,088	34,095,583	
コールマネー						
売現先勘定	1,985,285					
債券貸借取引受入担保金	17,475,671					
コマーシャル・ペーパー	191,869					
合計	113,775,612	18,879,576	16,367,000	15,024,088	34,095,583	

(*) 貯金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」が含まれております。

また、「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

前連結会計年度(平成29年3月31日)

売買目的有価証券において、損益に含まれた評価差額はありません。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

売買目的有価証券において、損益に含まれた評価差額はありません。

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成29年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	64,645,267	71,595,244	6,949,977
	地方債	7,423,560	7,844,190	420,630
	社債	5,255,282	5,476,335	221,053
	その他	162,911	178,028	15,117
	小計	77,487,020	85,093,799	7,606,778
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	1,127,623	1,064,333	63,290
	地方債	85,787	80,372	5,414
	社債	73,487	69,063	4,424
	その他			
	小計	1,286,899	1,213,770	73,129
合計		78,773,920	86,307,569	7,533,648

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	57,654,130	64,274,218	6,620,087
	地方債	6,764,070	7,119,995	355,924
	社債	4,484,897	4,662,428	177,530
	その他	130,433	140,737	10,304
	小計	69,033,531	76,197,379	7,163,847
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	739,744	703,829	35,915
	地方債	83,218	79,963	3,254
	社債	92,529	90,104	2,425
	その他			
	小計	915,492	873,896	41,595
合計		69,949,024	77,071,276	7,122,251

3. 責任準備金対応債券

前連結会計年度(平成29年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	11,478,995	12,645,862	1,166,866
	地方債	508,507	537,126	28,619
	社債	132,501	141,461	8,960
	小計	12,120,004	13,324,449	1,204,445
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	390,130	366,244	23,886
	地方債	7,200	6,715	484
	社債			
	小計	397,330	372,960	24,370
合計		12,517,334	13,697,410	1,180,075

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	9,509,563	10,578,002	1,068,439
	地方債	532,353	558,501	26,148
	社債	228,510	237,827	9,316
	小計	10,270,427	11,374,331	1,103,904
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	375,098	364,827	10,271
	地方債	29,100	28,753	346
	社債	1,704	1,704	0
	小計	405,902	395,284	10,618
合計		10,676,330	11,769,615	1,093,285

4. その他有価証券

前連結会計年度(平成29年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	44,133	39,913	4,220
	債券	47,054,996	45,437,938	1,617,057
	国債	32,400,176	31,064,286	1,335,890
	地方債	5,843,021	5,747,056	95,964
	短期社債			
	社債	8,811,798	8,626,595	185,203
	その他	46,421,277	44,152,811	2,268,466
	うち外国債券	15,139,457	13,319,308	1,820,148
	うち投資信託	31,193,935	30,748,925	445,009
	小計	93,520,408	89,630,663	3,889,744
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	9,963	10,294	331
	債券	5,363,934	5,424,060	60,126
	国債	1,510,275	1,546,722	36,447
	地方債	1,440,953	1,450,066	9,112
	短期社債	233,998	233,998	
	社債	2,178,707	2,193,273	14,566
	その他	12,682,035	13,166,189	484,153
	うち外国債券	9,187,832	9,643,693	455,860
	うち投資信託	2,829,450	2,850,267	20,816
	小計	18,055,933	18,600,544	544,611
合計		111,576,341	108,231,208	3,345,132

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	154,820	138,838	15,981
	債券	47,713,984	46,377,550	1,336,433
	国債	33,596,823	32,466,827	1,129,996
	地方債	5,549,666	5,483,648	66,018
	短期社債			
	社債	8,567,494	8,427,075	140,418
	その他	40,202,179	38,779,569	1,422,609
	うち外国債券	13,658,191	12,640,332	1,017,858
	うち投資信託	26,410,488	26,008,737	401,750
	小計	88,070,984	85,295,959	2,775,025
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	66,705	70,461	3,756
	債券	5,238,806	5,268,155	29,348
	国債	464,305	473,214	8,909
	地方債	1,960,366	1,966,504	6,137
	短期社債	229,998	229,998	
	社債	2,584,136	2,598,438	14,301
	その他	25,805,946	26,592,512	786,566
	うち外国債券	10,691,219	11,325,250	634,030
	うち投資信託	14,291,864	14,440,583	148,718
	小計	31,111,458	31,931,129	819,671
合計		119,182,442	117,227,088	1,955,353

5. 連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券は、該当ありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券は、該当ありません。

6. 連結会計年度中に売却した責任準備金対応債券

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

連結会計年度中に売却した責任準備金対応債券は、該当ありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

連結会計年度中に売却した責任準備金対応債券は、該当ありません。

7. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	4,722	359	53
債券	434,705	2,518	1,912
国債	216,688	1,134	
地方債	55,716	126	138
社債	162,301	1,258	1,773
その他	3,666,475	94,187	137,049
うち外国債券	3,664,702	94,098	137,049
うち投資信託	1,773	88	
合計	4,105,903	97,064	139,015

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	38,459	4,908	1,152
債券	1,277,587	5,938	6,353
国債	1,258,985	5,937	5,910
地方債			
社債	18,602	1	442
その他	3,360,306	41,037	101,363
うち外国債券	3,055,360	40,763	79,537
うち投資信託	304,945	274	21,826
合計	4,676,353	51,885	108,869

8. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度(平成29年3月31日)

保有目的が変更となった有価証券はありません。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

保有目的が変更となった有価証券はありません。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度(平成29年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	79,273	370

2. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(平成29年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(平成29年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	5,930,309	4,450,932	1,479,377	1,502,853	23,476

(注) 1. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理しております。

当連結会計年度における減損処理額は、4,800百万円であります。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	6,818,229	5,012,583	1,805,646	1,848,301	42,654

(注) 1. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理しております。

当連結会計年度における減損処理額は、1,650百万円であります。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成29年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	561,510	561,510	33	33
	買建	561,510		80	80
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	22,438	22,438	1,787	1,787
	受取変動・支払固定	9,199	9,199	1,621	1,621
合計				212	212

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、シカゴ・マーカントイル取引所における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値により算定しております。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	21,248	21,248	2,115	2,115
	受取変動・支払固定	8,711	8,711	1,752	1,752
合計				363	363

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成29年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	626,128		6,994	6,994
	買建	631,509		3,087	3,087
合計				3,906	3,906

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	438,114		9,047	9,047
	買建	453,528		2,943	2,943
合計				6,103	6,103

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(平成29年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	26,495		230	230
合計				230	230

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

大阪取引所における最終の価格によっております。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(平成29年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	16,262		50	50
	買建	5,989		16	16
合計				34	34

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

シカゴ商品取引所等における最終の価格によっております。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	買建	15,936		141	141
合計				141	141

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

シカゴ商品取引所における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(平成29年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(平成29年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ				
	売建	16,062	16,062	579	579
合計				579	579

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成29年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取固定・支払変動	有価証券、 貸出金	11,750	11,750	71
	受取変動・支払固定		4,514,557	4,502,531	250,430
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動	貸出金	46,050	39,750	(注)3.
合計					250,359

(注) 1. 原則として、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取固定・支払変動	有価証券、 貸出金、 貯金	1,821,750	1,816,150	3,217
	受取変動・支払固定		4,535,521	4,368,620	159,670
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動	貸出金	39,750	30,100	(注)3.
合計					156,452

(注) 1. 原則として、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成29年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	有価証券、 外貨建予定 取引	2,981,597	2,432,382	10,409
	為替予約		82,803	13,123	22,330
	金利通貨スワップ		5,613		11
為替予約等の振当処理	通貨スワップ	有価証券	59,220	32,433	(注)3.
	為替予約		5,863		
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	為替予約	有価証券	6,957,458		59,639
合計					26,910

(注) 1. 原則として、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている有価証券と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該有価証券の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	有価証券、 外貨建予定 取引	4,934,320	4,426,624	63,086
	為替予約		59,417		6,509
	金利通貨スワップ		43,570		216
為替予約等の振当処理	通貨スワップ	有価証券	32,433	32,433	(注)3.
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	為替予約	有価証券	5,367,910		80,320
合計					136,681

(注) 1. 原則として、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている有価証券と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該有価証券の時価に含めて記載しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(平成29年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(平成29年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

(1) 当社及び主な連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。なお、一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。また、当社の退職給付債務には、整理資源及び恩給負担金に係る負担額が含まれております。

なお、整理資源及び恩給負担金に係る負担額について、退職給付信託を設定しております。

(2) 一部の連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。また、「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年法律第96号)」に基づく退職等年金給付の制度への当社及び一部の連結子会社の要拠出額は、前連結会計年度10,785百万円、当連結会計年度10,893百万円であります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,846,829百万円	2,779,280百万円
勤務費用	121,143 "	120,230 "
利息費用	17,612 "	17,398 "
数理計算上の差異の発生額	2,614 "	11,954 "
退職給付の支払額	203,920 "	207,441 "
その他	229 "	59 "
退職給付債務の期末残高	2,779,280 "	2,697,454 "

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
年金資産の期首残高	593,019百万円	535,821百万円
期待運用収益	1,358 "	1,246 "
数理計算上の差異の発生額	3,457 "	479 "
事業主からの拠出額	245 "	243 "
退職給付の支払額	55,345 "	53,059 "
年金資産の期末残高	535,821 "	484,731 "

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	500,368百万円	441,248百万円
整理資源	491,027 "	433,411 "
恩給負担金	857 "	666 "
企業年金	8,483 "	7,170 "
年金資産	535,821 "	484,731 "
整理資源	526,244 "	475,838 "
恩給負担金	614 "	454 "
企業年金	8,963 "	8,438 "
	35,453 "	43,482 "
非積立型制度の退職給付債務	2,278,912 "	2,256,205 "
退職一時金	2,278,912 "	2,256,205 "
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,243,458 "	2,212,723 "
退職給付に係る負債	2,279,156 "	2,256,418 "
退職給付に係る資産	35,697 "	43,694 "
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,243,458 "	2,212,723 "

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
勤務費用	121,143百万円	120,230百万円
利息費用	17,612 "	17,398 "
期待運用収益	1,358 "	1,246 "
数理計算上の差異の費用処理額	19,616 "	24,150 "
過去勤務費用の費用処理額	26,678 "	28,701 "
その他	124 "	4 "
確定給付制度に係る退職給付費用	91,226 "	83,535 "

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
過去勤務費用	26,678百万円	28,640百万円
数理計算上の差異	20,458 "	11,717 "
合計	47,137 "	40,357 "

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
未認識過去勤務費用	227,362百万円	198,883百万円
未認識数理計算上の差異	111,358 "	99,779 "
合計	338,720 "	298,662 "

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
債券	89%	89%
株式	0	0
生保一般勘定	0	0
その他	11	11
合計	100	100

(注) 年金資産合計には、整理資源及び恩給負担金に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度98%、当連結会計年度98%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮して設定しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
割引率	0.2～0.7%	0.2～0.7%
長期期待運用収益率	0.1～2.0%	0.1～2.0%

3. 確定拠出制度

一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
要拠出額	13,536百万円	13,986百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	844,310百万円	818,966百万円
責任準備金	736,401 "	832,310 "
支払備金	42,646 "	44,659 "
賞与引当金	31,403 "	38,757 "
価格変動準備金	165,422 "	207,552 "
繰延ヘッジ損益	51,993 "	1 "
繰越欠損金	258,493 "	263,274 "
その他	184,703 "	205,527 "
繰延税金資産小計	2,315,375 "	2,411,050 "
評価性引当額	1,117,849 "	1,107,330 "
繰延税金資産合計	1,197,526 "	1,303,720 "
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,580,927 "	1,364,938 "
時価評価による評価差額	9,971 "	8,583 "
その他	27,000 "	27,911 "
繰延税金負債合計	1,617,899 "	1,401,432 "
繰延税金資産(負債)の純額	420,372 "	97,712 "

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.9%	30.9%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.5	0.4
評価性引当額の増減	7.2	3.1
のれんの減損損失	66.5	-
その他	2.2	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	90.8%	27.8%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社及び連結子会社の建物解体時におけるアスベスト除去費用、並びに営業拠点や社宅等に係る不動産賃借契約等に基づく原状回復義務の履行に伴う費用等に関し、資産除去債務を計上しております。

なお、当社グループの郵便局を中心としたネットワークについては、公的なサービス提供の観点から、当該ネットワークの確実な維持が求められております。このため、当該ネットワーク維持に必要な施設に係る不動産賃借契約等に基づく原状回復義務については、当該契約の終了等により、その履行が明らかに予定されている場合に限り、資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を6か月～47年と見積り、割引率は0.0%～2.3%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
期首残高	15,216百万円	15,576百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	48 "	268 "
時の経過による調整額	41 "	33 "
資産除去債務の履行による減少額	883 "	1,770 "
その他増減額(は減少)(注)	1,154 "	7,522 "
期末残高	15,576 "	21,630 "

(注) 当連結会計年度の「その他増減額」には、主として資産の除去時点において必要とされる除去費用の増加が明らかになったことに伴う見積りの変更による増加が含まれております。

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む。)や賃貸商業施設等を保有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は8,463百万円(主な賃貸収益はその他経常収益に、主な賃貸費用は減価償却費に計上)、売却損益は157百万円(特別損益に計上)、減損損失は2,792百万円(特別損益に計上)、その他の特別損失は467百万円であり、当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は10,342百万円(主な賃貸収益はその他経常収益に、主な賃貸費用は減価償却費に計上)、売却損益は2,829百万円(特別損益に計上)、減損損失は8,533百万円(特別損益に計上)、その他の特別損失は1,201百万円であります。

また、賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	483,951
	期中増減額	747
	期末残高	483,204
期末時価	553,087	572,762

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき算定した金額であります。
3. 開発中の賃貸等不動産は、時価を把握することが極めて困難であるため、上表には含めておりません。これらの不動産の連結貸借対照表計上額は、前連結会計年度末27,492百万円、当連結会計年度末38,701百万円であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営者が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものを一定の基準に従い集約したものであります。

当社グループは、業績の評価等を主として連結子会社別(日本郵便株式会社は郵便・物流事業セグメント、金融窓口事業セグメントに分類)に行っているため、これらを事業セグメントの識別単位とし、このうち各事業セグメントの経済的特徴、製品及びサービスを販売する市場及び顧客の種類等において類似性が認められるものについて集約を実施し、報告セグメントを決定しております。

各報告セグメントは、日本郵便株式会社を中心とした「郵便・物流事業」及び「金融窓口事業」、トール社を中心とした「国際物流事業」、株式会社ゆうちょ銀行を中心とした「銀行業」、株式会社かんぽ生命保険を中心とした「生命保険業」であります。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

セグメント間の内部経常収益は、市場価格又は総原価を基準に決定した価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント						その他	合計
	郵便・ 物流事業	金融窓口 事業	国際物流 事業	銀行業	生命保険業	計		
経常収益								
外部顧客に対する 経常収益	1,882,228	185,445	644,979	1,895,552	8,659,363	13,267,570	56,135	13,323,706
セグメント間の 内部経常収益	50,858	1,202,511		1,739	80	1,255,190	298,849	1,554,039
計	1,933,087	1,387,957	644,979	1,897,292	8,659,444	14,522,761	354,984	14,877,746
セグメント利益又は 損失()	14,324	64,167	414	442,117	279,777	799,973	229,137	1,029,111
セグメント資産	1,967,968	2,708,531	421,513	209,568,904	80,336,760	295,003,678	8,322,668	303,326,346
その他の項目								
減価償却費	80,791	43,875	26,391	35,306	46,819	233,184	16,674	249,859
のれんの償却額			20,552			20,552	168	20,720
受取利息、利息 及び配当金収入 又は資金運用収益	59	282	566	1,567,512	1,226,193	2,794,614	7	2,794,621
支払利息又は 資金調達費用	636	12	6,399	348,746	2,218	358,013	0	358,013
持分法投資利益		166	1,492	10		1,670		1,670
特別利益	4,436	1,144	4,513			10,094	173	10,268
固定資産処分益	48	128	651			828	129	958
負ののれん 発生益								
特別損失	4,404	3,743	439,067	1,509	6,915	455,639	26,323	481,963
固定資産処分損	3,525	1,171	61	529	448	5,736	26	5,762
減損損失	244	2,384	413,556	958		417,143	2,337	419,481
価格変動準備金 繰入額					6,444	6,444		6,444
老朽化対策工事 に係る損失							20,309	20,309
契約者配当 準備金繰入額					152,679	152,679		152,679
税金費用	5,100	11,475	6,721	128,332	31,586	159,571	4,473	155,097
持分法適用会社 への投資額		1,501	13,900	1,468		16,871		16,871
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	134,392	48,875	40,465	30,809	43,376	297,920	10,063	307,983

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分には、報告セグメントに含まれていない宿泊事業、病院事業等が含まれております。また、「その他」の区分のセグメント利益には当社が計上した関係会社受取配当金(208,657百万円)が含まれております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他	合計
	郵便・ 物流事業	金融窓口 事業	国際物流 事業	銀行業	生命保険業	計		
経常収益								
外部顧客に対する 経常収益	1,973,809	190,356	704,890	2,042,980	7,952,894	12,864,930	53,606	12,918,537
セグメント間の 内部経常収益	51,727	1,170,319		1,948	57	1,224,053	288,641	1,512,695
計	2,025,536	1,360,676	704,890	2,044,929	7,952,951	14,088,984	342,248	14,431,232
セグメント利益又は 損失()	43,736	40,983	6,544	499,642	309,233	900,141	220,154	1,120,295
セグメント資産	1,971,534	2,692,432	441,941	210,629,793	76,831,261	292,566,963	8,200,394	300,767,358
その他の項目								
減価償却費	90,544	45,831	26,502	37,447	61,321	261,646	17,701	279,348
のれんの償却額							167	167
受取利息、利息 及び配当金収入 又は資金運用収益	18	249	594	1,502,747	1,152,306	2,655,916	1	2,655,917
支払利息又は 資金調達費用	614	7	4,336	331,781	1,450	338,191	0	338,191
持分法投資利益		194	70	83		348		348
特別利益	1,001	3,047	2,368		86,053	92,471	2,144	94,616
固定資産処分益	0	2,842	1,482		86,053	90,378	61	90,440
負ののれん 発生益			568			568		568
特別損失	2,487	9,657	4,074	731	130,372	147,323	33,600	180,923
固定資産処分損	1,147	1,687	363	713	337	4,250	62	4,312
減損損失	1,317	7,970	408	17	2,003	11,716	6,256	17,973
価格変動準備金 繰入額					128,031	128,031		128,031
老朽化対策工事 に係る損失							25,213	25,213
契約者配当 準備金繰入額					117,792	117,792		117,792
税金費用	8,279	6,179	1,566	146,192	42,634	204,852	7,745	197,107
持分法適用会社 への投資額		1,691	12,125	1,552		15,369		15,369
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	84,615	24,618	50,902	58,835	34,637	253,609	21,622	275,231

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分には、報告セグメントに含まれていない宿泊事業、病院事業等が含まれております。また、「その他」の区分のセグメント利益には当社が計上した関係会社受取配当金(198,891百万円)が含まれております。

4. 報告セグメントの合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(1) 報告セグメントの経常収益の合計額と連結損益計算書の経常収益計上額

(単位：百万円)

経常収益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	14,522,761	14,088,984
「その他」の区分の経常収益	354,984	342,248
セグメント間取引消去	1,554,039	1,512,695
調整額	2,828	1,838
連結損益計算書の経常収益	13,326,534	12,920,375

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「調整額」は、国際物流事業セグメントの経常収益の算出方法と連結損益計算書の経常収益の算出方法の差異等によるものであります。

(2) 報告セグメントの利益又は損失の合計額と連結損益計算書の経常利益計上額

(単位：百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	799,973	900,141
「その他」の区分の利益	229,137	220,154
セグメント間取引消去	209,522	199,813
調整額	24,351	4,337
連結損益計算書の経常利益	795,237	916,144

(注) 「調整額」は、国際物流事業セグメントのセグメント利益の算出方法と連結損益計算書の経常利益の算出方法の差異等によるものであります。なお、前連結会計年度の「調整額」の主なものは、国際物流事業セグメントにおけるのれん償却額等(21,874百万円)であります。

(3) 報告セグメントの資産の合計額と連結貸借対照表の資産計上額

(単位：百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	295,003,678	292,566,963
「その他」の区分の資産	8,322,668	8,200,394
セグメント間取引消去	10,163,800	10,127,203
連結貸借対照表の資産合計	293,162,545	290,640,154

(4) 報告セグメントのその他の項目の合計額と当該項目に相当する科目の連結財務諸表計上額

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度
減価償却費	233,184	261,646	16,674	17,701	141	182	249,717	279,165
のれんの償却額	20,552		168	167			20,720	167
受取利息、利息及び 配当金収入又は 資金運用収益	2,794,614	2,655,916	7	1	25		2,794,596	2,655,917
支払利息又は 資金調達費用	358,013	338,191	0	0	25		357,987	338,191
持分法投資利益	1,670	348					1,670	348
特別利益	10,094	92,471	173	2,144		2,475	10,268	92,141
固定資産処分益	828	90,378	129	61		2,258	958	88,182
負ののれん発生益		568						568
特別損失	455,639	147,323	26,323	33,600	25	435	481,938	181,358
固定資産処分損	5,736	4,250	26	62	5	449	5,757	4,762
減損損失	417,143	11,716	2,337	6,256	2	9	419,479	17,964
価格変動準備金繰入額	6,444	128,031					6,444	128,031
老朽化対策工事に係る 損失			20,309	25,213			20,309	25,213
契約者配当準備金繰入額	152,679	117,792					152,679	117,792
税金費用	159,571	204,852	4,473	7,745			155,097	197,107
持分法適用会社への 投資額	16,871	15,369					16,871	15,369
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	297,920	253,609	10,063	21,622	6,431	5,062	314,415	270,169

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. サービスごとの情報

報告セグメントに係る情報と類似しているため本情報の記載は省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. サービスごとの情報

報告セグメントに係る情報と類似しているため本情報の記載は省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

「セグメント情報 3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報」に記載のとおりです。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

「セグメント情報 3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報」に記載のとおりです。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他	合計
	郵便・ 物流事業	金融窓口 事業	国際物流 事業	銀行業	生命保険業	計		
当期償却額			20,552			20,552	168	20,720
当期末残高							3,053	3,053

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他	合計
	郵便・ 物流事業	金融窓口 事業	国際物流 事業	銀行業	生命保険業	計		
当期償却額							167	167
当期末残高							2,885	2,885

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

国際物流事業セグメントにおいて、トール社傘下の連結子会社による港湾運送事業の取得により、負ののれん発生益を計上しております。

なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、568百万円であります。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	円	3,268.19	3,278.11
1株当たり当期純利益又は当期純損失()	円	7.04	112.97

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度末 (平成29年3月31日)	当連結会計年度末 (平成30年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	14,954,581	14,743,234
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	1,502,815	1,489,292
うち非支配株主持分	百万円	1,502,815	1,489,292
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	13,451,766	13,253,942
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	4,115,962	4,043,162

3. 株式給付信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末の普通株式の数から控除する自己株式に含めております。なお、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の連結会計年度末株式数は、前連結会計年度731,500株、当連結会計年度698,100株であります。

4. 1株当たり当期純利益又は当期純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	百万円	28,976	460,623
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失()	百万円	28,976	460,623
普通株式の期中平均株式数	千株	4,116,057	4,077,276

5. 株式給付信託が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益又は当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、1株当たり当期純利益又は当期純損失の算定上、控除した当該自己株式の連結会計年度における期中平均株式数は、前連結会計年度636,063株、当連結会計年度705,770株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当ありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	200,909	239,344	1.54	
借入金	200,909	239,344	1.54	平成30年4月～ 平成32年9月
リース債務	21,351	20,624		平成30年4月～ 平成52年3月

- (注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
2. 一部の連結子会社において、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、リース債務の「平均利率」の欄に記載を行っておりません。
3. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	179,386	35,603	24,355		
リース債務(百万円)	1,530	1,405	1,244	1,051	915

借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「その他負債」中の借入金及びリース債務の内訳を記載しております。

(参考)

なお、営業活動として資金調達を行っているコマーシャル・ペーパーの発行状況は、次のとおりであります。

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
コマーシャル・ペーパー	40,324	191,481	1.87	平成30年4月～ 平成30年6月

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	第2四半期 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	第3四半期 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
経常収益 (百万円)	3,271,210	6,379,601	9,736,016	12,920,375
税金等調整前 四半期(当期)純利益 (百万円)	163,398	307,121	569,052	709,134
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	104,496	180,118	375,225	460,623
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	25.39	43.81	91.78	112.97

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	第2四半期 (自平成29年7月1日 至平成29年9月30日)	第3四半期 (自平成29年10月1日 至平成29年12月31日)	第4四半期 (自平成30年1月1日 至平成30年3月31日)
1株当たり四半期純利益 (円)	25.39	18.42	48.26	21.12

訴訟

当社の連結子会社である日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社(以下JPiT)は、平成27年4月30日付で、ソフトバンクモバイル株式会社(現ソフトバンク株式会社)及び株式会社野村総合研究所を被告として、同社に発注した業務の履行遅延等に伴い生じた損害として16,150百万円の賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起いたしました。

また、JPiTは、同日付でソフトバンクモバイル株式会社(現ソフトバンク株式会社)より、JPiTから受注した通信回線の敷設工事等の追加業務に関する報酬等として14,943百万円の支払いを求める訴訟の提起を東京地方裁判所にて受けております。なお、当該請求額につきましては、平成27年11月13日付で20,352百万円に、平成28年9月30日付で22,301百万円に、平成29年8月31日付で23,953百万円に変更する旨の申立がありました。

当社としては、本件は根拠のないものと考えており、裁判を通じて原告の主張及び請求が不当であることを主張していくものです。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 327,829	1 194,746
たな卸資産	2 397	2 371
前払費用	135	164
短期貸付金	1 26,120	1 18,620
未収入金	1 19,736	1 17,310
未収還付法人税等	32,749	31,003
その他	11,664	7,620
貸倒引当金	6	6
流動資産合計	418,627	269,830
固定資産		
有形固定資産		
建物	29,761	30,544
構築物	604	599
機械及び装置	1,129	1,393
車両運搬具	286	219
工具、器具及び備品	3,927	3,456
土地	99,398	97,871
建設仮勘定	3 23,315	3 33,747
有形固定資産合計	158,423	167,831
無形固定資産		
ソフトウェア	7,346	4,980
その他	141	5,467
無形固定資産合計	7,487	10,447
投資その他の資産		
関係会社株式	7,677,895	7,680,895
長期貸付金	1 3,280	1 3,160
破産更生債権等	71	79
長期前払費用	283	205
その他	1, 4 264	1, 4 224
貸倒引当金	71	79
投資損失引当金	5,152	5,152
投資その他の資産合計	7,676,571	7,679,332
固定資産合計	7,842,482	7,857,612
資産合計	8,261,109	8,127,442

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	1 40,394	1 40,739
未払費用	1 1,179	1 1,078
未払法人税等	231	200
未払消費税等	-	150
賞与引当金	1,643	1,904
ポイント引当金	528	505
その他	1 4,610	3,285
流動負債合計	48,586	47,864
固定負債		
退職給付引当金	123,989	94,866
役員株式給付引当金	63	166
公務災害補償引当金	19,816	18,989
その他	10,796	15,432
固定負債合計	154,666	129,455
負債合計	203,253	177,320
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,500,000	3,500,000
資本剰余金		
資本準備金	875,000	875,000
その他資本剰余金	3,628,856	3,628,856
資本剰余金合計	4,503,856	4,503,856
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	785,993	778,212
利益剰余金合計	785,993	778,212
自己株式	731,992	831,945
株主資本合計	8,057,856	7,950,122
純資産合計	8,057,856	7,950,122
負債純資産合計	8,261,109	8,127,442

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
営業収益		
ブランド価値使用料	1, 3 13,536	1, 3 13,567
関係会社受取配当金	1 208,657	1 198,891
受託業務収益	1 25,727	1 17,463
貯金旧勘定交付金	1 8,371	1 5,679
医業収益	1 21,245	1 18,733
宿泊事業収益	26,270	26,514
営業収益合計	303,808	280,850
営業費用		
受託業務費用	25,268	20,424
医業費用	26,826	23,612
宿泊事業費用	28,747	29,491
管理費	2 3,998	2 11,406
営業費用合計	1 76,844	1 62,123
営業利益	226,964	218,727
営業外収益		
受取利息	78	32
受取賃貸料	2,356	2,543
システム改修料	314	155
その他	626	541
営業外収益合計	1 3,376	1 3,273
営業外費用		
賃貸費用	993	1 1,295
システム改修費用	304	115
株式売出関連費用	-	582
その他	1 210	1 278
営業外費用合計	1,508	2,272
経常利益	228,831	219,729
特別利益		
固定資産売却益	129	61
受取補償金	35	163
事業譲渡益	-	1,687
その他	8	231
特別利益合計	173	2,144
特別損失		
固定資産除却損	18	23
減損損失	2,234	6,256
老朽化対策工事負担金	1, 4 21,963	1, 4 26,560
その他	1 3,631	2,067
特別損失合計	27,848	34,908
税引前当期純利益	201,157	186,965
法人税、住民税及び事業税	6,259	9,266
過年度法人税等	400	-
法人税等合計	5,858	9,266
当期純利益	207,015	196,232

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計
当期首残高	3,500,000	875,000	3,628,856	4,503,856	784,812	784,812
当期変動額						
剰余金の配当					205,834	205,834
当期純利益					207,015	207,015
自己株式の取得						
自己株式の処分						
当期変動額合計	-	-	-	-	1,181	1,181
当期末残高	3,500,000	875,000	3,628,856	4,503,856	785,993	785,993

	株主資本		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	
当期首残高	730,964	8,057,703	8,057,703
当期変動額			
剰余金の配当		205,834	205,834
当期純利益		207,015	207,015
自己株式の取得	1,042	1,042	1,042
自己株式の処分	13	13	13
当期変動額合計	1,028	152	152
当期末残高	731,992	8,057,856	8,057,856

当事業年度(自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計
当期首残高	3,500,000	875,000	3,628,856	4,503,856	785,993	785,993
当期変動額						
剰余金の配当					204,013	204,013
当期純利益					196,232	196,232
自己株式の取得						
自己株式の処分						
当期変動額合計	-	-	-	-	7,781	7,781
当期末残高	3,500,000	875,000	3,628,856	4,503,856	778,212	778,212

	株主資本		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	
当期首残高	731,992	8,057,856	8,057,856
当期変動額			
剰余金の配当		204,013	204,013
当期純利益		196,232	196,232
自己株式の取得	99,999	99,999	99,999
自己株式の処分	46	46	46
当期変動額合計	99,953	107,734	107,734
当期末残高	831,945	7,950,122	7,950,122

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法に基づく原価法、その他有価証券で時価のあるものうち、株式については決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のないものについては、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法は、移動平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価の切下げの方法)によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：2年～50年

その他：2年～60年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法の定めと同一の基準によっております。

自社利用のソフトウェアについては当社における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) ポイント引当金

顧客へ付与されたポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(7年)による定額法により費用処理しております。

退職共済年金負担に要する費用のうち、逓信省及び郵政省(郵政事業に従事)に勤務し昭和34年1月以降に退職した者の昭和33年12月以前の勤務期間に係る年金給付に要する費用(以下「整理資源」という。)の負担について、当該整理資源に係る負担額を算定し「退職給付引当金」に含めて計上しております。

なお、当社は退職給付信託を設定しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数(9年)による定額法により費用処理しております。

退職共済年金負担に要する費用のうち、逓信省及び郵政省(郵政事業に従事)に勤務し昭和33年12月以前に退職した者の恩給給付に要する費用(以下「恩給負担金」という。)の負担について、当該恩給負担金に係る負担額を算定し「退職給付引当金」に含めて計上しております。

なお、当社は退職給付信託を設定しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しております。

(6) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づき、執行役に対する当社株式等の給付に備えるため、株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(7) 公務災害補償引当金

公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合の職員又は遺族に対する年金の支出に備えるため、当事業年度末における公務災害補償に係る債務を計上しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

当社を連結親法人とする連結納税制度を適用しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計上の見積りの変更)

従来、従業員の退職給付に係る退職給付引当金の数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数を8年としておりましたが、従業員の平均残余勤務期間が短縮したため、当事業年度より費用処理年数を7年に変更しております。

この変更により、当事業年度の営業費用が341百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が同額増加しております。

また、従来、整理資源に係る退職給付引当金の数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数を10年としておりましたが、対象者の平均残余支給期間が短縮したため、当事業年度より費用処理年数を9年に変更しております。

この変更により、当事業年度の営業費用が6,187百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が同額増加しております。

(追加情報)

(役員に信託を通じて自社の株式等を給付する取引)

執行役に対する信託を活用した業績連動型株式報酬制度に関する注記については、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
短期金銭債権	361,221百万円	221,634百万円
長期金銭債権	3,369百万円	3,226百万円
短期金銭債務	23,200百万円	30,976百万円

2. たな卸資産の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
貯蔵品	397百万円	371百万円

3. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
圧縮記帳額	17,070百万円	17,070百万円

4. 担保に供している資産

宅地建物取引業法に基づく営業保証金として法務局に供託しているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
投資その他の資産の「その他」	45百万円	45百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業取引(収入分)	255,857百万円	235,514百万円
営業取引(支出分)	8,525百万円	8,236百万円
営業取引以外の取引(収入分)	2,867百万円	2,859百万円
営業取引以外の取引(支出分)	21,972百万円	26,836百万円

2. 管理費のうち、主要な費目は次のとおりであります。

なお、管理費がマイナスとなっているのは、主として退職給付費用の整理資源に係る過去勤務費用の償却等によるものであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付費用	20,119百万円	27,401百万円
給料・手当	6,380百万円	6,615百万円
委託費	2,560百万円	2,942百万円
広告宣伝費	2,432百万円	2,150百万円
減価償却費	619百万円	757百万円
租税公課	1,268百万円	1,084百万円

3. ブランド価値使用料

当社グループが持つブランド力を自社の事業活動に活用できる利益の対価として、当社が子会社から受け取る収益を計上するものです。

4. 老朽化対策工事負担金

当社の子会社である日本郵便株式会社は、これまでの投資不足による設備等の老朽化の改善のため、経済実態的に利用可能な耐用年数を超過している設備等や耐震改修を要する借入郵便局局舎に対して、緊急に必要な工事を実施しております。

これらの工事は、日本郵政公社からの業務等の承継以前を含めて、過去の修繕工事の実施が不十分であったことに起因するところが大きく、定期的に行う修繕等とは性質を異にするため、グループの経営管理を行う当社がその費用を「老朽化対策工事負担金」として計上するものです。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 子会社株式	6,670,180	5,970,676	699,504
(2) 関連会社株式			
合計	6,670,180	5,970,676	699,504

当事業年度(平成30年3月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 子会社株式	6,670,180	6,097,612	572,567
(2) 関連会社株式			
合計	6,670,180	6,097,612	572,567

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
(1) 子会社株式	1,007,714	1,010,714
(2) 関連会社株式		
合計	1,007,714	1,010,714

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	226,076百万円	232,679百万円
退職給付引当金	196,048	171,539
賞与引当金	507	583
その他	12,434	14,172
繰延税金資産小計	435,066	418,974
評価性引当額	435,066	418,974
繰延税金資産合計		
繰延税金資産(負債)の純額	百万円	百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.9%	30.9%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	31.9	32.7
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.4	4.4
評価性引当額の増減	5.7	8.6
その他	0.4	1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.9%	5.0%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形 固定資産	建物	29,761	8,528	(5,338) 5,409	2,336	30,544	26,645
	構築物	604	97	(41) 50	52	599	757
	機械 及び装置	1,129	544	(108) 109	170	1,393	1,523
	車両 運搬具	286	45	(43) 60	52	219	323
	工具、器具 及び備品	3,927	1,094	(252) 429	1,137	3,456	6,838
	土地	99,398	494	(395) 2,021		97,871	
	建設 仮勘定	23,315	14,131	(22) 3,699		33,747	
	計	158,423	24,936	(6,203) 11,779	3,748	167,831	36,087
無形 固定資産	ソフトウェア	7,346	574	(40) 50	2,889	4,980	16,673
	その他	141	5,895	(8) 565	4	5,467	50
	計	7,487	6,469	(49) 616	2,893	10,447	16,724

(注) 当期減少額の欄の()内の金額は、減損損失による減少分であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	77	29	20	86
投資損失引当金	5,152			5,152
賞与引当金	1,643	1,904	1,643	1,904
ポイント引当金	528	505	528	505
役員株式給付引当金	63	153	51	166
公務災害補償引当金	19,816	535	1,362	18,989

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
剰余金配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増し手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告掲載方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.japanpost.jp/corporate/public_notice/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、当社定款の定めにより、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第12期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 平成29年6月23日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成29年6月23日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第13期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日) 平成29年8月10日関東財務局長に提出。

第13期第2四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日) 平成29年11月24日関東財務局長に提出。

第13期第3四半期(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日) 平成30年2月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書

平成29年6月26日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に基づく臨時報告書

平成29年9月11日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

平成29年9月11日に提出の臨時報告書に係る訂正報告書を平成29年9月13日、平成29年9月25日及び平成29年9月29日関東財務局長に提出。

(6) 自己株券買付状況報告書

平成29年10月13日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年 6月20日

日本郵政株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	薊	和彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤	陽一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	富山	貴広

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本郵政株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本郵政株式会社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本郵政株式会社の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本郵政株式会社が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月20日

日本郵政株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	薊	和彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤	陽一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	富山	貴広

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本郵政株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本郵政株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。